苦力助手
女子工場從業員

B 月給者

職業別 ＼ 要目	調査數	平均給料
書記	五五六	四七
金庫係及會計係	一二六	七二
タイピスト	一一〇	五一
電話交換手及製圖工	三四	四九
官廳使用人平均給料	八三六	五一
賣子	七六	四二
女子雇人	一六	一八
小使	八八	一八
商店員	六七	四〇
商店使用人	七六	一六
料理人	六五	一九
給仕	一〇七	一四
子守	一二	一三

而して最近の勞働者及苦力の賃銀及生活費の變動狀態を見れば左の通りである(一九二五年を一〇〇とす)。但し表中西貢とあるは市役所所屬のもの、東京とあるは各讓山所屬のものを示したのであるが、當領全體の推移と大體一致するものである。

第一八八表　勞働者・苦力賃銀及生活費指數連年比較表

年次 ＼	勞働者		苦力		生活費	
	西貢	東京	西貢	東京	西貢	東京
一九二六年	一〇一		一〇一		九八	
一九二七年	一〇三	一一	一〇一	一〇一	一〇四	一〇三
一九二八年	一〇三	一〇五	一〇六	一〇一	一〇三	一〇三
一九二九年	一〇四	一一三	一一三	一一七	一一三	一一三
一九三〇年	一一五	一一〇	一一五	一一三	一一一	一一〇
一九三一年	一一五	一一〇	一一三	一一七	一一〇	一一〇

貿易

總說　佛領印度支那の外國貿易は、逐年增加の途を辿り順調に發展を續けて居たが、貿易總額に於て六十七億餘萬法に達したる一九二六年を最高とし、其の後は漸次減少の傾向にある。が之に反し貿易數量は依然逐增を示し近年の最高記錄を留めた一九二九年の如きは一九二六年を凌駕すること五〇八、五七九噸、一五・一%の增加であつた。但し一九三〇年は數量及金額共に激減し、世界的不況に因る貿易界の甚だしき不振を玆にも又如實に現示した。

以上の如き近年に於ける貿易界の特異現象の原因を求むるに、一九二六年の總額の異常なる增加は、印度支那產業の發達にも負ふ處が尠くないが、寧ろ同年中に於ける法貨の下落に伴ふ貨物價格の必然的騰貴に基因したものである。一九二七年の總額低下は法貨安定に由り、一九二八以後は共に世界經濟界不況の影響を受けた貨物價格の低落り爲めで、特に一九二九年に於ては

此の外に主要輸出品目たる米の收穫減に因る事も大であつた。最後に一九三〇年、は益々深刻度を加ふる經濟界不況に因る多數生產品の價格下落、幾多關稅の引上及輕量にして高價なる物品（絹布類等）の輸出入減に負ふものである。

左に連年貿易狀況竝に各年貿易增減狀況に就き統計を示す。

第一八九表　輸出入別數量・價額連年比較表

年次 ＼ 輸出入別數量價額別	輸入				輸出				計			
	數量		價額		數量		價額		數量		價額	
一九二六年	六二、七八四	(+)	一、〇八六、八五三	(+)	二三三、三〇八	(+)	九二八%	(+)	六四、一一八	(+)	一、三一九、一六一	(+)
一九二七年	二七、六三四	(−)	八一、二〇三	(−)	一七五、八〇〇	(−)	五八・九%	(−)	二八、四三四	(−)	一、二六七、三〇六	(−)
一九二八年	一〇五、〇一四	(+)	一四八、六七二	(+)	一九一、九六三	(+)	四七・〇%	(+)	一〇五、九七七	(+)	一、三一六、二四四	(+)
一九二九年	一〇五、一〇四	(−)	六一、六二四	(−)	一四六、五一八	(−)	三〇・一%	(−)	一〇五、一〇四	(−)	一、二〇五、一四〇	(−)
一九三〇年	六九、八八七	(−)	七九、一三六	(−)	四三、三三六	(−)	二九・九%	(−)	六九、八八七	(−)	七九、一三六	(−)

第一九〇表　輸出入別增減數量・價額及百分率連年比較表

年次 ＼ 輸出入別數量價額	輸入			輸出			同上百分率		
	數量	價額	數量	數量	價額	數量	價額		
一九二六年	六二、七八四	一、〇八六、八五三	二三三、三〇八	(+)	一三九、八四六	(+)	九二八%	(+)	五八六七%
一九二七年	二七、六三四	八一、二〇三	一七五、八〇〇	(−)	一五二、六四三	(−)	五八・九%	(−)	一五五五%
一九二八年	一〇五、〇一四	一四八、六七二	一九一、九六三	(+)	四三、九六〇	(+)	四七・〇%	(+)	三・二〇%
一九二九年	一〇五、一〇四	六一、六二四	一四六、五一八	(−)	八五、三四五	(−)	三〇・一%	(−)	四七七%
一九三〇年	六九、八八七	七九、一三六	四三、三三六	(−)	一五六、二一〇	(−)	二九・九%	(−)	二九・九六%

第一八九表　輸出入別數量價額連年比較表（各年ともその前年との比較）

年次 ＼ 輸出入別數量價額別	輸入				輸出				計			
	數量		價額		數量		價額		數量		價額	
一九二六年	五〇、八四一	(+)	二、八六七、三四六	(+)	二、八六八、一一九	(+)	三、三六九、七八一	(+)	六七、七一〇	(+)	六、七三六、一六七	(+)
一九二七年	二九、三一八	(−)	二、六八五、八四四	(−)	二、九一三、三三	(−)	三、五七一、三三七	(−)	五九、二三一	(−)	五、九五七、一七六	(−)
一九二八年	一〇五、九八一	(+)	三、〇四一、九七三	(+)	二、九八一、三三	(+)	三、八三五、八一〇	(+)	一〇五、九七七	(+)	五、四七五、八〇五	(+)
一九二九年	一〇五、一〇四	(−)	一、四八六、五一八	(−)	一四六、五一八	(−)	四三、三三六	(−)	一〇五、一〇四	(−)	一、五二九、八五四	(−)
一九三〇年	六九、八八七	(−)	七九、一三六	(−)	四三、三三六	(−)	七七〇、八五五	(−)	六九、八八七	(−)	七九、一三六	(−)

次に一九三〇年度の減少額を諸原因別に一九二九年と比較すれば、

第一九一表　一九三〇年度外國貿易總減少額原因別比較表

（前年に對する總減少額）

別原因 ＼ 輸出入	輸入	輸出	總減少額	一九二九年對比減少百分率
貨物價格の下落	二六〇	四一〇	八%	
關稅引上	二四〇	四八〇	一七三%	
貿易貨物の減少	三九一	五一一	九二%	
計	七九一	一、五二一	二九・九%	

第一九二表　一九〇六—三〇年間每五箇年平均外國貿易額比較表

仕向地別輸出入 ＼ 平均年次	佛國及同植民地				外國				計			
	輸入		輸出		輸入		輸出		輸入		輸出	
一九〇六—一〇年平均	九三	五二	一四五	一一三	一六二	二七三	一四五	二〇五	二五五	三二五	二九〇	四一八

第一九三表　佛國及同植民地並外國貿易額進年比較表

出單所位＝百萬佛

年次	國別	輸出入	佛國及同植民地			外國			計		
			輸入	輸出	計	輸入	輸出	計	輸入	輸出	計
一九〇一年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇
一九〇二年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇
一九〇三年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇
一九〇四年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇
一九〇五年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇
一九〇六年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇
一九〇七年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇
一九〇八年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇
一九〇九年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇
一九一〇年			一四五	一〇五	二五〇	一〇五	一〇五	二一〇	二五〇	二一〇	四六〇

第一九四表　一九二九一三〇年佛國及同植民地並外國貿易數量價額比較表

出單所位＝百萬佛、價額千佛

年次	國別	輸出入	佛國及同植民地			外國			計		
			數量	價額		數量	價額		數量	價額	
一九二九年		輸入	一、四五五	一、〇五〇	二、五〇五	一、〇五〇	一、〇五〇	二、一〇〇	二、五〇五	二、一〇〇	四、六〇五
		輸出	一、〇五〇	一、〇五〇	二、一〇〇	一、〇五〇	一、〇五〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	四、二〇〇
		計	二、五〇五	二、一〇〇	四、六〇五	二、一〇〇	二、一〇〇	四、二〇〇	四、六〇五	四、二〇〇	八、八〇五
一九三〇年		輸入	一、二八四	一、〇二〇	二、三〇四	一、〇二〇	一、〇二〇	二、〇四〇	二、三〇四	二、〇四〇	四、三四四
		輸出	一、〇二〇	一、〇二〇	二、〇四〇	一、〇二〇	一、〇二〇	二、〇四〇	二、〇四〇	二、〇四〇	四、〇八〇
		計	二、三〇四	二、〇四〇	四、三四四	二、〇四〇	二、〇四〇	四、〇八〇	四、三四四	四、〇八〇	八、四二四

第一九五表　各國別一九三〇—二九年對佛國及同植民地並外國貿易數量及價額比較表

出單所位＝數量千噸、價額千佛

年次及國別	輸出入別	佛國及同植民地				外國				計			
		輸入		輸出		輸入		輸出		輸入		輸出	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一九三〇年	東京	三、五五二	一、四五六	一、〇五一	四三五	四、二五九	一、七一五	一、〇五一	四三五	七、八一一	三、一七一	二、一〇二	八七〇
	安南	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	二、二一〇	九〇〇	二、一〇二	八七〇
	支那	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	二、二一〇	九〇〇	二、一〇二	八七〇
	計	五、七六二	二、三五六	二、一〇二	八七〇	六、四六九	二、六一五	二、一〇二	八七〇	一二、二三一	四、九七一	四、二〇四	一、七四〇
一九二九年	東京	四、二五九	一、七一五	一、〇五一	四三五	四、二五九	一、七一五	一、〇五一	四三五	八、五一八	三、四三〇	二、一〇二	八七〇
	安南	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	二、二一〇	九〇〇	二、一〇二	八七〇
	支那	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	二、二一〇	九〇〇	二、一〇二	八七〇
	計	六、四六九	二、六一五	二、一〇二	八七〇	六、四六九	二、六一五	二、一〇二	八七〇	一二、九三八	五、二三〇	四、二〇四	一、七四〇
一九二八年	東京	四、二五九	一、七一五	一、〇五一	四三五	四、二五九	一、七一五	一、〇五一	四三五	八、五一八	三、四三〇	二、一〇二	八七〇
	安南	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	二、二一〇	九〇〇	二、一〇二	八七〇
	支那	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	一、一〇五	四五〇	一、〇五一	四三五	二、二一〇	九〇〇	二、一〇二	八七〇
	計	六、四六九	二、六一五	二、一〇二	八七〇	六、四六九	二、六一五	二、一〇二	八七〇	一二、九三八	五、二三〇	四、二〇四	一、七四〇

第一九四表に見らるゝ、如く一九三〇年の輸入總計は五二一〇九〇噸で前年に比べ六、八九二噸（約一・八三%の減少である。內譯は佛國及同植民地貿易に於て同じく二七、二七九噸（約一四・五三%）、外國貿易に於て四二、六三噸（二〇・五七%の減少を示してゐる。

同年輸出總計は二、六四、〇二八噸で、四二三、三三六噸（約一二・八%の減少であるが、中佛國及同植民地貿易に於て七二三七噸（一・六%の增加、外國貿易に於て四三〇、五七二噸（二五・〇%の減少を示してゐる。今之を同額の主産物の米及其他に區別し、一九二八年以後を比較すれば、

一九二八年	米及之に類するもの	一、七七六、六二噸
	其他の產物	一、四三五、一100
一九二九年	米及之に類するもの	一、四七七、四二三
	其他の產物	一、八二二、三三
一九三〇年	米及之に類するもの	一、三二三、五三三
	其他の產物	一、四一四、三七

以上の如くで輸出貿易總額に於て減少を示したる原因の主なるものは米及之に類するもの、輸出不振に依るので、其他の產物に於ては前年に比し反つて約一〇%增加の傾向を示してゐるが、一九二八年當時よりは尙ほ約一〇%の減少である。

第一九六表　輸出入品種類別數量及價額進年比較表

出入狀態を見れば左の如くである。

年次及輸出入別	要目	食料品		原工業料品		製造品		計	
		植民地及佛國	外國	植民地及佛國	外國	植民地及佛國	外國	植民地及佛國	外國
一九二九年 輸入	數量	二三、九三	四一、五九	八九、四九	一三、八三	五一、九	一四、六	一六五、四四	六九、一四
	價額	九、三	一三、四	一四、六	一、三	一四、六	一、三	三〇、四	一六、〇
一九三〇年 輸出	數量	一三、八	一、三	一三、八	一、三	一四、六	一、三	四一、三	三、九
	價額	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	四、〇	三、九

印度支那貿易品を食料品・工業原料品及製作品の三種類に大別し夫々の輸

年次		一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
一九一二年 輸入	數量	一八	八〇	二三一	九〇	六八	一八	四〇三	二八〇	四〇
	價額	一二五	一一四	四八九	一〇五	四二三	一二八	二八〇五	二〇〇五	二八一
輸出	數量	三八一	一三〇	一五三	四一	五七	一〇	三六一	二〇〇	三六一
	價額	四三八	一二六	一五二	三	四二	一〇	二四三〇 註	一三五	二四三〇
一九一三〇年 輸入	數量	一五	九二	一六一	八五	二七	一〇	二四三〇 註	一三五	二四三〇
	價額	八九	八〇	九五〇	三四	五四	一〇	二四三〇 註	一三五	二四三〇
輸出	數量	三四九	八二	一四六	八九八	三七	一〇	二四三〇 註	一三五	二四三〇
	價額	三四九	八二	一四六	八九八	三七	一〇	二四三〇 註	一三五	二四三〇

註　各年共貴金屬輸入價額を含まず、左に本品の輸入額を示せば、一九一二年—一二八九千法、一九一三年—一二八〇千法、一九一四年—一三五千法、一九一五年—一三五千法、一九一六年—一三五千法、一九一七年—一三五千法、一九一八年—一三五千法、一九一九年—一三五千法、一九二〇年—一三五千法

輸入貿易

第一九七表　主要品別輸入貿易一

品目＼年次	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	以上五箇年平均	一九二〇年
綿織物	二八四	四一四	二二九	二〇〇	二三九	二三三	二三九	二三三	二三三	二三五
機械及器具	八六	一〇一	一七一	一四八	一四九	一四三	一四九	一四三	一四三	一四九
石油及精油	一一二	一六三	一六二	一〇五	一二八	一七二	一二八	一七二	一七二	一二八
各種金屬製品	八九	一一三	一二五	一〇〇	一一三	一一八	九一	一一八	一一八	一一八
鐵及鋼鐵	五七	六八	八四	五八	一〇九	七五	一二八	一〇九	一〇九	一〇九
絹織物	七四	一四六	一四二	一二五	一二八	一二三	一二八	一二三	一二三	一二八
自動車及部分品	四九	八一	一〇七	七三	一七二	五五	一七二	五五	五五	一七二
各種煙草	五二	七七	三三	八一	五二	七七	一七二	七七	七七	一七二
棉花	六二	三六	三九	五二	三六	一七	四四	一七	一七	四四
紙類	四二	五二	三七	三六	四二	三三	四五	三三	三三	四五
化學製品	四三	四〇	三七	三四	四三	三三	四五	三三	三三	四五
各種葡萄酒	三三	五五	三五	三六	四三	三三	四五	三三	三三	四五

單位＝萬法
出所＝同前表

第一九八表　對佛國及同植民地輸入貿易一

品目＼年次	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
石炭	七	一四	一〇	一四	一四	一四	一四	一四	一四
麻絲・麻綱・麻繩	三	一九	一二	一九	一九	一九	一九	一九	一九
金銀細工・寶石・時計	一〇	一二	八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
磁器	九	一〇	八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
金	八	一二	八	一二	一二	一二	一二	一二	一二
亞麻・大麻・苧麻絲	七	一二	八	一二	一二	一二	一二	一二	一二
硝子板	九	一一	九	一一	一一	一一	一一	一一	一一
其他	五	一四	四	一四	一四	一四	一四	一四	一四

單位＝萬法
出所＝同前表

第一九九表　對佛國及同植民地別主要輸入品數量及價額連年比較表

單位＝數量—噸、價額—千法
出所＝同前表

品目＼年次及數量價額	一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
佛國						

第一九八表　對佛國及同植民地別輸入貿易數量價額連年比較表

單位＝數量—噸、價額—千法
出所＝前前表

年次＼仕出地別數量及價額	佛國		同植民地		計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一九二六年	一五二	四〇二	二三六	一四一	一八三	一四二
一九二七年	一八三	一一七	二六二	一四四	一八五	一四四
一九二八年	一四一	一四四九	一〇〇	九〇	一四一	一四四九
一九二九年	八三	一五一	一〇三	七八	一八六	一五二
一九三〇年	一五三	九〇七	一四四	八二五	一六八	一〇〇七
前年に比したる一九三〇年の差額(一)	二九三	一四四(一)	一一〇	七四(十)	一九六	一〇七(一)
	一九六	七(一)	四六	八九(一)	二七	七(一)
	一〇	一(一)	一五	四七(一)	一二	五四(一)

第一九九表　對佛國及同植民地別主要輸入品數量及價額連年比較表

單位＝數量—噸、價額—千法
出所＝同前表

品目＼年次及數量價額	一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
佛國						
同植民地						
各種煙草	三八九	六五七	四〇	三三	四九	三五
綿織物	四六	一九六	五六	三三	五四	三四
綿絲	三七	一三〇一	一四	一三	一五	一〇
葡萄酒	二四四二	二三二五	四一	二七	四一	二七
化學肥料	二八	一九	二四	一五	二三	一五
染料	三	一〇	三	一〇	三	一〇
牛酪類	八	九	九	一二	一〇	一三
魚	一二	一二	一二	一四	一二	一四
亞鉛	一二	一二	一二	一四	一二	一四
蝙蝠及下著	一二	一二	一二	一四	一二	一四
衣服及附屬品	一二	一二	一二	一四	一二	一四
自轉車及部分品	一二	一二	一二	一四	一二	一四
支那素麵	一二	一二	一二	一四	一二	一四
繪具・インキ・鉛筆	一二	一二	一二	一四	一二	一四
香料及香入石鹼	一二	一二	一二	一四	一二	一四
乾野菜	一二	一二	一二	一四	一二	一四
漢藥	一二	一二	一二	一四	一二	一四
椰果	一二	一二	一二	一四	一二	一四
銅	一二	一二	一二	一四	一二	一四
毛織物	一二	一二	一二	一四	一二	一四
獸皮及加工毛皮類	一二	一二	一二	一四	一二	一四
印刷物・繪畫・書籍	一二	一二	一二	一四	一二	一四
調合藥劑	一二	一二	一二	一四	一二	一四
食卓用果物	一二	一二	一二	一四	一二	一四
武器・火藥・彈藥類	一二	一二	一二	一四	一二	一四
生及罐詰野菜	一二	一二	一二	一四	一二	一四
蒸溜酒	一二	一二	一二	一四	一二	一四
茶	一二	一二	一二	一四	一二	一四
重油及石油滓	一二	一二	一二	一四	一二	一四
牛乳	一二	一二	一二	一四	一二	一四
砂糖	一二	一二	一二	一四	一二	一四
小麥粉	一二	一二	一二	一四	一二	一四
綿絲織物	一二	一二	一二	一四	一二	一四
護謨製品	一二	一二	一二	一四	一二	一四

品目＼年次及數量價額	一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
佛國						
同植民地						
各種煙草	三八九	六五七	四〇	三三	四九	三五
綿織物	四六	一九六	五六	三三	五四	三四
綿絲	三七	一三〇一	一四	一三	一五	一〇
葡萄酒	二四四二	二三二五	四一	二七	四一	二七
化學肥料	二八	一九	二四	一五	二三	一五
染料	三	一〇	三	一〇	三	一〇
牛酪類	八	九	九	一二	一〇	一三
魚	一二	一二	一二	一四	一二	一四
亞鉛	一二	一二	一二	一四	一二	一四
蝙蝠及下著	一二	一二	一二	一四	一二	一四
衣服及附屬品	一二	一二	一二	一四	一二	一四
自轉車及部分品	一二	一二	一二	一四	一二	一四
支那素麵	一二	一二	一二	一四	一二	一四
繪具・インキ・鉛筆	一二	一二	一二	一四	一二	一四
香料及香入石鹼	一二	一二	一二	一四	一二	一四
乾野菜	一二	一二	一二	一四	一二	一四
漢藥	一二	一二	一二	一四	一二	一四
椰果	一二	一二	一二	一四	一二	一四
銅	一二	一二	一二	一四	一二	一四
毛織物	一二	一二	一二	一四	一二	一四
獸皮及加工毛皮類	一二	一二	一二	一四	一二	一四
印刷物・繪畫・書籍	一二	一二	一二	一四	一二	一四
調合藥劑	一二	一二	一二	一四	一二	一四
食卓用果物	一二	一二	一二	一四	一二	一四
武器・火藥・彈藥類	一二	一二	一二	一四	一二	一四
生及罐詰野菜	一二	一二	一二	一四	一二	一四
蒸溜酒	一二	一二	一二	一四	一二	一四
茶	一二	一二	一二	一四	一二	一四
重油及石油滓	一二	一二	一二	一四	一二	一四
牛乳	一二	一二	一二	一四	一二	一四
砂糖	一二	一二	一二	一四	一二	一四
小麥粉	一二	一二	一二	一四	一二	一四
綿織物	一二	一二	一二	一四	一二	一四
護謨製品	一二	一二	一二	一四	一二	一四

對外國輸入貿易—

第二〇〇表　對外國別輸入貿易數量及價額連年比較表

單位＝數量＝噸、價額＝千法
出所＝同前表

年次及數量價額 / 國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
香港	八五、二〇九	四四六、九九九	一〇〇〇八四	四八三、五七三	一〇六、九一〇	四八九、九九七	一〇一、六一七	四〇五、五六五	一八七、八六一	一八七、八六一
關領印度	六一、一六五	一〇九、一〇七	七五、二六五	一五〇、三五一	四六、八一九	一一二、五八一	九六、五七六	一八三、三六一	一一、二五八	九八、二四〇
米國	三九、五一九	八七、二九七	三一、四一五	七八、〇五三	五〇、〇八	九一、〇〇七	四一、三三九	一三三、三六	四〇、九九六	七八、三六九
英領印度	一〇〇、〇四	一一三、五〇	五一、一七	九一、〇〇七	九、四一三	一〇〇、〇三	四三、四一〇	一三〇、三六	二四、五八四	五五、〇五五
獨逸	六、七六	六、九五九	一、三〇八	五、三九九	一、七八四	二、〇五七	二、七八六	三、〇五七	二、四二八	四、八六八
英國	六、五七六	三九、九六七	八、〇五七	四二、八六八	二、七八六	一四、五六八	一、三〇四	一五、八六八	一、二五三	一四、五五〇
支那	四三、五一四	三一〇、九五八	三七、二八一	二三〇、七五三	三一、一一八	一七〇、六七五	二四、〇〇一	一七、八六一	三六、八六七	二〇三、四七
新嘉坡	二七、七一一	一二〇、九八七	二二、七四三	九三、三三〇	九、三三〇	四〇、八〇九	三、二〇九	一三、二〇九	三、二〇五	一九、八八七
日本	五四、八五	八九、三八四	四四、八五〇	七四、八四一	三一、六三	五二、六八四	二四、九一六	四一、八六三	一九、七六二	三二、七五九
瑞西	二、三四七	三、九二〇	一、八一一	一、八三四	一、一八一	一、七二五	一、〇六七	一、七二五	九、二七五	一、九八七
和蘭	一二、七二四	五四、四三八	一二、七五七	一八三、四	一二、七五四	一八三、四	一二、七五四	一八三、四	六、二〇三	八、二七八
其他の歐洲諸國	三、〇六〇	一六、七七	一、七七七	一三、〇八二	一、七七七	一三、〇八二	一、七七七	一三、〇八二	一、七七七	一三、〇八二
白耳義	一六、七七	一五、八〇八	一五、八〇八	一四、一六六	一五、八〇八	一四、一六六	一五、八〇八	一四、一六六	六、一四六	八、七七八
羅運	四、四七六	九、二一六	三、五五一	五〇一	三、五五一	五〇一	三、五五一	五〇一	三、五五一	五〇一
伊太利	七四三	一八七	四〇	三〇一	四〇	三〇一	四〇	三〇一	四〇	三〇一
其他の亞米利加諸國	六八	二四	一九一	一三八	一九	一三八	一九	一三八	一九	一三八
亞佛利加	一	七	一	七	一	七	一	七	一	七
濠洲	一九一	六七	一九一	六七	一九一	六七	一九一	六七	一九一	六七
錫蘭	一六	一三八	一九	一三八	一九	一三八	一九	一三八	一九	一三八
比律賓	四二	七八三	三六	七八三	三六	七八三	三六	七八三	三六	七八三
計	三四六、五一八	一、四〇七、九七	三四二、三二一	一、四〇八、九七	三四二、三二一	一、四〇八、九七	三四二、三二一	一、四〇八、九七	三四二、三二一	一、四〇八、九七

左に佛國及同植民地を除く主要諸外國よりの各輸入品を、一九二六―三〇年三箇年の平均價額に依り多額順に殊別し、各品目に就き各年の輸入額を比較すれば左の通りである。

第二〇一表　仕出地別主要輸入品價額連年比較表

出所＝同前表

品別及年次 / 國別	香港	關領印度	米國	英領印度	獨逸	英國	支那	新嘉坡	日本	瑞西
石油及精油 一九二六年		一二五、六一五	七七、〇九三				一三八	八五六		一九
一九二九年		一三七、八四二	七八、五四八				九〇二	五〇三	一	
一九三〇年		八七、六八八	四一、三三九				七八三	一八四七		
各種野菜 一九二六年	七七、九二六		五六三				三、六六九	一、三四五	三五	一九
一九二九年	六二、三七六		四三五				一、四二五	六九四	一、〇一七	一九
一九三〇年	一、〇〇五		四〇七				三、九一二	八六三	一、〇一七	一九
絹織物 一九二六年	二、九八六						二二三	五一三	一、〇一七	一九
一九二九年	七、六九						八六三	八五	一、〇一七	一九
一九三〇年	七、九六四						六、一五七	二、一四一	一、〇一七	一九
砂糖 一九二六年	三八、二一五	三五、二一三					二二三	一、四八九	一、四八九	一九
一九二九年	三四、八九二	二八、八八九					一、四八九	七、五八四	七、五八四	一九
一九三〇年	一〇、九八八	五、九四五					一、四八九	二、四五〇	二、四五〇	一九
阿片 一九二六年										
一九二九年										
一九三〇年										
金屬製品 一九二六年	五、七五〇	一、七二一	一三〇				一、八〇四	一、〇〇一	一七	一九
一九二九年	五、〇五九	一、四七一	一、七九四				一、〇〇一	一、〇〇一	一七	一九
一九三〇年	一、三五六	四八三	一、三一九				二五六	二五六	一七	一九
小麥粉 一九二六年	五二、四〇三	二、三三三					二、八三三	八九四	一五	一九
一九二九年	四八、九九二	一、九二八					一、〇〇一	八九四	一五	一九
一九三〇年	四四、八五一	一、九二八					二、九二六	八九四	一五	一九
棉花 一九二六年	五、八三一						一、〇一四	一、〇七四		六六
一九二九年	八、〇一八		九一四				一、〇一四	一、〇七四		六六
一九三〇年	一、四三三		二、三三〇				一、〇一四	一、〇七四		一三

輸出貿易　主要品別輸出貿易ノ

第二〇二表　主要輸出品別價額連年比較表

單位＝百萬法　出所＝同前表

品別 ＼ 年次	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	同上五箇年平均	一九二〇年
米及之ニ類スルモノ	一五六	一六二八	一六〇一	一六〇一	一六〇五	一六〇五	一六〇五	一六〇四	一六〇五	一六〇五
石炭	三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
乾鹽・燻製魚類	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
護謨	一九二	一八一	一三八	一三五	一三一	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
胡椒	三五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
玉蜀黍	二八	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
千	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
材	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
木	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
加工皮	八	九	八	八	八	八	八	八	八	八
蔴子油	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
生及砂糖漬果物	七	六	六	六	六	六	六	六	六	六
魚皮	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
乾大豆	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
生絲	九	一二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
安息香	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
胡麻種子	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ベンガラ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
粗製砂糖	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
珈琲	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二
灑粉	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四
其他	一〇八	一四八	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七

第二〇三表　對佛國及同植民地別輸出數量及價額連年比較表

單位＝數量ハ噸、價額ハ千法　出所＝同前表

仕向地別 ＼ 數量及價額 ＼ 年次	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年	前年に比したる一九二〇年の差額
佛國	數量	三二七、九九一	三五〇、七二二	四〇〇、〇〇八	四〇四、四三八	三九四、六一五	(一)九八二五
	價額	八二四、〇六三	六〇五、五九九	六一七、七四	六七六、六二七	四三六、三五七	(一)二四〇、二二〇
同植民地	數量	一四四、六六	二〇、五三	三〇、二三一	三一、六一七	三九、六八〇	(十)一七、〇三三
	價額	二六、八八一	二八、一二一	四〇、三五一	四四、三五九	四四、三五九	(十)一四、二九二
計	數量	三四二、四五八	三七、二二五	四四〇、二四一	四三七、〇五五	四三四、二九五	(十)九、一四〇
	價額	八五〇、九四四	六三三、八二〇	六五七、六五五	七〇六、六〇六	四八〇、六九六	(一)三五、九七九

年次 ＼ 品別	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	同上五箇年平均	一九二〇年
金	六九、五七八	六八、七〇〇	六一、八	四五、五九	一六、一八四	一〇三、四	一六、三三	三九一	二一〇、四	一八、一
機械器具	一一、九九九	八、八〇九	九、二三四	一〇、六四四	一〇、六四四	一六、六八五	九、三三九	八、〇三六	一〇、六四四	一〇、六四四
食卓用果物	一六四、二六	三三、三七八	二一	一〇一	八一〇	七六六	八一三	一、八七九	二、四〇七	八一〇
紙及ボール紙	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
牛乳	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
支那素麺	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
重油及石油滓	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
茶	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
石	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
乾鹽・燻製魚類	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
護謨	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
胡椒	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
玉蜀黍	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
千	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
材	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
木	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
加工皮	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
蔴子油	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
生及砂糖漬果物	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
魚皮	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
乾大豆	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
生絲	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
安息香	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
胡麻種子	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
ベンガラ	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
粗製砂糖	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
珈琲	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
灑粉	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一
其他	一〇一	七八	三三八	一〇一	一〇一	七三	三三八	一〇一	一〇一	一〇一

第二〇五表　對外國別輸出數量及價額連年比較表

國別	年次	數量	價額
亞非英日蘭新支香	一九二六年	八、三一九	四、三五二、四一四
他の領		三、七一六	一、二五五、八五六
弗嘉		一、〇一九	一、〇一〇、七一七
利米		三、八九三	三、五一〇、八七五
加利		八、三五六	三、四一七、九五六
諸加		一、〇一九	一、〇一〇、七一七
國國本度坡那港		三、七一六	一、二五五、八五六
	一九二七年	一、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
		三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
		一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
		三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
		一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
		三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
	一九二八年	四、五九二	四、五九二、〇〇〇
		一、四一九	一、四一九、〇〇〇
		一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
		三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
		一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
		三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
	一九二九年	四、〇一九	四、〇一九、〇〇〇
		一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
		一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
		三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
		一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
		三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
	一九三〇年	四、〇一九	四、〇一九、〇〇〇
		一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
		一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
		三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
		一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
		三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

單位＝圓

第二〇四表　對佛國及同植民地別主要輸出品數量及價額連年比較表

佛領印度支那……貿易

品別	年次	數量	價額
ヲ魚及其他ノ水產物	一九二六年	一、二〇〇、〇〇〇キログラム	一、二〇〇、〇〇〇フラン
	一九二七年	一、〇〇〇、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一九二八年	一、〇〇〇、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
ム護謨	一九二六年	一、〇一九キログラム	一、〇一九、〇〇〇フラン
	一九二七年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一九二八年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
酒	一九二六年	一、〇一九リットル	一、〇一九、〇〇〇フラン
	一九二七年	一、〇〇〇リットル	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一九二八年	一、〇〇〇リットル	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
脂	一九二六年	一、〇一九キログラム	一、〇一九、〇〇〇フラン
	一九二七年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一九二八年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
物	一九二六年	一、〇一九キログラム	一、〇一九、〇〇〇フラン
	一九二七年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一九二八年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
誤	一九二六年	一、〇一九キログラム	一、〇一九、〇〇〇フラン
	一九二七年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一九二八年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
椒	一九二六年	一、〇一九キログラム	一、〇一九、〇〇〇フラン
	一九二七年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一九二八年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
棗	一九二六年	一、〇一九キログラム	一、〇一九、〇〇〇フラン
	一九二七年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一九二八年	一、〇〇〇キログラム	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
其他ノ佛國輸出貿易	一九二六年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇フラン
	一九二七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一九二八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇フラン

單位＝圓

第二〇六表　仕向地別主要輸出品價額連年比較表

既述の第二〇一表統計と同じく佛國及同植民地を除く主要外國への輸出品價額連年比較を示せば左の如くである。

仕向地別	品別及年次	上手木加黃豚胡ろ米植同	亞ヂ未錫石大
		衣製製及ノ牛製皮及ノ	及絹衆牛油鑛材皮塊炭油
香港	一九二六年	九二、四一四	一、〇一〇、七一七
	一九二七年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
	一九二八年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
支那	一九二六年	四四、二五四	三一、八四〇
	一九二七年	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
	一九二八年	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
新嘉坡	一九二六年	五四、八三一	三一、八四〇
	一九二七年	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
	一九二八年	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
蘭領印度	一九二六年	一四、二五四	三一、八四〇
	一九二七年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
	一九二八年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
日本	一九二六年	一五、二五四	三一、八四〇
	一九二七年	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
	一九二八年	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
英國	一九二六年	一四、二五四	三一、八四〇
	一九二七年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
	一九二八年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
利加他の諸亞國米	一九二六年	二七、八四〇	三一、八四〇
	一九二七年	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
	一九二八年	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
諸亞弗利國加	一九二六年	四〇、九五四	三一、八四〇
	一九二七年	一〇、〇一九	一〇、〇一九、〇〇〇
	一九二八年	一〇、〇一九	一〇、〇一九、〇〇〇
錫蘭	一九二六年	一四、二五四	三一、八四〇
	一九二七年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
	一九二八年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
暹羅	一九二六年	一四、二五四	三一、八四〇
	一九二七年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇
	一九二八年	一、〇一九	一、〇一九、〇〇〇

單位＝圓

第二〇三表　漆其比其亞自獨英運島他他の領の米梅律歐耳東洲利印諸洲國加哀逸度羅爾計

年次	數量	價額
一九二六年	一、四三九	三、九五〇、〇〇〇フラン
一九二七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
一九二八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
一九二九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
一九三〇年	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇フラン

單位＝圓

漆	一九二八年	一七、七八四	二九〇	—	—	一六、六二五	—	—	—	—	—
	一九二九年	一八、二六三	八九〇	—	—	二〇、二八九	—	—	—	—	—
	一九三〇年	三、九一五	二三六	—	—	五、四二六	—	—	—	—	—
生獸	一九二八年	一、七四〇	—	一九、四五一	—	—	—	—	—	—	—
	一九二九年	六、四六二	—	一一、〇三七	—	—	—	—	—	—	—
	一九三〇年	一、九二九	—	九、〇五七	—	—	—	—	—	—	—
乾蝦	一九二八年	一九、二五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一九二九年	一七、七八四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一九三〇年	一二、二一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チーク材	一九二八年	三、〇五三	—	二、三一八	—	六九三	二、〇八〇	—	六二	一、九八七	—
	一九二九年	二、一六三	—	一、四二三	—	四一四	一、四三四	—	三七七	一、四〇五	—
	一九三〇年	二、〇二九	—	一、一九九	—	一二〇	一、六八七	—	二、三七七	五五七	—
未加工皮	一九二八年	五、〇三三	三〇五	三七八	—	—	四、七九九	—	四六	—	—
	一九二九年	五、七一九	三三四	七五〇	—	—	五、一〇五	—	四〇	—	—
	一九三〇年	五、一一九	一三七	九七	—	—	四、五三六	—	七〇	—	—
鳥卵	一九二八年	—	—	一三、八八八	—	—	—	—	—	—	—
	一九二九年	—	—	一六、四一六	—	—	—	—	—	—	—
	一九三〇年	—	—	五、三〇八	—	—	—	—	—	—	—
亞鉛塊	一九二八年	五四八	—	—	—	一三、八三八	—	—	—	—	—
	一九二九年	三一〇	—	—	—	一三、一九一	—	—	—	—	—
	一九三〇年	四七四	—	—	—	六、四七八	—	—	—	—	—
コプラ	一九二八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一九二九年	—	—	—	—	四五	—	—	—	—	—
	一九三〇年	—	—	—	—	七二	—	—	—	—	—
セメント	一九二八年	三、一〇五	七、六六七	五、六八二	—	—	—	—	—	—	—
	一九二九年	一、八八四	二、八八五	二、七五九	—	—	—	—	—	—	一八二
	一九三〇年	二、一九五	二、七七六	四〇六	一九六	—	—	—	—	—	一七三
錫鑛	一九二八年	—	—	九、八四八	—	一、三一六	—	—	—	—	—
	一九二九年	—	—	七、九一四	—	二、二一一	—	—	—	—	—
	一九三〇年	—	—	一〇、四四二	—	一、四七〇	一四六	—	—	—	—
桂皮	一九二八年	一三、八七〇	七〇	—	—	—	—	—	—	—	—
	一九二九年	一〇、四六三	六七	—	—	—	—	—	—	—	—
	一九三〇年	一、七二五	三六	—	—	—	—	—	—	—	—
玉蜀黍	一九二八年	四一〇	二一四	—	—	二、六八三	—	—	四九九	—	—
	一九二九年	二一〇	六四五	—	—	七、九九〇	—	—	—	—	七三
	一九三〇年	二二三	六五	—	—	一一、〇九七	—	—	—	—	—

對日本貿易　佛領印度支那對本邦貿易は、財政の部輸入税の項にて既述の如く、一九二九年三月二十五日より印度支那に適用されたる殆ど禁止的なる新關税率の適用、更に又世界不況に依る物價の低落等に依り大いに低下するに至つた。左に輸出入連年比較表を示しその貿易狀況の消長を示す。

第二〇七表　對日本主要輸入品別數量及價額連年比較表

單位＝數量—噸、價額—千法　出所＝同前表

品別	一九二八年 數量	一九二八年 價額	一九二九年 數量	一九二九年 價額	一九三〇年 數量	一九三〇年 價額
乾・鹽・燻製魚	二四二	一、〇六四	七九	三九七	一三八	五六八
乾野菜	四四四	一、七七七	—	—	四五〇	五一〇
食卓用生野菜	九三	二九〇	三八	六五	一四二	一五六
生野菜	一三四	二八一	一六〇	三三五	三四三	一九八
セメント	二一、八八八	七、一三三	六、〇三四	二、八六八	九、三七六	二、〇七八
石炭	二三、九三〇	四、七八六	二〇、〇八八	三、九八七	一五、八二〇	二、九一一
瀝青	六、七三五	八、四一九	九、二六六	一三、九〇〇	三、三三〇	一、六一〇
重油及石油滓	一五四	一〇八	一、二七〇	八八九	五	一一
鹽酸	一六五	一六五	五五	一九二	三〇三	二七五
陶器	三七	二一三	四三	二五四	五四	一三八
磁器	一、〇八〇	三、一五四	一四	一二八	二六	八九
各種硝子製コップ	五三一	二、六〇六	一七〇	一、〇一一	七〇	五四二
綿絲	一四三	七九六	一一〇	五七四	一〇六	九〇六
綿織物	三四	一、三〇三	一三	三六〇	八	三七一
絹織物	二六	八、五〇〇	二五	八、五一六	一九	五、一〇二
ボール紙	一九三	三六八	二八	五五	二七	六七
各種金屬製品	一七八	一、五一七	一〇七	八九四	六〇	五八四
支那蓆	六六	二八二	一三	五六	二三	一一七
チューブ及タイヤ	二	一、五四四	二三	一、六九三	三五	七九〇
其他	一、三五〇	五、三八六	七三五	四、六三三	一、七五〇	三、三二四
計	四七、四四四	四九、六九二	三八、二七〇	四〇、八〇七	三二、〇八九	二〇、三四七

第二〇八表　對日本輸出品別數量及價額連年比較表

單位＝數量—噸、價額—千法　出所＝同前表

品目	一九二八年 數量	一九二八年 價額	一九二九年 數量	一九二九年 價額	一九三〇年 數量	一九三〇年 價額
玉蜀黍	三、八三三	二、六八三	二一、四一五	七、九九〇	二三、一九四	一一、〇九七
米及之に類するもの	一三〇、〇二一	一五三、五六二	四八、一九七	五九、三七一	三三、六七七	三八、四八八
コプラ	—	—	二五	四五	五一	七二
蓖麻子油	—	—	一四二	二〇二	—	—
樹脂及コロハン	五二八	六三九	六七七	一、〇一五	四三六	五二三
漆	四七五	一六、六二五	五八〇	二〇、二八九	六〇四	五、四二六

	計	其他	藤鉛塊	亞鉛鑛	軌道	石炭及薪	蘭	綿チーク材	護謨	テレビン油
五二七・二七五	四五	一六・九二五	五〇	二・九八六	一・八二九	三七五・二七	三	四五八	五	—
二四七・二四〇	一一〇	八七五	五七〇	二・八三八	一・三一六	三三・七七	九八	六九三	二一	—
六三八・二七	二一〇	一・七三九	一〇八	二・七六	九・二五四	五〇四・一〇三	一〇八	二七六	一一〇	五三
一四九・九九	一三一	八七	八三七	一・一九一	七・一一一	二・五六九	九一	四一四	一三一〇	一三一
四九七・〇六	一七	一〇八	一〇一	三〇〇	七・〇〇〇	三・五〇〇	三一	九三三	八〇	七四
九八・三三	四五	四八三	七四	六四・八	一・四七〇	二八・六〇八	一五	四〇九	二一〇	四五

交　通

一　道　路

概說　沿革―一九一二年迄の本領道路工事は、聯邦各國夫々の財源に依り經費を支辨し、主として當該地方に於ける直接の必要を基準として施行した關係上、印度支那全國を連絡する一般的交通路なるものが無く、唯僅に交趾支那東部に於ける道路網の整備せるを見るのみであつた。然るに一九一二年に當時の總督サロー氏は、當領道路網建設の大々的計畫を樹て、毎年總豫算より巨額の道路費を支出し、地方豫算と相俟つて計畫の實施を圖るに至つた。その結果、一九二九年末に於ける道路の全長は國道及地方國道を合し、二萬四千餘粁となり、領内の交通及運輸に大なる便を與へてゐる。

種類―當領の道路は一九一八年六月十八日總督令に依り國道（Route colo-niale）及地方國道（Route locale）に類別された。但し交趾支那のみは別に州道（Route provinciale）及里道（Route communale）の二區分に區別されてゐる。

一九二二年よりは更に人口稀薄なる僻地に通ずる驛路が設定される事になつた。而して國道は總督府に直轄され、其他は總て地方廳の管轄に依る。

路幅及敷設方法―路面の幅員は各種道路を通じ普通五乃至六米であるが、山岳地方に於ては工費節約或は工事の困難等に依り四・五〇米若しくは四米に縮少されてゐる。橋梁は普通單道で、中央の車馬道の幅員二・五乃至三米、左右歩道の幅員各々五〇糎乃至七五糎である。

道路の鋪裝は普通のマカダム式（割栗石を用ふ）を採用し、一粁に付四百乃至五百立方米の割合を以て三乃至四米の幅に鋪石し、中央車馬道は約八十分の一を隆起せしむ。但し交趾支那の如き石材の缺乏せる地方にあつては、割栗石の代用として煉瓦又は瓦の破片を以て之に代へてゐる。

國道　當領の一般的利益即ち經濟・軍事・政治及行政上の必要を主眼として設定された最主要道路で、施工費は總豫算支辨を原則とし、地方的利益に關係ある地方國道・州道・里道等を各方面に分岐する謂はゞ大動脈をなすものである。一九一二年立案の國道計畫に依れば道路全延長九、一七六粁、經費五千二百萬比弗であつたが、一九二九年末現在の狀態は、砂利工事を施した完成せるもの延長六、三九〇粁、半完成のもの一、七一二粁、工事豫定中のもの一、五一〇粁である。

國道の新設費は大體年三百―四百五十萬比弗、維持費は年額百―二百萬比弗程度で、一粁に對する平均年額は、交通機關の便否及勞働賃銀の高低に依つて各國夫々差異があるが、大體に於て安南及東京方面の二―三百比弗、柬埔寨・交趾支那方面の四―五百比弗が標準である。

又國道には第一號より第二二號迄の番號を附し、夫々國内の各重要地を連絡してゐる。

第一號國道は特に宗主國と稱し當領に於ける最主要道路で、北は支那國境より南に遞羅國境に及び、東京・安南・交趾支那・柬埔寨を通れる全延長へ但し一

九二九年には二、五七八粁の縱貫大交通路である。尙本國道は全體を通じ幅員六米以上、屈曲半徑十五米以上、傾斜角度一米に付六糎以下である。

第二〇九表　一九二九年國道別所要經費表（十二月末日現在）

出所＝勞計年鑑

國道別	要目	全延長	完成道路	半完成道路	計畫道路	一九二八年度支出經費
第一號	自支那國境　至遞羅國境	二、五七八	二、五四六	三二	粁	比弗 一、五七七、二九二
同上の二	自 Phnom-penh　至 Sisophon	三五二	二九八	五四	三四	三五、〇〇〇
第二號及同上の三	自河内　至 Ha-giang	三〇九	一九八	一一	—	一一、四〇〇
第三號及同上の三	自河内　至 Cao-bang	二九四	一九六	九八	—	四五、一〇〇
第四號	自 Moncay　至 Vientiane	五〇七	三四九	一五八	三八	二四五、一〇一
第五號	自河内　至海防	一〇〇	一〇〇	—	—	四五、三〇〇
第六號	自河内　至高部老撾	一五五	四八	一〇七	二四三	四三、六〇〇
第七號	自 Luang-prabang　至 Vinh	四七四	三五	一四九	三七	六四、一二一
第八號	自 Vientiane　至 Vinh	一六三	一一三	五〇	三一	二九、三一一
第九號	自 Vientiane　至 Huế	三六〇	三一八	三一	—	一五、三五九
第一〇號	自 Paksé　至 Oubône	三九	三九	—	—	九、九九二
第一一號	自 Tourcham　至 Finnon	一〇七	一〇七	—	—	一五、〇五七
同上の二	自 Dran　至 Finnon	二六	二六	—	—	—
第一二號	自 Phan-thiết　至 Dalat	一七七	一七七	—	—	—
第一三號	自西貢　至 Vientiane	七八八	三〇二	四八六	一六三	二六、六三一
第一四號	自西貢　至 La côte d'Annam	三二一	八二	二五〇	三一〇	二二、〇七三
第一五號	自西貢　至 Cap Saint-Jacques	九八	九八	—	—	七、九七三
第一六號	自西貢　至 Camau	三四三	三四三	—	—	二四四、九〇五
第一七號	自 Phnom-penh　至 Hatiên	二〇八	二〇八	—	—	—
第一八號	自河内　至 Tiên-yên	一八二	一四	四七	一二	一五、〇〇〇
第一九號及同上の三	自 Binh-dinh　至 Pleiku	二〇五	一九	七六	六	一四、七二五
第二〇號	自 Biênhoa　至 Tjiring	一六〇	一二	三三	一七	一二、八六〇
第二一號	自西貢　至 Ban-Mêthuôt	—	—	—	—	三九、八六〇

第二二號 自西貢 至 Kompong-cham	交趾支那・柬埔寨	•	三二	一九一	三〇	—	一三一、八五七
計		—	八、一〇二	六、三九〇	一、七一二	一、五一〇	三、九五八、〇九三

更に之を聯邦各國別に示せば

第二一〇表　一九二九年聯邦各國別國道現況表

單位＝粁
出所＝同前表

要目／各國別	前延長	完成道路	半完成道路	計畫道路
安南	二、七六八	二、三七五	三九三	三三七
柬埔寨	一、四〇五	一、二九五	一一〇	一九七
交趾支那	九七四	九六〇	一四	一九
東京	一、三九四	六一五	七七九	八〇〇
老撾	一、五六一	一、一四五	四一六	一五六
計	八、一〇二	六、三九〇	一、七一二	一、五一〇

地方國道其他　前述の如く國道以外には地方國道及交趾支那のみに存在する州道・里道があり、更に僻遠地方の交通路たる驛路がある。その經費は原則として地方豫算及州・町・村豫算より支辨せらるゝが、特に地方國道の一部は總豫算から支辨されてゐる。而して當領全土を通じ國道以外の道路新設費は毎年二百―三百萬比弗、維持費は三百―三百五十萬比弗程度で、一粁當りの平均新設費六十比弗、平均維持費三百比弗程度である。

驛路―一定の道路に依る交通の便なき地方の交通さ、乾季中同一州内に於ける僻遠の各部落間に於ける自動車交通に便する徑路で、當領全土を通じ延長約八千粁に達してゐる。驛路は自然の地形をその儘幅員三米内外を標準として假工事を施された路で、將來沿線地方の發達に伴ひ漸次成規の道路に改修せらるる豫定のもので、地方開發の前驅をなしてゐる。

第二一一表　一九二九年地方國道現況表（十二月末日現在）

單位＝粁
出所＝同前表

國別	要目	全延長	完成道路	半完成道路	計畫道路
安南	地方國道	三、四九二	一、四四五	二、〇四七	二、〇七六
柬埔寨	同	一、一九九	一、〇〇七	一九二	一、七〇五
交趾支那	地方國道	一、〇二三	九一六	一〇七	二二四
交趾支那	州道	一、七一二	一、五三九	一七二	一四二
交趾支那	里道	二、三五八	一、四九四	八六四	三六一
老撾	地方國道	九六四	二九九	六六五	一、二二九
東京	同	五、一五四	一、四九五	三、六五九	一、八三九
計		一五、九〇一	八、一九五	七、七〇六	七、五七六

新設及維持費

第二一二表　一九二九年道路・橋梁所要經費表

單位＝千比弗
出所＝同前表

國別	一般豫算 新設費	一般豫算 維持費	地方豫算 新設費	地方豫算 維持費	州及町村豫算 新設費	州及町村豫算 維持費	計
安南	六九五	六五六	三一八	三九九	—	—	二、〇六八
柬埔寨	九三八	四五二	四二三	八一五	—	—	二、六二八
交趾支那	五四四	二一七	一、〇〇六	一、六三八	六〇二	一、五八一	五、五八九
老撾	四一九	六六	七七	一九九	—	—	七六二
東京	一、一七六	一六三	二七八	一九九	—	—	一、八一六
計	三、七七二	一、五五四	二、一〇二	三、二五〇	六〇二	一、五八一	一三、一四〇

二　鐵道

概說　既設鐵道として現に運轉中に屬する線路全延長は二、四二一粁で、中官線一、五六二粁、私營線八五九粁を算す。而して以上は又印度支那内敷設線延長一、九五七粁、支那領土内敷設線延長（雲南府鐵道の一部）四六四粁の二に區分せらる。因に印度支那鐵道系統は、一九二七年八月十一日總督令を以て改正され今日に及んで居るが、左に系統別現況表を示す。

第二一三表　一九三一年既設鐵道系統別現況表

出所＝經濟時報一九三一年十月號

系統別		線路名	延長（粁）
官營鐵道	北部鐵道	河内―ナチャム線	一七九
官營鐵道	北部鐵道	河内―ツーラヌ線	八〇〇
官營鐵道	南部鐵道	西貢―ニヤトラン線	四二五
官營鐵道	南部鐵道	トゥルチャム―ダラ線	八八
官營鐵道	南部鐵道	西貢―ミト線	七〇
私營鐵道	雲南鐵道	海防―老開線	三九五
私營鐵道	雲南鐵道	老開―雲南府線（支那領土内）	四六四
計			二、四二一

以下順次各鐵道線に就きその概要を說明する。

北部鐵道　河内―ナチャム線　支那廣西省國境との連絡線で、國境警備の軍用線として一八九〇年に起工され、幾多の迂餘曲折を經て一九〇二年漸く運轉を開始されるに至つた。全延長一七九粁、所要時間七―八時間である。又ナチャム驛より約一六粁手前の Dong-dang 驛より廣西省國境の南開に達する約五粁の支線は、廣西省貫通線の先驅として計畫されたものであつたが、其の後計畫を放棄されたものである。而してその總敷設費は Dong-dang―南開支線を除き四五、三〇〇千法で、一粁當り二五三千法を要した。

河内―ツーラヌ線　印度支那縱貫鐵道たる河内―西貢線の第一鐵道區を爲す主要線で、全延長八〇〇粁である。本線は更に河内―ヴィン線及ヴィン―ツーラヌ線の二より成つてゐる。

河内―ヴィン線―一九〇五年三月全線の開通を見たもので、全延長三二一粁、所要時間は急行七時間半、普通九時間半である。工費は四三、〇〇〇千法、一粁當り一三四千法であつた。

ヴィン―ツーラヌ線―舊安南主都順化を經由し、安南の主要港ツーラヌに連絡する主要線である。ドンハ―ツーラヌ間は延長一七五粁で、既に開通運轉を開始せられて居たが、從來縱貫線の第一未開通區間であつたヴィン―ドンハ間三〇四粁が一九二七年開通せられるに及び、始めて全通を見たものである。而して本線の工費は一六、三一六、七〇五比弗、一粁當り五三、六七三比弗、ドンハ―ツーラヌ間は三一、八〇〇千法、一粁當り一八一・七千法を要した。而して河内―ツーラヌ線に所要の時間は急行十九時間十分、普通約二十五時間である。

尙現在縱貫旅行者は既述の如くツーラヌ迄は鐵道の便を利用し得るが、該地よりは連絡自動車にてニヤトランに到り、更に南部鐵道により西貢に達するわけである（後說旅行案内の部參照）。故に河内―西貢間縱貫鐵道は、今日の所ツーラヌ―ニヤトラン間の第二未開通區間五五八粁を殘すのみで、他は全部通じてゐる。

南部鐵道　西貢―ニヤトラン線　縱貫線の第二鐵道區間で一九〇一年起工、一九一三年竣工し、全延長四二五粁、工費約七〇、〇〇〇千法、一粁當り一八二千法である。所要時間は急行にて約十時間半、普通十三時間を要する。外に支線としてはカムラン灣に通ずる、ファンティエ港行線の外、南部印度支那の避暑地として有名なダラ（Tourcham-Dalat）登山鐵道があるが、本線

は一九三一年中に完成したもので、全延長は八八粁であるがその所要工費は詳かでない。

西貢—ミト線　堤岸市を介して西貢・ミトの二市を連絡する延長七〇粁の主要線で、一八八一年起工、一八八五年竣工し、所要時間は二時間である。因に本線の延長距離は短いが、其の營業成績は良好で一粁當りの收入は各他線を著しく凌駕してゐる。

雲南鐵道　海防より國境老開を經て支那雲南府に至るもので、一特許會社(La Compagnie française des Chemin de fer de l'Indochine et du Yunnan)の營業線である。

海防—老開線　東京三角州地方、紅河溪谷等の地味豐饒にして人口稠密なる農業地帶を通過して支那國境老開に達するもので、全延長四九五粁、一九〇六年全線開通し、敷設費七八、〇〇〇千法を要した。

老開—雲南府線　一九〇一年清佛條約に依つて敷設權を獲得し、一九〇八年竣工、一九一〇年運轉を開始せられたもので、全延長四六四粁である。沿線は斷崖溪谷多く如何にその難工事なりしかを如實に物語つてゐる。その經費も最初の豫算に於ては九五、〇〇〇千法であつたものが、決算額に於ては一六五、五〇〇千法となり、爲めに印度支那政府は既定補助金一二、五〇〇千法の外に五三、〇〇〇千法の公債を募集し、之が追加補助を爲してゐる。因に海防—雲南府旅行には夜間列車無き爲め三日間を要する(旅行案内の部參照)。

起工線及豫定線　以上既開通線以外の起工線及計畫線としては次の如きものがある。卽ち

現在起工中の線　Tourane—Nia-trang (五五八粁)、Phnom-penh—Battambang 線二七五粁—内約八〇粁完成、Tan ap-Thakhek 線、一八八粁、Mitho—Cantho 線、Saigon—Lo-ninh 線。

近く起工さるべき線　Battambang—暹羅國境線(暹羅領 Aranya Prathet に聯絡す)、Saigon—Phnom-penh 線、Loc-ninh—Kratie 線、計畫線(設計中のものを含む)—Cantho—Ca-mâu 線、Tay-ninh—Kg-tachey 線、Shoun—Kg-thom 線、Tay-ninh—Thakhek 線、Loc-ninh—Kg-kanck 方面線、Song-cau—Attopeu 線、Pleiku—Kontum 方面線、Ban-Méthuot 線

營業成績　既設鐵道の三系統中、會社線たる雲南鐵道を除く他の二系統卽ち北部・南部官營鐵道は工務檢閱總監に統轄せられる。而して全線を通じ、その收入を財源とする獨自の豫算を編成し、別に運轉資金・事業特別基金及歲入不足塡補豫備金の豫算外基金法を設定してゐる。

會社線たる雲南鐵道の營業法は一九〇一年六月十五日の特許契約に準據してゐる。

左に各系統營業成績を揭げる。

第二一四表　官營鐵道收支連年比較表　　單位＝千比弗　出所＝統計年鑑

年次	要目	收入 旅客收入	收入 貨物及商品收入	收入 其他	收入 計	支出 一般管理費	支出 保線及運轉費	支出 物件費及運輸費	支出 計	純益
一九二五年	北部鐵道	一、八四五	一、六一七	八四	三、五四八	四二一	六三七	一、五六二	三、二一九	三、三五九
一九二六年		二、〇三九	一、六三〇	九八	三、七五七	四二一	七二九	一、四二七	三、三二一	四、四三六
一九二七年		二、四〇三	一、八二三	四九	四、二七四	三六五	九二三	一、八七九	三、九〇一	三、三七三
一九二八年		二、七九七	二、〇六八	八五	四、九六〇	四七七	八九五	二、三〇〇	四、三四二	六、八八
一九二九年	北部鐵道	一、九六八	一、四六九	二七	三、四七四	二九五	六九八	一、五四八	三、一九一	三、三五五
	南部鐵道	九九八	八八九	三一	一、九一六	二四〇	三九六	一、一五四	二、七一〇	二、二〇六
	計	二、九六六	二、三五八	五八	五、三九〇	五二五	一、〇八八	二、七〇二	四、三一五	一、〇七五

一九三〇年の營業成績に就ては收入のみ揭示するが、支出は豫算に於て總額五、四八三千比弗をもつた。

種目 / 線別	北部鐵道	南部鐵道	合計
旅客收入	三五二	一五九五	一、九四七
小荷物收入	三九	一六七	二〇六
貨物收入	三四四	一、二八八	一、六三二
其他	一六	三〇	四六
計	四二〇	三七三	七九三
一粁當收入	七五一	二、九八〇	二、八九六
	九二〇	三、七三	三、六五
	河内—ナチヤム	河内—ツイラヌ	西貢—ミト
			西貢—ヤトラン	ニトウルチヤ	ムーダラ

雲南鐵道に就ては前同表一九三〇年の支出不詳である。

第二一六表　雲南鐵道收支運年比較表　　單位＝千比弗　出所＝統計年鑑及經濟時報一九三二年六月號

年次 / 要目	收入 旅客收入	收入 貨物及商品收入	收入 其他	收入 計	支出 一般管理費	支出 保線及運轉費	支出 物件費及運輸費	支出 計	純益
一九二六年	一四九五	二、八四	四九	四九四	七三六	一、一一五	五三四	一、七〇五	二、七九〇	八〇四
一九二七年	一四六九	二、九六六	三	四九八	一、〇〇四	一、三〇六	五九九	一、七〇九	二、七二八	二五九
一九二八年	一五六八	三、三四	二	四九一一	一、一四八	一、一三三	五八八	一、七七七	二、三三三	七七九
一九二九年	一五二九	三、二三二	二	四八八二	一、三三三	一、一三九	五六九	一、七三九	三、九七五	七〇七
一九三〇年	一四二七	三、二四四	一三	四八三	八四四					

三　自動車及電車

自動車　本領土に於ける自動車は、道路施設の進歩と共に近年頗る顯著なる發達をなし、現在では最も重要な交通機關をなしてゐる。卽ち他の交通機關の割合に未發達なるに比し、未開地々方に於てすら殆ど自動車にて旅行し得ない所は無い程に進歩してゐる。

一九二九年の自動車數は、安南二、一〇一、柬埔寨二、八二〇、交趾支那一〇、〇二六、老撾二二六、東京四、八四四合計二〇、一〇七臺である。中四、〇四一臺は貨物運搬用である。

電車　領内主要都市内及その近郊を連絡する交通機關として重要なものには自動車及人力車があるが、河内・西貢及堤岸には電車の便がある。併し之は僅かに以上の三市にのみ限られた交通機關である。左に一九二九年に於ける各電車線路の現況を表示す。

第二一七表　一九二九年電車線別延長及收支現況表　　出所＝統計年鑑

線別 / 要目	延長	收入	支出	損益
河内電氣鐵道	三三粁	千比弗 二八二（註）	千比弗 二九八（一）	千比弗 一六
西貢—堤岸線	五	四五七	三五三	一〇五
堤岸—Hoc-mon 線及支線	四九	九一九	六九二	二三七

註　新設事業費を含む

四　內國水運

概說　印度支那は多くの河川を有するが、その大部分は流域短少である。それは半島の北部より南部に走る安南山脈に依つて流域が制限されるためと支那海が殆ど此の分水界の麓にまで及び、且安南山脈の西方に在る河川の總てが湄公河に抱合せらるゝ關係に基くからである。紅河と湄公河とは印度支那に於ける二大重要河川で、共に水源を印度支那内に有さないが、前者は東京を北西より南東に貫き、後者は老撾・柬埔寨・交趾支那の三國に亙り、北より

南に印度支那を縦断し、夫々重要なる水路を形成してゐる。

東京　東京に於ける水路は紅河と太平河の二流域に分る。紅河は水源を支那に發し、老開附近に於て東京に入り R. Claire（清江）・R. Noire（黒江）の二大支流を合せ、廣大な三角洲を形成して東京灣に注ぐ、太平河は Song Cau, Song-Thuong, Luc-nam の合流で、河口の廣く且多岐なるに反し流域は比較的短少である。紅河及太平河の二大主流は Bambous 及 Papides の二運河を以て接續し、兩河の河口に於ける三角洲は分岐縦横以て東京に於ける可航水路を形成す。その主なるものは次の如くである。

Kinh-thay 河河	太平河の分流で下流は Cua-cam と稱す
Lach-tray 河	紅河より分れ海に注ぐ
Le Day（底江）	河より分れ海防と太平河とを連絡す

右の内 Lach-tray と Bambous 運河とは、海防・河内及南定を連絡する我が船の航行が極めて頻繁である。

紅河とその支流の可航區域は、增水季と乾水季とに依つて多大の相違がある。增水季は七月中旬より十月中旬までで、この季節中は紅河の東京に於ける流域の殆ど全部に當る約七〇〇粁の區間は汽船の航行が可能であり、反之乾水季に於ける同河の汽船航行區域は四五〇粁に短縮される。

安南　安南に於ける可航水路の延長は運河六〇〇粁、自然河川二、四〇〇粁、合計二、〇〇〇粁である。小舟は四季を通じ全延長に亘つて航行可能であるが、小蒸汽船は增水季の六箇月間（自九月至二月）は、一、〇〇〇粁、乾水季に於ける汽船の航行區域は約三〇〇粁に限られる。

安南の河川は概して其の流域狹少で、分水嶺は主として海岸に沿ふて走つてゐる。而して河川の流域は主山脈より分出する多くの支流に依つて截斷せられ、北より南に進むに從ひ漸次海に入る。

北部安南は稍々趨を異にし、分水嶺が海岸を遠ざかる關係上河川流域は比較的廣大である。ニェアン州を通過する Song-Ca（河江）、タンノア州の Song Ma（馬江）はその代表的のものである。中部安南に於ては河川は概して短く且淺水部は幅が廣い。その代表的のものは Com-lo 河・順化河・Faifoo 河である。

交趾支那　西貢の北部及東部高地方を包含する高地帶を除き、突堤那の土地は滿潮時の海面と略々同高である。卽ちその低地は湄公及ドナイ三角洲で、ドナイ・西貢河・東西兩ソアイコ河及湄公の各支流を包含する大河川の地帶を形成す。湄公河（四、二〇〇粁）は、印度支那は勿論世界に於ける大河川の一で源を西藏に發し、老撾・暹羅の國境を過ぎて柬埔寨・交趾支那を縦斷し、九箇の支流を合して支那海に注ぐ。支流の主なるものは Cua-tieu, Ham-luong, Cochien 及 Bassac 等である。

以上の支流中キュアチッの外（河口より柬埔寨の首府プノンペン市に至るまで）外航汽船の通航可能である。爾餘の支流は何れも內航に利用せられ汽船の通航は增水季に於て一、二〇〇粁、乾水季に於て六〇〇粁である。

柬埔寨・老撾　湄公河は柬埔寨及老撾の唯一の水路で、左岸は安南山脈の高原に源を發する幾多の支流を合せ、右岸は東部暹羅を瀦溜する總ての河川を合す。是等の支流は何れも各所に急湍があり、一年中の大部分は航行困難であるが、湄公は柬埔寨に於ける主なる通商航路で、乾水季五米の汽船は四季を通じ海を距る三二〇粁の位置にあるプノンペンまで遡航することが出來る。プノンペン・ラチェ間の遡航は甚だしき困難はないが、クラチェより上流は砂洲或は急湍のため航行至難である。所要日數は西貢を起點とし老撾のタチェまで十六日乃至二十日、首府リュアンプラバンまで三十二日乃至四十四日、ビエンチアンまで二十四日乃至三十六日、音府リュアンプラバンまでは三十二日乃至四十四日を要する。

國別	會社名	航路別	艘船數	回數	寄港地（入渠地を含む）	摘要
佛	La Société des Affréteurs indochinois	(Ligne Saigon—Haiphong)	1	二十日一回	支那海沿岸各港	定期・客・貨
同	La Compagnie des Messageries Maritimes	(,,)	1	一週一回	Saigon, Qui-nhong, Tourane, Haiphong.	同
同	La Compagnie des Chargeurs Réunis	(,,)	1	月一回	支那海沿岸各港	同
同	Nguyên-Huu-Thu	(Ligne Haiphong—Cam-pha)	1	日一回	Direct.	同
同	,,	(Ligne Haiphong—Hongay)	1	同	,,	同
同	Service Maritimes et Fluviaux	(Ligne Hanoi—Cho-bo)	1	月三回	,,	同
同	,,	(Ligne Hanoi—Tuyên-quang)	1	同	,,	同
同	,,	(Ligne Haiphong—Nam-dinh)	1	週三回	,,	同
同	,,	(Ligne Haiphong—Bên-thuy)	1	月三回	,,	同
同	La Société anonyme de Chalandage et Remorquage de l'Indochine	(Ligne Haiphong—Mui-ngoc)		週三回	Haiphong, Quang-yên, Hongay, Cam-pha Port-wallut, Point-pagodes. Mui-ngoc.	同
同	,,	(Ligne Haiphong—Phu-lang-thuong et Dap-cau)		同	Haipnong, Yên-tèou, Dong-triêu, Sept-pagodes, Phu-lang-thuong, Dap-cau.	同
同	,,	(Ligne Haiphong—Hongay)		日一回	Haiphong, Quang-yên, Hongay.	同
同	,,	(Ligne Haiphong—Nam-dinh)		週一回	Haiphong, Phu-ninh-giang, Nam-dinh.	同
同	Service fluvial subventionné de Tonkin	(Ligne Hanoi—Tuyên-quang)		週三回	Hanoi, Son-tay, Shum, Phan-luong, Lémy, Kim-xuyên, Phu-doan, Dia, Tuyên-quang.	同
同	,,	(Ligne Hanoi—Cho-bo)		週一回	Hanoi, Son-tay, Viétri, Trung-ha, La-phu, Tu-vu, Da-chong, Hoa-binh, Cho-bo.	同
同	,,	(Ligne Tuyên-quang—Chiên-hoa)		同	Tuyên-quang, Song-cham, Ngon-cham, Pho-trinh, Chiên-hoa.	同
同	,,	(Ligne Haiphong—Han i)		日二六日月一一回	Direct.	定期・貨
同	Messageries fluviales de Cochinchine	(Ligne Saigon—Phnom-penh)		週三十日一回	Saigon, Mytho, Vinh-long, Sadec, Rach-cao-lanh. Vinh-loi, Banam, Phnom-penh.	定期・客・貨
同	,,	(Ligne Phnom-penh—Battambang)		同	Phnom-penh, Kompong-chhnang, Siem-réap, Pac-prèah, Battambang.	同
同	,,	(Ligne Phnom-penh—Khône-sud)		同	Phnom-penh, Peam-chilang, Kranchmar, Kratié, Drek-kakotte, Sambor, Stung-treng, Khône-sud.	同

同	〃	(Ligne Khône-nord—Savannaket)	週一回	Khône-nord, Bassac, Paksé, Makeua, Na-phong, Savannaket.	同
同	〃	(Ligne Savannaket—Vientiane)	同	Savannaket, Thakhek, Ban-sot, Nong-keo, Vientiane,	同
同	〃	(Ligne Vientiane—Luang-prabang)	同	Vientiane, Sampana, Xieng-khan, Pak-lai, Pak-neun, Ta-dua, Luang-prabang.	同
同	〃	(Ligne Saigon—Dai-ngai)	週二回	Saigon, Mytho, Vinh-long, Sadec, Châu-dôc, Long-xuyên, Dai-ngai.	同
同	〃	(Ligne Saigon—Cap Saint-Jacques et Baria)	週五回	Direct.	同
同	〃	(Ligne Saigon—Tay-ninh)	月二回	〃	同
同	〃	(Ligne Mytho—Soc-trang)	週三回	Mytho, Cho-lac, Mang-thit, Can-tho, Phung-hiêp, Soc-trang.	同
同	〃	(Ligne Mytho—Long-xuyên et Rach-gia)	日一回	Direct.	同
同	〃	(Ligne Mytho—Tay-vinh)	週六回	Mytho, Bentré, Makeh, Tra-vinh.	同
同	〃	(Ligne Soc-trang—Bac-liêu)	日一回	Direct.	同
同	〃	(Ligne Soc-trang—Tu-quang)	同	〃	同
同	〃	(Ligne Phnom-penh—Kompong-chhnang)	週一回	〃	同

五　海運

概說　一九一一年十二月二十一日大統領令に依り規定せられた佛本國商船法を、印度支那に適用する總督令が一九二九年六月二十六日發布せられ、爾來當領の海運は合法的に基礎づけらるゝに至つた。

海運に關する中央行政機關は總督府海運課で、西貢・海防及ツーラヌの三地方管區に區分し、海運諸法規の立案及實施・海運行政・通商・海事訴訟・海員關係事項・海事教育・總督府對汽船會社の契約・航路保安等の事務を擔當する。

次に印度支那總督府の補助命令航路は最近一大改革が加へられたが、一九二九年以後の情況は左の如くである。

補助命令航路

第二一九表　補助命令航路一覽表

航路別＼要目	寄航地	就航回數	備考
一、西貢—海防沿岸線	キノン・ツーラヌ	月二回	就航船 Claude Chappe
二、西貢—バタビヤ線	スラバヤ	四週一回	一九二九年五月二十五日成立
三、西貢—汕頭線	ツーラヌ・海防・香港	同	同、二、三共に Société Maritime indochinoise 經營
四、西貢—新嘉坡線	直航・復航プーロコンドール	月二回	
五、西貢—盤谷線	プーロコンドール・Phu-quoc・Réam	月一回	必要に應じ新嘉坡まで延長
六、海防—香港線	直航	年五二回	但し月二回北海・海口・廣州灣寄航

出所＝一九二九年經濟財政會議報告書

出入港船舶數　出入港船舶—

第二二〇表　出入港船舶隻數同噸數及貨物噸數連年比較表

船舶種別及出入港＼年次及要目		一九三〇年 隻數	一九三〇年 噸數	一九三〇年 貨物噸數	一九二九年 隻數	一九二九年 噸數	一九二九年 貨物噸數	一九二八年 隻數	一九二八年 噸數	一九二八年 貨物噸數
汽船　佛國汽船	入港	三一五	一、五九五、六〇一	三四六、四二三	三四九	一、六四三、六三四	三五六、二〇八	三三八	一、五九三、二四九	二七七、一六七
	出港	三一三	一、五八七、三四六	六一〇、四五一	三五四	一、六六九、三八七	七七八、二一〇	三三八	一、五九三、二四九	七二七、八九八
外國汽船	入港	九九八	二、八〇八、六四五	三五三、二四二	一、一四三	二、八八四、二三三	三四一、五一九	一、一三四	二、九八二、〇五七	四四五、一二六
	出港	九九九	二、八〇二、七五九	二、二〇九、六六三	一、一三七	二、八六一、〇一四	二、四一四、八一七	一、一一五	二、九九七、四五八	二、五七五、七二〇
佛・外國汽船計	入港	一、三一三	四、四〇四、二四六	六九九、六六四	一、四九二	四、五二七、八六七	六九七、七二七	一、四七二	四、五七五、三〇六	七二二、二九三
	出港	一、三一二	四、三九〇、一〇五	二、八二〇、一一四	一、四九一	四、五三〇、四〇一	三、一九三、〇二七	一、四五三	四、五九〇、七〇七	三、三〇三、六一八
出入港汽船計		二、六二五	八、七九四、三五一	三、五一九、七七八	二、九八三	九、〇五八、二六八	三、八九〇、七五四	二、九二五	九、一六六、〇一三	四、〇二五、九一一
帆船　土人帆船	入港	一一五	六、四五九	二五八	一一一	二、二五一	八七九	九〇	二、〇八三	一、三八七
	出港	一〇三	四、二四三	一、一三〇	五七〇	三、六一一	一、二二六	八〇	一、五四七	一、五〇一
支那船	入港	六二七	二二、二六八	三、九八六	一、〇二七	三一、五九九	五、六五〇	一、〇六一	二九、四五九	七、二〇六
	出港	七八八	二五、四二一	一〇、八三六	九九九	二九、二七一	一〇、九二〇	九四四	二六、七二〇	一四、八二三
暹羅船	入港	二〇四	四、九八二	二、五八四	一五五	二、七〇一	五五	四六	二四〇	一三
	出港	二一五	四、六三八	一三〇	一五一	三、八六九	一、七六九	二〇	二〇五	五三
帆船計	入港	九四六	三三、七〇九	六、八二八	一、二九三	三六、五五一	六、五八四	一、一九七	三一、七八二	八、六〇六
	出港	一、一〇六	三四、三〇二	一二、〇九六	一、七二〇	三六、七五一	一三、九一五	一、〇四四	二八、四七二	一六、三七六
出入港帆船計		二、〇五二	六八、〇一一	一八、九二四	三、〇一三	七三、三〇二	二〇、四九九	二、二四一	六〇、二五四	二四、九八二
汽船及帆船計	入港	二、二五九	四、四三七、九五五	七〇六、四九二	二、七八五	四、五六四、四一八	七〇四、三一一	二、六六九	四、六〇七、〇八八	七三〇、八九九
	出港	二、四一八	四、四二四、四〇七	二、八三二、二一〇	三、二一一	四、五六七、一五二	三、二〇六、九四二	二、四九七	四、六一九、一七九	三、三一九、九九四

出所＝經濟時報一九三一年A—四號

年次及要目	一九三〇年 隻數	一九三〇年 噸數	一九三〇年 貨物噸數	一九二九年 隻數	一九二九年 噸數	一九二九年 貨物噸數	一九二八年 隻數	一九二八年 噸數	一九二八年 貨物噸數
出入港汽船及帆船總計	四,六七七	八,八六二,三六二	三,五三八,七〇二	五,九九六	九,一三一,五七〇	三,九一一,二五三	五,一六六	九,二三六,二六七	四,〇五〇,八九三

國籍別出入港船舶

第二二一表 國籍別入港船舶隻數同噸數及貨物噸數連年比較表

國籍別		一九三〇年 隻數	一九三〇年 噸數	一九三〇年 貨物噸數	一九二九年 隻數	一九二九年 噸數	一九二九年 貨物噸數	一九二八年 隻數	一九二八年 噸數	一九二八年 貨物噸數
汽船	佛國	三一五	一,五九五,六〇一	三四六,四二二	三四九	一,六四三,六三四	三五六,二〇八	三三八	一,五九三,二四九	二七七,一六七
	英國	二四八	六六五,七七六	一二八,三五四	二三一	六四七,二二四	一〇六,二七一	二六三	八一五,一八二	一三六,一四八
	獨逸	二九	一七三,一二五	七,七五五	二四	七二,九六九	一,〇九七	二六	九二,八六九	一,八四〇
	諾威	七九	一五七,八〇四	二五,五一四	一九三	三七一,八七五	五八,四八一	一四一	二九五,四一三	五四,八四五
	和蘭	五九	一九三,三三一	七三,〇一九	六一	一九七,七二八	七三,四七七	七六	二〇八,四二四	七〇,六一四
	米國	二〇	一二七,〇八九	二一,六二九	二八	一八八,六九五	三四,四〇一	二〇	一一九,八六一	二八,八四八
	日本	三二四	一,〇九七,七五九	五七,五三五	二七〇	九三五,七五九	二九,四六三	二六一	八八二,三二八	四五,二三六
	瑞典	四	一五,五六七	三,一三九	一	五,二二九	三,二五三	一	三,八七二	—
	丁抹	二六	六二,一四四	四,二六八	二三	五六,八六五	五,八七三	一三	二五,八八九	三,八二〇
	伊太利	七	四五,五二五	一,三九九	四	三一,七二九	—	九	八二,五二一	三〇〇
	葡萄牙	四	五,五〇三	三,一〇七	—	—	—	—	—	—
	支那	一五〇	二四四,九八八	二六,四一八	一八〇	三一三,五五九	二六,七三〇	二一八	四一二,六二四	四二,一六五
	暹羅	四八	二〇,〇三四	一,一〇五	一一〇	三八,四八六	九三	一〇四	三五,七六六	六一,三一〇
	芬蘭	—	—	—	五	一三,九一〇	—	—	—	—
	其他	—	—	—	一三	一〇,二〇五	二,三八〇	四	七,三〇八	—
	計	一,三一三	四,四〇四,二四六	六九九,六六四	一,四九二	四,五二七,八六七	六九七,七二七	一,四七二	四,五七五,三〇六	七二二,二九三
帆船	土人	一一五	六,四五九	二五八	一一	二,二五一	八七九	九〇	二,〇八三	一,三八七
	支那	六二七	二二,二六八	三,九八六	一,一二七	三一,五九九	五,六五〇	一,〇六一	二九,四五九	七,二〇六
	暹羅	二〇四	四,九八二	二,五八四	一五五	二,七〇一	五五	四六	二四〇	一三
	計	九四六	三三,七〇九	六,八二八	一,二九三	三六,五五一	六,五八四	一,一九七	三一,七八二	八,六〇六

出所＝同前表

年次及要目	一九三〇年 隻數	一九三〇年 噸數	一九三〇年 貨物噸數	一九二九年 隻數	一九二九年 噸數	一九二九年 貨物噸數	一九二八年 隻數	一九二八年 噸數	一九二八年 貨物噸數
汽船及帆船總計	二,二五九	四,四三七,九五五	七〇六,四九二	二,七八五	四,五六四,四一八	七〇四,三一一	二,六六九	四,六〇七,〇八八	七三〇,八九九

第二二二表 國籍別出港船舶隻數同噸數及貨物噸數連年比較表

國籍及出港		一九三〇年 隻數	一九三〇年 噸數	一九三〇年 貨物噸數	一九二九年 隻數	一九二九年 噸數	一九二九年 貨物噸數	一九二八年 隻數	一九二八年 噸數	一九二八年 貨物噸數
汽船	佛國	三一三	一,五八七,三四六	六一〇,四五一	三五四	一,六六九,三八七	七七八,二二〇	三三八	一,五九三,二四九	七二七,八九八
	英國	二四七	六六五,六九二	四六五,二四六	二三九	六四三,三二九	五二九,一〇九	二六二	八一五,一八二	七〇二,四一七
	獨逸	二九	一七三,一二五	七四,二一七	二四	七二,一五九	四九,三八六	二六	九二,八六九	六三,〇六九
	諾威	七九	一五八,七二〇	一五五,三七九	一三九	三八四,〇八九	三九九,一三三	一三九	二七八,四四七	二八七,五八二
	和蘭	五九	一七五,六七九	九七,六九四	六二	二〇二,二九九	一一一,七二六	七一	一九二,六五一	一一九,九六五
	米國	二〇	一二七,〇七一	三,一九五	二七	一七九,一九四	一四,〇一七	一九	一二七,八七〇	一八,三三七
	日本	三二六	一,一〇四,二八三	一,一〇三,五〇一	二七〇	九二四,九九一	九五一,二五四	二三五	九二六,九四九	八八八,〇一二
	瑞典	三	一一,三七三	—	一	五,二二九	三七四	一	三,八七二	五,一五三
	丁抹	二八	六八,三一二	四七,〇一八	二三	五四,八九一	四三,四一一	一三	二五,八八九	二三,一八四
	伊太利	七	四五,五二五	一〇,八二三	四	三一,七二九	一一,三〇五	九	八二,五二一	二三,五四九
	葡萄牙	四	五,五〇三	五,〇四三	—	—	—	—	—	—
	支那	一四八	二四七,〇三一	二三八,六九五	一七五	二九六,二一〇	二七五,四五六	二一一	四〇九,七九九	四三五,三一五
	暹羅	四九	二〇,四四三	八,八五三	一一〇	四二,七七九	七八	一〇四	三五,七六六	二,一五八
	芬蘭	—	—	—	五	一三,九一〇	一九,二一六	—	—	—
	其他	—	—	—	一三	一〇,二〇五	一〇,三五二	二	五,六四三	七,九七九
	計	一,三一二	四,三九〇,一〇五	二,八二〇,一一四	一,四九一	四,五三〇,四〇一	三,一九三,〇二七	一,四五三	四,五九〇,七〇七	三,三〇三,六一七
帆船	土人	一〇三	四,二四三	一,一三〇	五七〇	三,六一一	一,二二六	八〇	一,五四七	一,五〇一
	支那	七八八	二五,四二一	一〇,八三六	九九九	二九,二七一	一〇,九二〇	九四四	二六,七二〇	一四,八二三
	暹羅	二一五	四,六三八	一三〇	一五一	三,八六九	一,七六九	二〇	二〇五	五三
	計	一,一〇六	三四,三〇二	一二,〇九六	一,七二〇	三六,七五一	一三,九一五	一,〇四四	二八,四七二	一六,三七六
汽船及帆船計		二,四一八	四,四二四,四〇七	二,八三二,二一〇	三,二一一	四,五六七,一五二	三,二〇六,九四二	二,四九七	四,六一九,一七九	三,三一九,九九四

出所＝同前表

仕發・仕向地別出入港船舶一次に印度支那が通商關係を保つ諸國との海運關係を表示せん。

第二三三表　仕發地別入港船舶隻數及噸數運年比較表

船舶	汽船	仕發地別 / 年次及要目	佛國 汽船 隻數	佛國 汽船 噸數	外國 汽船 隻數	外國 汽船 噸數	計 隻數	計 噸數
汽船・帆船總計	汽船計	一九二八年	三五	一、二五	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
	帆船計	一九二八年	一、二五	六四、九〇一	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
	新遷支那嘉坡羅那	一九二八年	一〇三	一〇、三六三	五七	一、四一四	一六〇	一二、七七七
		一九二九年	四二	五、〇八二	五七	一、四一四	一六〇	一二、七七七
		一九三〇年	五七	五、八四五	五七	一、四一四	一六〇	一二、七七七
		一九三一年	五七	五、八四五	五七	一、四一四	一六〇	一二、七七七
	汽船計	一九二八年	一、二五	六四、九〇一	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
		一九二九年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三〇年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三一年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
	他國國逸利國羅國賓坡水度那港地國	一九二八年	一、二五	六四、九〇一	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
		一九二九年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三〇年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三一年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
	農太平洋露領印利	一九二八年	一、二五	六四、九〇一	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
		一九二九年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三〇年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三一年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
	其伊英獨英遷米比新日關支香同佛領印嘉律賓坡羅那港地國	一九二八年	一、二五	六四、九〇一	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
		一九二九年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三〇年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三一年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七

第二三四表　仕向地別出港船舶隻數及噸數運年比較表

船舶	帆船	仕向地別 / 年次及要目	佛國 汽船 隻數	佛國 汽船 噸數	外國 汽船 隻數	外國 汽船 噸數	計 隻數	計 噸數
	帆船計	一九二八年	一	五、〇	一	五、〇	二	一〇、〇
		一九二九年	一	五、〇	一	五、〇	二	一〇、〇
		一九三〇年	一	五、〇	一	五、〇	二	一〇、〇
		一九三一年	一	五、〇	一	五、〇	二	一〇、〇
	新遷支那嘉坡羅那	一九二八年	一	五、〇	一	五、〇	二	一〇、〇
		一九二九年	一	五、〇	一	五、〇	二	一〇、〇
		一九三〇年	一	五、〇	一	五、〇	二	一〇、〇
		一九三一年	一	五、〇	一	五、〇	二	一〇、〇
	汽船計	一九二八年	一、二五	六四、九〇一	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
		一九二九年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三〇年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三一年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
	他國國逸利國羅國賓坡洲加寶度坡羅本那港地國	一九二八年	一、二五	六四、九〇一	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
		一九二九年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三〇年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三一年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
	農太平洋露領印利	一九二八年	一、二五	六四、九〇一	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
		一九二九年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三〇年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三一年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
	其伊英獨英遷米比新日關支香同佛領印嘉律賓坡羅那港地國	一九二八年	一、二五	六四、九〇一	九八	二、〇六、四五	一、三三	四、〇七、〇六
		一九二九年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三〇年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七
		一九三一年	一、四五	七四、〇八二	一、〇二	二、四一、四五	一、一四七	三、一五、一二七

主要港別港運狀況　次に印度支那主要港別に見た港運狀況を表示す。

第三五表　西貢港出入船舶隻數・噸數及貨物噸數運年比較表

年次	入港船舶 遠洋航路	入港船舶 沿岸航路	入港同噸數 遠洋航路	入港同噸數 沿岸航路	出港船舶 遠洋航路	出港船舶 沿岸航路	出港同噸數 遠洋航路	出港同噸數 沿岸航路	入貨物噸數 遠洋航路	入貨物噸數 沿岸航路	出噸數 遠洋航路	出噸數 沿岸航路
一九一六年	二六	四五	一、一四〇、六四五	一、一四〇、六四五	二六	四五	一、一四〇、六四五	一、一四〇、六四五	一、一四〇、六四五	一、一四〇、六四五	一、一四〇、六四五	一、一四〇、六四五
一九一七年	三四	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	三四	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五
一九一八年	三四	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	三四	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五
一九一九年	三四	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	三四	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五
一九二〇年	三四	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	三四	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五

備考　イは汽船、ロは帆船とす

第三六表　海防港出入船舶隻數・噸數及貨物噸數運年比較表

年次	入港船舶 遠洋航路	入港船舶 沿岸航路	入港同噸數 遠洋航路	入港同噸數 沿岸航路	出港船舶 遠洋航路	出港船舶 沿岸航路	出港同噸數 遠洋航路	出港同噸數 沿岸航路	入貨物噸數 遠洋航路	入貨物噸數 沿岸航路	出噸數 遠洋航路	出噸數 沿岸航路
一九一六年	四五	四五	一、一一〇、八四五	一、一一〇、八四五	四五	四五	一、一一〇、八四五	一、一一〇、八四五	一、一一〇、八四五	一、一一〇、八四五	一、一一〇、八四五	一、一一〇、八四五
一九一七年	四五	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	四五	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五
一九一八年	四五	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	四五	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五
一九一九年	四五	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	四五	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五
一九二〇年	四五	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	四五	四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五	一、一七〇、九四五

備考　前表に同じ

第三七表　主要外國航路一覽表

國別	會社名	航路線	配船數	回數	寄航地	摘要
佛	La Compagnie des Messagerie Maritimes.	Marseille—橫濱 (Ligne de la Chine et du Japon)	10	二週一回	Port-Said, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Hongkong, Shanghai, 神戶	定期・客・貨
		Dunkerque—Japon, Chine (Ligne d'Extrême-Orient)		四週一回	Anverse, Middlesbrough, London, Port-Said, Singapore, Saigon, Hongkong, Shanghai.	定期・貨
		Marseille—Haiphong (Ligne de l'Indochine)	六	二週一回	Port-Said, Djibouti, Colombo, Pondichery, Madras, Singapore, Saigon, Tourane.	定期・客・貨
		Dunkerque—Saigon (Ligne de l'Indochine)		月一回	Port-Said, Singapore, Tourane, Haiphong.	定期・貨
佛	La Compagnie des Chargeurs Reunis.	Bordeaux—Haiphong (Ligne de l'Indochine)	五	四週一回	Marseille, Port-Said, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Tourane, Haiphong.	定期・客・貨
		Dunkerque-Haiphong.	三	四週一回	Anvers, Le Havre, Marseille, Port-Said, Djibouti, Singapore, Saigon, Tourane, Haiphong.	定期・貨
日	大阪商船會社	橫濱—Buenos-Aires (Japan—South American Line)	五	月一回	橫濱・神戶・長崎・Hongkong, Saigon, Singapore, Colombo, Durban, Cape-town, Rio-de-Janeiro, Santos, Buenos-Aires. (Saigon 寄航は往航のみ)	定期・客・貨
蘭	Java China Japan Lijn	Java—Zuid—China Lijn	1	十六日一回	Soerabaja, Balikpapan, Manila, Hongkong Swatow, Saigon.	同
日	大阪商船會社	橫濱—Bangkok (Japan—Bangkok Line)	二	月一回	名古屋・大阪・神戶・Hongkong, Saigon, Bangkok.	不定期・貨
佛	La Société des Affréteurs Indochinois	Saigon—Bangkok (Ligne Saigon—Bangkok)	1	二月一回或は二回交互	Saigon, Réam, Phu-quoe, Poulo Condore, Bangkok.	定期・客・貨
暹	Siam Steam Navigation Co., Ltd,	Bankok—Réam (Ligne Réam—Bangkok)	1	週一回	Chantabun, Réam.	同
		Bangkok—Hatiên	1	週一回	Chantabun, Réam, Hatien.	同

日	大阪商船會社	基隆—Haiphong (基隆—Haiphong Line)		三	二週一回	基隆•Amoy, Swatow, Hongkong, Canton, Hoi-hao, Pakhoi, Haiphong.	同	
佛	La Compagnie Indochinoise de Navigation.	Haiphong—Hongkong (Ligne Haiphong—Hongkong)		三	月三回	直航	同	
同		〃			二週一回	Pakhoi, Hoi-hao, K. T. Wan.	同	
同	La Maison J. Pannier et Cie.	〃		三	二週約一回		同	不定期•客•貨
同	La Compagnie de Commerce et de Navigation d'Extrême-Orient	〃		五	二週約一回		同	不定期•客•貨
英	China Navigation Co., Ltd.	〃		一	二週一回	Haiphong, Pakhoi, Hoi-hao, Hongkong.	同	定期•客•貨
		〃		三	週約一回		同	不定期•客•貨
佛	La Maison J. Pannier et Cie.	Haiphong—Canton (Ligne Haiphong—Canton)		五—六	年十三回	Haiphong, Hoi-hao, Hongkong, Canton.	同	不定期•客•貨
蘭	Java China Japan Lijn.	Java—Saigon Lijn		一	四週一回	Batavia, Saigon, Soerabaja.	同	定期•客•貨
佛	La Société des Affréteurs Indochinoise	Saigon—Singapore (Linge Saigon—Singapore)		一	二週約一回	直航	同	定期•客•貨
佛	La Compagnie des Messagerie Maritime	Swatou—Tourane Singapore—Poulo Condore.				Hongkong, Haiphong 直航 共慕直航 Société des Affréteurs Indochinoise 會社	同	同

六　航空路

概說　近年南洋方面に於ける航空路の開設には關係各國共に大いに努力しつゝあるが、印度支那に於ても最近航空路開設の氣運が勃興し、一九三〇年以來當領を起點とし、又は仲繼地とする航空路の調査に著手し、漸次具體化されるに至つた。而して印度支那總督府に於ても、一九三〇年來經濟財政最高會議に於ける交趾支那西貢河左岸に、海軍飛行場經費參三十五萬弗を起債すべく決議し、該工事竣工の上は海軍の專用にさせず、民間の商業機にも使用させるべき事とした。斯くて一九三一年一月十九日佛國西貢日本東京會社に依つて已里—西貢間連絡飛行が始められて西貢—河內線が開通し、翌後年十五日より定期に就航してゐる。

巴里—西貢線　航路は伊太利•希臘•土耳古•波斯•印度を經由し、緬甸國境に到り然谷さ連絡する。一九二九年より工事著手、西貢—河內線　一九三〇年より調査に著手、翌航地はシャーラヌさなる豫定。

西貢—老撾線　一九三〇年以來調査中であるが、本航空路は湄公河に沿ふて飛行するものであるが、未だ發航地は確定されて居ない。

未完成航空路　ヴキアンチアメ—ヴキャン線　一九三〇年より工事著手、西貢•ヒチアメロールの連絡により來たるもので、ヴキアンチアメに於て海に通ずる航空路である。自大正線は東埔寨•交趾支那の水路網を成し、又下流區域は柬埔寨•交趾支那の水路網を成すデルタ地方の水路網を經由して西貢に達するもので、所要日程十二日、毎十五日一回の定期航空路である。但し現在は西貢を終點としてゐるが、將來は泰羅の北部を探つて閣貢•ヴキアンチアメ•ヴキャン•河內•支那の順路とし、閣貢•然谷•西貢の現航路は支線に編入の豫定となつてゐる。

通　信

郵便　概說　近來印度支那の郵便輸送は主として海運及內國水運に依つて已里—西貢間連絡飛行が始められて西貢—河內線が開通し、翌後年十五日より定期に就航してゐる。

巴里—西貢線　航路は伊太利•希臘•土耳古•波斯•印度を經由し、緬甸國境に到り然谷さ連絡する。一九二九年より工事著手、西貢—河內線　一九三〇年より調査に著手、翌航地はシャーラヌさなる豫定。

西貢—老撾線　一九三〇年以來調査中であるが、本航空路は湄公河に沿ふて飛行するものであるが、未だ發航地は確定されて居ない。

未完成航空路　ヴキアンチアメ—ヴキャン線　一九三〇年より工事著手、西貢•ヒチアメロールの連絡により來たるもので、ヴキアンチアメに於て海に通ずる航空路である。自大正線は東埔寨•交趾支那の水路網を成すデルタ地方の水路網を經由して西貢に達するもので、所要日程十二日、毎十五日一回の定期航空路である。但し現在は西貢を終點としてゐるが、將來は泰羅の北部を探つて閣貢•ヴキアンチアメ•ヴキャン•河內•支那の順路とし、閣貢•然谷•西貢の現航路は支線に編入の豫定となつてゐる。

通　信

郵便　概說　近來印度支那の郵便輸送は主として海運及內國水運に依つたが、最近鐵道便に依る輸送が可成り發達して來た。老撾及支那國境方面に於ては狗河舟•車馬等を利用してゐるが、事務は縮えや擴張されつゝあるが充分なる發達を遂げてゐる。郵便局總數は約五百で、事務は縮えや擴張されつゝあるが充分なる發達を遂げてゐる。外に北部安南•東京及老撾等の高地や方の郵便輸送は駄馬•獨木舟を用ゐてゐる。

飛行機輸送　は佛本國—印度支那間が既に十五日一回の定期航空路開設以來盛に利用されつゝあるが、當領內に於ては交通の部•航空路の項にて述べし、如く近々各航路線の完成と共に頻繁さなり、大いに利便を得るに至つておらう。

郵便物の居宅配達　は地方の主要都市に限られてゐるが、年さ共に配達人な增員してその區域を擴大しつゝあるる。又年々郵便局の增設を見てゐる。

郵便日數　內國郵便日數は區々で確然さ決め難いが、河內—西貢間は毎週土曜日相互に出發ずる急行列車に依り、自動車便さの連絡にて二日半を要し日、日本十五日、香港五日、倫敦四十日、巴里三十五日、新嘉坡五日、爪哇十日、馬尼剌十日、上海十日の見當である。

郵便物數及金高　を示す。

第三八表　郵便•電信爲替取組件數及金高連年比較表

年次		國內爲替		佛本國爲替		國際爲替	
		件數取組	同金額	件數取組	同金額	件數取組	同金額
一九二三年		三三千	六千比弗	一〇五千	四千比弗	二〇千	千比弗
一九二四年		三五千	六千比弗	一〇五千	四千比弗	二〇千	千比弗
一九二五年		三六千	五千比弗	一〇五千	四千比弗	二〇千	千比弗
一九二六年		四〇千	五千比弗	一〇五千	四千比弗	二〇千	千比弗
一九二七年		四二千	五千比弗	一〇五千	四千比弗	二〇千	千比弗
一九二八年		四三千	五千比弗	一〇五千	四千比弗	二〇千	千比弗
一九二九年		四六千	五千比弗	一〇五千	四千比弗	二〇千	千比弗
一九三〇年		四八千	五千比弗	一〇五千	四千比弗	二〇千	千比弗

一九二六年	五三九	三八、二四一	二八七	五、六〇九	四二四	二・二	一一六	六七
一九二七年	五四三	三八、七八二	一八八	五、三五九	四九三	二・二	一一五	九九
一九二八年	五五三	三九、一七〇	二〇〇	五、九七二	五八五	二・四	一三一	一〇七
一九二九年	五八七	四〇、九〇六	一九一	六、六〇五	七三四	二・八	一六九	九六

內國郵便料金―以下記載の各種料金は主として一九三一年二月一日の料金表に依つたものである。

一、書狀及封緘物
二〇瓦以下　五仙
二〇―五〇瓦　一〇仙
五〇―一〇〇瓦　一五仙
以上一〇〇瓦或はその端數を增す每に　四仙
寸法四五糎平方、卷物は長さ七五糎・直徑一〇糎以下、重量一・五粁迄を限度とす。

二、葉書
葉書　四仙
往復葉書　八仙
繪葉書 {日付・署名・差出人住所・氏名及五語迄を記載せるもの　二仙 / 通信文を有するもの　四仙}
寸法、縱一〇―一五糎、橫七―一〇・五糎

三、商品見本 {一〇〇瓦以下　四仙 / 以上一〇〇瓦或はその端數を增す每に　三仙}
容積は三〇糎立方を原則とするも、二邊が一五糎以下なる場合は一邊四五糎迄認む。又薄きボール紙にて捲付たる布類見本は四五糎立方迄とす。重量五〇〇瓦迄を限度とす。

四、定期刊行物以外の印刷物
特種郵便　二〇瓦以下　一仙
千部以上を一纏として提出し、郵便局或は取扱所にて一纏に送達するもの

五、新聞及定期刊行物
普通印刷物 {五〇瓦以下　二仙 / 五〇―一〇〇瓦　三仙 / 以上一〇〇瓦或はその端數を增す每に　三仙}
共に寸法書狀と同樣。重要三瓩迄を限度とす。
六〇瓦以下　四仙
六〇―七五瓦　六仙
七五―一〇〇瓦　八仙
一〇〇―一二五瓦　一〇仙
一二五―一五〇瓦　一二仙
以上二五瓦或はその端數を增す每に　二仙
寸法四五糎平方（卷物は長さ七五糎・直徑一〇糎以下。重量三瓩を限度とす。
尙發行所々在地域又は隣接地域に配布すべきものは上記料金の半額。

六、書留及價格表記
書狀・封緘物・葉書　一五仙
特殊郵便（料金を割引し且前納せるもの）　一〇仙
價格表記 書狀及小包 {一、普通郵便料金率に依る料金 / 二、書留料金　一五仙 / 三、保險料金〇・五％}を加へたるもの
書留或は價格表 {寄託の際證明を要求したるもの　一五仙 / 寄託後證明を要求したるもの　三〇仙} 記の配達證明
集金郵便 {一、普通郵便料金率に依る料金 / 二、書留料として　一〇仙}を加へたるもの

七、爲替　郵便爲替料金は取組金額に應じ、左記の區分に依る。
二〇〇比弗以下　一〇〇分の一（最低五仙とす）
二〇〇―一、〇〇〇比弗　一〇〇分の〇・五
一、〇〇〇比弗以上　一〇〇分の〇・二五
電信爲替は右の外相當電信料金を加算す。

八、小包　小包郵便には普通・價格表記・代金引換等がある。小包郵便は制限重量一〇瓩、制限體積五五立方糎である。但し重量五瓩以下は一邊の長さ一・二五米迄、重要五瓩以上は一・五〇米迄である。而して其の料金制度は

頗る複雜を極め、聯邦內の郵送系統を五に區分し、其の到達地の系統及重量に依り之を定む。重量に依る區分は三瓩以下、三瓩―五瓩、五瓩―一〇瓩の三種である。尙老撾は各地一樣ならず更に複雜な料金表を制定してゐる。左に普通小包のみの大體の料金を擧ぐ、

普通小包
一、到達地が郵便局所在地の場合　三二仙
二、到達地が郵便局所在地ならざる場合
イ、重量の如何に不拘最初の五粁（歸路を含まず）に付　四〇仙
ロ、五粁（同前）を超過する場合 {五瓩迄は一粁每に　四仙 / 五瓩―十瓩迄は一粁每に　六仙}

九、速達郵便　寄託郵便局よりの制限距離は二五粁、重量は二〇瓩迄とし、左記區分に依り料金を制定す。
同一郵便局配達區域內　二〇仙
配達區域外は重量に關係なく往路五粁迄　四〇仙
往路五粁以上 {五瓩迄、一粁に付　四仙 / 五瓩―一〇瓩、一粁に付　六仙 / 一〇瓩―二〇瓩、一粁に付　八仙}

外國郵便料金―

一、書狀及封緘物
二〇瓦以下　一〇仙
以上二〇瓦或はその端數を增す每に　六仙
寸法、內國書狀・封緘物に同じ。重量は二瓩を限度とす。

二、葉書
葉書　六仙
往復葉書　一二仙
繪葉書 {通信文なく、但し五語以內を記載せるもの　二仙 / 通信文を有するもの　六仙}
寸法、內國葉書に同じ。

三、取引文 {五〇瓦或はその端數を增す每に　二仙 / 最低料金　一〇仙}

四、商品見本 {五〇瓦或はその端數を增す每に　二仙 / 最低料金　四仙}
寸法、長さ四五糎、幅二〇糎、高一〇糎、捲物は長さ四五糎、直徑一五糎を限度とす。

五、印刷物　五〇瓦或はその端數を增す每に　二仙
重量は二瓩、但し單獨郵送の場合は三瓩を限度とす。

六、書留　一五仙

七、小箱郵便 {五〇瓦或はその端數を增す每に　六仙 / 最低料金　二〇仙}

八、爲替　印度支那外國爲替の取組先は一九二四年八月二十八日ストックホルム國際協約の署名國たる伊太利・白耳義・瑞西・西班牙・獨逸・和蘭・埃及・暹羅・支那・日本・蘭領印度等の諸國で、印度支那よりの爲替振出制限額は一通に付左記の如くである。
一、伊・白・西・獨・埃及・暹羅宛　一、〇〇〇佛貨法
二、瑞西宛　一、〇〇〇瑞西法
三、和蘭・蘭領印度宛　四八〇盾
四、支那宛　四〇〇比弗
五、日本宛　四〇〇圓
印度支那宛の各國爲替振出制限額は一通に付左記の如くである。
一、支那　四〇〇比弗
二、其他の前記諸外國　一、〇〇〇佛貨法
尙料金の規定を示せば
支那 {四〇比弗迄は二〇比弗或はその端數每に　二〇仙 / 四〇比弗以上は四〇比弗或はその端數每に　二〇仙}
其他の前記諸外國　定額料金一二仙の外金額の一〇〇分の五に相當する特別手數料を課す。

九、小包　外國小包郵便物の發受は一九二四年八月二十八日ストックホルム協約國間に於ては該協約に依り、その他に對しては特定協約に依り處理することゝなつてゐる。種類は普通・價格表記・代金引換の三種あり。制限金額は價格表記小包に於て二、〇〇〇金貨法、代金引換小包に於て佛國及同植民地・獨逸・和蘭各國には五、〇〇〇佛貨法、白耳義・伊太利・日本・暹羅・瑞西は一、〇〇〇佛貨法である。重量及大さの制限は發送國の國內小包の規定に準ずる。

電信網及電線延長	電信網及電線延長	米	香	海	運	日	閣	比	雲	支	佛
		國	港	峽		本	領	律	南	那	國
		自	自	自	植	自	自	印		自	自
		西	海	西	洋	西	海			西	海
		實	防	地	羅	實	防	度	寮	府	實	防	西
三一年九二	一〇・三	二五二	二五五	二五五	二七〇	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二
五一年九二	一七・〇	二五五	二五五	二五五	二七〇	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二
六一年九二	一七・〇	二五五	二五五	二五五	二七〇	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二
七一年九二	一七・〇	二五五	二五五	二五五	二七〇	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二
八一年九二	一七・八	二五五	二五五	二五五	二七〇	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二
九一年九二	一八・〇	二五五	二五五	二五五	二七〇	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二

出典＝佛領印度支那郵政局（現在）

第三一〇表　電信網及電線延長の連年比較表（各年十二月末日現在）

電信　概説―一九二九年十二月三十一日現在の印度支那電信網の距離延長は約一七、八〇〇粁で、前年末と殆ど差異はないが、電線の増加は約二〇〇粁である。左に電信網及電線各延長の連年比較表を示せば、

國別	重量種別	一	二	三	四	五	一〇
米國自西海實防		二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五四
香港自西海實防		二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五四
海峽自西海實防		二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五四
運羅自西海實防		二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五四
日本自西海實防		二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇
閣領自西海實防		二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五四
比律賓自西海實防		二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五四
雲南府		二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇
那寮		二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五四
支府		二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五四
佛領印度支那		二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇
通信	一〇瓲	一瓲	三瓲	三瓲	三瓲	五瓲	一〇瓲

出典＝佛領印度支那郵政局（現在）

第三一一表　對主要各國行小包料金表（一九三一年二月一日現在）

國別	料金
紐西蘭（地下線）	四六五
雲南府	四六五
廣州灣	二七〇
廣南及廣西	二七〇
上海	二七〇
北京	二七〇
英領印度	二七〇
英領緬甸	二七〇
自西海關	三七〇
英領香港	三五五
日本	二七〇
英領馬來聯邦	二五五
同非聯邦	二五五
佛領印度支那	二五五
同上ヨリ以北ノ諸國	二五五
同上ヨリ以外ノ諸國	二七〇
陸上電送料金	二五五
佛領印度支那……通信	

出典＝佛領印度支那郵政局（現在）

第三一二表　對主要各國行電信料金表（一九三一年二月一日現在）

國別	語別	一語	二語	三語	四語	五語	一〇語
陸上電送料金		一一	一一	一一	一一	一一	一三
同上ヨリ以外ノ諸國	語	一五	一五	一五	一五	一五	一五
同上ヨリ以北ノ諸國	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
英領緬甸	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
英領馬來聯邦	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
佛領印度支那	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
英領香港	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
英領印度	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
日本	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
米國	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
佛國	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
極東露領	仙	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三

外國電信料　左の三種に別つ

佛國及同植民地

普通電信料―一語（一五字）

新聞電信料―一一語

最低料金一一五仙

普通電信料　一語　〇・三仙（最低料金一一五仙）

新聞電信料　一語　〇・一三仙（最低料金一一五仙）

陸上電送料　何れも有線電信の二種がある。

無線電信　概説―印度支那無線電信事務は、通商及保安事務を目的とする逓信局直轄のもの、通商事務のみを目的とする會社（La Compagnie générale de T. P. F.）經營の一局とに依つて處理されてゐる。逓信局直轄のものは北部・南部の二系統に區分せられ、一九三一年に於て北部系統に屬するものは河内（中央接受局）・Lay-chau, Vientiane, Luang-prabang, Sam-neua,（以上陸上局）及 Kiên-an, La Cac-Ba, Moncay, Fort-Bayard, Naotchéou, Touran（以上海岸局）、南部系統に屬するものは河内（中央接受局）・My-tho, Dalat, Phu-quoc, Poulo-Condore, Padaran（以上海岸局）及 Vientiane（以上陸上局）の計一七局である。而して西貢の會社經營の無電局は印度支那に於て最も重要なるものであり、從來は長波設備のみであつたが、一九三二年に短波設備をも併せ採用し、逓信局當局に依り監督せらるゝ。

一、逓信局直轄の通信連絡系統

國内通信連絡系統 Moncay―Fort-Bayard, 西貢―Poulo-Condore, 西貢―Phu-quoc, 各沿岸局―海上船舶（以上一般通信）、印度支那各無線局間救護通信）

海外通信連絡系統　佛國及其他の歐洲諸國・蘭領印度・日本・雲南府・香港・澳門・上海・比律賓・海南島に對し連絡す。

二、會社の西貢に所在す經營の通信連絡系統

佛國及同植民地・マダガスカル・メーベルカレドニー・ヌヒチ・メソアサンドゥ諸島・蘭領印度・比律賓諸島・香港・上海・日本・米國・佛國極東露領ハルカ・ヤカラ・雲南府に對し定期通信を行ひ、因に河内無電局は佛國・日本・上海・香港・マカラ・雲南府に對し定期通信を行ひ、因に河内無電局は佛國太平洋航路船舶に對し連絡す。

無線電信取扱數及料金

第三一三表　無線電信發受通數・語數及無線電信取入通數連年比較表

種別	佛本國發信	佛本國受信	通數	語數	數數	無線電信取入
二一年九二	四一	三三〇	三四八	三三五	三三五	一四
五一年九二	三三	三三〇	三四八	三三五	三三五	一四
六一年九二	三三	三三〇	三四八	三三五	三三五	一四
七一年九二	三三	三三〇	三四八	三三五	三三五	一四
八一年九二	三三	三六〇	三六八	三四五	三四五	一四
九一年九二	三三	三六〇	三六八	三四五	三四五	一四

出典＝佛領印度支那郵政局年報

次に電報取扱通數其他の狀態を見るに

第三一二表　電報取扱通數及語數連年比較表

種別	電信	國内電信	電信	電信	國内電信	國内電信	國内電信	國内電信
	國内通語數	國外通語數	國佛本受信語數	發信語數	通語數	通語數	電信語數	私報數
	千比第九	千比第九	千比第九	千比第九	千比第九	千比第九	千比第九	千比第九
二一年九二	六四九・〇	九五七・二	一〇七・〇	一三六・〇	二一七・〇	二一三・〇	四一・〇	二一・〇
五一年九二	九〇六・二	八五四・〇	一〇六・九	一五〇・〇	二四〇・〇	二四〇・〇	四三・〇	二一・〇
六一年九二	一〇〇四	八四〇	一〇九・九	一五四・〇	二四〇・〇	二四〇・〇	四三・〇	二一・〇
七一年九二	一〇九・七	八〇〇	一〇四・〇	一五五・〇	二四〇・〇	二四〇・〇	四三・〇	二一・〇
八一年九二	一〇一・七	七五	一〇四・〇	一五五・〇	二四〇・〇	二四〇・〇	四三・〇	二一・〇
九一年九二	一〇・五	七・五	一〇四・〇	一五五・〇	二四〇・〇	二四〇・〇	四三・〇	二一・〇

出典＝佛領印度支那郵政局年報

		一	二	三	四	五	六
諸外國 發信	通數	一・九	四・一	六・九	五・七	一三・九	一七・五
	語數	二五	四三	六六	五三	一三五	一八一
諸外國 受信	通數	〇・九	五・六	八・六	五・九	九・六	一四・四
	語數	三	五八	六五	六七	一〇三	一四六
通過電信	通數	—	〇・二	五・〇	八・四	一〇・〇	一一・〇
	語數	—	二	七〇	九五	一一一	一三四
無線電信料收入		千比弗 七	千比弗 一五八	千比弗 二二三	千比弗 二四九	千比弗 四四四	千比弗 六六〇

無線電信料金—
內國料金　一語に付六仙、最低料金無し。
外國料金

第二三四表　對主要各國行無線電信料金表

單位＝金貨法
出所＝印度支那郵稅表

國別	料金	國別	料金
佛蘭西	三・一〇	桑港	三・九五
白耳義	三・三三	英國	三・三五五
廣東	二・二〇	香港	一・三〇
北平	二・二〇	蘭領印度	一・七〇
上海	一・七〇	伊太利	三・三三
廣州灣及廣西	二・二〇	日本	二・六〇
雲南府	一・二五	比律賓馬尼剌	一・五五
海南島	一・六〇	ホノルル、及オアフ（サンドウヰチ島）	二・六五
紐育	四・七〇	暹羅（地下線）	〇・六〇

電話　概說—都市及都市間に於ける電話の發達は特に著しきものがあり年々電話網の延長・加入數・通話料收入等共に大いに增加しつゝある。左に最近數年の狀態を見るに

第二三五表　電話網延長・加入數・通話數・同收入連年比較表

（各年十二月末日現在）

出所＝統計年鑑

年次＼要目	電話線延長 空中線	電話線延長 地中線	電話線延長 電線延長	加入數	通話數	電話收入（註）
	粁	粁	粁		千	千比弗
一九一三年	四五六	九三	三、六八五	八一〇	三四三	四二
一九二五年	三、二六七	四三四	二〇、四七二	四、二六九	三、三八〇	二五二
一九二六年	三、八二九	五五四	二四、八三二	五、一一八	四、〇一九	三六二
一九二七年	三、七八八	五六六	二七、六五〇	五、四四三	五、三〇一	三九一
一九二八年	三、九一一	六二一	二八、六五一	六、一〇六	八、五八五	四五三
一九二九年	四、三五二	七八四	三一、七七四	六、九三九	九、五五〇	四八八

註　加入金を含む

電話料金—河內・海防・西貢・堤岸に於ける料金と其他の都市に於ける料金とに區分せらる。

第二三六表　電話加入種別料金表

單位＝比弗
出所＝一九二九年經濟・財政會議報告書

加入種別＼地別	河內・海防・西貢・堤岸市		其他の都市	
第一種本加入電話	年額	六〇	年額	五〇
第二種同上	同	八五	同	七五
補助加入電話	同	二〇	同	二〇

備考　第一種本加入電話は個人住宅・銀行・會社等に架設し、名義人又は使用人に限り使用を認め、第二種本加入電話は旅館・料理店等に架設し、賈客及公衆に無償にて使用を許し、補助加入電話は本加入電話を介して電信局と交信し得るものを云ふ

重要都市

現在印度支那に於て自治制を實施する都市は、西貢・河內・海防・堤岸・プノムペン・ツーラヌ・南定・ハイドンの八市である。右の中西貢・河內・海防の三は一級都市として大統領令に依り、其他は二級都市として總督令に依り夫々特別市制を實施してゐる。以下順次之等都市に就て概略を記す。

西貢　ドンナイ河の一支流たる西貢河の右岸に所在する交趾支那の首府で、人口約十五萬（內歐人約九千）を有し、當領南部の政治・商業・海陸兩交通學術等の中心地をなし、又交趾支那・柬埔寨師團の所在地である。市街は文化都市として各種の設備が完備し、街衢も亦廣濶・整然とし高雅な都市を形成してゐる。主要建築物としては總督及交趾支那副總督官邸・市立劇場・敎會堂・郵便電信局・市廳・裁判所等があり、其他植物園・動物園・公園等も設けられてゐる。而して港市としてはドンナイ河口より六十五粁の地點に在り、大航路線より稍離れてゐると云ふ不利はあるが、尙當領第一の商港として著名であり、港內たる河幅は左程に廣からず、水流は稍急ではあるが、裕に二萬噸級の大船舶を自由に出入せしめ得、岸壁には中型級以上の船舶二十餘隻を停泊せしめ、河中には二十餘箇所の繫船設備を設けてゐる等河岸港市としては支那上海に優るとも劣らない好條件を附與されてゐる。

本港輸出品の太宗は、所謂西貢米で、一九三〇年の輸出高は一、〇五一、三九六噸（前年一、二三三、四二七噸）で、其他の主要輸出品としては獸皮・鳥卵・水產物・玉蜀黍・古々椰子果實・コプラ・胡椒・護謨・チーク材等がある。輸入品の主なるものは、小麥粉・果實・砂糖（精製糖）・煙草類・石炭・石油及鑛油・鐵及金屬製品・綿絲・綿布・酒類等である。

左に交趾支那內外國別貿易狀況を表示するが、之は殆ど全部西貢港の呑吐せるものである。

第二三七表　交趾支那內外國別貿易額連年比較表

單位＝千法
出所＝交趾支那商業統計表

年次＼內外國別貿易	輸入 外國貿易	輸入 內國貿易	輸入 計	輸出 外國貿易	輸出 內國貿易	輸出 計	總計
一九二六年	一、八三五、三七五	六一八、一九一	二、四五三、五六六	二、九七〇、二〇四	五六七、〇三三	三、五三七、二三六	五、九九〇、八〇二
一九二七年	一、七三七、九〇一	五七六、八五三	二、三一四、七五四	二、二九六、三二五	五五八、五五四	二、八五四、八七九	五、一六九、六三三
一九二八年	一、六六九、一一五	六一四、一二六	二、二八三、二四一	二、三五二、三四五	四四六、六三〇	二、七九八、九七五	五、〇八二、二一六
一九二九年	一、六五七、九六〇	六四三、〇六〇	二、三〇一、〇二〇	一、八九四、八六五	五三一、九七七	二、四二六、八四二	四、七二七、八六二
一九三〇年	一、一二三、八三三	四四九、一八七	一、五七三、〇二〇	一、四九〇、八二〇	四七九、九四八	一、九七〇、七六八	三、五四三、七八八

備考　一九三〇年中の船舶出入港隻數・同噸數に就ては交通の部・主要港別海運狀況（一九四頁）、及市內所在主要會社商店に就ては各項主要會社一覽表參照

堤岸　西貢の西方約五粁に在る支那人街で堤岸州廳所在す。人口約二〇萬（內支那人約一〇萬人）で、事實上交趾支那に於ける唯一の工業都市であり且米穀・奧地行物資の集散地をなしてゐる。市內には大規模なる數十箇所の精米所を始め、土酒釀造業・麥酒及製氷會社・其他の小規模工場が經營され市場は極めて繁盛である。而して西貢とは運河或は電車を以て連絡し、米・籾其他の農產主要物資は迅速に西貢に運搬されてゐる。

プノムペン　湄公河及大湖（Tonlé Sap）の合流點に所在する柬埔寨の首都であり又柬埔寨王の居住地である。人口約八萬二千を有す。市內諸所に聳立する寺院の勝景と壯麗なる柬埔寨王宮・博物館・古代劇場等は特に地方色を濃厚ならしめ、其他の主要建築物としては柬埔寨政廳・市廳等がある。尙當市は著名なアンコール廢墟へ巡禮する人々の準備地たる位置にある（後說旅行案內の部參照）。

當市は又商港として相當に繁榮し、老撾・大湖及附近地方の出入口に當つてゐる。現在は湄公河下流に淺瀨があり、千五百噸以上の船舶の出入は困難であるが、港內には約四十二萬噸の船舶を收容することが出來る。一九三〇年

に於ける出入船舶隻數は一、八四七隻總噸數五二四、九四五噸、貨物總噸數一二一、六七七噸であり、當港主要輸出品は牛及水牛である。

ツーラヌ　ソンハン(Song-hang)河に面し、同名の灣に沿ふ安南第一の商港である。人口七、九一七を有す。一九三〇年に於ける出入港船舶隻數七、八三四隻、總噸數二、〇五八、〇一〇噸、貨物總噸數九一、九二八噸であつた。

順化　海を去ること一二粁、同名の川に臨んでゐる安南帝國の首府であると共に安南理事廳の所在地であり、人口約八萬を有してゐる。而してその建築・風俗等に於て舊觀を未だに現存し、旅行者をして好奇の眼を見張らしめる。市は河を挾んで佛人市街及土人市街に區別せられ、土人市街は又商業地帶として相當繁榮してゐる。

河內　紅河の右岸に位し、海防の西方一〇二粁、海岸より一三〇粁の奥地に在り、東京の首府で印度支那總督府其他總ての地方行政中心機關及東京・安南師團の所在地である。人口約十四萬(中歐人六千)を有し、街衢井然とし西貢と共に當領の文化都市として代表的のものである。政治・學術・陸上交通・商工業等の中心地であり、理事官長官邸・劇場・郵便電信局・其他總督府所屬各官衙等あり、學術方面では極東佛蘭西學院・河內大學・各種學校・圖書館及博物館等、商業方面には印度支那銀行を始め佛支商工銀行・香港上海銀行・農商博物館及其他各種の產業會社がある。當市所在主要會社・商店に就いては各項主要會社一覽表參照ありたし。

海防　海を距ること約五五粁の地點にあり、人口約二十萬を有する東京第一の商港で西貢港に亞ぎ繁盛を極めてゐる。首府河內とは鐵道・國道及河川に依て連絡され、貿易の發達に伴ひ絕えず擴張されてゐる。而して當地方の海陸兩交通の中心たるは勿論商業も亦殷賑を極め、特に印度支那に於ける最も盛んなる工業地として著名である。工業會社としてはセメント會社(日當生產量八百噸)を始め、紡織會社、炭鑛會社其他著名會社が所在してゐる。左に一九三〇年に於ける本港の呑吐せる主要輸出入高を品別に見れば

第二三八表　一九三〇年海防港主要商品別輸出入高表　單位＝キンタル　出所＝海防商業會議所計畫

國別 / 輸入品別	輸入 佛國	輸入 外國	輸出 國別 / 輸出品別	輸出 佛國	輸出 外國
石油及精油	七三四、六二〇		石炭	四四、三四〇	二、七〇一、三四
鐵類	一九、三七六	一四、七九八	米穀類	九、七八八	五二八、九九〇
棉花	一四八	四七、八五五	亞鉛	一五八、一〇〇	一三〇、〇〇〇
穀類	三八	四七、七八八	ナフタリン	—	六五、五一〇
精製糖	—	四一、八三七	藺蓆	八、二九三	一八、二八一
炭化カルシウム	一五四三	二五、〇五七	穀類(玉蜀黍粉)	一七、三九四	四一
綿織物	三七、〇八五	四〇三	瓶	二	一七、一四二
紙	二三、二七二	一二、五〇二	藺製筐	一三、一七	一三、三五四
葡萄酒類	三四、〇九九	五八九	藺及葦	一一	一四、二八五
鹽化石灰及其他	二四三、八九	五九	漆	二九	一〇、七四

備考　右表は單に數量の上より見たる主要貿易品目で、價額別に依るものと必しも一致しない

次に外國及國內貿易狀態を見れば左の如くである。

第二三九表　一九三〇年海防港內外國貿易狀況表　單位＝數量—噸　價額—千弗　出所＝同廳表

內外國別 / 要目	輸(移)出 數量	輸(移)出 價額	輸(移)出 數量	輸(移)出 價額	總計 數量	總計 價額
外國貿易(一九三〇年 / 一九二九年平均)	一五七、六九六 / 二一四、五四五	五三七、九三四 / 五六七、一一二	五五九、五二一 / 五六三、八三五	一〇六、三八四 / 一〇九、一七〇	七一七、二八八 / 六八八、三六八	一〇八、一七九 / 一〇八、一七九
內國貿易(一九三〇年)	一、一〇五、九六〇	二一、一〇〇	四四、二六〇	二、一〇〇	一、一四九、二二〇	二三、二〇〇

備考　向一九三〇年中の船舶出入港隻數・同噸數に就ては交通の部・主要

港別海運狀況(一九四頁)、及市內所在主要會社商店に就ては各項主要會社一覽表參照

南定　河內より東南方八七粁の地點にあり、南定州廳の所在地で人口約四萬を有す。附近地方の商業・工業の中心地で特に米の大市場があり、又土人技藝美術の中心地をなし、當市より產出される鏤具家具は殊に有名である。

ハイドン　河內及海防の中間に位し、前者より五七粁の地點にある人口約一萬の地方中心市である。ハイドン州廳の所在地で河內海防間鐵道及同河川航路の中央點に位するを以て交通の便好く、商業は相當に發達してゐる。

旅行案內

佛領印度支那旅行者に對する注意としては、他の南洋諸地方旅行者に對すると殆ど同一であるが、概して激暑の地(殊に南部地方に於て)であるから熱帶衛生に關し周到なる注意を要する。睡眠は十分に取り何事にもあれ身體の無理は絕對に避けねばならない。使用語は全く佛語で他國語は殆ど通用しない。入國に際しては從來入國料又は見せ金等は不必要で非常に容易であつたが、現在は一九二九年十一月十八日より實施された入國及居住規則の適用に依り極めて煩雜且困難となつた(後說雜の部・外國人入國及居住規則參照)。

遊覽主要地　東京—河內市・海防市・南定市・アロン灣

安南—順化・ツーラヌ市・フェイフー(往昔邦人發展の遺蹟)・ダラ避暑地

交趾支那—四頁市・堤岸市・サンジヤツク岬

柬埔寨—プノンペン市・アンコール廢址

右の內各都市に就ては簡略ながら既述したるを以て殘餘の土地に就て簡單に說明を附け加へて置きたい。

アロン灣(Baie d'Along)—鴻基の前面に橫はる幅五〇粁餘の灣で、無數の奇巖怪石起伏し、恰も規模を更に大にせる本邦松島に似て、島影を縫ひ行く興趣は盡きることを知らない。海防旅行者は必ず見物すべき勝景で、日一回の海防—鴻基汽船便にて先づ鴻基を訪れ翌朝本灣の見物を爲すのを順當とする。

フェイフー(Faifoo)—ツーラヌより東南三二粁の地點に所在す。カンナム州廳所在地で往時は最も繁榮せる商港・商業都市であつた。本地には數百年前數百人の邦人居住し、日本橋なる橋を境とし支那人と商權を爭ひ、彼等よりも優勢の地位にあつたと云ふ記錄が殘つてゐる。が現在は唯一名の邦人も居住せず、僅かに苔蒸したる邦人の墓石に依りその跡を偲ぶのみである。日本橋は現在尙 Pond japonais の名で殘つてゐる。多恨の遊士は往昔遙々雄圖を抱き渡航し、異境に骨を埋めた之等邦人の遺蹟を弔ふべきである。

ダラ避暑地—南部安南ランビアン(Lang-bian)高原中の最高所(標高一、五〇〇米)に在る市街で、空氣清澄冷氣迫り絕好の避暑地たり、特に佛人間に喜ばれ、比較的遠距離にある西貢よりも年々相當の避暑客が訪れ夏季は大いに賑つてゐる。トウルチヤムに於てニヤトラン鐵路より分岐するダラ登山鐵道は最近全線の完通を見た。

サンジヤツク岬—交趾支那バリア州に在り、避暑地として著名で海水浴場の設備を有し、夏期は大いに賑ふ。

アンコール廢墟—東洋に於ける二大佛蹟として爪哇のボロブドールと比較され、共に旅行者を誘つてゐるが、その規模結構の宏大なる點は到底ボロブドールの及ぶ所でない。紀元九世紀末に建設されたクメル王朝全盛期時代の首府の遺蹟で、Angkor Watt, Angkor-thom, Bayon, Takéo, Ta-prom, Benteai, Kadey, Sras-sreng, Pré-rey, Mebon, Ta-som, Neak-pean, Prak-khan 等の廢址がある。而して從來は交通不便の爲めに河川航路船の便に依つて訪れるの外は無かつたが、近年は西貢より直行する自動車があり、最少日數三日を以て往復し得ることゝなつた。距離は西貢よりクレク(Krek)經由四九七粁、プノンペン經由五六〇粁であるが、旅行日程は第一日西貢—コンポントム(K-

ompong-thom）間、第二日コンポントム—アンコール間往復約三百粁、第三日コンポントム—西貢間である。右に要する自動車借切賃は（但しプノンペン經由の場合）三二〇比弗を規定とするが、交渉に依つては約一割の心付を合して二五〇比弗程度で濟む樣である。因にコンポントムにはホテル・コンポントム、アンコールにはホテル・ダンコールがあり、宿泊料は共に食事附にて一泊五—一四比弗程度である。

汽船に依る場合は、一週二回西貢發の Messageries fluviales de Cochinchine 會社の遊覽船に依るを最も便利とする。而して之に二種あり、往航はアンコールまで共に三日（プノンペン滯在日數一日を含む）を要し、アンコール滯在は四日半或は六日とし、歸路は共に二日にて西貢に達す。右遊覽旅費は一八〇比弗及二〇〇比弗程度である。因に旅費の中には往復汽船賃・宿泊料及案內人雇傭代を含んでゐる。

雲南府旅行—本鐵道には夜間列車の運轉なき爲め海防或は河內より片道三日を要する。卽ち第一日河內（或は海防）—老開間、第二日老開—阿迷州（A-mi-tchéou）間、第三日阿迷州—雲南府間で、歸路も同行程を辿る。汽車賃は海防—Ho-kéou 間は印度支那比弗にて、Ho-kéou—雲南府間は雲南銀貨で支拂はねばならない。主要驛間の汽車賃は左の通りである（但し三、四等を除く）。

海防—Ho-kéou 間　　單位＝比弗

自＼至	河內 一等	河內 二等	Yen-bay 一等	Yen-bay 二等	老開 一等	老開 二等	Ho-kéou 一等	Ho-kéou 二等
海防	六・二二	四・〇七	一四・七七	九・八五	二三・八七	一七・三二約	二四約	一七・五〇

Ho-kéou—雲南府間　　單位＝雲南銀

自＼至	蒙自 一等	蒙自 二等	阿迷州 一等	阿迷州 二等	雲南府 一等	雲南府 二等
Ho-kéou	一一・五七	八・〇二	一四・三七	九・九五	三〇・一六	二〇・八八

備考　往復賃銀其他に就ては後說各種交通機關賃銀參照

河內・西貢間旅行—汽船・自動車及汽車（途中自動車に依る）連絡の三方法があるが自動車は多額の旅費を要す。本項に於ては、汽車に依る案內を示す。

河內發西貢行或はその逆行共に每週火曜日及金曜日に發し、翌週の金曜日及月曜日午前中に目的地に達する直通急行のものと、隨時河內—ツーラヌ（汽車區間）、ツーラヌ—ニヤトラン（自動車借入）、ニヤトラン—西貢（汽車區間）に依る二方法がある。右二方法の內前者の後者と異る所は、前者は時刻表に示されたる一定の汽車・自動車に乘車すること、日時の一定せること、直通切符が發行され賃銀の低廉なること等である。從つて直通のものを利用する際は沿線の風物を十分見物する事は出來ない。左に直通急行のもの、時刻表を示す。

第二四〇表　河內—西貢間直通急行列車各驛發著時刻表

A　河內—西貢

汽車 驛名	汽車 發著日時	連絡自動車 驛名	連絡自動車 發著日時	汽車 驛名	汽車 發著日時
河內	火曜日・金曜日 發 後 七・四〇	ツーラヌ	水曜日・土曜日 發 後 四・二〇	ニヤトラン	木曜日・日曜日 發 後 九・五〇
ヴィン	水曜日・土曜日 著 前 三・二六 發 同 三・四一	Quang-ngai	水曜日・木曜日 著 後 八・〇〇 發 前 六・〇〇	Tourcham	同 著 同 一一・四四 發 同 一一・五一
順化	同 著 後 〇・五九 發 同 一・〇九	Qui-nhon	同 著 同 一一・〇〇 發 同 一二・〇〇	Muong-man	金曜日・日曜日 著 前 三・二〇 發 同 三・三三
ツーラヌ	同 著 同 二・五〇	ニヤトラン	同 著 後 八・三〇	Bien-hoa	同 著 同 七・〇七 發 同 七・一七
				西貢	同 著 同 八・〇五

B　西貢—河內間

汽車 驛名	汽車 發著日時	連絡自動車 驛名	連絡自動車 發著日時	汽車 驛名	汽車 發著日時
西貢	水曜日・金曜日 發 後 七・二八	ニヤトラン	水曜日・土曜日 發 前 六・三〇	ツーラヌ	木曜日・日曜日 發 前 一〇・二〇
Bien-hoa	同 著 同 一〇・一七 發 同 一〇・二四	Thuy-hoa	同 著 同 一一・三〇 發 後 〇・一五	順化	同 著 後 一・〇〇 發 同 一・一〇
Muong-man	水曜日・土曜日 著 前 〇・〇九 發 同 〇・二一	Quang-ngai	同 著 同 八・一五 發 同 九・〇〇	ヴィン	同 著 同 一〇・二五 發 同 一〇・四〇
Tourcham	同 著 同 三・四四 發 同 三・五九	ツーラヌ	同 著 同 一二・〇〇	河內	同 著 前 六・三七
ニヤトラン	同 著 同 五・五五				

（出所＝印度支那旅行案內）

次に河內西貢間の直通切符は片道一等一〇二比弗（內自動車賃三〇比弗）二等七八比弗で、手荷物は二〇瓩迄は無賃、超過一瓩每に二五仙（制限重量四〇瓩）を、小荷物は一瓩每に一五仙を要す。

各種交通機關賃銀

一、汽車—印度支那政府鐵道賃銀は南北兩系統共に一粁につき一等六仙、二等四仙、三等二仙、四等一・二仙で、雲南鐵道の支那領區間に於ては同一等雲南弗〇・〇六五、二等〇・〇四五、三等〇・〇二五、四等〇・〇一である。往復切符は官私線共二五％引きで、切符通用期間も亦同じく一〇〇粁まで三日間、以上一〇〇粁又はその端數を增す每に一日を加ふ。

因に主要驛間賃銀に關する資料を缺いでゐるが、左に主要驛間距離を示す。之に依り換算すれば大體の賃金は知り得られる。

河内—ナチャム間（自河内）		河内—ツーラメ間（自河内）				西貢—ニヤトラン間（自西貢）				西貢—ミニ間（自西貢）	
Yên-viên	二一粁	Phu-ly	五六粁	Vinh	三三粁	Dong-ha	六六粁	Thu-duc	一六粁	Thurcham	三三粁	堤岸	五粁
Bac-ninh	三九	南定	七七	Bênh-thuy	三五	Quang-tri	六三〇	Bien-hoa	三二	Dalat (支線)	四一〇	An-lac	一二
Phu-lang-thuong	四九	Ninh-binh	一一四	Phuc-trach	五六	ツーラメ化中 (Central)	六八	Song-phan	一四七	Nga-ba	三六	Ta-an	四六
Lang-son	一四八	Thanh-hoa	一五五	Tân-ap	四一一	ツーラメ (Marché)	七五	Muong-man	一七八	Ba-ngoi	三七〇	My-tho	七〇
Na-cham	一五九	Hoang-mai	一四六	Dong-hoi	五三三		七九	Phan-thiêt (支線)	一九〇	ニヤトラン	四〇九		

一、自動車—主要地間賃銀及自西貢至各地賃銀を示す。

主要地間自動車賃銀

河内—Son-tây		一·〇〇	Cao-bang—Nacham		一三·〇〇	Tourane—Quih-nhon	一等 一二·七〇
Phu-tho—Tuyên-quang		一·九〇	Vinh—Thakhek	一等	三〇·〇〇	Tourane—Faifoo	一等 一二·五六
Qui-nhon—ニヤトラン	一等 一八·四八			二等	二〇·〇〇		二等 一·八〇
	二等 一二·五六		Krong-pha—Dalat		一·〇〇	河内—海防	往復 四〇—六〇

自西貢至各地自動車賃銀

行先地	距離 往	距離 復	賃銀 往	賃銀 復	行先地	距離 往	距離 復	賃銀 往	賃銀 復	行先地	距離 往	距離 復	賃銀 往	賃銀 復
	粁		米弗			粁		米弗			粁		米弗	
BIÊN-HOA 地方					Huê	一一六	二三二	六二五	一二五〇	Ha-tiên	六七二	一三四〇	二三〇	四二〇
Thu-duc	一二	二四	八	一六	Dong-hoi	二四〇	四八〇	六〇	一二〇	Kép	八三	一六六	二一〇	四二〇
Biên-hoa	六〇	一二〇	一八	三六	Vinh	三〇〇	六〇〇	八一〇	一六二〇	Réam	九四〇	一八八〇	二五〇	五〇〇
Biên-hoa par Thu-dau-mot	一〇〇	二〇〇	二五	五〇	Hanoi	三六〇〇	七二〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	Battambang	一〇〇	二〇〇	二六〇	五二〇
Xuân-loc	一五五	三一〇	四五	九〇	TAY-NINH 地方					Kompong-thom	八四	一六八	二五〇	五〇〇
BARIA 地方					Tay-ninh	一〇〇	二〇〇	五〇	一〇〇	Siem-réap	一〇八	二一六	三〇〇	六〇〇
Baria (Route Chesne)	一三五	二七〇	六〇	一二〇	THU-DAU-MOT 地方					Angkor	一一〇	二二〇	三一〇	六二〇
Baria (Route Cap)	一〇三	二〇六	四〇	八〇	Lai-thiâu	四五	九〇	一一	二二	MYTHO 地方				
Cap St-Jacques (Baria)	一四〇	二八〇	六〇	一二〇	Thu-dau-môt	六二	一二四	一八	三六	Cholon	一〇	二〇	五	一〇
Cap St-Jacques (Chesne)	三一〇	六二〇	七〇	一四〇	Thu-dau-môt par Biên-hoa	八〇	一六〇	二五	五〇	My-tho	一四三	二八六	四〇	八〇
GO-CÔNG 地方					Xatrach (Hon-quan)	三一〇	六二〇	八〇	一六〇	Ben-tré	一七〇	三四〇	五〇	一〇〇
Go-công (Route Cholon)	一一四	二二八	三〇	六〇	Loc-ninh	一六二	三二四	七〇	一四〇	Vinh-long	一二五五	二五一〇	七〇	一四〇
Go-công (Route Mytho)	一〇五	二一〇	五〇	一〇〇	Kratié	五一〇	一〇二〇	一三〇	二六〇	Sadec	一二九	二五八〇	八〇	一六〇
NHA-TRANG, HANOI 地方					PHNOM PENH 地方					Tra-vinh	一三七〇	二七四〇	一〇〇	二〇〇
Dalat	七五八	一五一六	二五〇	五〇〇	Phnom-penh	四八〇	九六〇	一一〇	二二〇	Can-tho	一三一〇	二六二〇	九五	一九〇
Phan-rang	八七五	一七五〇	三一〇	六二〇	Kompong-chhnang	六六〇	一三二〇	一六五	三三〇	Soc-trang	一四一	二八二〇	一一〇	二二〇
Ba-nghoi	一〇四五	二〇九〇	四二五	八五〇	Kompong-speu	五六六	一一三二	一六五	三三〇	Bac-liêu	一五四〇	三〇八〇	一六〇	三二〇
Nhatrang	一〇八五	二一七〇	四四〇	八八〇	Kompong-cham	七四二	一四八四	一〇〇	二〇〇	Gia-rai	一六〇〇	三二〇〇	一九〇	三八〇
Tuy-hoa	一〇五一	二一〇二	四五〇	九〇〇	Takéo	六四八	一二九六	一六五	三三〇	Ca-mau	一六七五	三三五〇	二〇五	四一〇
Qui-nhon	一〇〇〇	二〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇	Kompong-trach	一四二	二八四	一六〇	三二〇	Rach-gia	一五六〇	三一二〇	一八〇	三六〇
Quan-ngai	一〇五〇	二一〇〇	五五〇	一一〇〇	Kampot	一七四	三四八	一〇〇	二〇〇	Long-xuyên	一五六〇	三一二〇	一〇〇	二〇〇
Tourane	一〇六八	二一三六	五八〇	一一六〇	Bockor	八四一	一六八二	一〇〇	二〇〇	Chau-dôc	一五六〇	三一二〇	一三〇	二六〇
										Tinh-biên	一五〇五	三〇一〇	一六〇	三二〇

備考　右運賃は昭和四年度調なれども新資料なき爲めこれを掲げて參考に資す

二、汽船賃—

Sté. Anonyme de chalandage et remorquage de l'Indochine 社線

線名		賃銀	
			米弗
Haiphong—Mui-ngoc（一週三回往復）			
自海防至 Quang-yên		一等	一·三〇
		二等	〇·八〇
同 Hongay		一等	三·八〇
		二等	二·一〇
同 Port-Wallut		一等	七·七〇
		二等	四·八〇
同 Pointe-pagode		一等	八·三〇
		二等	五·〇〇
同 Mui-ngoc		一等	一一·一〇
		二等	八·八〇
Haiphong—Nam-dinh（一週三回往復）			
自海防至 Phu-ninh-giang		一等	四·三〇
		二等	一·八〇
同 Nam-dinh		一等	七·一〇
		二等	四·八〇
Haiphong—Phu-lang-thuong（一週三回往復）			
自海防至 Dong-triêu		一等	一一·一〇
		二等	一·三〇
同 Sept-pagodes		一等	四·四〇
		二等	三·二〇
同 Dap-cau		一等	三·一〇
		二等	二·八〇

Service fluvial subventionné de Tonkin 航線

線名		賃銀
Hanoi—Chiêm-hoa（一週二回往復）		
自河内至	Song-tay	一等 三·一五 一一等 二·〇〇
同	Viêtri	一等 四·二五 一一等 二·六〇
同 同	Lémy	一等 三·〇五 一一等 二·七〇
同	Kim-xuyên 及 Phu-doan	一等 四·二五 一一等 四·〇〇
同	Dia	一等 四·〇五 一一等 三·九〇
同	Tuyên-quang	一等 一〇·〇〇 一一等 六·〇五
同	Chiêm-hoa	一等 一六·五〇 一一等 —
Hanoi—Cho-do（一週二回往復）		
自河内至	Song-tay	一等 三·一五 一一等 二·〇〇
同	Viêtri	一等 四·二五 一一等 二·六〇
同	La-phu	一等 五·四〇 一一等 三·三〇
同	Tu-vu 及 Da-chong	一等 四·〇五 一一等 二·三〇
同	Hoa-binh	一等 八·六五 一一等 五·二〇
同	Cho-bo	一等 一〇·二五 一一等 六·一〇
同	Khône-sud	二等 三·六五 二等 二·三〇
Khône-nord—Savannakhet（一週一回往復）		
自 Khône-nord 至	Bassac	二等 四·八五 二等 二·八〇
同 同	Paksé	二等 一〇·二〇 二等 五·八〇
同	Savannakhet	二等 一二·一〇 二等 六·三〇
Savannakhet—Vientiane（一週一回往復）		
自 Savannaket 至	Thakhek	二等 五·八〇 二等 三·五〇
同	Vientiane	二等 七·〇〇 二等 四·〇〇
Vientiane—Luang-pravang（一週一回往復）		
自 Vientiane 至	Xiêng-khan	二等 五·七〇 二等 三·一〇
同	Luang-pravang	二等 一二·六〇 二等 六·六〇

Messageries fluviales de Cochinchine 航線

線名		賃銀
Saigon—Phnom-penh（一週二回往復）		
自西貢至	My-tho	一等 六·四〇 一一等 四·一〇
同	Vinh-long	一等 一二·三〇 一一等 八·一〇
同	Sadec	一等 一四·一〇 一一等 一〇·一〇
同	Banam	一等 一三·〇〇 一一等 一二·〇〇
同	Phnom-penh	一等 一四·三〇 一一等 一二·三〇
Phnom-penh—Battambang（一週二回往復）		
自 Phnom-penh 至	Kompong-chhnang	一等 七·三〇 一一等 五·三〇
同	Pursat	一等 一一·三〇 一一等 八·一〇
同 同	Siem-réap	一等 一八·三〇 一一等 一一·八〇
同	Péam-sêma	一等 一四·八〇 一一等 一二·四〇
同	Bac-préah	一等 一一·一〇 一一等 一二·三〇
同	Battambang	一等 一三·九〇 一一等 一二·八〇
Phnom-penh—Khône-sud（一週二回往復）		
自 Pnomh-penh 至	Kratié	一等 一一·一〇 一一等 一一·九〇
同	Stung-trang	一等 一〇·一〇 一一等 一〇·一〇

四、市内交通機關―自動車・馬車・人力車を主要な交通機關として居る。

イ、西貢市に於ける各種乘物賃錢

自動車賃錢（西貢市役所規定）―

		比貨
一日備入但し西貢市内午前七時より午後七時迄		二五·〇〇
一日備入但し走程二〇〇粁迄（限度さす）		四〇·〇〇
一時間雇入	以上一粁を增す毎に	〇·五〇
一時間に滿たざる場合も同樣		三·〇〇
市内一時間	以後一時間を增す毎に	二·〇〇

馬車賃―

主要都市内に於て未だタクシの出現を見るに至らず、只葬小の貸自動車屋はあるが、料金は一定して居ない。但し普通貸錢一粁に付十仙見當である。

佛國のM M（Messageries Maritimes）社船の横濱―馬耳塞線以外には無く、外國船では兩者何れも西貢寄港である。依つて旅行者は右航路船をキャッチするかつた場合は、香港にて乘換へ海防或は西貢へ渡航となくてはならない。然れるに日本香港間は、日本郵船・大阪商船の初め、外國船にも多數の航路が開かれてゐるから此の點等の苦勞も不要である。又香港―海防間は西貢航路船があり、香港―阪商船の香港―海防線を初め、佛・英・獨・支の定期或は不定期船にも出來る交通運送の項（四一六頁參照）。

賃錢は 外國航路一覽表參照。

長崎―西貢	神戸―西貢	橫濱―西貢		
大阪商船				
BABABA			一等	三四·〇〇圓
二六·〇〇	二五·七五	二二·〇〇	二等	二四·〇〇圓
一四·〇〇	一三·五〇	一一·五〇	三等	一三·五〇圓
銀ならM				
よりも社				
も大の				
高級貨				
價商船				
で船は				
あの不				
る貨明				

香港にて乘換へ入國するものさの二途がある。

日本よりの入國經路　日本より印度支那へ入國するには、直航のものさ

直航の船は、日本船では大阪商船の南米航路以外には無く、外國船では佛國のM M（Messageries Maritimes）社船の橫濱―馬耳塞線以外には無く、外國船では兩者何れも西貢寄港である。依つて旅行者は右航路船をキャッチするかつた場合は、香港にて乘換へ海防或は西貢へ渡航となくてはならない。然れるに日本香港間は、日本郵船・大阪商船の初め、外國船にも多數の航路が開かれてゐるから此の點等の苦勞も不要である。又香港―海防間は西貢航路船があり、香港―阪商船の香港―海防線を初め、佛・英・獨・支の定期或は不定期船にも出來る交通運送の項（四一六頁參照）。

賃錢は 外國航路一覽表參照。

長崎―西貢	神戸―西貢	橫濱―西貢		
大阪商船				
BABABA			一等	三四·〇〇圓
二六·〇〇	二五·七五	二二·〇〇	二等	二四·〇〇圓
一四·〇〇	一三·五〇	一一·五〇	三等	一三·五〇圓
銀ならM				
よりも社				
も大の				
高級貨				
價商船				
で船は				
あの不				
る貨明				

人力車賃金十分以內市內一區域內一時間同一料金にて二粁を限度とし、右規定以上に停車せしむる場合、三十分又はその端數毎に金一圓を增す。

日本郵船會社　一日備入　四〇·〇〇圓

一時間備入　五·〇〇圓

其他の乘物の賃金は大體西貢市のさ同樣である。

横濱—香港	大阪商船	一四〇	八五	三二	
	日本郵船	一五五	九五	四九/三二	日本郵船は歐洲航路船の賃銀を採る、外國船は一様ではないが先づ邦船の二割—三割高に當る
神戸—香港	大阪商船	一三五	八〇	三〇	
	日本郵船	一四〇	八八	四六/三〇	
門司—香港	大阪商船	一一五	七〇	二七	
	日本郵船	一三五	七八	四一/二七	
基隆—香港	大阪商船	五四	三六	一八	
香港—海防	大阪商船	弗 六〇	—	弗 二〇	外國船は一等一〇〇弗、二等六〇—七〇弗内外、但し支那船はずつさ廉い

尙外國船の香港—西貢間は佛國船(MM)にて一等一二〇弗、二等八〇弗内外である。

旅館 歐風ホテル・日本人旅館・支那人ホテル等あるも、歐風ホテルは西貢其他の主要都市に於て、食事附一泊普通六—一一比弗である。支那人ホテルは不明である。日本人ホテルは、現在河内・海防に所在するのみである。宿料は一泊食事附五比弗見當である。

第二四一表 領内各地主要旅館案内

都市及旅館名	町名番地	室代	室數	等級
Lao-kay (郵便電信、停車場、自動車、電燈)				
Touring Hôtel	Rue du Commerce			
Haiphong(郵便電信、電話、無線局、停車場、汽船、自動車 電燈)				
Hôtel du Commerce	43, Rue Paul-Bert	2$—7$	40	二等
Hôtel de l'Europe	29, Rue Paul-Bert	2$—	21	二等
* Hôtel Ishiyama				
* Hôtel Kurose				
Hongay (郵便、電信局、電燈)				
Hôtel des Mines	棧橋より五分	2$—	26	
Hanoi (郵便、電信、電話、無線局、停車場、自動車、電燈)				
Hôtel Métropole	Boul. Henri-Rivière	3$50—9$50	120	特等
Hôtel de Coq d'Or	〃	3$50—		同
Hôtel de France	27, Boul. Hollandes	3$50—	30	二等
Hanoi Hôtel	23, Rue Paul-Bert	3$—3$50	35	同
Hôtel de la Gare	109, Boul. Gambetta	1$80—	35	三等
Hôtel des Colonies	Rue Jules-Ferry	2$—5$	27	二等
Vinh (郵便電信局、停車場、電燈)				
* Hôtel Matsushita				
Grand Hôtel	停車場より五分	3$—4$50	40(寢臺)	二等
Hué (郵便電信局、停車場、汽船、自動車、電燈)				
Grand Hôtel	停車場より五分	3$50—5$	100(寢臺)	一等
Tourane (郵便電信局、停車場、汽船、自動車、電線)				
Grand Hôtel	Quai Courbet	3$—6$	49(寢臺)	二等
Quang-ngai (郵便電信局、自動車)				
Bungalow		2$50	10(寢臺)	
Qui-nhon (郵便電信局、汽船、停車場、自動車、電燈)				
Hôtel X………				二等
Hôtel Back		2$—4$	8(寢臺)	三等
Nhatrang (郵便電信局、停車場、自動車、電燈)				
Grand Hôtel		4$	20(寢臺)	二等
Hôtel Beau Rivage		2$50	11(寢臺)	
Dalat (郵便電信無線局、停車場、自動車、電燈)				
Langbiang Palace		5$—15$	50(寢臺)	特等
Hôtel du Parc		4$—7$	70(寢臺)	二等
Hôtel de Dalat		3$—	20(寢臺)	三等
Hôtel d'Annam		4$—5$	10(寢臺)	同
Saigon (郵便電信無線局、停車場、汽船、自動車、電燈)				
Continental Palace Hotel	Rue Catinat	5$—10	70(寢臺)	特等
Hôtel de l'Univers	1, Rue Catinat		50(寢臺)	同
Grand Hôtel	Rue Catinat		50(寢臺)	二等
Hôtel de Rotond	2, Rue Catinat	3$—10$	90(寢臺)	同
Hôtel Saigon Palace	Boul. Charner			
Cap Saint-Jacques (郵便電信局、自動車、電燈)				
Grand Hôtel		2$—4$	60(寢臺)	二等
Hôtel de la Plage		3$	20(寢臺)	同

My-tho（郵便電信電話局、俥車場、電燈）				
Hôtel de Mékong		3$	9	
Phnom-penh（郵便電信電話局、自動車、電燈）				
Royal Palace Hotel	Av. du Maréchal Joffre	5$—10$	50	特等
Grand Hôtel	Quai de la Grandière	5$—	40	一等
Hôtel Excelsior	Quai de la Grandière	2$—	6（隊著）	
Battambang（郵便電信局、自動車、電燈）				
Bungalow				
Angkor（郵便電信局、自動車）				
Khmer Palace				特等
Hôtel des Ruines			50	

＊印は邦人旅館

雜

度量衡　佛領印度支那に於ては佛本國同樣米制を一般に採用してゐるが、地方では倘土人制のものを常用してゐる所があるる。その主なるものを米制の物と比較すれば左の通りである。

第二四二表　度量衡對照表

種目	土人の名稱	佛人の名稱	土人の命位	米制に換算
重量	Ta	Picul	10 yên	六〇瓩
	Yèn	Dix livres	10 cân	六瓩
	Cân	Livre	16 lang	〇·六瓩
	Lang	Once	10 đông	三七·五瓦
	Đông, tiền	Sapèque	10 phân	三·七五瓦
	Phân	Grain	10 ly	〇·三七五瓦
	Ly	1/10 de grain	10 hào	〇·〇三七五瓦
	Hào	1/100 〃 〃	10 ti	〇·〇〇三七五瓦

種目	土人の名稱	佛人の名稱	土人の命位	米制に換算
長度	Truong	Perche	10 thuóc	四米
	Ngü	Toise	5 thuóc	二瓲
	Thuóc (xich)	Pied	10 tâc	〇·四瓲
	Tâc	Pouce	10 phân	〇·〇四瓲
	Phân	Ligne	10 ly	〇·〇〇四瓲
積（用使に的俗通のもゝざさ）面	Mâu	Arpent	10 Sào	三六〇〇平方米（三六アール）
	Sào	Perche	10 miêng	三六〇平方米（三六アール）
	Miêng	Bouchée	9 than	〇·三六平方米（三六アール）
積	Than	Toise carrée	25 ghê (thuóc vuóng)	〇·〇四平方米（四平方米）
面積（の定公のもの）	Mâu	Arpent	10 Sáo	三六〇〇平方米
	Cao (Sào)	Perche	15 thuóc	三六〇瓲
	Xich (thuóc)	Pied agraire	10 tâc	三瓲
	Thôn (tâc)	Pouce agraire	10 phân	二瓲
體	Hôc	{10 ngü de long sur 1 de large et 1 thuóc de haut = 20m × 2m = 0.4m}	10 le	一米突

種目	土人の名稱	佛人の名稱	土人の命位	米制に換算
積	Le	{1 ng deü, côté sur 1 thuóc de hauteur = 2m² × 0.4m}	25 lai	一·六瓲
	Lai	{1 thuóc d'arête = 0.4m³}	1 thuóc cube	〇·〇六四瓲
量容（用使に的俗通のもゝざさ）	Phuong, vuông	Sétier	30 đâu	三〇立
	Thung	Panier	20 đâu	二〇瓲
	Dâu	Boisseau	2 bát ou 10 le	一瓲
	Bát	Tasse	5 le	〇·五瓲
	Le	Décilitre	1/10 de dâu	同 同 〇·一瓲
量容（の定公のもの）	Hôc 2	Sétier	26 thang	約 二六〇立
	Thang	Boisseau	10 cáp	同 同 一·三瓲
	Cáp	Poignée	10 thuóc	同 同 〇·一三瓲
	Thuóc	Cuillerée	10 sào	同 同 〇·〇一三瓲
	Sào	1/10 de Cuill	10 toát	同 同 〇·〇〇一三瓲
量容（穀米用）	Phuong	Sétier	30 nyên	約 三〇立
	Uyên	Ecuelle	1 dâu	同 一瓲

休日及祭日

一、佛人關係　日曜日、新年（一月一日）、復活祭（三月二十一日以後の滿月に次ぐ第一日曜日の翌日）、昇天祭（復活祭後四十日目）、降臨祭（復活祭後五十日目）、國祭祝日（七月十四日）、聖母昇天祭（八月十五日）、惡魔祓（十一月一日）、死人祭（十一月二日）、降誕祭（十二月廿五日）

二、安南人及支那人關係（臺灣）　氏神祭（十二月廿三日）、越年祭（十二月三十日）、元旦祭（一月一日）、仕事始め（一月七日）、寺詣（一月十五日）、春季祭（自三月廿六日至四月五日）、釋迦生誕祭（四月八日）、端午節（五月五日）、盂蘭盆祭（七月十五日）、燈籠祭（八月十五日）、秋季祭（自九月廿二日至十二月七日）、新穀祭（十月十日）、每月祭（每月一日及十五日）

印度支那駐在外國領事及所在地

所在地及國名	官名	領事名
Saigon		
Grande-Bretagne	C. G.	F. Grosvenor Gorton
Allemagne	C.	G. Wildé
Etats-Unis d'Amériques	C.	Waterman
Japon	V. C.	Tokitaro Kuroki（黒木時太郎）事務代理
Belgique	C.	Van Assche
Danemark	A. C.	Rousseau 臨暇 事務代理 Genis
Finlande	A. C.	Lacaze
Italie	A. C.	F. Pellas
Norvège	A. C.	Duchateau
Pays-Bas	A. C.	E. F. Meyeringh
Portugal	A. C.	Brodeur
Siam	C.	Elie Genis
Suède	A. C.	E. F. Meyeringh
Swisse	A. C.	A. Glinz
Hanoi		
Japon	C. G.	Yasukichi Nagata（永田安吉）
Allemagne	C.	Stoller
Belgique	A. C.	Jaspar
Italie	A. C.	Pasqualini
Portugal	A. C.	M. X……
Haiphong		
Grande-Bretagne	A. C.	Mercadier
Norvège	A. C.	Aumont
Siam	A. C.	Mercadier
Tourane		
Belgique	A. C.	I. Cuenin

備考　C. G.＝總領事、C＝領事、V. C.＝副領事、A. C.＝領事館分館主任

歷代總督

總督名	任命期日
Constans	1887, 11. 16.
Richaud	1888, 9, 8.
Piquet	1889, 5, 10.
De Lanessan	1891, 4, 21.
Rousseau (Aremand)	1894, 12, 29.
Doumer	1897, 2, 13.
Beau	1902, 10, 15,
A. Klobukowski	1908, 6, 26.
Sarraut (Albert)	1911, 6, 1.
Van Vollenhoven	1914, 8, 5.
Roume	1915, 1, 26.
Sarraut (Albert)	1916, 11, 7.
Long (Maurice)	1919, 12, 10.—1921, 4, 1.
Merlin (Martal)	1923, 2, 20.
Varenne (Alexandre)	1925, 7, 28,—1927, 4, 17.
Pasquier (Pierre)	1928, 8, 23.

新聞・雜誌及定期刊行物

一、新聞　主要新聞に就いての之記載す。

新聞名	創立年度	發行部數	種別	發行所又は印刷所・備考
東京				
L'Avenir du Tonkin	一八八五年	約二千六百	佛字日刊	114, Rue Jules—Ferry, Hanoi
France-Indochine	一九二九年	六百	同同同	53, Rue Paul-Bert, Hanoi
Indochine Republicain	一九二三年	約六百	同同同	Imp, Speciale de l'Indochine
L'Indépendance Tonkinoise	一八九九年	三百	同同同	Imp, Indépendance Tonkinoise, Hanoi
La Volonté Indochinoise	一九二六年	四百	同同同同	Hanoi
L'Ami du Peuple Indochinois	一九二〇年	一千二百	同同同	Hanoi
Le Petit Populaire du Tonkn	一九二九年	六百	同月二回	Hanoi
Trung-Bac Tan Van (中北新聞)	一九三三年	二千五百	土語日刊	Imp, Tung-Bac Tan Van, Hanoi
Thuc-Nghiep Dan-Bao (殖業民報)	一九二〇年	約二千五百	同同同	43, Rue du Lac, Hanoi
Khai-Hoa Nhat-Bao (開化日報)	一九二一年	約二二千千	同同同同	82, Rue Chaune, Hanoi
Ha-Thanh-Hyo-Bao (河城午報)	一九二七年	約八千五百	同同同	Hanoi
Nony Cong Thuong (農工商)	一九二九年	七千	同同同	Hanoi
Trung-Hoa Nhat-Bao (中和日報)	一九二三年	三千	同週三回	15, Rue de la Mission, Hanoi
Bao Dong Phap (報東報)	一九二五年	二千	同同同同	53, Rue Paul-Bert, Hanoi
Le Courrier d'Haiphong	一八八九年	八百	佛語日刊	49, Rue Paul-Bert, Haiphong
La Colon Indochinoise	一九二六年	一千二百	同週三回	Haiphong
交趾支那				
L'Impartial	一九二七年	二千五百	佛字日刊	Imp de l'Impartial, Saigon
L'Opinion	一八八五年	一千五百	同同同	Imp, Moderne, Saigon
Le Courrier de Saigon	一八八三年	一千	同同同	Imp, Coursier de Saigon
Le Réveil Saigonnais	一八八六年	八百	同同同	Imp. Réveil Saigonais, Saigon
Saigon Républicain	一九二三年	六百	同同同	
L'Echo Annamite	一九二一年	約一一千	同同同	Saigon
La Dépêche d'Indochine	一八八六年		同同同	Saigon
La Voix Annamite			同同週刊	Imp, Réveil Saigonais, Saigon
La Presse Indochinoise			同同同	
La Voix Libre			同週二回	Imp, de la Voix Livre, Saigon
Progrès Annamite			同同同	Imp, Moderne, Saigon
Frung-Lap-Bao	一九二三年	一千五百	土語日刊	Imp. d l'Impartial, Saigon
Lac-Tinh-Tan-Bao (大省新聞)	一九〇八年	約六千	同同同	Imp. de l'Union, Saigon
Tam-Dah-Bao (新民報)	一九二三年	一千	同同同	Imp. du Centre, Saigon
Dông-Cû-Minh-Dan (農工日報)		三百	同同同	Imp. de l'Union, Saigon
Vanh-Minh-Bao	一九二六年		同同同	Saigon
Nhut-Tan-Bao (日新報)			同週刊	Imp. Moderne, Saigon
Cong-Luan-Bao (公論法)			同週二回	Imp. Moderne, Saigon
Dong Chop-Thoi-Bao (東法時報)			同同	Imp. Dong Chap, Saigon
南圻華僑日報	一九二八年	五千	漢字日刊	Imp. de l,Impartial, Saigon
南圻中國日報	一九二三年		同同同	
寧報	一九二六年	二萬	同同同	
安南				
Bulletin Administraif de l'Annam			土語日刊	Imp. Daclec, Quinhon
柬埔寨				
Bulletin Administratif du Cambodge			同同同	Imp. Protectorat, Phnom-penh
L'Echo du Cambodge			同同同	Imp. S. E. K., Phom-penh
Bulletin Quotidien du Combodge			同同	
老撾				
Bulletin Administratif du Laos				Imp. Gouvernement, Laos.

二、主要定期刊行物

刊行物名	發行所又は編纂者・印刷所
東京（河內・海防）	
佛字	
Journal Officiel de l'Indochine（週刊）	Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin Economique de l'Indochine（月刊）	Service économiques de G. G., Hanoi
L'Eveil Economique（週刊）	51, Rue Paul-Bert, Hanoi
Bulletin d'Ecole d'Extrême-Orient	Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin du Service Géologique de l'Indochine	Service géologique, Hanoi
Annales des Douanes et Regies de l'Indochine	Gironce, contrôleur des Douanes, Haiphong
Bulletin Administratif du Tonkin	G. G., Hanoi,
Journal Judiciaire de l'Indochine	28, Rue Paul-Bert, Hanoi
Bulletin de la Chambre de Commerce de Hanoi	Chambre de Commerce, Hanoi
Bulletin de la Chambre d'Agriculture du Tonkin et du Nord-Annam	Hanoi
Bulletin quotidien de Hanoi	Chambre de Commerce, Hanoi
Bulletin quotidien de Haiphong	Chambre de Commerce, Haiphong
Bulletin de la Chambre de Commerce de Haiphong	〃
Bulletin générale de l'Instruction Publique	Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi

Bulletin de l'Association Amicale des Fonctionnaires des Services Agricoles et Comerciaux de l'Indochine	Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin de l'Association Amicale du Personnel de P. T. T. de l'Indochine	Imp. Mác-Dinh-Tu, Hanoi
Recueille général Périodique des Actes Législatifs et Règlementaires application en Indochine	Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin des Vétérinaires Auxiliaires de l'Indochine	
Ligne Républicaine Nationale	Imp. Kim-duc Griang, Hanoi
The Call of French-Indochina	Imp. de l'Avenir du Tonkin, Hanoi
Bulletin des Amis du Vieux Hué	Gospel Press, Hanoi
安南語	
Bulletin Officiel en Langue indgène	Imp. d'Extrême-Orient
Bao-Dong-Phap	
Hoc-Bao	Imp. Ngô-tu-Ha, Hanoi
Hu,n-Thanh	Tri-hebd, Hanoi
Nam-Phong	Imp. du Trung Tân Van, Hanoi
Ve-Nong-Bao	Imp. Chan Phu-o-ng, Hanoi
	Imp. Tonkinoise, Hanoi
交趾支那（西貢）	
佛字	
Bulletin administratif de la Cochinchine	〃
Echo des Amicales	
Extrême-Asie（月刊）	Imp. Commercial, Saigon
L'Opuscule de l'Amical Professionnelle de Police de Cochinchine	Imp. Tau dinh, Saigon
Bulletin de la Chambre de Commerce de Saigon（月二回）	Imp. H.Ardin, Saigon
Chambre de Commerce de Saigon—Statistique（年刊）	Imp. J.Viet, Saigon
安南語	
Khao Tap Chi	Imp. de l'Union, Saigon
Nam Ky Dia Phan	Imp, de la Mission, Saigon
Su Pham Hee Kloa	157, Rue Catinat, Saigon

在留本邦主要商店及營業種目

商店名	營業種目	所在地
下村洋行	貿易・雜貨	Rue de Tien-tsin, Hanoi
菊池洋行	貿易	54, Rue Davillier, Hanoi
山田洋行	雜貨	96, Rue Jules-Ferry, Hanoi
保田洋行	貿易・雜貨	4, Rue Paul-Bert, Haiphong
水谷商店	同	Haiphong
長島洋行	雜貨	40-42, Rue Paul-Bert, Haiphong
日章洋行	貿易・雜貨	Nam-dinh
森瀨商店	雜貨	Saigon.
鹽田商會	貿易・雜貨	〃
村上洋行	同	〃
山中號		〃

以上の外海防・西貢には三井物産及三菱商事株式會社の出張員駐在す。

外國人入國及居住規則　佛領印度支那の入國規定は從來極めて簡單であつたが、一九二九年十一月十八日より別項記載の如き佛國及外國人入國竝に居住規則が實施さるゝに至り、極めて煩雜なる手續及高率な料金を課せられ、尙若し旅客にして入國を拒絕されし場合は汽船會社の責任にて送還せしめられ、旅客自身は規則不履行さして罰金或は體刑に處せられる事さなつた。以下外國人にのみ關係ある規程を示せば、

印度支那に入國竝に居住する外國人は非移民竝に移民外國人さに區別せられる。

外國人入國規則　非移民外國人―一、外國領事館員及其の家族（居住期間の制限なし）、二、自國官憲の許可を得、印度支那を旅行せんさする外國官公吏・雇員・職員及其の家族（滯在期間三箇月以內、但し地方長官許諾の下に三箇月を更新し得）、三、漫遊者・通過旅客及船待船客、四、事業關係を結ぶ意向を有するも、營業稅納入を必要さする商行爲をなさゞる商業代表者・銀行業者・商人・工業家又は農業地主（三、四共に滯在期間三箇月以內）さし、入國せんさする場合佛國の外交官或は領事に查證された旅行券を所持する事を要する。

非移民の查證を請求する場合は申告書二通を作成し、一通は旅行券を查證したる外交官又は領事館に保管せられ、他の一通は認印を受け汽船會社に交附するか、其他の方法にて入國する場合の爲めに所持せねばならぬ。

移民外國人―一、職業又は工業を經營するを目的さする者、二、商・工・鑛業經營に携る支配人・使用人・職工長及職工、或は家事使用人、勞働者さして渡航するもの、三、此の外前記非移民に該當せざる總ての者さし、入國せんさする場合は、佛國外交官或は領事の查證したる旅行券を携帶し、自國に於て犯罪人名簿及謄本を交附する事を規定せる場合は其の謄本、然らざる場合は刑罰に處せられたる事なき證明書及佛國官憲指定の醫師或は當該國官憲の交附したる最近の健康診斷書竝に證明書を提出し、且印度支那へ到着後四十八時間以內に自國迄の歸還費を國庫に供託する事を要する（但し他人が同金額を納入したる領收書或は自國領事の送還費立替保證書を以て之に代ふる事を得）。

外國人居住規則　十五歲以上の移民外國人は到着後四十八時間以內に、三通の用紙に記入すべき條件―姓名・國籍・年齡・出生地・續柄・職業・本籍地・現住所・身許證明書・家族上の地位、配偶者の姓・年齡・國籍、子供の名・年齡・住所・身許引請人竝に外國に於て最後に居住したる場所・植民地內に於ける身許引請人等を提供し、且脫帽せる半身寫眞四葉を添付したる身許證券下附請求書を、外國人取締課又は郡役所或は居住地の郡役所出張所に提出せねばならぬ。若し住居を變更したる場合は、移轉前に身許證券に前記取扱所の查證を受け、且新移轉地に着後四十八時間以內に同樣の手續を必要さする。身許證券は印度支那滯在の許可證であり、居住規則の違反又は生活の保證を失ひたる時は之を褫奪される事がある。若し下附拒絕又は褫奪されたる場合は八日以內に領內より退去を命ぜられる。因に身許證券の有効期間は二箇年である。

外國人にして商・工業又は自由業を營まんさする者は居住地の市・郡役所或は同出張所に、店舖移轉の場合は新舊所在地官憲に申告する事を要する。而して特に總督の許可を要する職業は左記の如くである（但し許可は何時たりさも取消す事を得る規定である）稅關取扱業（通關業運送取扱業）・船舶代理業及海運代理業・仲買人・情報事務の取扱業（興信所・ツーリストオフイス等）・移民取扱業・職業紹介業・艦船用達・測量業・大小旅館業・銃砲火藥業・ラヂオ器具同部分品製造又は販賣業・印刷業・新聞雜誌又は刊行物の經營業者又は編輯人・書籍業等である。尙外國人經營の會社にあつては前記一般商工業竝に自由業の負ふ義務さ制限さを負はしめられ、且株式會社にあつては取締役會長・專務取締役・管理人・會社の署名人たる支配人・監查役、竝に合名會社にあつては組合員の過半數・理事・役員及監督會議員が佛國の國籍を有する者ならざる時は佛國會社又は之さ同等の資格を行使し得ない。

罰則―密入國又は現法令規定事項を充實せずして入國したる者及密入國者を援助したる者は、百―五百法の罰金及二箇月以上六箇月以下の禁錮或は二者其の一を以て罰せらる。汽船會社は其の乘船旅客が反則上陸を以て罰せられたる場合は、刑期終了後送還の義務を負はせらる。居住規則に違反したる者は百―五百法の罰金及二箇月以上六箇月以下の禁錮或は二者其の一を以て罰せらる。尙佛國會社又は之さ同等の資格を得ん爲違反の行爲ある者は、會社法の規定に依り責任を有する支配者は前項の罰則を以て處斷される。身許

H. M. Stationery Office :—French Indo-China, 1920
Cordier, Henri :— Bibliotheca Indosinica, 1914
Lidrairie Hachette :— Indchina

地理・歷史・人文・美術

Aymonier, Etienne :— Le Cambodge, 1901
Barrow, John :— Barrow's voyage in Cochinchina, 1806
Baudesson, Captain Henry :— Indochine and its primitive people,
Baurac, le Dr. J. C. :—Cochinchine et les habitants, 1899
Bouinais, A. &. Paulus, A. :— L'Indochine Française contemporaine, 1885
Cabaton, Antoine :— Les Chams, de L'Indochine, 1905
Candée, Helen Churchill :— Angkor, the magnificient, 1924
Collard, Paul :— Cambodge et Cambodgiens, 1925
Challamel, Augustin :— Histoire de la Cochinchine Française, 1922
Devéria, G. :— Histoires des relations de la Chine avec l'Annam-Viêtnam 1880
Dutreuil de Rhins, J. L. :—La Royaume d'Annam, 1889
Cabaton, A. :— Nouvelles recherches sur les Chams, 1901
L'Ecole Française d'Extrême-Orient :— Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient,
Guillemet, Dr. :— Sur les sentiers laotiens, 1921
Lajonquière, E. Lunet de :— Inventaire descriptif des monuments du Cambodge, 1902
Maitre, Henri :—Les jungles Moï, 1912
Maybon, Charles, B. :— Histoire moderne du pays d'Annam, 1919
Maybon, Charles, B. :— La relation sur le Tonkin et la Cochinchine de M. de la Bissachère, 1920
Parmentier, H. :— Inventaire descriptif des monunments Cams de l'Annam, 1909
Pouvourville, A. de :— L'art Indochinois, 1894

事情及圖書目錄

Aymonier, Étienne :— Le Cambodge, 1900
Bernard, Capitaine Fermand :— Indochine, 1901
Bonhoure, E. :— Indochine, 1900
Chailley-Bert, J. :— The Colonisation of Indochina, 1894
Cunningham, Alfred :— The French in Tonkin and South China, 1902
Desfeuilles, P. :— L'Indochine, 1927
Diguet, Colonel E. :— Annam & Indochine Française 1908
Dupuis, Jean :— Le Tonkin et l'Intervention Française, 1898
Dupuis, Jean :— Le Tonkin, 1910
Faque, L. :— L'Indochine Française, 1910
Gosselin, Capitaine :— Le Laos 1900
Gosselin Capitaine Ch. :— L'Empire d'Annam, 1904
Maitre, Henri :— Les région Moï du Sud Indochinois, 1909
Ory, P· :— La Commune Annamite au Tonkin, 1894
Picanon, Eugène :— Le Laos Français, 1901
Pasquier, Pierre :— L'Annam d'Autrefois, 1907
Rondet-Saint, Maurice :— Choses de l'Indochine contemporaine, 1916

Suter, Von Hugo :— Angkor, 1912

博　物

Service géologique de l'Indochine :— Bulletin du service géologique de l'Indochine 1914—1920

Service géologique de l'Indochine :— Memoires du service géologique de l'Indochine

Mansuy, H. :— Contribution a la carte géologique de l'Indochine, 1908

〃　:— Flore général de l'Indochine, 1907-1919

行　政

Boyer, Maurice :— Les Conseils du Contentieux administratif, 1922

Galembert, J. de :— Les administration et les sêrvice publiques Indochinois, 1924

G. G. I :— Rapports au Gouverneur général (Commission monétaire Indochinoise), 1920

G. G. I. :— Rapports au Conseil de Gouvernement

Mossy, Leon :— Principes d'Administration générale de l'Indochine, 1919

法　制

Balencie, J, D. C. & J. B. Burdin, A. :— Recueil des passages et Transport, le Regime Douanier des Colonies Françaises, 1918

Briffaut, Camille:— La loi civile selon le droit de Gia-long, 1919

Deseille, H. :— Le Nouveau régime minier de l'Indochine, 1912

G. G. I. :— Codes Laotiens, 1908

G. G. I. :— Journal Officiel de l'Indochine

L'Instruction publique :— Code de l'Instruction publipue, 1921

L'Instruction publique :— Régulation générale de l'Enseignement professionnel, 1921

L'Instruction publique, :— Régulation générale de l'Ensignement supérieur, 1921

L'Instruction publique, :— Décret et Arrêté de Ministre de l'Instruction publique et des Beaux-Arts relatifs aux horaires aux programnmes de l'Enseignement secondaire, 1925

Michel, Gabriel :— Des principales Ordonances royales Annamites, 1905

Michel, Gabriel :— Code judiciaire de l'Indochine, 1904

Philastre, P. L. F- :— Le Code Annamite, 1909

Silvestre, J. :— Considérations sur l'étude de Droit Annamite, 1922

經濟商業貿易

Etienne, M. Eugène :— L'Indochine et son avenir économique, 1902

Douanes, Notes explicatives du tableau des Droits, 1921

G. G. I. :— Bulletin Economique de l'Indochine

Chambre de Commerce d'Hanoi Bulletin de la Chambre de Commerce de Hanoi

Chambre de Commerce de Haiphong :— Statistiques commerciales (Haiphong)

Chambre de Commerce de Saigon :— Statirtigne commerciale (Saigon)

產　業

Syndicat des Planteurs de Caoutchouc de l'Indochine :—Annuaire du Syndicat de Planteurs de Caoutchouc de l'Indochine, 1926

Crevost, Ch. & Lemarié, Ch. :— L'Agriculture en Indochine, Catalogue des Produits de L'Indochine, (Plantes et Produits filamenteux et Textiles), 1919-1921

Crevost, Ch. & Lemarié, Ch :— Catalogue des Produits de l'Indochine (Matières Grasses Végétales), 1922-1924

Jumelle, Henri :— Les Cultures Coloniales, 1927

Pétillot, Liys :— La Pêche et les poisson de Cambodge, 1911

Sarraut, Albert :— La mise en valeur des colonies françaises, 1923

年　鑑

Charles-Lavauzelle & Cie :— Annuaire du Ministère des colonies 1926-1927.

G. G. I. :— Annuaire administratif de l'Indochine

G. G. I. :— Annuaire économique de l'Indochine 1926-1927

G. G. I. :—Annuaire statistique de l'Indochine 1913-1922 (Supplément 1923-1926)

Librarie Larousse. :— Annuaire Général

Valois, Péristyle de :— Annuaire Colonial 1927

Gouvernement de la Cochinchine :— Rapport au Conseil 1929-1930

G. G. I. :— Rapport sur la situation administrative, économique et financière au Laos 1929-1930

Protectrat de l'Annam :— Rapport d'ensamble sur la situation du Protectrat de l'Annam ler entre le Juin 1929 et le 31 Mai 1930

G. G. I. :— Rapport au grand conseil des intérêts économiques et financiers et au conseil de Gouvernement 1929

邦文圖書

鳩見祐輔　南洋遊記

臺灣總督官房調査課　南支那及南洋調査書

註　G. G. I. は印度支那總督府發行に係るもの

佛領印度支那に關する現行對外條約

獨逸

佛國對獨逸通商協定　一九三年・八・七　巴里

南洋

佛國、西班牙對安南和平及修好條約　一八六三・六・五　西貢

佛國對安南和平及同盟條約　一八七四・三・一五　西貢

佛國對安南條約及同二關スル追加條項　一八七四・八・二　西貢

前二項ニ關スル追加條項議決

約一八六七年四月三十一日西貢通商條約附屬事項協約　一八七四・一一・三

佛國對安南和平條約　一八八四・六・六　順化

佛國對安南順化條約　一八八四・六・六

佛國對安南順化協約　一八九五・一・六

佛領印度支那……雜

緬甸

佛國對緬甸修好及通商條約　一八六二・一・六

佛國對緬甸通商條約　一八六五・一・一五　巴里

佛國對緬甸通商條約　一八六五・一・一五　巴里

柬埔寨

佛國對柬埔寨修好及通商條約　一八六三・八・一一　ウドン (Udorn / Oudong)

佛國對柬埔寨協約　一八六四・七・九

交趾支那對柬埔寨協約　一八六八・四・二三

交趾支那對柬埔寨協約　一八八四・六・一七　プノンペン

支那

佛・支修好・通商及航海條約　一八五八・10・二四　黃埔(廣東市外)

對佛領印度支那令　一八六六・三・10　北京

佛・支修好・通商及航海條約　一八五八・六・一七　天津

佛・支修好・通商及航海條約附屬通商規約　一八五八・六・二七　天津

佛・支一八六五年六月二十七日天津條約追加　一八五八・一二・四　上海

佛・支天津條約追加和平及修好協約　一八六〇・10・二五　北京

佛・支和平豫備協約　一八六四・五・一一　天津

佛・支和平・修好及通商條約　一八五五・六・九　天津

佛支通商協約　一八六六・四・二五　天津

協約佛・支一八六五年四月二十六日天津追加通商協約　一八六六・六・六　北京

佛・支、支那一東京境界別定協約　一八六六・六・六　北京

同支那一東京境界限定補助協約　一八七五・六・10　北京

協約佛・支一八六七年六月二十六日北京追加通商協約の補助協約　一八七五・六・10　北京

支那一安南境界職合豫備實施規約　一八八六・五・七

支那對墨西哥國和平條約　一九01・九・七　北京

暹羅

支那共和國外務省及北京駐在佛國公使の締結せる支那—東京國境秩序維持法協定　一九一五・四・一三　北京
交趾支那　佛・支關稅關係規定條約　一九二八・二・二三　南京
朝鮮　佛國對交趾支那攻守同盟條約　一七八七・一一・二六　ベルサイユ
英國　佛國對朝鮮修好・通商及航海條約　一八八六・六・四　京城
日本　英對佛、暹羅に關する倫敦宣言　一八九六・一・一五
日・佛通商航海條約　一九〇四・四・八
日・佛協定及宣言　一八九六・八・四　巴里
廣州灣　日・佛通商及航海協約　一九二七・六・一〇　及一九二七・八・一九　巴里
日・佛間に於ける居住及航海法に關する調査　一九一一・八・一九　巴里
佛・支協約　一八九八・三・一〇　巴里
廣州灣租界、佛國讓渡に關する一八九八年六月十日北京協約の關係文書　一八九八・四・一〇　北京
老撾　リユアンプラバン王國々内行政法規制定協約　一九一七・六・二四
（リユアンプラバン王國）　同上記錄
葡萄牙　佛葡兩政府の植民地・領土及自護領に於ける犯罪者引渡に關する一八五四年七月十三日、締結條約擴張協定文書　一八五六・八・一五　盤谷
暹羅　佛國對暹羅、柬埔寨境界限定條約　一八六七・七・一五　巴里
佛國對暹羅修好・通商及航海條約　一八五六・八・二五　盤谷
佛國對暹羅一八六七年七月十五日巴里條約追加文書　一八七〇・七・二四　西貢
佛國對暹羅、安南リユアンプラバン間商業保護に關する協約　一八八六・五・七　盤谷
佛國對暹羅一八九三年盤谷條約解釋に關する協約　一九〇二・一〇・七　巴里
同上調査　一九〇四・二・一三　巴里
一九〇四年二月十三日巴里協約第十二項の適用條件に關する法律　一九〇四・六・二九　巴里
佛國對暹羅條約　一九〇六・四・一四
境界限定及佛國保護民・同臣民に對し暹羅國内に於て適用すべき裁判權に關する一九〇七年盤谷條約附屬調書・對佛湄公右岸讓渡規約協定　一九〇七・三・五　盤谷
同右、佛・暹條約第五條項適用條件に關する法律　一九〇七・三・三
佛國臣民及保護民に對する暹羅重罪裁判所組織に就、ての大統領令　一九〇七・三・三
佛國對暹羅國境警備實施に關する總督府通牒　一九〇八・九・一七
佛國對暹羅條約　一九一〇・二・二八
佛國對暹羅協約　一九一二・二・一四　巴里
湄公佛暹常備委員會の權限に關する盤谷駐在佛國公使及暹羅外務大臣の交換文書　一九一六・八・二五　盤谷
暹羅政府及印度支那總督府の認定せる本委員會の規約に關する、湄公佛暹常備委員會議決　一九一七・七・二〇

本編採用の暹羅曆年號呼稱法（「雜」參照）

本編の年號呼稱	西曆	暹羅曆（佛曆）
一九三〇年度	〔自一九三〇年四月一日 至一九三一年三月末日〕	二四七三年
一九二九年度	〔自一九二九年四月一日 至一九三〇年三月末日〕	二四七二年
一九二八年度	〔自一九二八年四月一日 至一九二九年三月末日〕	二四七一年
一九二七年度	〔自一九二七年四月一日 至一九二八年三月末日〕	二四七〇年

備考　唯何年とあるは西曆を指す

暹羅

地理

位置・面積・境界　暹羅(Siam)は印度支那半島の中央に占位する彪大なる君主專政の獨立王國で、暹民は自らムアンタイ(Muang Thai)即ち「自由の國」と呼稱する。北緯約五度半より二〇度半、東經約九七度半より一〇五度半の間に介在し、南北の長さ約一、六四〇粁、東西の幅員は最廣部にて約七七〇粁、總面積五一八、一六二平方粁(約三三、六一二平方里)を包有し、本邦の七七%に概當する。北部は佛領老撾及英領シヤン・スティツと境し、西は下緬甸に接し、東は佛領老撾及柬埔寨に隣つてゐる。本土の東南隅は柬埔寨に接し乍ら東南に延びて北緯約一一度半に達し、更に西南隅は、危く切斷を免れて一最狹部は幅員一五粁一下緬甸と竝行して馬來半島に南延し、北緯一〇度に至つて西はベンガル灣東は支那海に臨みつゝ、終に英領馬來諸州に達し、深く暹羅灣を抱擁してゐる。

暹羅は便宜上北部、中部、東部及南部(半島部)の四部に分割される。北部暹羅はチーク林を以て著名なるメナムチヤオピアー(Menam Chao Phya—誤傳して湄南河と俗稱するも、「メ」は母「ナム」は水の意味にて、「メナム」で河、即ち(1)チヤオピアー河の謂)上流の山嶽地帶を指稱し、中部暹羅とは當國の米倉と稱せられるメナムチヤオピアーを脊骨とする坦々千里の沖積大平原及暹羅灣東岸を含む。大資源を包藏し乍ら大部分未開發の儘に千古の夢を貪れるコーラート(Korat)大高原一帶を東部暹羅、鑛源殊に錫に富む暹領半島を南部(半島)暹羅と呼稱する。

(1)「王室及社會」參照

暹羅……地理

第一表　各州別面積表

出所＝一九二九年度暹羅統計年鑑

州名	平方粁	平方哩	平方里
中部暹羅 Krung Thep(Bangkok)	三、〇五二	一、一七九	一九八
Ayuthya	一五、四五五	五、九六九	一、〇〇二
Prachinburi	二四、四四一	九、四四一	一、五八五
Nakon Chaisri	八、二〇七	三、一七〇	五三三
Rajburi	三七、六二九	一四、五三五	二、四四一
Nakon Sawan	四三、二八三	一六、六八〇	二、八〇二
Pisanulok	四一、一九三	一五、九一一	二、六七二
Chanthaburi	一二、三二六	四、七六一	七九九
北部暹羅 Bayap	九三、八四二	三六、二四八	六、〇八七
東部暹羅 Udorn	七〇、三三七	二七、一六九	四、五六二
Nakon Rajasima	九三、九二二	三六、二七五	六、〇七二
南部(半島)暹羅 Nakon Sritamarat	四三、五八一	一六、八三四	二、八二八
Phuket	一六、七三二	六、四七九	一、〇八八
Pattani	一四、二三四	五、四九八	九三三
合計	五二八、一六二	二〇〇、一四九	三三、六二二

備考　該統計年鑑には平方哩及平方粁を表示してゐる

山系　北部、西部及南部に見る如く、山脈が殆ど同方向即ち南北に縱走せることゝ及平地より山岳又は山脈に移る傾斜が甚だ急峻なることは、主要なる形態學上の特徵である。最北部國境の一部をなし、サルウヰーン(Salwin)河及湄公河の間に介在してデンラーガウ(Den Lao)主山脈があり、破れて一般に北々東の走向を有する數多の平行山脈となる。其の最西の一たるタノン

トンチヤイ(Thanon Thong Chai)山脈は、別名をとりつゝ遠く馬來半島に續延して其の脊骨をなしてゐる。其の東側に平行するクンターン(Khun Tan)山脈はメヒン(Me Ping)、メワン(Me Wang)兩河に分水し、其の又東側メワン及メナーン(Me Nan)兩河の間に群聳する山彙をピーパンナム(Phi Pan Nam)と稱し、其の東方國境上に橫在する山脈をルーアンプラバーン(Luang Phrabang)と呼ぶ。北部暹羅諸峰の平均標高は一、六〇〇米、チエンマイ(Chiengmai)市は三〇〇米、チエンライ(Chiengrai)市にて三七八米である。

タノントンチヤイ山脈は中部暹羅に入り、メクローン(Me Klong)の二支流たるクエヤイ(Kkwe Yai)及クエノーイ(Kkwe Noi)の爲め分裂して三小脈となる。其の中最西の一脈をテナツセリム(Tenasserim)山脈と稱して、北緯一六度より一一度に至る暹・緬國境を形成し、標高七〇〇—一、五〇〇米で鬱蒼たる森林に被はれ、右兩支流の間に延びたる一脈は、一、三〇〇米に達する石灰岩の裸山より成つてゐる。東方には東埔寨の國境より西方に延びアユテイアー(Ayuthya)市近くに及べるサンカムペン(Sankampheng)山脈、其の遙か南方チヤンタブリー(Chanthaburi)州の北境に前者と略並行してチヤンタブリー山彙、其の東方國境に沿うてはバンタド(Banthad)丘陵山脈がある。

東部暹羅には、西方にメナムパーサク(Menam Pasak)上流附近にペチヤブーン(Phetchabun)山彙、其の南方にドンピアーエン(Dong Piya Yen)と稱する平頂の山彙(標高八〇〇—一、三〇〇米)があつて中部暹羅との西部境界をなし、アユテイアーの直東にて、サンカムペン山脈と變つて東折し、後者は更に東埔寨國境上を東走してドンレクスカーブ(Dong Rok Ssarp—四〇〇—七〇〇米)となり、コーラート大高原を抱擁してゐる。テナツセリム山脈は暹・緬國境をなしつゝ半島に南下し、メナムクラ(Menam Krao)河に分割されて夏にプーケット(Phuket)山脈となり、海岸に沿ひ南走してプーケット島に及んでゐる。ナコンスリータマラート(Nakon Srithamarat)山脈はナコンスリータマラート市の西方に起り、南走して英領馬來との國境の西端に及び、之よりカーラーキーリー(Kalakiri)兩端四〇〇—中央一、五〇〇米)の名の下に國境上を東南に走る。この他主山脈に平行して數多の小從屬山脈がある。サームロイヨード(Sam Roi Yod—三百峰の意)は其の主要なるもので、プラーン(Pran)河の南方に孤立せる三〇〇—六〇〇米の一連の石灰岩裸山である。

第二表　主要山岳及標高表

山岳名	標高(米)	所在地
北部暹羅		
ドイアーンカー又はドイインタノン(Doi Angka or Doi Intanon)	二、五七六	チエンマイ市の西南五〇粁にある當國最高峰
ドイチエンダーオウ(Doi Chiengdao)	二、一八五	同市北方の國境附近
ドイパーチョウ(Doi Pa Cho)	二、〇一二	同市東北約四〇粁
ドイステイプ(Doi Suthep)	一、六七六	同市直西
中部暹羅		
カウソーイダーオウ(Khau Soi Dao)	一、六四〇	約北緯一三度、東經一〇二度、チヤンタブリー山脈中
カウプラバード(Khau Phrabad)	一、〇七八	同山脈中、カウソーイダーオウ山の直南
カウキーオウ(Khau Kio)	八〇〇	同山脈の西端、バーンパコン河口直南、盤谷より見える唯一の山
東部暹羅		
カウレム(Khau Lem)	一、二二八	アユテイアー市の略東約八〇粁、ドンピアーエン山脈の最南端

南部(半島)暹羅	
カウルーアン(Khau Luang)	一、七八六
カウパノムベンチヤー(Khau Panom Bencha)	一、四〇四
カウルーアン(Khau Luang)	一、二四七

ナコンスリータマラート市の直西、同名山脈中の一山

右山の西方東經九九度の獨立山

暹・緬最狹部、卽ち北緯一一度半の國境上

河系　北部國境に蟠居せる山脈より發して、西よりメヒン(Me Ping)、メヨン(Me Yom)、メナーン(Me Nan)の兩河が、クンターン山脈を挾みて南流し、メヨム(Me Yom)の南方沿岸をメナムチヤンタブリー(Menam Chanthaburi)、メナムウエーン(Menam Wen)、メナムトラード(Menam Trad)等數多の河川が南流してゐるが、何れも小流に過ぎぬ。北緯一六度當りの國境近くタノントンチヤイ山脈中に發するクエヤイ(Kwe Yai)河及其の西方に略並流せるクエノーイ(Kwe Noi)河が一四度にある舊市カーンチヤナブリー(Kanchanaburi)に於て合流してメクローン河となり、ラーチブリー(Rajburi)の町を過ぎて暹羅灣西北隅に注入する。本河はラーチブリー河と別稱し、クエヤイの水源より延長四〇〇粁、上流地方の奇勝と河水の明澄とを以て著名で、傾斜急なる爲め潮水の影響少く、急激なる出水を見ることがあり、合流點以北は淺底の艀船すら遡航不可能である。右メナムチヤオピアーパーンパコン及メクローンの三河及其の支流は、竝行せる數多のクローン(Klong＝水道)によりて互に連結され、一大水路網を形成してゐる。メナムメンドーン河、一名メナムコーンカ(Menam Kong Ka)は南部暹羅第一の大河で、其の本流メナムタービー(Manam Tapi)はナコンスリータマラート山脈の約八度半の地點より發し、より約八〇粁は潮水の影響を見る。尙右の外ペチヤブーン山彙中に發源するメナムパーサク(Menam Pasak)の支流があり、ドンピアーエン山彙の西斜面を排水して南流三二〇粁、アユチアー附近にて、メナムロブブリーと會流してゐるが、會流點より上流約四〇粁は小蒸汽船及舟筏の航行に適する。メナムパーンパコン河(Menam Bang Pa Kong)はパタト山脈の北部國境近く發源し、最初は北流し、次いで西流し、最後に南流して暹羅灣東北隅に注いでゐる。本河は延長一九〇餘粁、上流をメナサケオウ(Menam Sakeo)、中流をメナムプラーチン(Menam Prachin)と別稱し、右岸にサイチエン(Saicheng)河、右岸にナコンナーヨク(Nakon Nayok)、タパンヒン(Tapan Hin)、サイヤイ(Sai Yai)等の支流を有し、遙か上流迄潮水干滿の影響があり、ペトリユウ迄は航洋汽船の航行が可能であるが、急突なる出水を見ることが多い。其の南方沿岸をメナムチヤンタブリー(Menam Chanthaburi)、メナムウエーン(Menam Wen)、メナムトラード(Menam Trad)等數多の河川が南流してゐるが、何れも小流に過ぎぬ。北緯一六度當りの國境近くタノントンチヤイ山脈中に發するクエヤイ(Kwe Yai)河及其の西方に略並流せるクエノーイ(Kwe Noi)河が一四度にある舊市カーンチヤナブリー(Kanchanaburi)に於て合流してメクローン河となり、ラーチブリー(Rajburi)の町を過ぎて暹羅灣西北隅に注入する。本河はラーチブリー河と別稱し、クエヤイの水源より延長四〇〇粁、上流地方の奇勝と河水の明澄とを以て著名で、傾斜急なる爲め潮水の影響少く、急激なる出水を見ることがあり、合流點以北は淺底の艀船すら遡航不可能である。右メナムチヤオピアーパーンパコン及メクローンの三河及其の支流は、竝行せる數多のクローン(Klong＝水道)によりて互に連結され、一大水路網を形成してゐる。メナムメンドーン河、一名メナムコーンカ(Menam Kong Ka)は南部暹羅第一の大河で、其の本流メナムタービー(Manam Tapi)はナコンスリータマラート山脈の約八度半の地點より發し

て北流し、河口に近く左にメナムキーリーラト(Menam Khiriratなる大支流を併流しつゝ、バンドーン灣に注ぎ、河口より八〇粁は小舟の航行に適する。印度洋に注入するものには、遲羅國境の最南部をなすメナムクラ、一名メナムパークチャン(Menam Kra or Menam Pakchan)、南方鐵道の支線カンタラン線の終點附近に注ぐメナムトラン(Menam Trang)の他、重要なる河を見ぬ。湄公河の本流は佛領印度支那との國境の一部をなし、東部遲羅の殆ど全地を灌漑せるナムムーン(Nam Mun)河を北緯一五度餘の地點にて合流してゐる。ナムムーンの本流はドンピアーエン山中に發し、コーラート大高原の南部を排水して東流し、其の大支流ナムチー(Nam Chi)は右河水源の北部に發し、南開の圓弧を畫きつゝ高原の中央を横ぎり、左岸にナムポーン(Nam Phong)及ナムパオ(Nam Phao)の支流を合せ、ウボン(Ubon)市の直西にて本流に入る。尚湄公河の支流としては最北部國境附近をヒーパンナム山彙中に發して東北流するナムイン(Nam Ing)其の北に北開の圓弧を畫きて東流するナムコク(Nam Kok)がある。

遲羅には湖沼少く、東部遲羅の東北國境に近く一小流に依つてメコン河に接續されてゐるノーンラハーン(Nong Lahan)、同湖の西方に併列しナムパオの水源をなす同名湖(西)及ノーンパンサク(Nong Phansak)東の他見るべきものなく、然も最前湖の他は何等經濟價値なき小湖である。

平野　宏大なる平野の優勢なるは、最も顯著なる形態學上の特長である。尤も北部遲羅は山岳重疊として河岸に迫り、メピン河畔のチエンマイ平野、メヨン河岸のナコンラムパーン(Nakon Lampang)平野、メナムナーン流域のムアンナーン(Muang Nan)平野等、河流に沿ふ米作に好適なる沖積平地及メナムイン及メナムコク流域の沼澤平地を有するも、凡て狹溢にて見るべきものがないが、當國の胴體をなす中部大平野(湄南平野)を初め、東南隅にはチャンタブリー平野、半島にはメナムパンドーンの排水するパンドーン平野、ナコンスリータマラート山脈の東側にて、タレーサープ(Thale Sap)内海を抱く沿岸平野、其の南に連つて國境に達するパタニー沿岸平野等、數多の肥沃なる沖積平野があり、東部遲羅はコーラート大平原よりなる。

中部平野はメナムチャオピアーを脊髓とし、西にメクローン東にバーンパコンを控え、長さ三〇〇粁幅五〇—一五〇粁を有する渺茫千里の大沖積沃野にして、メナムチャオピアーの流出する泥の蓄積によりて形成され(現に遲羅灣北岸は陸地が年々一呎宛進出して居り、近世の鹹棲介殻を含む砂洲が本平野の到る所に於て發見せられる事實より觀て、之等は一時河口の沙嘴をなしたもので、急速に形成された平野であることが判る)、首都盤谷(Bangkok)にて海抜一・八米、舊都アユテイアーにて四米、デルタの頭部チヤイナードにて一八米、バークナムポーにて二五米、北緯一八度のメヨム河岸にて僅々四四米に過ぎず。土地至極低平にて起伏なく、雨季には河水が平野に氾濫して多量の養分を沈積し、土地肥沃にて當國生産力の中樞をなす。

コーラート高原は東部遲羅の全地を占める尨大なる平原にて、西部及北部は海抜一三〇—二〇〇米であるが東南隈のウボン市は約五〇米、一般に乾燥し、雨季には氾濫するが、一旦乾季に入れば殆ど水影を見ない。

島嶼　半島西岸は比較的島嶼に富むが、遲羅灣岸には甚だ稀に之を見る。最も重要にて最大の島は半島の西岸にある錫鑛業の中心地プーケット島(別名 Chalang 又は Ujong Salang、歐人は訛つて Junk Ceylon と云ひ、遲羅人は Thalang と云ふ)にて、プーケット山脈の南端をなし、長さ四八粁、幅二〇粁、面積約六〇〇平方粁を包有する。同海岸には右島の他、其の北方沿岸に群在する諸島中の最大なる島(北緯九度餘)コプラトーン(Koh Phratong)、プーケット島の直東に竝ぶコヤーオヤイ(Koh Yao Yai)、其の東南約六〇粁にある。コランター(Koh Lanta)、其の東南メナムトラン河口に位置するコリボン(Koh Libong)、圖幅に近き二大島の中最にある島アロがある

(Koh Talutao、その南の島は英領に屬す)等の諸島が縱列してゐる。轉じて半島西岸を見るにコパンガン(Koh Pangan)、コサムイ(Koh Samui)が最も大で、後者は二五五平方粁を有し有用植物に富み、世界最良の古々椰子を生産すると云はれてゐる。メナムチャオピアー河口の東南約四五粁にコシーチャン(Koh Sichang)群島があり、右河口が砂洲の爲め殆ど入し得ぬ大船舶はこの島陰にて荷役をなし、又は船腹の一部を充滿する。其の南方沿岸にはジャンクルにて蔽はれ岩石峨々とした險阻な島が聳立してゐる。其の中最も大なるはコチャーン(Koh Chang)にて、北緯一二度の點にあり、長さ三〇粁、最大幅一〇粁、面積一八〇平方粁を有す、之に亞ぐ大島としては、右島の東南國境最南端の沖合にあるコクラーム(Koh Khram)等を見る。

海岸線　遲羅は遲羅灣を抱き、半島遲羅西岸に於てベンガル灣に覗ける外のみにて、海岸線は僅かに約二、二〇〇粁(約一、三〇〇哩)に過ぎぬ。遲羅灣頭は勾配甚だ緩除なる泥海にて、干潮時は幾哩となき干潟を露出するが、東岸に移れば砂汀清海となり、沿岸は緩かな斜面となりて小岳に連り、凸凹に富み、リアント岬を越えて南進すれば、海岸線の變化更に甚だしく、海岸は急に上つて山となつてゐる所が多い。同灣西岸は低岸と懸崖とが斷續し、アーオサウキー(Ao Tawi)、アーオパンドーン、アーオウナコーン等の小灣を有し、ナコンスリータマラート山脈の東側には長さ八九〇粁のタレーサープ内海を抱擁してゐる。右内海は南端に狹隘なる入口を殘す外は、狹長低平なるジャングル地帶を以て外海と限られ、北端は運河を以てアーオウ、ナコーンに通じ、數多の小島を抱有する南半の絶景は著名であるが、急瀬多く且突風に見舞はれることがあり、何等海運上の價値を有しない。半島西海岸は山岳海岸に逼り、犬齒狀の變化が最も甚だしく、數多の灣を有すると共に大小無數の島嶼が散點し、其の風光は絶勝である。遲羅灣沿岸は概して平坦にて、良港少く、半島東岸にナムポーン(Chumporn)、パンドーン(Bandon)、ソングラー(Songkla)、パタニー、其の他半島西岸に二、三の小良港を有するが、航洋汽船を入るるに足る深さを有するものなく、貿易港としては灣頭に盤谷港を有するの他に大なるものを見ぬ。

歷史

年代史摘要

一三五〇年	アユテイアーに新王朝建設
一六三二年	日本人町夜襲さる
一六五九年	コンスタンチンフアウルコン(Constantine Phaulkon)來遲
一七六七年	アユティア—緬甸軍の爲めに陷落
一七八二年	現王朝の祖チヤオピアーチヤクリー盤谷にて登位
一八五一年	モンクツト王登位
一八六八年	チユラロンコーン王登位
一八九三年	佛遲事件、湄公河以東の老撾を佛國に割讓
一九〇七年	バツタムバンを佛國に割讓
一九〇九年	ケランタン及トレンガヌを英國に割讓
一九一〇年	ヴヂラヴヅト王登位
一九一七年	獨・墺に宣戰布告、翌年遠征軍派遣
一九二四年	日遲條約調印
一九二五年	プラヂヤテイポック王登位

スコータイ—スワンカローク王朝時代　黎明時の遲羅には、全地に亙りて多數のモーン—クメル(Mon-Khmer)人種の原始民竝に柬埔寨より移住した同種族が散住してゐた。其の最古の居留地スコータイ(Sukhotai)は、紀元前三〇〇年頃既に可成りの村落をなし、部民は婆羅門教を奉じてゐたが、約

二世紀の後會長ピアータマラーヂヤー(Phya Dhammaraja)は同地方の王となり、一子を同市に殘して新都スワンカローク(Sawankalok)に遷つた。爾後兩市は交互に首都となり、スコータイ—スワンカローク王國と稱へて、漸次兵富强大となり、クメル及ラオ諸國を降して附庸國となし、柬埔寨の羈絆を脫すると共に、夙に特殊の字母を用ゐ、文學美藝興り、交易廣まり、傑王プラルーアン(Phra Ruang)の治下に於ては繁榮の極に達して、東は潤公より西はサルウキーンの兩河、北はチエンマイより南は馬來半島に及ぶ大帝國となり、威風四隣を壓した。併し同王の死(約一〇九〇年)後は漸次凋衰を辿り、王朝とは名のみにて威令再び行はず、アユテイアー王朝興るに及びては單に一地方官たるに過ぎざるに至つた。

ラオ族の擡頭占勢　當時北境山地に居住せしラオ—タイ(Lao-Tai)種族の一支族たるラオ種族は、漸次其の數と勢とを加へ、紀元五七五年の頃は現今のラムプーン(Lampun)、チエンセン(Chiengsen)等に强力なる王國を建設し、爾後幾世紀に亙り遠く南征して、メル諸國を侵し、諸地に居留するに至つた。プラルーアンの死後、ムアンハン(Muang Hang)の會長スタマラーヂヤー(Sudhammaraja)はスコータイ王軍を擊破してピサヌローク(Pisanulok)に首都を定め、其の子ケサラシマ(Kesara Sima)をスコータイの王女に入婿してロプブリー(Lopburi)王に封じた。併しスタマラーヂヤーの死後は急速に衰落し、後者が代つて中樞となつたが、ケサラジマは登位後間もなく柬埔寨次いでメダーに敗戰し、ナライ(Narai)王のノンサノ(Nong Sano)遷都(約一一八〇年)の頃迄、同時に東西二强國の附庸たる奇現象を呈した。十三世紀の初葉に當り、支那西南部に居住せしラオ—タイ種族の一支族タイ(Tai)族が、忽比烈に驅逐されて北部暹羅に移下するに及び、前住ラオ族は遂なて最終最大なる南遷を始め、ノンサノ王國を侵してスパンブリー(Tuparburi)に首都を建設し、更に南進して中島を蹂躙したが、スパンブリー王ラチャオウトン(Phra Chao U Thong)はノンサノ市を收めて新都アユテイアーを興した。

タイ族(暹羅人)の發祥　如上南移したラオ族は、王民の間はず當に前住モン—クメル族の文物及習俗を取入れ、力めて之と共婚した結果、ラオ—クメルの混血人は急速に增加し、古來暹羅に占住する諸國を總稱するに用ゐたシアマ(Syama, 漸次 Siam と轉訛)なる語を以てシアマ人と呼ばれるに至つた。之即ち今日暹民の中樞をなすタイ(Thai—自由の義)族の發祥である。

アユテイアー首都時代(一三五〇—一七六七年)　プラチャオウトンがプララマティボディ(Phra Rama Thibodi 一三五〇—一三六九年)なる稱號の下にアユテイアーに君臨するやスコータイ—スワンカローク王國の全土を奪回統一し、今日尚續施されつゝある優秀なる諸法規を編纂して、アユテイアー三王朝四〇〇年の基礎を置いた。爾後其の後裔が相承けて王位に登り、柬埔寨及チエンマイを蹂躙して國勢次第に加つたが、マハーインドラ(Maha Indra)の治下に執拗なる緬甸の攻擊を受けて首都は破壞掠奪され、正に滅亡の悲運に際會せんとした。時にプラナレット(Phra Naret or Naresuen)起ちて(一五六五年)再三再四緬甸及柬埔寨軍を破り、更に進んで其の首都を蹂躙し、三〇年を出でずして祖國を北緯四—二一度、東經九六—一〇六度に亙る合體鞏固なる大帝國となした。其の死(一六〇五年)後三代を經て一大革命起り、政權は貴族であつたプラチャオプラサートトン王(Phra Chao Prasat Thong)に僭取され、其の子プラナライ(Phra Narai)の登極(一六五五年)後約三〇年間は平和に繁榮し、商業美術大いに興り、對歐外交確立され、極東の一强國として西歐に博知せられるに至つたが、一希臘人宰相の野謀は暴動となり、結局一高官プラペトラーヂヤー(Phra Phetraja)が擁立されて登位(一六八八年)した。同王は外交を更新し貿易を再興したが、死後再びナライ王の一子が王位を回復した。併し爾後二代を經るソムデトプラマハー

ボーンスチャリット(Somdet Phara Maha Bowarn Suchariti)の治下に、十六世紀末葉より中絶してゐた緬甸の侵擊を受けて、首都は重圍に陷り、防戰力闘も空しく、終に一七六七年に陷落し、王は誅戮され市民は捕虜となり、諸記錄は湮滅し、四百有十七年に亙り權勢飛鳥を落したアユテイアーは一朝にして灰原に歸した。

歐人渡來と覇王十四世の野望　十六世紀の最初葡萄牙人はアユテイアーの其の他諸港に渡來して主として貿易に從事したが、約一世紀の後英・和船も遲羅領海に出現するに及んで、葡人は衰微し蘭人代つて繁榮した事等に就ては「商業」の項に詳述する如くである。一六五九年一希臘人コンスタンチン フアウルコン來遷し、時の國王プラナライの宰相に榮達するに及び、英・佛も招かれて貿易に參加し、貿易大いに興つて當國は一時繁榮した。茲にルヰ十四世は羅馬加特力教の布教中心地としてアユテイアーを選び、一團の布教師を派遣したが(一六六二年)、右宰相は傑相コルベーと呼應し、佛王を動かして當國上下を基督教に改宗せしめ、之に佛國の最上權を樹立せんとし、數多の兵艦を送らしむるに至つて、茲に內亂勃發し、王は幽閉され右宰相は誅戮され、歐人商人は悉く國外に驅逐された。

日本人の渡來と覇業　邦人のアユテイアーに鞏固なる居留地を形成したのはプラナレスト(又はナレスエン)王の時代にて、本邦文獻には、慶長(一五九六—一六一四年)年間長崎の商人津田又左衞門渡暹し、壯士六、七百人を率ゐてペグーの入寇軍を擊破し、王の寵遇を得たとあり、又其の後アヴア(亞華)の入寇に際しても木谷久左衞門起つて邦人軍を統べ、首都の危急を救つて國政に與るに至つたと云ふ。一世の奇傑山田仁左衞門長政の渡暹したのも此の頃にて、次帝エカトツアロト(Ekathotsarot)に仕へて邦人よりなる近衞兵の指揮官となり、王に勸めて家康と修交せしめた。次いでソンタム(Songtham, 一六一〇—二八年)王登位し、一貴族を處刑するに及び、其の一味の邦人の二八〇名は反亂を起し、王に迫りて諸種の條件を承諾せしめ、首都を包圍掠奪してペチヤブーン(Pechaburi)に竄つたが、間もなく王軍に擊破された。併し王は前約の全部は破棄せず、邦人も之を悉く國外に放逐しなかつたものの如く、後年尚長政の指揮する邦人の近衞兵は存續してゐた。長政は功績多く德望高く、王の厚遇を受けて頗る重用され、先づ陛普剌(現今のPhya)後にピーアセナーピモック(Phya Senaphimuk)に叙せられた。王の薨去に先ち夫々王弟及王の長子を擁して陸軍大臣及ピーアスリーナラチン(Phya Sri Worawong)の間に王位繼承問題を起し、長政及其の麾下にある邦人軍六百の同意を得んとして互に策動したが、長政は本邦家督相續の慣習を可とし王子擁立を王に內申するに及び、終に新帝チエツタ(Letta 十五歲)の登位(一六二八年)を見た。然し幼帝擁立はピーアスリーナラチンの野望達成の具に過ぎず、彼は王弟以下反對黨を殺誅して兵馬の實權を收め、諸臣を煽動して、在位二年に充たぬ幼王を弒虐し、長政を訴いて自ら登位せんとしたが、長政は王弟アティティアチン(Athityawong, 十歲)の登極を主張して肯かず、彼は止むなく一時長政に同意したかの如くに裝ひ、先づ野心遂行の一大障害たる長政を遠ざけんとして、甘言を以て長政を反服常なき六見(ナコンスリータマラート)の總督に赴任せしめ、機を逸せず先づ攝政となり、次いで事を設けて幼帝を弒し、終にプラサートトンの稱號の下に登位したが、同王は自己の安寧を圖る爲め間もなく長政を毒殺した。其の子オン(Om 阿因十八歲)は復讐せんとして起つたが、過ヶ留任して居た前總督の奸策の爲め成就せずして邦人の大部分と共に柬埔寨に逃れ、後年戰死したといふ。其の他の邦人は前に逐放せられた多數邦人を引具して再びアユテイアーに歸つたが、王は之を甚だ虞れ、一六三二年の雨季、夜暗に乘じて日本人町を急襲し、之を滅盡せんと企圖するに及び、邦人の多くは河中に遁れ、激戰しつゝ柬埔寨に走つた。時恰も寬永九年にて、爾後少數の邦人は尙在留し、一六三四年の

パタニー遠征にも參加したものの如くであるが、昔日の活躍と面目とは全く右の次第にて全く其の影を斷つに至つた。

盤谷遷都とチヤクリー王朝　アユテイアー陷落前チヤンタブーン地方に遁走した一官吏ピアータークシン(Phya Tiaksin)は兵を糾合して、アユテイアーに迫り、緬甸の守備隊を一蹴して現今の盤谷市の對岸トンブリー(Thonburi or Tanaburi)を卜して首都と定め、南は半島より北はルーアンプラバーンの北境に至る暹羅全土を回取した。次いで前王朝の朝臣ピアーチヤクリー(Phya Chakri)が推戴されて登極し(一七八二年)、緬甸と勝戰して半島緬甸を回取し(一七九二年)、帝都を東岸に遷した。之が所謂チヤクリー(Chakri)現王朝の第一世にて、後世プラプッタヨードファーチュラローク(Phra Buddha Yod Fa Chulalok)と呼び、ラーマ一世(Rama I)と稱するに至つた。

チヤクリー王朝系圖

1782—1809	Phra Buddha Yod Fa Chulalok (Rama I)
1809—1824	Phra Buddha Loes Fa Nobhalai (Rama II)
1824—1851	Phra Nang Klao (Rama III)
1851—1868	Phra Chom Klao Maha Mongkut (Rama IV)
1868—1910	Phra Chula Chom Klao Chulalongkorn (Rama V)
1910—1925	Phra Mongkut Klao Maha Vajiravudh (Rama VI)
1925—	Phra Paramindra Maha Prajadhipok (Rama VII)

近世史摘要　王子ラーマ二世卽位の年附庸國たる柬埔寨を救援して安南入寇軍と交戰したが、結局パッタムバン縣のみを併合することとして和戰した。其の殂に當り一庶子が正嗣を排して墓位したが、新帝は英米と條約を締結して對歐外交を更新し、一八二八年にはヴィエンチャン(Wieng Chan)の反亂を鎭定した。

ラーマ六世竝現皇帝陛下の內外政御刷新　一九一〇年十月二十三日英帝ラーマ五世崩殂、王子ヴァヂラヴッド殿下王位御繼承、先帝の偉業を完就し、國民を善導して庶政の改革を斷行、更に國民意識を充實せしめるに力を致された。他方外政に於ては、世界大戰に際し獨墺に宣戰布告して遠征軍を派遣、日暹條約の調印等あり、英邁に在らせられて同國の治績大いに擧つたが、一九二五年十一月廿六日在位十五年にて崩殂あらせられた。同年は佛・英・獨・丁・葡・西・蘭・瑞八國との新條約を締結し、英國との仲裁々判條約に調印したるを以て記念すべき年であつた。之等新條約を以て暹羅は司法上及關稅上の自主權を獲たが、之は列強に當國々政の進歩を認められたる證左である。

王弟プラヂャティポック殿下王位を御繼承、直ちに國政諮詢の諮詢機關と最高顧問會議を創設せられ、又只管經費節減によつて豫算の均衡を回取する爲めに、新帝自ら多額の王室費を創減して親しく範を垂れさせられ、行政整理を斷行したのを始めとし、對外通商條約の改正、樞密院法其の他諸法規の發布等內治外政に盡せられ、先帝現帝二代に亙り暹羅の治政は著しく改善されるに至つた。

氣候

季節　本土は劃然たる乾・雨の兩季を有する。雨季は西南季節風の影響にて、四月末頃より十一月の半に及ぶ。乾季は更に涼季と暑季の二季に分れ、涼季は雨季の終りより二月半、暑季は二月半より四月末に亙る。半島にては其の脊骨をなす縱走山脈を分界として、其の西岸の雨季は本土と同樣であるが、東岸の雨季は少しく遲れ、八月に初つて一、二月に及び、且緯度南下するを爲め劃然たる涼季を見ない。

雨量　乾季には殆ど降雨を見ない。之を盤谷に就て見るに、此の間の總雨量は僅かに二九〇粍にて、降雨日數は月當り平均四日に過ぎぬ。然し一旦雨季に入れば、殆ど連日の如く一—三時間の驟雨が沛然と殺到し、九月に最も多い。此の六箇月間の總雨量は一、一四一粍にて、平均降雨日數は月の過半を占めてゐる。全國の年平均總雨量は約一四三〇粍である。降雨の最も多量に上るのは勿論プーケットよりラノン(Ranong)に亙る西海岸にて、年平均雨量三、三〇〇粍に止り、一、三〇〇粍を下る年なく、其の約中間のタクアパー(Takuapa)にては一九一五年に六、六〇六粍の降雨を見た。之に反し最も降雨の少い地方は東北鐵道上のゲンコイ(Gengkoi)からコーラートに至る間にて、年平均八八〇粍、同線上のチャントウク(Chantuk)にては一九二三年に僅々二七三・六粍の降雨を見たことがある。米作の中心地たる中部平原は、西部國境山脈が雨氣を含んだ西南季節風を阻止するので、比較的雨量少く、五—十月間の幾內七州平均雨量は一、〇〇〇粍卽ち右山脈西側の約四分の一に過ぎぬ。

風　ラーンシット測候所の觀測によれば、地表風の方向は一月の東南東より漸次九月の西南西に變じ、爾後急に北北東及北となつて年末に及ぶ。本土の年平均風速は一・八六米(秒)で、最高記錄は二・五一米である。風量最も多く且強いのは二月より六、七月の間で、八—一月の間は風速弱く且靜穩なる日が多い。北部は一體に風量が多いが風速弱く、半島にては風速は中部と大差ないが無風日が多い。暹羅には颱風なく、記錄の存する所唯盤谷(一九一一年三月三十一日)及アユテイアー州のタンヤブリー(Thanyaburi、一九二六年五月六日)に起つた二小旋風竝にチュムポーン(一九二九年十二月十二日)に於ける旋風を算へるのみである。甚だ強烈にて倒壞せる家屋高樹は多數に上つたが、然し小範圍の颶風に過ぎなかつた。

氣溫　年當り平均氣溫は盤谷にて二七・七度、半島の南部パタニーにて二七・九度にて、臺灣の恒春より稍々高い。中部にては十—二月の間は北東の風を受けて年中の最涼季をなし、十二月が最も涼しく、日盛りには三〇度近く二八・六度、北部チエンマイにて二五・七度、

く昇騰するが朝夕は二〇度許りに下降する。爾餘の間は南西の海風多く、二月頃より氣温は漸次昇騰し、雨季直前四月が極暑季をなして平均二九・五度に達する。爾餘の領土も涼暑の變化は大體中部に伴ふが、其の間著しく地方特殊の事情に支配されてゐる。北部遲羅は海風を見ぬと副射熱大なる爲め大陸性氣候を帶び、日中は中部より稍々氣温高く夜間は却つて低く極差は比較的大である。更に東部遲羅に入ると、周圍の連峰は南及東の涼風を遮斷し、紅土の裸地は日光に曝されて酷暑甚だしく、加ふるに副射熱過剰の爲め極差最も大で、涼季の夜間は著しく低温となるが、之に反し半島遲羅は東及西の海風が交互に吹通し氣温極差は最も小である。因に盤谷は、人口増大と洋式都市の擴延とに因り、氣温及極差は漸次高大となりつゝある。

第三表　盤谷月別氣壓・氣温・雨量表

出所‖一九二九年暹邏統計年鑑

月別	氣壓(粍) 一八五九―一九二五年平均（標準氣壓計）	氣壓(粍) 一八五九―一九二〇年平均 平均	溫(攝氏) 一九二〇―二九年平均 平均	溫(攝氏) 一九二〇―二九年平均 平均最高	溫(攝氏) 一九二〇―二九年平均 平均最低	溫(攝氏) 一九二〇―二九年平均 毎日平均極差	溫(攝氏) 一九二〇―二九年平均 毎日最大極差	溫(攝氏) 一九二〇―二九年平均 毎日最小極差	雨量(粍) 一八五九―一九二〇年平均 總量	雨量(粍) 一九二〇―二九年平均 總量	雨量(粍) 一九二〇―二九年平均 最多全日量	雨量(粍) 一九二〇―二九年平均 年降雨日
一月	七五九・三八	二四・五	三〇・五	二三・〇	一〇・五	五・四	二・三	一・四	五九・二	一九六・二	一九	三
二月	七五九・一五	二六・一	三一・五	二四・一	九・七	三・六	一・四	一・〇	四七・七	一九九・三	一九	四
三月	七五七・八三	二八・〇	三三・八	二四・二	九・〇	三・八	一・四	一・〇	一一・一	二四・一	一九	四
四月	七五六・八〇	二八・五	三三・六	二四・八	九・〇	四・九	一・五	一・一	六一・五	一九七・七	一九	七
五月	七五五・三〇	二七・九	三三・四	二五・一	八・五	五・七	一・五	一・一	一三八・七	一九八・一	一九	一一
六月	七五四・八三	二七・九	三三・四	二四・九	七・五	五・七	一・五	一・一	一五五・六	一九五・一	一九	一一
七月	七五五・〇九	二八・〇	三三・二	二四・五	六・八	五・四	一・四	一・〇	一二八・七	一九三・二	一九	一一
八月	七五五・一七	二七・四	三二・五	二四・六	六・〇	四・三	一・四	一・〇	一八七・三	一九四・五	一九	一三
九月	七五五・九三	二七・六	三二・六	二四・六	六・〇	四・〇	一・三	一・〇	一三〇・六	一九二・一	一九	一二
十月	七五五・三〇	二七・九	三三・四	二五・一	八・五	五・七	一・五	一・一	一五五・六	一九五・一	一九	一一
十一月	七五四・八三	二七・九	三三・四	二四・九	七・五	四・四	一・四	一・〇	一二八・七	一九三・一	一九	一一
十二月	七五五・〇九	二八・〇	三三・二	二四・五	六・八	四・三	一・四	一・〇	一三〇・六	一九二・一	一九	一二
全年	七五五・一七	二七・四	三二・五	二四・六	六・〇	四・三	一・四	一・〇	一四三・五	一九二・六	一九	一二
	七五五・九三	二七・六	三二・六	二四・六	六・〇	四・〇	一・三	一・〇	一三〇・六	一九二・一	一九	一二
	七五四・八三	二七・九	三三・四	二四・九	七・五	四・四	一・四	一・〇	一二八・七	一九三・一	一九	一一
	七五五・三〇	二七・九	三三・四	二五・一	八・五	五・七	一・五	一・一	一五五・六	一九五・一	一九	一一
	七五五・八三	二八・〇	三三・六	二四・八	九・〇	四・九	一・四	一・一	一三八・七	一九七・七	一九	一一
	七五六・八〇	二八・五	三三・八	二四・二	九・〇	四・二	一・四	一・一	一二八・七	一九六・二	一九	一二
	七五七・一五	二八・〇	三三・五	二四・〇	九・〇	三・八	一・四	一・〇	一一・一	二四・一	一九	四
	七五七・八三	二八・〇	三三・六	二四・二	九・〇	四・二	一・四	一・一	一二八・七	一九六・二	一九	一二
	七五九・一五	二八・二	三三・五	二四・〇	九・七	三・八	一・四	一・〇	一一・一	二四・一	一九	四
	七五九・三八	二四・五	三〇・五	二三・〇	一〇・五	五・四	二・三	一・四	五九・二	一九六・二	一九	三

備考　一八五九―六八年に關する數字は Dr. Campbell（英大使館附醫師）、氣壓は Computing Office of the Royal Survey Dept.の觀測、其の他は Bureau of Commercial Information and Trade Enquiries の觀測

出所‖同前表（パタニ―一九二八年、其の他―一九二九年）

月別	氣壓(粍) 平均	溫(攝氏) 平均 平均最高	溫(攝氏) 平均 平均最低	溫(攝氏) 毎日極差 平均	溫(攝氏) 毎日極差 最大	溫(攝氏) 毎日極差 最小	濕度(%) 絶對極 最高	濕度(%) 絶對極 最低	風 風向	風 風速
一月	七六〇・四	二七・八	一九・二	八・六	一四・七	二・一	九五・五	二二・〇	東南	一・五
二月	七五九・四	二八・〇	一九・五	八・五	一五・六	二・一	九五・〇	二三・〇	南及南東	一・九
三月	七五八・九	二九・九	二一・三	八・六	一六・五	二・一	九五・〇	二四・一	同	一・四
四月	七五八・〇	三〇・四	二二・一	八・三	一六・〇	二・一	九五・〇	二四・一	南	一・七
五月	七五七・二	三〇・四	二二・一	八・三	一六・〇	二・一	九五・〇	二四・一	同	一・七
六月	七五七・一	二九・八	二一・九	七・九	一五・六	二・一	九五・〇	二四・一	南及南西	一・七
七月	七五七・一	二九・二	二一・〇	七・二	一五・六	二・一	九五・〇	二四・一	西	一・七
八月	七五七・一	二九・二	二一・〇	七・二	一五・六	二・一	九五・〇	二四・一	南及南西	一・七
九月	七五七・一	二九・二	二一・〇	七・二	一五・六	二・一	九五・〇	二四・一	同	一・七
十月	七五七・一	二九・二	二一・〇	七・二	一五・六	二・一	九五・〇	二四・一	南及南西	一・七
十一月	七五七・一	二九・二	二一・〇	七・二	一五・六	二・一	九五・〇	二四・一	同	一・七
十二月	七五七・一	二九・二	二一・〇	七・二	一五・六	二・一	九五・〇	二四・一	南及南西	一・七
全年	七五八・五	二八・六	二三・九	一〇・七	一七・八	二・九	一〇〇・〇	二五・〇	南及南西	一・九

チエンマイ測候所（バーヤツプ州、北緯一八度四九分一二秒、東經九九度〇分、海拔三〇七・七二米）

月別	氣壓(粍) 平均	溫(攝氏) 平均 平均最高	溫(攝氏) 平均 平均最低	溫(攝氏) 毎日極差 平均	溫(攝氏) 毎日極差 最大	溫(攝氏) 毎日極差 最小	濕度(%) 絶對極 最高	濕度(%) 絶對極 最低	風 風向	風 風速
一月	七六二・五	二一・九	一四・七	七・五	一三・九	一・〇	九五・五	三七・〇	北	二・〇
二月	七六〇・五	二四・〇	一五・六	八・〇	一四・〇	一・〇	九五・〇	三一・〇	北及南	二・〇
三月	七五九・八	二五・八	一八・〇	七・八	一三・〇	一・〇	九五・〇	二七・〇	同	一・八
四月	七五八・九	二七・五	二一・〇	六・五	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南	一・九
五月	七五八・二	二七・八	二一・四	六・四	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	同	一・九
六月	七五八・二	二七・五	二一・二	六・三	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南及南西	一・九
七月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	西	一・九
八月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南及南西	一・九
九月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	同	一・九
十月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南及南西	一・九
十一月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	同	一・九
十二月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南及南西	一・九
全年	七五八・五	二八・六	二三・九	一〇・七	一七・八	二・九	一〇〇・〇	二五・〇	南及南西	一・九

出所‖同前表（パタニ―一九二八年、其の他―一九二九年）

月別	氣壓(粍) 平均	溫(攝氏) 平均 平均最高	溫(攝氏) 平均 平均最低	溫(攝氏) 毎日極差 平均	溫(攝氏) 毎日極差 最大	溫(攝氏) 毎日極差 最小	濕度(%) 絶對極 最高	濕度(%) 絶對極 最低	風 風向	風 風速
一月	七六二・一	二一・九	一四・七	七・五	一三・九	一・〇	九五・五	三七・〇	北	二・〇
二月	七六〇・一	二四・〇	一五・六	八・〇	一四・〇	一・〇	九五・〇	三一・〇	北及南	二・〇
三月	七五九・四	二五・八	一八・〇	七・八	一三・〇	一・〇	九五・〇	二七・〇	同	一・八
四月	七五八・五	二七・五	二一・〇	六・五	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南	一・九
五月	七五八・二	二七・八	二一・四	六・四	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	同	一・九
六月	七五八・二	二七・五	二一・二	六・三	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南及南西	一・九
七月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	西	一・九
八月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南及南西	一・九
九月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	同	一・九
十月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南及南西	一・九
十一月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	同	一・九
十二月	七五八・〇	二七・二	二一・〇	六・二	一二・〇	一・〇	九五・〇	二四・〇	南及南西	一・九
全年	七五八・五	二八・六	二三・九	一〇・七	一七・八	二・九	一〇〇・〇	二五・〇	南及南西	一・九

チエンマイ測候所（バーヤツプ州、北緯一八度四九分一二秒、東經九九度〇分、海拔三〇七・七二米）

パタニー測候所（パタニー州、北緯六度五一分四・六秒、東經一〇一度一五分一六・七秒、海拔六・五四米）

	九月	十月	十一月	十二月	全年
氣壓（粍）	七五七・八	七五七・〇	七五七・八	七五九・〇	七五九・〇
氣溫（攝氏）	二六・八	二六・五	二六・一	二五・七	二五・七
絕對最高	三一・一	三一・九	三〇・一	二九・九	三一・九
絕對最低	二一・六	二一・三	一九・三	一七・〇	一七・〇
平均最高	二九・〇	二九・〇	二八・九	二八・五	二八・九
平均最低	二三・〇	二三・〇	二二・七	二一・九	二二・五
平均	二六・〇	二六・〇	二五・三	二四・三	二五・二
雨量（粍）	一〇・〇	八・〇	七・〇	一・〇	三五・〇
雨日數	一九	一七	一四	三	一一四
濕度（百分）	八五	八四	八二	七五	八二
雲量（十分）	七・一	六・五	五・三	三・五	五・六
風向	南	北	同	北及南	南
風速（米）	三・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇

第五表　各州・月別平均雨量表（一九二五―二九年平均）

州名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
中部													
Krung Thep	二一・一	三四・六	二九・〇	二九・〇	二七・五	一八・六	一八・六	一五・六	一四・四	一四・〇	一四・四	一五・〇	二七・五
Ayuthya	一六・建	一二・四	四一・六	四一・六	三四・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇
Nakon Chaisri	一六・八	一五・〇	一〇・〇	一〇・〇	八・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇
Ratburi	一八・六	三四・六	二九・〇	二九・〇	二七・五	一八・六	一八・六	一五・六	一四・四	一四・〇	一四・四	一五・〇	二七・五
Nakon Sawan	二一・四	三三・〇	四一・六	四一・六	三四・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇
Prachinburi	一一・四	二二・四	三七・五	四〇・二	三七・五	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇
Pisamulok	一六・一	一一・四	二五・九	二五・九	一七・四	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五
Chanthaburi	二九・五	四六・三	九一・九	八四・五	二三・八	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
北部													
Bayap	一五・六	一二・九	二四・五	八一・七	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四
東部													
Nakon Rajasima	八九	三三・四	三三・八	九九・五	一三四・七	一四一・四	一四一・四	一四一・四	一四一・四	一四一・四	一四一・四	一四一・四	一四一・四
Udorn	六・〇	二六・五	三七・九	一〇八・七	一八四・五	二三七・六	二三七・六	二三七・六	二三七・六	二三七・六	二三七・六	二三七・六	二三七・六
半島													
Nakon Sritamarat	一一〇・五	七六・三	一〇六・五	一一二・五	一二九・九	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四
Patani	一四四・六	一〇四・二	一四五・〇	一〇五・四	一三九・五	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四
Phuket	二九・〇	六四・五	九一・五	一七五・三	三三九・六	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四	一六一・四

單位＝粍
出所＝同前表

人口

人口調査　當國政府は初め行政上の目的にて人口調査を行つたが、爾後之に改正を加へつゝ、徵兵に利用した。尤も本式な調査方法に據つたものではないが、然し實際に供して大誤不便を見なかつたと云ふ。降つて一九〇五年度に當時全國十八州の中十二州に就て正式の國勢調査を行ひ、超えて一九〇九年度に始めて全國に亙る調査を見た。翌年之を修正し、之より一九一一年の全人口を八、二六六、四〇八（男四、一二二、一六八）人と算上し、別に一九一〇―一一年度二箇年の出生及死亡數を基本として千人に付一一人と云ふ自然增加率を得、爾後一九一九年迄右兩者を基準として人口を推定加算して來たが、同年新調査を行ひ、四月一日現在の人口を九、二〇七、三五五（男四、五九九、六六七）人、爾前八箇年の年當り自然增加率を千人に付一二・六人と算定した。爾來十年間はこの基準によつて人口を推算したが、一九二九年七月十五日の新調査により總人口一一、五〇六、二〇七人なる正確なる新數字を得るに至つた。因に右調査はクルンテープ州は「暹羅二四六〇年國勢調査令及出生・死亡・出入國者登記規則」に、其の他の州は「暹曆二四五二年暹羅王國人口調査令」に依つて行はれた。

備考　「年度」なる呼稱に就ては本編頭初の扉及「雜」參照

第六表　總人口連年比較表

出所＝一九二九年度暹羅統計年鑑

年次	總人口	年次	總人口
一九一一年四月一日	八、二六六、〇〇〇	一九二五年三月三一日	一〇、四八五、〇〇〇
一九一九年四月一日	九、二〇七、〇〇〇	一九二七年三月三一日	一〇、九五〇、〇〇〇
一九二一年三月三一日	九、六五五、〇〇〇	一九二九年七月一五日	一一、五〇六、二〇七
一九二三年三月三一日	一〇、〇四一、〇〇〇		

體性別人口及其の分布　上記最新國勢調査に據り體性別人口及其の分

右を示せば次表の如くである。

第七表　各州體性別人口・密度及増減表（一九二九年國勢調査）

出所＝同前表

州名	總戸數	戸當人數	總人口	男	女	男千人當の女子數	密度 前調査	密度 新調査	方粁	方里	前調査に對する増(+)減(−) 男	女	計
Krung Thep	一五三、九六五	六	九二一、六一七	四九八、八九五	四二二、七二二	八三九	八四七	九二六	二、二六	四、五九七	(+)一三六、三七三	(+)一二八、五二五	(+)二五四、八九八
Ayuthya	一五四、七七五	五	八三九、七七五	四二八、五七九	四一三、一九七	九六三	五四	五四	八三三	一三、一九七	(+)七五、〇一九	(+)九五、〇〇一	(+)一三四、五三〇
Prachinburi	九〇、五三九	六	五〇八、三三九	二六四、〇九〇	二四三、二四九	九五六	一七	一二	三、三四	五三、九六六	(+)五、六六二	(+)四、八五四〇	(+)一〇、五〇八
Nakon Chaisi	八三、八八七	六	四七四、五四二	二四〇、一五一	二三四、三九一	九八一	四四	五八	八、九五	八九、一七二	(+)一七、三一九	(+)一七、三一九	(+)三四、六三八
Rajburi	一〇一、〇〇一	六	五七九、三五七	二九四、九五一	二八四、四〇六	九六四	一二	一五	三、三一	五九、四九〇	(+)一〇、二一四	(+)一〇、二一四	(+)二〇、四二八
Nakon Sawan	八八、九五一	六	五一二、九二一	二六四、八六八	二五二、八五三	九六四	八	一八	五、二五	一〇五、九二一	(+)七、二一四	(+)七、二一四	(+)一四、四二八
Pisanulok	九三、九五〇	六	五七六、九二一	二九一、一五六	二八五、四三三	九七九	一〇	一四	二、二一	四二、九二一	(+)一、八六〇	(+)一、八六〇	(+)三、七二〇
Bayap	二九、七〇〇	六	一七四、九五〇	七七、六七〇	五四〇、九六四	一〇〇一	九九	一七	二、二二	一七、二二	(+)一、五四九	(+)一、五四九	(+)三、〇九八
Udorn	一七二、九八二	六	一〇八、四五六	五四〇、九六四	五三三、八一二	一〇〇一	一〇三	一五	三、三一	四二、九六〇	(+)一、八六〇	(+)一、八六〇	(+)三、七二〇
Nakon Rajasima	四五、四五六	六	二八三、七一〇	一三七、四七六	一四五、二三四	九四四	三	四	二、四	一七、四〇	(+)一、一六二	(+)一、一六二	(+)二、三二四
Chanthaburi	三一、三四一	五	一六九、六一八	八三、〇一一	八六、六〇七	一〇三四	二四	二七	三、三一	四二、九六〇	(+)一、八六〇	(+)一、八六〇	(+)三、七二〇
Nakon Sritamarat	一七、四六八	五	九〇、九一五	四四、七四二	四五、一七三	一〇二四	一七	二一	三、三一	四二、九六〇	(+)一、八六〇	(+)一、八六〇	(+)三、七二〇
Phuket	四四、七六〇	五	二四一、〇四八	一二、七三五	一一、九一五	八六四	一四	一四	二、四	一七、四〇	(+)一、一六二	(+)一、一六二	(+)二、三二四
Patani	六八、三六六	五	三三五、一四八	一六、九〇三	一六、〇四五	一〇〇五	一四	一四	二、四	一七、四〇	(+)一、一六二	(+)一、一六二	(+)二、三二四
合計	二〇〇、三六二	六	一、一五〇、六二〇	五七五、〇六五	五七二、一四一	九九四	一七	二〇	三、三九	一、一五九、三九三	(+)一、一〇三、四五九	(+)一、一〇三、四五九	(+)二、二〇七、八九二

備考　「前調査」とあるは一九一九年國勢調査數

東部のナコンラーヂャシマー及ウドーン兩州は女子數が男子數を超過してゐるが、之は右兩州がラオ人出稼苦力の本場たるに歸因し、著しく反對の現象を示せる州は多く地方出稼人又は支那人移民の集合によるものと認められる。尚前國勢調査迄は女子數が常に男子數を超過し珍奇な現象を示したが、本調査に於ては初めて反對の現象を見、男子は女子より八三、九二三人を超過してゐる。本現象は近年に於ける支那人移民の激減と、一方過去に於ける諸戰役の影響漸く薄弱となり、一夫多妻の弊風が改善されつゝある傾向を物語るものと思はれる。

人口密度　右表に據れば當國人口密度は方粁當り二二人にて、南洋中ボルネオ島を別とすれば最も稀薄である。之を本邦の密度方粁當り一二四人に比すれば約六分の一にしか當らぬ。

人口増加率　右表に見る如く、一九一九年の國勢調査以降一一年間に二三〇萬人即ち二四・九六%を増加してゐる。尤も右は自然増加及出國者に對する入國者の超過の二大原因に歸因するが、右年間に於ける入國者超過數は三八、四三七人であるから、自然増加數は殘餘一、九一〇、四一五人にて、年當り自然増加率は千人に付一八・九六人となる。

第八表　各州人種別人口表（一九二九年國勢調査）

出所＝同前表

州名	運羅人(1)	支那人	印度人及馬來人	東埔寨人及安南人	シヤン人及緬甸人	白人	日本人	其他	計	男	女	計	前調査に對する増減 數	前調査に對する増減 %
Krung Thep	六四五、八〇六	二四一、七七七	三一、二〇〇	六三四	四九〇	一三五四	二一三	四三	九二一、六一七	四九八、八九五	四二二、七二二	九二一、六一七		
Ayuthya	八一四、七〇三	一三、八四三	一〇五三	六六七	二八	一三	二	九八	八三九、七七五	四二八、五七九	四一三、一九七	八三九、七七五	(+)一、一六二	(+)〇・一四
Prachinburi	四五七、九四一	三一、二七五	一、二五五	三五	二	二	二	二	四七四、五四二	二四〇、一五一	二三四、三九一	四七四、五四二	(+)一、八六〇	(+)〇・四〇
Nakon Chaisri	四四五、四三三	二四、七二一	一、八五	一、二七	三、二八五	一	一	一	四八九、九九一	二四六、八六八	二四三、一二三	四八九、九九一	(+)一五、四五〇	(+)三・二〇
Rajburi	五五〇、四七三	二五、四一六	一、八五	九四	一、三七	一	一	一	五七九、三五七	二九四、九五一	二八四、四〇六	五七九、三五七	(+)一〇、二一四	(+)一・八四
Nakon Sawan	四八〇、五七二	一〇、〇三八	四八〇	九四	一、三七	一	一	一	五〇一、九二一	二五四、一八六	二四七、七三五	五〇一、九二一	(+)七、二一四	(+)一・四四
Pisanulok	五六七、五六二	一〇、〇三八	四八〇	九四	一、三七	一	一	一	五七六、九二一	二九一、一五六	二八五、四三三	五七六、九二一	(+)一〇、二一四	(+)一・八四
Bayap	一四四、一一三	八、二六〇	一一七	八五	三五〇	二	一	一	一五四、二一三	七七、六七〇	七六、四九三	一五四、一六三	(+)三、七二〇	(+)二・四〇
Udorn	一四四、一一三	六、九九九	一、一五二	一〇一	二八、四九八	二四七	一	一	一五二、二一三	七七、六七〇	七六、四九三	一五四、一六三	(+)三、七二〇	(+)二・四〇
Nakon Rajasima	一〇五、八五四	一、九〇五	一、二七	三九	二、四七四	二四七	一	一	一〇七、九二一	五四、九六〇	五二、九六一	一〇七、九二一	(+)二、三二四	(+)二・一六
Chanthaburi	一〇七、六〇七	一、九〇五	一、二七	三九	二、四七四	二四七	一	一	一〇九、八二一	五五、九六〇	五三、八六一	一〇九、八二一	(+)一、九〇八	(+)一・七四
Nakon Sritamarat	一〇七、六〇七	一、九〇五	一、二七	三九	二、四七四	二四七	一	一	一〇九、八二一	五五、九六〇	五三、八六一	一〇九、八二一	(+)一、九〇八	(+)一・七四
Phuket	一、二四一	一八二	一二	一	一	一	一	一	一、四二三	八七、四二三	八七、〇〇〇	一七四、四二三	(+)一、一六二	(+)〇・六七
Patani	一、二四一	一八二	一二	一	一	一	一	一	一、四二三	八七、四二三	八七、〇〇〇	一七四、四二三	(+)一、一六二	(+)〇・六七
合計	四四三、六二三	九二、六一七	三一、二〇〇	六三四	四九〇	一三五四	二一三	四三	一、一五〇、六二〇	五七五、〇六五	五七二、一四一	一、一五〇、六二〇	(+)一、一〇三、四五九	(+)一・〇五
前調査に對する増減 數	二、三三三、〇八七	一八五、〇八〇(1)	四一、九八八(2)	六五五、九八五(3)	三三、三八五(4)	一九二、一〇(5)	一〇七(1)	四一、〇七八(1)	二、二八八、五二二(1)	三五二、七四八(1)	三五一、七七四(1)	二、二八八、五二二(1)		
前調査に對する増減 %	二一・〇三	二四・九〇	九九・八	一二・五〇	七・一三	五・九〇	一・〇七	三五・一	二四・九七	三一・七	三一・九	二四・九七		

右自然増加率はソヴエート露西亞の一九・四人（一九二四―二五年）に亞いで世界第二位を占め、比較的高率を示す泰國の一八・三人（一九二〇―二九年）よりも遙かに大である。

外國人數及其分布

出所＝同前表

州名	支那人	印度人及馬來人	東埔寨人及安南人	シヤン人及緬甸人	白人	日本人	其他	計
Krung Thep	九二、六一七	三一、二〇〇	六三四	四九〇	一三五四	二一三	四三	一三五、九六五
Ayuthya	八三、九七五	一〇五三	六六七	二八	一三	二	九八	一五四、七七五
Prachinburi	四五、九四一	三一、二七五	三五	二	二	二	二	九〇、五三九
Nakon Chaisri	四四、五四三	二四、七二一	一、八五	一、二七	三、二八五	一	一	八三、八八七
Rajburi	五五〇、四七三	二五、四一六	一、八五	九四	一、三七	一	一	一〇一、〇〇一
Nakon Sawan	四八〇、五七二	一〇、〇三八	四八〇	九四	一、三七	一	一	八八、九五一
Pisanulok	五六七、五六二	一〇、〇三八	四八〇	九四	一、三七	一	一	九三、九五〇
Bayap	一四四、一一三	八、二六〇	一一七	八五	三五〇	二	一	二九、七〇〇
Udorn	一四四、一一三	六、九九九	一、一五二	一〇一	二八、四九八	二四七	一	一七二、九八二
Nakon Rajasima	一〇五、八五四	一、九〇五	一、二七	三九	二、四七四	二四七	一	四五、四五六
Chanthaburi	一〇七、六〇七	一、九〇五	一、二七	三九	二、四七四	二四七	一	三一、三四一
Nakon Sritamarat	一〇七、六〇七	一、九〇五	一、二七	三九	二、四七四	二四七	一	一七、四六八
Phuket	一、二四一	一八二	一二	一	一	一	一	四四、七六〇
Patani	一、二四一	一八二	一二	一	一	一	一	六八、三六六
合計	四四三、六二三	九二、六一七	三一、二〇〇	六三四	四九〇	一三五四	二一三	一、一五〇、六二〇

備考　(1)は減少。(1)一九二九年度に生れた支那人子供一一三、〇五〇人を含む。(2)其の中安南人五、三二一人。(3)其の中緬甸人四、八八〇人。(4)其の中來國人一五五人。(5)男一三減女二三人增。

上表の支那人は所謂チーンノク（Chin Nok）即ち純支那人にて、暹羅にて出生した子供即ちルークチーン（Luk Chin）を含んでゐない。然し實際の支那人數は遙かに多きは疑惧の餘地なく、一五〇―二〇〇萬を算すと云はれる。彼等の多くは數代前より在住して暹羅人婦女と雜婚し、子孫は全然暹羅化し暹民として登錄してゐる。尚馬來人・印度人及安南人の多くは多年在住せるもの多く確示することは困難である。

第一〇表　有職者職業別人口表（一九二九年度國勢調査）

出所＝同前表

職業名	從業者	%	職業名	從業者	%
農業・林業・牧畜業	六二四五八	五二·一〇	商業	五三五六七	四·四五
交通業	八三五八	六·九七	公務自由業	六二七七	五·二三
土木建築業	一一〇三	〇·九二	家事使用人	一一〇三	〇·九二
工業	四五三六七	三七·六一	其他	一一〇三	〇·九二

職業別人口

備考　※は見積

第九表　年齢別人口表（一九二九年國勢調査）

出所＝同前表

年齢	人口 男	人口 女	人口 計	總人口に對する男千人の割合	總人口に對する女千人の割合
一歳以下	一三七、一〇〇	一三四、四六	二七一、一四六	二四·四	二三·三
一歳以上五歳未滿	一一〇、〇六六	一〇七、五七九	二一七、六四五	一九·五	一八·四
五歳以上一〇歳未滿	一〇一、〇一六	九七、四四五	一九八、四六一	一七·八	一六·八
一〇歳以上一五歳未滿	九〇、〇一六	八六、九四五	一七六、九六一	一五·八	一四·九
一五歳以上二〇歳未滿	七五、六四〇	七二、四〇六	一四八、〇四六	一三·三	一二·五
二〇歳以上二五歳未滿	六二、四〇六	六〇、〇〇〇	一二二、四〇六	一一·〇	一〇·三
二五歳以上三〇歳未滿	五二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇二、〇〇〇	九·二	八·六
三〇歳以上三五歳未滿	四五、〇〇〇	四三、〇〇〇	八八、〇〇〇	七·九	七·四
三五歳以上四〇歳未滿	四〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	七八、〇〇〇	七·〇	六·六
四〇歳以上四五歳未滿	三五、〇〇〇	三三、〇〇〇	六八、〇〇〇	六·一	五·七
四五歳以上五〇歳未滿	三〇、〇〇〇	二八、〇〇〇	五八、〇〇〇	五·二	四·九
五〇歳以上五五歳未滿	二五、〇〇〇	二三、〇〇〇	四八、〇〇〇	四·三	四·〇
五五歳以上六〇歳未滿	二〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	三八、〇〇〇	三·四	三·二
六〇歳以上六五歳未滿	一五、〇〇〇	一三、〇〇〇	二八、〇〇〇	二·五	二·四
六五歳以上七〇歳未滿	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一九、〇〇〇	一·七	一·六
七〇歳以上	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一九、〇〇〇	一·七	一·六
年齢不明	三、〇〇〇	二、〇〇〇	五、〇〇〇	〇·四	〇·四
計	一一七、五〇二、四五	一〇七、五〇二、五五	二二五、〇〇五、〇〇	一〇〇·〇	九六·四

第一一表　出入國者運年比較表

出所＝同前表

年度	入國者	出國者	超過數
一九一一	一二〇、〇三五	一三一、一〇一	一一、〇六六
一九一二	一二六、〇六五	一三四、一七三	八、一〇八
一九一三	一二五、六六八	一三四、一七三	八、五〇五
一九一四	一二七、〇八四	一三五、六六八	八、五八四
一九一五	一一〇、八六五	一三三、〇三五	二二、一七〇
一九一六	一四一、一四五	一四五、三五五	四、二一〇
一九一七	一四一、一四五	一四五、三五五	四、二一〇
一九一八	一四一、一四五	一四五、三五五	四、二一〇
一九一九	一四一、一四五	一四五、三五五	四、二一〇

第一二表　陸路出入國者數運年比較表

出所＝同前表

年度	入國者 ヨアパガン・サルヴィス・ヨリロダ	入國者 計	出國者 ヨアパガン・サルヴィス・ヨリロダ	出國者 計	超過數 入國者
一九一一	四九、九四	四一、五〇八	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一二	三八、八〇三	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一三	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一四	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一五	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一六	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一七	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一八	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一九	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八

第一三表　總性別海路入總合港別出入國者數運年比較表

出所＝同前表

年度	入國者 男	入國者 女	入國者 計	出國者 男	出國者 女	出國者 計	超過數 入國者
一九一一	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一二	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一三	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一四	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一五	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一七	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一八	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一九	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八

第一四表　盤谷及南部國境に於ける入出國者運年比較表

出所＝同前表

年度	入國者 男	入國者 女	入國者 計	出國者 男	出國者 女	出國者 計	超過數 入國者
一九一一	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一二	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一三	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一四	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一五	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一七	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一八	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一九	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八

第一五表　種性・國籍・年齢・未既婚・目的別盤谷經由入國外人數（一九二九年度）

出所＝同前表

項目	男	女	計
支那人	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六
印度人	三四	一一	四五
馬來人	六	二	八
日本人	四	一	五
東洋其他人の	一七	一〇	二七
英國人	七	一	八
米國人	五	一	六
獨逸人	三	一	四
佛國人	三	一	四
伊國人	二	一	三
丁抹人	七	二	九
其他	九	二	一一
合計	三二九	一〇五	四三四

第一表　出入國者運年比較表

出所＝同前表

年度	入國者	出國者	超過數 入國者
一九一一	一二〇、〇三五	一三一、一〇一	一一、〇六六
一九一二	一二六、〇六五	一三四、一七三	八、一〇八
一九一三	一二五、六六八	一三四、一七三	八、五〇五
一九一四	一二七、〇八四	一三五、六六八	八、五八四
一九一五	一一〇、八六五	一三三、〇三五	二二、一七〇
一九一六	一四一、一四五	一四五、三五五	四、二一〇
一九一七	一四一、一四五	一四五、三五五	四、二一〇
一九一八	一四一、一四五	一四五、三五五	四、二一〇
一九一九	一四一、一四五	一四五、三五五	四、二一〇

港及南方國境 Padang Besar, Sungei Golok よりの入・出國者數を表したものである。但し左の諸表には船員數を含んでゐない。

第二表　陸路出入國者數運年比較表

出所＝同前表

年度	入國者 ヨアパガン・サルヴィス・ヨリロダ	入國者 計	出國者 ヨアパガン・サルヴィス・ヨリロダ	出國者 計	超過數 入國者
一九一一	四九、九四	四一、五〇八	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一二	三八、八〇三	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一三	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一四	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一五	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一六	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一七	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一八	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八
一九一九	三七、四八六	四一、〇〇三	四四、〇八五	四三、一三八	一、三七八

第三表　總性別海路入總合港別出入國者數運年比較表

出所＝同前表

年度	入國者 男	入國者 女	入國者 計	出國者 男	出國者 女	出國者 計	超過數 入國者
一九一一	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一二	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一三	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一四	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一五	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一七	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一八	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八
一九一九	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	三〇、八五一	一〇、四五五	四一、三〇六	一、三七八

第四表　入・出國者數　東部及北部國境出入者の數字を得さる爲め次掲諸表は盤谷

宗教別人口

一宗教參照

職業	男	女	計
官吏	四五、六二六	二、一七一	四七、七九七
陸海軍人	二、三六五	二五	二、三九〇
僕	一〇、九六〇	一、八五二	一二、八一二
家僕	一六、三五六	二、一九一	一八、五四七
其他	三七、一〇五	四、八五	四二、一九〇
計	七五、七五五	一〇〇·〇	

七―一四	四、八四五	九五	九	|	二七	九	一四	|	一	|	二	一三	五、〇一四
一五―二四	一七、四〇六	五五八	四〇	二六	一四七	八八	一一五	一五	二八	五	七	二九	一八、四六四
二五―三四	一六、八〇四	五五三	八四	五五	二五七	二四八	一七二	四八	八四	九	二七	八八	一八、四二九
三五―四四	八、二八〇	二九一	七四	三〇	一九五	二四二	一四〇	二六	五八	一三	一四	七九	九、四四二
四五―五四	三、五七四	一一六	三五	一〇	八五	一八〇	二三五	一二	三六	四	二三	五四	四、三七三
五五―六四	一、二〇八	一〇九	一三	三	四〇	七〇	二八七	一三	一〇	二	九	三七	一、七九九
六五以上	一八五	三一	一〇	|	一五	三三	一八一	一	四	一	七	六	四七四
小計	五五、四〇〇	一、七八七	二七〇	一二八	七八三	八七七	一、一四九	一二五	二二三	三五	九五	三一四	六一、一八六
女 ○―六	二、五八四	二三	四	|	一四	九	三	一	五	|	三	|	二、六四六
七―一四	一、三八〇	二五	六	六	二八	七	一七	|	二	|	|	三	一、三七四
一五―二四	四、〇九二	五〇	八	四	五三	五三	一七九	五	二三	二	一〇	二七	四、五〇六
二五―三四	三、七九五	三一	七	五	六四	一〇一	一九〇	一二	三三	二	二〇	四七	四、三〇七
三五―四四	一、七七九	一〇	五	三	四七	一〇八	二二三	四	一七	一	四	二七	二、二二八
四五―五四	一、一六五	五	二	一	四四	六九	三九〇	七	一一	一	六	二一	一、七二二
五五―六四	四一五	二	九	一	一七	四九	三九八	|	七	|	二	一五	九一五
六五以上	四二	二	三	|	六	一四	一八八	|	一	|	四	三	二六三
小計	一五、一五二	一四八	四四	二〇	二七三	四一〇	一、五八八	二九	九九	六	四九	一四三	一七、九六一
總計	七〇、五五二	一、九三五	三一四	一四八	一、〇五六	一、二八七	二、七三七	一五四	三二二	四一	一四四	四五七	七九、一四七
男千に對する女の數	二七三	八三	一六三	一五六	三四九	四六七	一、三八二	二三二	四四四	一七一	五一六	四五五	二九三
既婚者 男	二七、五九六	六一四	一五二	六〇	四四九	五三〇	八八七	六一	一三〇	二二	五八	一七九	三〇、七三八
既婚者 女	一〇、五八八	一〇〇	三三	一四	二一六	三二三	一、二七〇	二一	六七	五	三九	一〇四	一二、七八〇
未婚者 男	二七、八〇四	一、一七三	一一八	六八	三三四	三四七	二六二	六四	九三	一三	三七	一三五	三〇、四四八
未婚者 女	四、五六四	四八	一一	六	五七	八七	三一八	八	三二	一	一〇	三九	五、一八一
入國の目的(十五歳未滿を含まず) 一般勞働者	一二、一五五	九	一〇	一	一〇	|	|	|	|	|	|	一五	一三、二〇〇

技術工業	六、〇六〇	一九	四	三	一七	一三二	七二	一五	三八	六	一二	三二	六、四〇九
商業	一四、〇二三	五九〇	一一三	六一	三〇四	二四四	一九八	六二	四七	一四	一〇	二八八	一五、九五四
外國官吏	五	|	五	九	一	三三	八	五	二三	二	四	一六	一一一
農業等	五、九四二	二	五九	二	二三	二二	一〇	一	一	|	|	一一	六、〇七三
僕婢等	七、一二六	七六一	五	八	四	|	一	|	|	|	|	一九	七、九二四
俳優等	三二七	四六	八	|	二	一七	二二	|	二	一	|	一四	四五九
雜役及不明	一、八一九	二三一	五一	四〇	八四	四一四	八三〇	四〇	一〇九	一一	六〇	一六一	三、八五〇
計	四七、四五七	一、六五八	二五五	一二四	四四四	八六一	一、一三〇	一二三	二二〇	三四	八六	五八八	五二、九八〇

在留邦人　一九三〇年(昭和五年)本邦外務省調査に據れば、在住邦人の職業別數は次の如くである。

第一六表　暹羅在住邦人職業別人口表

出所＝昭和五年在外本邦人國勢調査職業別人口表

職業名	總數	男	女
總數	四一六	二九一	一二五
內地人	三三六	二三二	一〇四
朝鮮人	一五	一四	一
臺灣人	六五	四五	二〇
農業	三	三	|
窯業・土石加工	一	一	|
金屬工業	四	四	|
化學工業	一	一	|
紡織工業	三	二	一
被服類製造	一	一	|
紙工業・印刷業	二〇	二〇	|
飲食料品・嗜好品製造	三	三	|
其他の工業	五	五	|
商業	五五	五三	二
金融保險業	一	一	|
接客業	二四	一九	五
運輸	四九	四九	|
通信	三	三	|
官公吏雇傭員	七	七	|
現役軍人	一	一	|
教育家	四	三	一
宗教家	一	一	|
醫療業	三四	三一	三
書記的職業	一六	一六	|
家事使用人	七	一	六
無業者	一七三	六六	一〇七

在暹華僑及其勢力　上記の最新國勢調査に據る暹羅在留支那人の數及分布並に一九一九年の調査數字との增減を表示すれば次の如くである。

第一七表　州別在留支那人數(一九二九年國勢調査)及增減(一九一九年國勢調査との)表

出所＝Directory for Bangkok & Siam, 1931

州名	男 現在數	男 增(+)減(-)	女 現在數	女 增(+)減(-)	計 現在數	計 增(+)減(-)
Krung Thep	一五九、九六五	(+) 六六、二二九	八一、三一二	(+) 五六、〇一九	二四一、二七七	(+) 一二二、二四八
Ayuthya	一七、五四四	(+) 五、七六六	六、二九九	(+) 四、八五六	二三、八四三	(+) 一〇、六二二
Prachinburi	二三、一九五	(+) 七、五七五	九、一八〇	(+) 六、一六七	三二、三七五	(+) 一三、七四二
Nokon Chaisri	一七、二二三	(+) 三、三四一	七、五三九	(+) 一、〇七〇	二四、七六二	(+) 四、四一一
Rajburi	一八、七三七	(-) 一、一七六	六、六八九	(-) 三、五〇八	二五、四二六	(-) 四、六八四
Nokon Sawan	七、八五七	(+) 三、一四一	二、二八一	(+) 一、六五三	一〇、〇三八	(+) 四、七九四
Pisanulok	六、九九三	(+) 四、〇六八	一、二八七	(+) 一、一八九	八、二八〇	(+) 五、二五七
Bayap	五、三九〇	(+) 二、九一〇	一、五九九	(+) 四五三	六、九八九	(+) 三、三六三
Udorn	一、四五二	(+) 八三五	四五三	(+) 四一六	一、九〇五	(+) 一、二五一
Nokon Rajasima	九、八八八	(+) 五、一九九	三、一四〇	(+) 二、二五七	一三、〇二八	(+) 七、四五六
Chanthaburi	三、〇〇一	(+) 五〇八	六八一	(+) 五四六	三、六八二	(+) 一、〇五四

Nokon Sritamarat	二三七七九	(十)	一四八四一	六九九九	(十)	二〇九三七
Phuket	一三一七七	(一)	七一四六	二七四	(一)	八六三六
Patani	五五五三	(十)	二一〇四	一四三七	(十)	三二六五
計	三一三七四	(十)	一〇八三九四	一三一九一〇	(十)	七六七八六
						四四五二四 (十) 八五〇八〇

右は前記の如く純支那人のみにて、暹羅にて出生したルークチーンを含んで居ないが、然も總數四五萬人に達し、爾前十箇年間に七一・一三%を增加してゐる。彼等の多くは數代前より在住して暹羅婦人と雜婚し、子孫は全然暹羅化し暹羅人として登錄してゐるから、其の實際數は確示し得ないが右數より遙かに多きは疑ひの餘地なく、一五〇—二〇〇萬を算すると云はれる。

暹支雜婚の風は從來上下共に盛んに行はれた結果、支那人及其の混血人は自然政治的にも潛勢力を有するに至つたが、商業上の勢力と發展とは特に顯著である。由來暹羅人は文武官吏か僧侶か農民かにして商業階級なるものが無いから、支那人・歐人及印度人が之を補足してゐる。然し歐人は主として輸出入貿易に從事し、印度人は僅かに支那人の間隙を充たす寶石・反物及雜貨の小商人に過ぎぬから、支那人は當國の商業を獨占し其の實權を掌握してゐる。彼等は只に盤谷のみでなく、上表の如く全國に蔓延し、敏捷なる心手を以て孜々營利を計り、爲めに純暹羅人の町を見ること至稀であると云ひ、而も其の目拔通は殆ど支那街であると云ふ。而も彼等は商業の獨占のみを以て滿足せず、精米業を經營して輸出入業又は航業を兼營し、諸種の苦力を働き、坑夫となり、金融及工匠に從事すると共に、漁夫となり舟を漕ぐ。更に最近は暹羅の獨り天下であつた農業殊に米作を侵蝕して、諸地に果樹及珈琲の大農園を見ると共に大農式米園をも經營するに到り、愈情にて貧困なる暹羅農民は一大脅威を感ずるに至つた。

支那人移民は逐年增大し、上表十箇年の支那人在住民の增加は年平均二萬人に充たぬが、最近五箇年は三萬內外に增加してゐる。其の殆ど全部はデッキパセンジヤにて、無學なる上危險思想に感染してゐる。而も最近は多數の支那人婦人を引具して入國し、純支那人の子を產み、從前の如く暹羅人に同化することなく、彼等自身の國民性及特長を保存する。暹羅の開發は從來支那人に負ふ所大で、且此の點は感謝すべきであつたが、斯の如くして最近は唯に經濟問題に止らず、社會思想取締上並に國民性傳守上一大脅威に直面するに及び、政府も終に其の移住制限の必要を痛感するに至つたことは、暹曆二四七〇年入國法及暹曆二四七四年同改正法の發布竝に一九二八年度以降に於ける支那人入國者の激減に於て窺知される。

歐洲籍民の數及勢力　各國領事館は殆ど在留民の屆出を強要せぬ爲め、國籍別の在留外人數を確知するは困難である。在住歐人中最も優勢なのは英國人にて、領事館に對する在留民の屆出を任意としてゐる爲め、正確なる數を得ないが、同國籍民總數約七、八萬(その中、純粹の英人は約九百)の多數に上るものの如く、且地理的關係並に其の國民性に依り、夙に經濟的勢力を扶植し、銀行業・森林業・鑛山業及大商店の大部分を經營して居るのみか、當國政府の外人傭聘者約一七〇名中英人は顧問以下約一〇〇名を占めてゐる。尙當國皇族貴族等英國にて教育を受たるものの多いことも相俟つて英人の今日に興る所大なるものと思はれる。佛蘭西人は、佛本國人二三二同保護國民二三、〇〇〇(中北部にカムー族一五、〇〇〇)にて、在留民多きこと地理的關係と司法・教育方面に顧問以下數十名の傭聘者を有することに依り、英人に亞ぐ勢力を占めてゐる。亞米利加人は同國總領事館に登錄せられたるもの一七九人(在住米人全部を含まず)にて、近來主として通商方面に活躍し、政府傭聘者約一〇名に上ると云ふ。伊太利人は美術工藝方面に勢力を有し、政府傭聘者一五名、總在留民一三三人。丁抹人は當國に於ける對歐貿易の先驅者にて、林業・礦業等に財政的大勢力を有し、海軍其の他に於ける政府傭聘者五、六名、全

在留者約二二五名。獨逸人は在住者九三名に過ぎぬが、近年貿易方面に相當の成績を擧げつゝあると云ふ。其の他領事館に登錄された各國籍民は和蘭四、五五五(純和蘭人五八)、白耳義八、諾威一二、瑞典九、葡萄牙約一〇〇、其の他西班牙及瑞西籍民も多少在留してゐるが、其の數は不明である。

住民

概說　暹羅に人間の棲住した最古の證跡は、南部暹羅及コーラート高原に發見せられる後新石器時代の遺物と覺しき磨製石斧で、當時斯る地方に蔓延したこの石斧を使用した人種は、今日南部暹羅の山中に殘骸を見るネグリトウカ即ちスマン族であると信ぜられる。尤も右族が暹羅の原住民ではなく、爾前既に人類の棲住したことは地質學上證明されてゐる。兎に角右族が依然原始的生活を送りつゝあつた數千年前より幾世紀にかけて、西藏の曠野に占居したモーン—安南族が後印度の大河に沿うて屢々南下移住した。彼等は最初先住民族と雜居したが、其の數增大するに連れ、先住民族を深山に驅逐して絕滅に瀕せしめ、漸次後印度の海岸地帶を占領し、遂には馬來群島に進出した。該種族の支族中モーン族及クメル族は南部印度より渡來した移民の文化に浴して夙に野蠻の域を脫し、五に獨立せる多くの社會を成して暹羅の低地に蔓延した。右モーン—安南族より遙かに遲れて二—三千年前の中間に、西藏—緬甸族が同じく西藏より南移した。然し彼等は今日の暹羅國境間近に到著したのみで、其の一部が東北國境內に越入したのは最近の事である。西藏—緬甸族の南下運動と殆ど同時に楊子江の谷底に占居したラヲ—タイ族のラヲ族が、支那人に驅逐されて南進を起し、十三世紀に至り忽必烈により根本的に追掃される迄、サルウキーン・湄公の兩河に沿ひ屢々暹羅に亡命侵入して多くの王國を建設し、一方先來の同族と結合すると共に、彼等の常例に倣つてクメル族と結合し、終に今日暹羅の中堅をなすタイ族(所謂暹羅人)を形成するに至つた。右タイ族は、クメル族の最後の根據地(スコータイ)を轉覆し、アユテイアー王朝を建設して以來今日迄、當國の支配階級をなしてゐる。右三大種族は數多の支族を包含し、此の他所屬不明の族もあり、而も彼等は相互又は支那人移民との混血により、又古來絕えざる隣邦との諸戰役其の他の事情に伴ふ人口の小移動に因り、今日の暹羅住民は彌が上に複雜多岐となつてゐる。之を分類すれば次の如くである。

第一八表　種族別人口占居地表

種族別	推定人口	占居地
(一) ネグリトウ族—スマン族(Semang)	約六千	半島のチャイヤー(Chaiya)、シンゴラ、パタニー地方背後の山嶽地
(二) モーン—安南族 チヤオナム族(Chao Nam)即ちオランウト(Orang Laut)	僅少	半島のプーケット州(西岸)沿岸
暹羅の馬來族	約四萬	半島暹羅殊にパタニー州に、約五萬はチャンタブリン(Chantabun)・アユテイアー・盤谷・暹羅灣東岸地方主として柬埔寨の國境に面するウドーン・ラチーヤシマー・プラチンブリー諸州に、少數はラーヂブリー及カーンブリー兩縣	
クメル族即ち柬埔寨人(Mon-Anman)	同四五—九〇萬	

	モーン(タライン)族(Mon or Talaing)	同　六萬
	ユアン族(Yuan)即ち安南人	同　六千
	ラワー族(Lawa)	少　數
	カチエイ族(Kache)	同
	チョーン族(Chong)	同
(三)西藏—緬甸族	メアオ(メオ)族(Meao or Meo)	同
	ムーサー(ラフー)族(Muh-sö; or Lahu)	同
	クウキ(ラフーシー)族(Kuwi, Kwi or Lahu-Hsi)	同
	コー(アカー)族(Kaw or Akha)	約　二—三千
	リショー族(Lishaw)	二　百
	ヤオ(ヤオイン)族(Yao or Yao-Yin)	少　數
	タイ族(Thai)即ち遅羅人	約三八〇萬
	ラオ族{ラオプンダム(Lao Pung Dam) ラオプンカオ(Lao Pung Khao)}	約三六五萬
	シャン(ンギョウ又はタイヤイ)族(Shian, Ngion or Tai Yai)	少　數
	ラオータイ族(Lao-Tai)	同
	ルー族(Lu)	同
	サムサム族(Sam Sam)	約　三萬
所屬不明	{カリエン(カレン)族(Karion or Karen) サカイ族(Sakai)}	同
支那人……支那人		約　三百未滿

備考　右人口は一九二〇年の調査による數、ラワー・カチエイ・ルー等山地蠻民は含して約六〇萬と云ふ

右の中重要なる種族は、遅羅の支配階級をなし人口の大部分を占めるタイ族即ち所謂遅羅人、遅羅人の祖先にて北部及東部に約四百萬を有するラオ族、東埔寨隣接地方のクメル族、半島南部の馬來人であるが、前二者は當國の最重要なる要素であるから之を各別に記述し、殘餘は一項に纏めて記述する。

一　タイ族(遅羅人)　外人は遅羅人と呼ぶが、彼等自らはコンタイ(自由人の意)と稱す。(コンタイのタイは Thai にて、ラオータイ族の一支族たる Tai とは別である、以下タイ族又はタイ人とあるはこの Thai を指す)

起源　傳說及「歷史」參照

容貌　甚だ蒙古人的特色を有し、顏は幅廣く後頭部平たく、顴出張り、鼻は鼻孔部廣大にて、眼は長細く耳は大、頤骨高く、皮膚は白色乃至ヨコレイト色である。體格は概ね發育佳良であるが、祖先の船上生活の爲め下肢の發達は上體に伴はず、平均身長は男五呎一吋、女四呎十一吋である。

性格　タイ族は性質溫順にて人情に豐かであり、宗教的良心に富みて慈悲深く、暴力的犯罪を犯す者は稀有である。加ふるに接待上手にて、叮嚀親切であり、禮儀に厚く、氣輕で開放的で淡泊である。外人は之を敬する美點があり、邦人に對しては同人種たるの親しみと日本の國勢に對する尊敬とを以て接する風がある。癇癖強く、物に厭き易く、多少怠惰で生活に必要なる程度の勞働をなすに止り、蓄財の觀念に乏しく、賭博心及迷信強く保守的で階級觀念が濃厚である等、諸種の通有的缺點を有す。

服裝　男女共に腰より膝の直下迄を、七呎×二・五呎の長布で捲いて前に結び餘つた兩端を捩つて股間を通じ後方に捩じ込む。之をパヌン(Panung)と言ひ、着物の主要部であつて、多くは無地の輸入綿布を用ひ、習慣上毎日使用する色合を決定してゐる。其の上に男は諸襟の洋服を着し、靴下及靴を穿くが、下流社會にては上體を裸出し跣足のものが多い。女は昔時パヌンの上部を唯乳を覆ふ程度のパホム(Pahom)にて卷くのみであつたが、近來は薄地の小さき上衣を用ゐる。男女共に斷髮をなし、男は外國製の帽子を頂くも但し近時は歐風の結髮及剪髮が大いに流行しつゝある。

誕生—青春期　寃除けを行ひたる產室にて分娩すれば、嬰兒(Deng)に產湯を施して放任し、產婦は幅廣き板に俯臥せしめ〻炎火の熱で暖める。產兒は一箇月にして剃髮の儀を行ひて披露し、步行するに至れば易者を招いて命名式を擧げ、二歲前後にて離乳する。四、五歲にて頭頂に毛を伸し(現今は廢れつゝある)、七、八歲にして小學校に入學する。十歲乃至十三歲の頃、佛教・婆羅門教混合の儀式を以て結髮を切りて青春期に入り、二十歲前後にては男は僧門を叩きて一時出家する(「宗教」參照)。此の間女子の多くは家事の手傳をする。

結婚　往時は甚だ早婚の氣風があつたが、今日では男子は二十歲以上、女子は十五、六歲以上にて結婚し、戀愛事件を見ることは稀い。兩親に於て息子の欲する女が社會的に釣合ふものと見れば、一老婦を煩みて先方兩親の意志を確め、意志あれば仲介人を立て、新郎新婦の運勢を占つて婚約を定める。結婚式及披露の賀宴は花嫁の家にて行ひ、花聟は先方の父へ贈物をなして、彼が特設した別屋に入り、爾後兩人當分の生活費たる持參金贈呈式(ハンソー)を執行する。賓客は主屋に於て盛宴を張り、僧侶は經典を讀誦する。暫時の後新郎新婦は宴席に現れて膝下するも、賓客は米と水とを兩者に灑布する。翌日は僧侶を饗應し、夕刻初めて前記特別室にて夫婦共同の生活に入り、玆に數箇月間乃至最初の嬰兒が出產する迄蜜月を送る。又時に斯かる儀禮を省略する場合もあり、駈落結婚をなす場合もある。此の場合も其の子供は法律上正出と認められる。一般に經濟の許す範圍にて多妻をなし、妻妾同棲するが、正妻は之等の統制權を有し、其の子供は遺產分配上庶子よりも恩典がある。離婚に就ては、正妻の場合は其の同意を得て財產の分與を要し、第二夫人以下は夫の意志一つで自由に離婚し得る。然し結婚に多額の費用を要するのと、社會上の信用が失墜するのを恐れて、離婚は甚だ稀である。

死亡　死者は水で洗つて白布に包み、淨土の通門料と共に納棺する。此の間僧侶は讀經及說教をなし、樂隊は惡靈を驅逐する。時に泣手を雇ふこともある。次に棺架に乘せて安置し、近親者は一晝夜乃至二晝晝奏樂讀經と共に之を看守り、爾後寺院に運んで火葬に附するか、又は火葬費の集るまで此處に預け置く。時として死體は防腐防臭劑を施して甕に密封し、身分の相違によつて數箇月乃至數箇年自宅に安置し、後火葬に附することがある。盤谷にては四、五月が火葬期にて、此の際前一年に死亡した者の葬儀を一時に行ふ。死者の近親者は數多の知人を案內し、死體を取出して棺屋に安置し、特設した假小屋にて宴會・音樂・芝居等を行ひたる後(二日目)棺屋に點火する。

其の際景品付の抽籤を行ひ、夜間は煙火を揚げ、一隊の僧侶は經文聖歌を讀誦し、名家にては出來る丈多くの僧侶を饗應する。火葬には最も費用をかけ、は爲め全財産を盡盡するものさへあると云ふ。皇族の火葬は二、三年毎に一回行れ、一種の社會的儀禮をなし、時に一箇月に亙ることがある。

食物　米を主食とし、副食物は主として魚及「カレー」にて、之に調味料として鹽・胡椒・小海老・葱・香料等を調合した「ナムプリック」其の他刺戟性の香味料を盛んにとる。宗教上より獸肉を用ゐることは稀である。勿論野菜類・熱帶果物等をも使用する。食物は凡て小皿に盛り盆上に並べて指にて食し、食後に水を飲用する。度數は朝夕二回にて、朝は七―九時、夕は五―六時の間に之を攝るが、都會では中食を攝るものもある。酒は多く米及砂糖より製した土產品を飲むが、佛法の戒律に觸れるので、宗教觀念の薄いものゝみが之を用ゐ、宴席等にも酒の饗應は憚ると云ふ。但し煙草は頗る愛喫し、幼時より國產の强烈なる煙草を嗜む。檳榔子も一般に好んで咀むが、現今この風は漸次廢れつゝある。

住居　遲羅特有なる家屋は河又は運河の畔を選び、五、六呎の杭上に、正方形の三方に三つの長方形の家屋を繋ぎ合せて作り、殘りの一方にはプラットフォームを設け、之に梯子を架けて地上との通路とする。屋下には屢々家畜を飼養する。材料は竹蓆又はチーク材で、屋根は草葺（ニッパ椰子）或は瓦葺である。河又は運河上にある都會地の浮家は、普通チーク材を以て作り、ニッパ椰子を葺いた二箇の長方形の屋根の後方に、更に一つの小屋根を添付した平家で、二―三艘の平底船上に建築する。通常河に面して繫留され、この方面より出入する。

言語　地理的關係上多數の異人種を包藏するから、自然使用言語も多數に上り、其の中主要なるものに遲羅人の「遲羅語」、馬來人の「馬來語」、モーン人の「モーン語」、クメル人の「クメル語」等を擧げ得るが、其の中馬來語を別とすれば大體近似し、遲羅語と殆ど差違を認めぬラオ語以外は、使用範圍狹小である。遲羅語は最も廣範圍に常用され、官語をなし、初等敎育の普及せる今日山間の土民も殆ど之を解し、商用語として國內異人種間にも使用されてゐる。

ラオータイ族が南進入遲した頃は少數單綴の原始語を有つに過ぎなかつたが、先住モーン―クメル族を吸收するに及び、同族語を取入れて發達し、茲に遲羅語が發祥した。爾後佛敎の傳來に伴ひ、同敎典に使用した「巴梨語」及「サンスクリット語」の主として宗敎名詞・形容詞・動詞を多數混入常用するに至り、更に十四世紀以降、支那人渡來し商業上の勢力を占めるに及び、數多の支那語を輸入補足し、續いて歐人入遲に連れて術語、英語等の名詞を少數混入使用するに至つた。

文字は最初印度系のクメル文字を用ゐ、後スコータイ王朝時代に現用文字に改良したと云ふ。左より橫書する音標文字にて、字母には凡てが終る呼稱を有する四四個の子音字標と、單綴一七個、復綴二九個の母音字標があり、子母兩字標を組立てゝ語とする。遲羅語には平・沈・降・去・上の五聲の抑揚がある。上記子音字標中九個は五聲全部を有し、沈以下の聲は夫々第一乃至第四の符號を以て示し、十一個は上・沈・降三聲を有して、上を除く二聲は夫々第一第二符號を用ゐ、殘餘二四個は平・降・去三聲にて降以下は夫々第一第二符號を以て示す。但し單綴字の語尾がK・P・Tの音なれば無符號にても特種の聲に變化する。文の構成は英語に類似し、之を小節に分つて書き表はすが、語間は開けず書き連れる。

當國の人名地名等には、巴梨語又はサンスクリット語の語句を用ゐることが多いが、此の際遲羅音には無關心に原語の綴字全部を表記するから、多數のサイレントを有することゝなる。例へばIsvara（Iswara）と綴りてナコンサワンと讀むが如きである。又外來語にはR・Lの語尾がN音に變化するゝことがある。

宗敎　宗敎の項參照

二　ラオ族　本族はラオプンダム（黑腹のラオ人）及ラオプンカオ（白腹のラオ人）の二部族に分れてゐる。前者は北部遲羅の全地よりナコンサワン州に亙つて蔓延し、アユテイアー、ナコンチヤイスリー地方にも散居してゐて、腰から膝にかけて刺靑を施してゐる。後者は東部遲羅の大部分に擴延し、ピサヌローク・ナコンサワン・ラーヂブリー州等にも其の部落を見る。

ラオ族はタイ族の祖先なる爲め之と外見及習慣が酷似してゐる。唯外見上體格が比較的よく、多少色が白く容姿が良い點、女は頭髮を伸ばし、頭頂に束れて花を飾つてゐる點、女子はパヌンの代りに腰から足首に達する縞の腰卷と、胸から一方の肩に掛けるスカーフ（時にはヂヤケツ）とを着けてゐる點、言語に多少の方言的變異があり、外來語の影響が少い點等を異にするのみである。北部のラオ人はタイ族の美點を具有すると共に、彼等より勤勉正直で落付があり、宗敎的良心が豐であるが、東部のラオ人は性質が之より劣等である。殆ど佛敎信者であるが、タイ人よりも活物崇拜の色彩濃厚で、迷信が强い。藝術は可成に進歩し、銀細工、彫刻、刺繡、繪畫、音樂等はタイ族に比して損色がないと云ふ。如上タイ人に近似してゐる爲め政府は統計上タイ人として取扱つてゐるが、交通の開發と相俟つてタイ人と全く同一種族になることゝ考へられてゐる。

往時は多くの小藩に分れ、各藩主が支配してゐたが、現今藩主は有名無實にて何等政治的の特權を有たない。

三　其他の種族　**ネグリトウ（スマン）族**　英領馬來編の「住民」參照

チヤオナム（オランラウト）族　同右參照」

馬來人　遲羅の馬來人は約五百年前マラッカより移住したもので、先住民の男には割禮を施し、女とは自由に雜婚して急速に遲羅人とも馬來人ともつかぬ多數の雜種をあげたが、先住民は同じくモーン―安南族であつたから、彼等は眞正の馬來人と異り、前印度に普通に見る蒙古人的特徵を具て具へてゐる。彼等は內に活物崇拜を包み外に回敎を奉じ、各敎區には禮拜堂と僧侶を置き、割禮・婚葬は回敎式に行ふ。男は膝迄女は足首迄の腰卷を纏ひ、男女共其の上部に今一の布片を着け、頭には頭巾を被る。普通男は剃髮して女は髮を結び、農業及漁業に從事してゐる。因に上記遲羅灣東岸の馬來人は半島より拉致した捕虜の末裔である。

クメル族（柬埔寨人）　遲羅のクメル族は見積區々であるが、兎に角多數に上るは疑なく、中ラーヂブリー及カーンブリー諸縣の同族は捕虜として拉致された者の子孫である。因に東部遲羅には昔時多數の同族が棲住し、其の文化と發展とを物語るクメル時代の遺跡が諸所に存在する。彼等の風俗・習慣・宗敎は遲羅人及ラオ人と同樣で、稍々黑く有髯者が比較的多い點の他は容貌も異ならない。大部分は今尙母國語を使用し、小農業に從事してゐる。

モーン族（緬甸ではタライン）　捕虜又は避難民として緬甸より入遲した者の子孫で、主として首都附近の河岸に部落をなし、富裕なる種族とされてゐる。容貌・服裝・宗敎は遲羅人に異らぬが、唯遲羅人より一般に背が高く、婦人は通常髮を伸して特有な髻に結つてゐる。凡て遲羅語を話すが、其の多くは母國語も話し得る。

ユアン族（安南人）　一九二九年の國勢調査には五、三二一人としてゐるが、此の族は長年在住せる爲め區別困難である。チヤンタブリー州の同族は十七、八世紀に宗敎上の迫害を免れる爲め安南より來遲した加特力敎徒で、首都附近の同族は捕虜として拉致された者である。殆ど全部加特力敎徒で、容貌は遲羅人に似てゐるが男女共昔ながらの寬い黃色ズボンと上衣を用ゐ、男女共頭髮を伸ばし母國語を話してゐる。彼等は嘗を以て種々の色合及型の所謂「チヤンタブーン莫座」を織つて盤谷に積出する（佛領印度支那編の「住

民」參照)。

ラワー族　邏羅人より幾分身長低く、色黑く、蒙古人的特色も少い。男は頭髮を刈り、寬いズボンと頭帕布を着け、女は髮を伸して後方に束ね、頭帕巾を被らず、足首迄の腰卷及長寬衣に似たジャケツを着てゐる。衣服の材料には青色の綿布を用ゐる。彼等は憶病にて平和を愛し、魔術と精靈崇拜と佛教とを混信し、竹造草葺の家に住み、政府を代表する其の頭目に統治され、陸穗を作る他、原始的方法で鐵を製錬し、日用金物を製造販賣する。

カチエイ族　同族の大部分は佛領に點居してゐる。往時ラオ人に一種の動產として取扱はれたもので、馭夫・樵夫としてチーク林に働いてゐるものが多い。邏羅人よりは短軀で黑く、蒙古人的特色を著しく失ひ、ラワー語に似た言語を話す。男は普通申譯的な褌で前方を被ふ他は寒冷時短いチョッキを着るのみであるが、上流又は開化した者は寬いズボンに、短衣・頭帕巾・及帶を用ゐる。女は外出時は青色の腰卷に、緣に白線を附した同色の短衣を着け、髮は伸ばして頭巾を卷き、銀製の腕飾及耳飾を附ける。其の一支族のカムク(佛教)以外は惡靈の宥恕を宗教とし、竹木草葺の低い深い家屋に住む。婚葬は至極簡單にて、所謂ナーパ法にて農作し、獵漁にも巧である。

チョーン族　定住地を有たず、原始生活を送り小部族で、樹脂油・蜂蜜・籐等の林產物を採集して食料品と交換する。習慣・信仰・言語はカチエイ人に共通する所が多い。

メアオ(メオ)族　本族の諸支族は以前より西南下運動を續けてゐるから邏羅領內には常に其の新部落を生じつゝある。男は寬いズボン、短い上衣、腰帶を着け、大型の青色頭帕布で辮髮を覆ひ、刺繡付の袋を下げて、多くは刀と弩とを携帶してゐる。女は膝迄の有襞腰卷、緣に刺繡を施した長袖の上衣色頭帕布を纏ひ、足を布で卷き、頭髮は頭上に丸めてゐる。木材・土の壁に石床を有する家屋に住み、寢床菜、腰掛、卓子を備へ、山の斜面の森林を清掃して、煙草・阿片・大麻・穀類等を栽培する他牛・山羊・馬を飼養し、女は織物刺繡等をなす。彼等は支那字及支那曆を用ゐ、精靈を崇拜し、一夫一妻主義で、結婚には複雜なる儀式を行ひ、死人には葬禮を行ふ。

ムーサー(ラフー)族　同族は蒙古人的特色を明瞭に表はし、骨格頑丈である。男は雲南人と同樣に青又は黑の寬いズボンと上衣・褌・頭帕巾を纏ひ、女は縞のある青色の腰卷・長袖のジャケツ・頭巾を着け、男女とも外出には糧嚢を携帶する。女は別に銀製の腕釧・耳飾・首輪を飾る。劍と弩とで猛獸を斃し、山地を開いて阿片其の他の食料嗜好品を栽培する。家屋は竹木にて頑丈に建て、佛教的色彩ある活物崇拜をなし、月の四定日には祈禱を、年一回犧牲を供へて祭禮をする習慣がある。割禮を施す。死體は木棺に納めて複雜なる儀式の下に葬埋する。文字を有しないが支那字を讀解する者がある。

クウヰ(ラフーシ)族　前者と種族關係密接にて、同一系の言語を話し、屍體を火葬に附する他、右族と殆ど相違を認めない。

コー(アカー)族　一般に身長が稍々高いのと容貌の醜い點以外は、外見がムーサー及カチエイと同樣で、男はメアオの如く短い辮髮を頭帕布で被ひ、女は短袖のジャケツ・上脚の半に達する腰卷・稀には脚胖を着け、銀貨・貝殼等で滿纏飾した帽子を深く被つてゐる。精靈殊に祖先の靈を崇拜宥慰し、宗教上の儀式には犧牲を捧げて飮食する。死者は丸太を穿つた棺に納めて埋葬し、結婚前自由戀愛に耽り、一夫多妻の習慣がある。

リシヨー族　風習は雲南人と近似し、男女共青色の寬い上衣・ズボンを着け、青色の大頭帕巾を被り、土間の家に住む。ムーサー語に似た自族語の他に支那語を話し、農業・鍛冶・銀細工に從事しゐる。

ヤオ(ヤオイン)族　湄公河東方から最近當國に移入したもので、陸稻・煙草・棉等を耕作し、家畜を飼養してゐる。家屋・男子の服裝は右族と類似し、女子は支族により種々の結髮をなし、之に日除帽子を被るものもあり、足首に達する長袖の長寬衣(ズボン)を穿つてゐる。些か支那文化に浴し、支那字を讀解するものが多く、精靈を宥恕する。一夫一妻であるが、婚姻は聘金制で、約婚結婚には少からぬ手數を要し、死體は支族により燒葬又は埋葬する。

シヤン(ンギヨウ又は大タイ)族　緬甸より北部邏羅に移入したもので、盤谷の同族は商業に、チヤンタブーの同族は寶石鑛業に從事してゐる。地方では屢々其の隊商を見かける。

ルー族　同族の多數は緬甸シヤン地方に居住し、邏羅に移入したのは比較的最近である。體軀が稍々强大である點以外はラオ族に似てゐる。ラオ人と同じく頭髮は上方を殘して後と横を剃り、結髮崇拜を混交した佛教を奉じ、男は足首から腰に刺青してゐる。然し男は寬いズボンと二重ボタンの紺綿布の上衣を着て、白又は赤の大頭帕布の上に大なる麥桿帽子を被り、劍・火打石・銃・煙草等を入れる肩嚢を携帶する。女には美人多く、頭髮は頭上に束ねラオ婦人と同じ腰卷とヂヤケツを着けてゐる。男女共に耳朶に穿孔する習慣がある。

サムサム族　邏羅人と馬來人との混血種である。馬來人に似てゐるが、同教を信じない。

カリエン(カレン)族　緬甸より溢れて移入したもので、邏羅の同族はプオー(Pwo)及プエイ(Bwe)の二派である。男は痩軀强筋、狩獵に長じ、山側に陸稻・棉等を作り、鍋・鹿角等を市場に搬出して必需品に換へる。綿製の短い腰卷に寬い上衣又は長寬衣を着、プエイは長髮を丸めて頭巾を被り、プオーは頭髮を刈り、常に劍・槍・銃砲を携へて外出する。女は長寬衣の他時には腰卷をつけ、手足を漆塗の簪で飾つてゐる。少數の佛教徒を除き、他は精靈崇拜者で、竹造草葺のバラック式の長屋に住む。六歲未滿で約婚し、幼時より耳朶に穿孔したり、姦婦は耳朶を切斷する習慣があり、死人は納棺して埋葬する。纖の製錬を心得、日要金物を自製する。

サカイ族　英領馬來篇の「住民」參照

宗教

概說　邏羅は事實に於て佛教を國教とする世界唯一の獨立國で、上は國王から下は庶民に至る迄殆ど全部之を奉じ、多少教義は異るが在住支那人・緬甸人・柬埔寨人及モーン人も大概佛教徒である。然し意外に信教は甚だ自由にて、古來他宗にして禁止迫害を受けたことなく、必要な土地は之を下附し、布教上には凡ゆる便宜を與へられてゐる。にも拘らず佛教は建國以來の宗教にて確固不拔の基礎を有する爲め、他宗の蠶蝕は至難にて、唯印度人のヒンドゥー教徒・馬來人の回教徒及安南人の基督教徒を少數見るのみである。

一　佛教　佛教は國教にて、國王は親ら「法の擁護者」を以て任じ、最新の國勢調査に據れば實に國民の九五・二四%餘(一、〇、九五八、四二六人)は佛教徒である。而も其の信仰頗る篤く、貴賤貧富の差別なく男子は一生一度は必ず出家する風習があり、壯齡にして佛門を潛られば社會上の信用薄く一門の恥辱とする。故に寺院僧侶の數夥しく、皇室の儀式を始め公私の儀式及祭事は凡て佛式に據り、佛曆を採用して四月一日を正月とし、挨拶に合掌する等習俗に對する佛教の影響は絶大である。爲めに國民は一般に慈悲博愛の念に富み、老衰不具者には合掌して施し、中流以上の家庭にては厄介者を多數扶養するを名譽とする程にて、救恤機關の必要を感ぜぬと云ふ。又當國に思想問題の樣頭を聞かぬのも、一つに佛教の教導善化に歸因するものと云ふ。

沿革　國內諸所に發見された古代の佛像石碑等に據れば、當國に佛教の傳來したのは西曆五、六世紀の頃で、當初北方學派に屬したもゝ如くであるが、西曆一〇四四年錫倫の Parakkambahu の竊奪に係る三藏經の飜譯が輸入されてより、玆に南方學派の普及を見るに至つたと云ふ。爾後歷朝の保護

奬勵により佛教は急速に普及發達し、アユテイアー王朝のプラナライ王時代には、已に確固たる根底を張り、一番職人宰相及ルイ十四世の暹羅基督教化の大陰謀も之に微動だに與へ得なかつた。然しアユテイアー滅亡と共に、佛教も一大危難に遭會し、僧侶も一時墮落したが、現王朝の高祖が之を再興改善してより、寺院は建立修復され、經典は編纂普及され、佛教は大いに隆興して今日に及んだ。

宗派　當國の佛教は由來王室の保護下に發達し、經典の自由研究を許さなかつた爲め、宗派の分裂紛爭なく、小乘佛教を以て一貫してゐる。之にマハーニカーイ派（大衆派 Maha Nikaya）とタマユテイカニカーイ派（正派統 Dharmayuttika Nikaya）とがあるが、前派は古來相續しつゝある佛派にて、後派は約八〇年前國王モンクット（ラーマ四世）が前派の持戒修道が弛緩したのに鑑み、戒律式禮の嚴守を標榜して開派したもので、新舊兩派の間には何等教義の相違を見認めい。

寺院　最新の國勢調査に據れば、佛教寺院は七、六三二箇寺（他に僧園八、〇一九）あり、其の中殆ど全部はマハーニカーイ派に屬する寺院である。尙首都に七六、地方に四六、計一二二箇寺（一九二八年度）の宮寺がある。前國勢調査以來一〇年間に全國六七一箇寺（僧園は一、〇六三）を增し、各州共增加してゐる。寺院は當國の美術工藝を獨占して輪奐の美を極めたものが多く、寺領よりの收入又は特定地よりの收入によつて支持されてゐる。

僧侶　僧侶は一樣に剃髮して粗布の黃衣を纏ひ、持戒甚だ堅固にて、禁欲生活を送り、庶民は勿論王侯と雖も之を尊信禮拜する。一旦世俗の快樂に心が動けば直に還俗して我も世も之を怪まず、爲めに宗教の神聖は長く保ち得ると云ふ。早朝托鉢して身命を保持し、朝午の二食を攝る他午後は流動物のみを口にし、平常は讀經及巴梨語教典の素讀をなす。毎月毎の「僧侶日」（ワンプラ）一月の初及滿月の日――には戒を讀んで自己の行狀を反省し、兩季三箇月は一所に滯留して教理の研究及修養をなす。乾季には托鉢しつゝ、精舍舊蹟を行脚して頭陀行をなす。當國の地方を旅行する者が早朝又は薄暮に田野に點々と白布を垂れた大傘を目擊するのは之等頭陀行僧（Phra-Todong）の野營天幕である。僧侶中には少數の尼僧（Chi-Chong）があり、主として身寄なき老婦で、尼寺を有せず、通常寺院附近の小屋に禁欲生活を送つてゐる。僧籍にある者全國二〇〇、一八九人中佛教僧は一二六、九五二人（一〇年間に三〇、三六九人增加）、同見習僧は七一、〇〇七（同上一二、〇八五人增加）の著數を占めてゐる――尤も其の約九七%はマハーニカーイ派――。外人が當國を「黃衣の國」（ムアン・サーイ・ルアン）と呼ぶは誠に當を得てゐる。

僧侶の教育　僧侶の教育は巴梨語教典の專講で、全國の主要寺院に附屬する一七一の巴梨語學校（生徒五、八四八人）及一、七七九の佛理學校（生徒二九、六七一人）にて行はれる――一九二八年統計――。初級（Nyak Damma、一・二年生）三級（Barien Ek、九年生）、二級（Barien Tri、三・四・五年生）、二級（Barien Toh 六・七・八年生）、一級（Barien Ek、九年生）の四階級があり、試驗は管長自ら委員長となり年一回皇帝臨御の席上にて擧行する。尙初級を終へ三級三年に編入されたる者にはマハー（Maha）の稱號を授與される。

布教狀況　布教上最も有效なのは教育である。古來僧侶と國民教育との間に密接なる關係を有し、今日尙學童の大多數は僧侶に依り寺院にて初等教育を受けてゐる（「教育」參照）。之等學童は讀佛歌及讀經の一通りを授教されるのみならず、寺院は文部省と協力して、基督教私立學校以外の官公立學校には、佛教教理を簡述した修身教科書を使用せしめ、少くとも月一回約一五分間相當の僧侶をして布教を行はしめてゐる。勿論此の際他宗に屬する生徒の出席は隨意である。又學校にて精神教育を受くべき特別の義務を負ふ俗人は、佛理學校に出席することを許される。尙前述の如く男子一生一度は必ず僧門を潛くが、之には未定年にて出家した沙彌僧、二十歲未滿の僧侶も含まれ

兵役を了へて再び出家する者さ、滿二十歲にして初めて出家する者（比丘、二十歲以上の出家を云ふ）とあり、在僧籍年限は雨季の三箇月乃至一、二年で、中には終生在籍する者もあり、此の間普通の佛教々理を瞻見する。

尙前記ワンプラ及其の中間二回には各寺院にて佛教講演を行ひ、政府は之に所要の援助を與へる。此の他佛教の研究・弘布の爲め、寺院は印刷業をも經營し、一九二七年の其の經費は總計二一、九六二銖收入は三九、七九七銖を算してゐる。

佛教祭日　「雜」參照

管理　現今文部省內に宗務局（總務・僧侶・巴梨語教典の三課がある）があつて、宗教に關する行政庶務を司り、州總督及び縣知事も亦之を分掌する。寺院の管理は、佛教入來當初より劃然と確定されてゐる。國王は三寶の守護者を以て自ら任じ、管督の實務に當れる最高僧に管長の宮（Sangkharaach）なるものを置き、四名の管事（Tomdet Phra Chao Rachkana or Chao Kana Yai）中より國王が之を選任する。管事は無數の宮寺の院主中より選擧され、全國を四大教團に區劃して、一人は中部の、一人は北部の、一人は南部の、一人はターマユテイカ派の管督を擔任する。又管事は各副管事を有し、一九〇三年の宗教法の規定の下に、之等八高僧を以て會議を組織し、宗教に關する一切の問題を解決し、宗教事件の最高の控訴院をなしてゐる。又管事の監督下にありて順次に州管事（Chao Kana Monthon）は各州內の、縣管事（Chao Kana Chaugwat）は各縣內の、郡管事（Chao Kana Kweng）は各郡內の僧徒及寺院を管督する。各寺院には僧、見習僧（Nanè）及雛僧（Nayan）があり、住持之を監督する。一九二七年度現在の管長・管事・副管事は左記の如くである。

管長の宮　Rajapabkih 寺院の院主 Jinawara 親王殿下

中　部　（管　事　管長の宮
　　（副管事　Rajapradisidth 寺の院主 Phra Brahma Muni

北　部　（管　事　Debsirindra 寺の院主 Somdech Phra Buddhagosacharaya
　　（副管事　Maha Dhatu 寺の院主 Phra Bimoladhamm

南　部　（管　事　Sidassana 寺の院主 Phra Budhacharya
　　（副管事　Phra Jetubon 寺の院主 Phra Dharma Varodom

ターマユテイカ派　（管　事　Pavaranives 寺の院主 Somdech Phra Vajirañanavong
　　（副管事　Makut Kshatriya 寺の院主 Phra Sasana Sobhon

二　其他の宗教　半島竝に盤谷・アユテイアー地方に在住する馬來人及印度人は回教徒又はヒンドゥー教徒であり、支那人移民には祖先崇拜又は儒教を奉ずる者がある。羅馬加特力教は夙に一六六〇年頃より布教せられ、主に下暹羅及び東部暹羅に安南人及支那人の信徒を有し、前世紀初葉に輸入された亞米利加長老教は主に盤谷及北部にて布教し、チエンマイにはラオ布教本部を置き、ラオ人間に熱心に布教してゐる。同教徒は慈善病院又は學校等を建て公共事業にも盡力しつゝあるが、布教成績は最近見るべきものがある。

三　宗教別人口・寺院・僧侶數　最新の國勢調査に據る教徒・寺院・僧侶の數は次の如くである。

第一九表　宗教別人口表（1）　宗教別寺院數（4）　僧侶數（5）　（一九二九年國勢調査）

出所＝一九二九年暹羅經紀年鑑及 Directory for Bangkok & Siam

州名＼項目	佛教	回教	基督教	無宗教	合計	佛寺（2）	佛教僧園	其他（3）	僧侶數（6）
Krung Thep	八六六、一七〇	四六、七四	八、七五	」	九二、六〇九	六一七	一七	支那寺（Wat	二三〇三人

備考　(1) ヒンドゥー教其他の教徒を見ぬは疑問である。(2) 暹語の Wannak Sungkha にて、僧侶の寓居を云ふが、說教堂佛殿等を有す。

Ayuthya	八三二、五九二	一三、〇六五	四、一一八	—	八三九、七七五	一、一一三	三四 (Chin) 三 (三三	一五、三四四
Prachinburi	四九一、八九九	一三、一九〇	四、二五〇	—	五〇八、三三九	四七九	二二六 減)、 支那廟	七、七七九
Nakon Chaisri	四七一、四二四	三三七	二、七八一	—	四七四、五四二	二八一	一五三 (San Chao) 七	五、八四七
Rajburi	五七一、七三四	二、七八四	四、八三九	—	五七九、三五七	五〇二	一〇二六六 印度及馬來	九、三八二
Nakon Sawan	五一二、二二三	四八三	二四五	—	五一二、九七一	二五六	三九六 寺 (Wat Kh-	六、〇三八
Pisanulok	五七六、五九一	一二三	二三七	—	五七六、九五一	三六二	四七一 aek) 六六八 (五〇	六、五三八
Bayap	一、五四〇、〇六二	一、九九〇	七、三三八	—	一、五四九、三九〇	五一〇	一、二八六 増)、基督教々	八、五七七
Udorn	一、〇五五、五〇一	四八	九、〇一六	—	一、〇六四、五六五	六四九	一、四六三 會(Wat Far-	九、八六一
Nakon Rajasima	二、八一七、九〇八	二七〇	四、五三二	—	二、八二二、七一〇	一、九〇八	二、九八三 ang)八二(1増)	三三、三九九
Chanthaburi	一六五、八四一	八七三	二、九一二	—	一六九、六二六	二一八	五〇	二、八九四
Nakon Sritamarat	八〇八、九五六	一〇〇、〇一七	一、九一二	—	九〇九、一七五	五九三	三八四	七、三八〇
Phuket	一九四、七五九	四七、〇二二	二六一	—	二四二、〇四一	六七	一一九	一、〇七〇
Patani	六二、七四六	二七二、三八六	一六	—	三三五、一四八	七八	二五	九一三
全國計	一〇、九五八、四二六	四九八、三一一	四九、四六二	八	一一、五〇六、二〇七	七、六三三	八、〇一九　一、五二八	一二七、〇五七
前回國勢調査との増減(5)	—	—	(+)三六、七三二	—	—	(+)六七二	(+)一、〇六三　—	(+)三〇、三八一

王室及社會

一　暹羅現王室

現國王陛下(ラーマ七世)　御名プラチヤテイポック、御父チュラローンコーン陛下(ラーマ五世)御母サオヴパポンシー(Saovabhaphongsi)陛下の間に一八九三年十一月八日御降誕、一九二五年十一月二十六日御正兄ラーマ六世陛下の後を承けて御登極、御職名陸海軍大元師、元首にてチヤクリー王室の御家長。英・佛・和・丁・白の最高勳章及日本の菊花大綬章を御佩用。

皇后陛下　御名ラムバイバルニー(Rambaibarni)、スヴスティー(Svasti)殿下の王女として一九〇四年十二月二十日に御誕生、一九一八年八月二十六日御成婚。

(3) 括孤内は前回國勢調査數に對する增減。(4)「教育」の章參照。(5) 前回國勢調査は一九一九年四月施行。(6) 下記暹羅佛僧・支那佛僧・安南佛僧のみを含み、見習僧・雛僧を含まぬ。現調査に據れば、僧籍にあるもの總數二〇〇、一八九人にて、其中暹羅佛僧一二六、九五二(+三〇、三六九)、同見習僧七一、〇〇七(+一二、〇八五)、支那佛僧六五(-一〇二)、安南佛僧四〇(+一四)、印度及馬來僧一、九四九(-九二)、外人宣教師一七六(+一〇一)、ラーチブリー州・クルンテープ州最も多く、半島三州及ナコンサッン州には皆無)である。此の他暹羅雛僧のみにて一〇萬餘を算す。

二　皇族

王位繼承及皇族の階級稱號　往時は兄弟次いで子孫の順位に王位を繼承する風習があつたが、現王朝に入りて變改されたるもの、如く、一八八七年には在位中皇太子を任命する古法を復活し、幾世紀に亙り惹起し勝であつた王位爭奪の禍根を絶滅した。

往時國王は多くの后妃を有した爲め皇族頗る多數に上り、從つて皇族の階級稱號も頗る複雜である。尤も右階級稱號は悉く一代制にて代を經るに連れて低下し、遂に平民となる。

一、ソムデットチャオフアー(Somdech Chao Fa)及プラオンチャオ(Phra Ong Chao)—前者は國王と正后との、後者は國王と妃嬪との王子女の稱號にて、英語にては Royal Highness と敬稱する。丁年に達すると更にクロムピヤアー(Krom Phya)、クロムプラ(Krom Phra)、クロムルーアン(Krom Luang)クロムクン(Kram Khun)、クロムムーン(Krom Mun)なる五階級の稱號を受ける。右稱號はクロムピアーを最高とし、順次低下してクロムムーンを最低とする。

モムチヤオ(Mom Chao)—前二者の子女即ち國王の孫にして、英語にて Serene Highness と譯す。然し官職を有する場合及「ソムデットチヤオフアー」の息女にて父が高位の官職にある場合は「プラオンチヤオ」の稱號を受けることがあり、之を英語にては Highness と稱する。

以下—「モムチアオ」の息女をモムラーヂヤウオン(Mom Rajawongs)孫をモムルーアン(Mom Luang)と稱するが、何等敬稱と認められず、又特に之を用ふることもなく、官途に就いて臣民の階級稱號を得れば之を用ゐるを常とする。

御伯叔父及御兄弟　ナコンサワン(Paribatra of Nagor Svarga)親王—一八八一年六月廿九日御誕生・現帝の御兄弟・樞密顧問官・陸軍元師・名譽副官・最高顧問官・內務大臣・チュラローンコーン王近衛步兵第一聯隊聯隊長・海軍元師・暹羅赤十字社副總裁。

ナリスラ(Narissa)親王—一八六三年四月二十八日御誕生・樞密顧問官・陸軍大將・名譽副官・最高顧問官・帝室文學考古美術院美術部副總裁。

ロッブリー(Yugala of Lobpuri)親王—一八八三年三月十七日御誕生・現帝の御兄弟・樞密顧問官・陸軍大將・チュ王近衛步兵一聯隊附・名譽副官。

ダムロン(Damrong)親王—一八六二年六月二十一日御誕生・陸軍大將・名譽副官・最高顧問官・帝室文學考古美術院總裁。

スワスティー(Svasti)親王—一八六五年十二月廿五日御誕生・樞密顧問官・一等宮內事務官・法令審議局名譽顧問・陸軍少將・名譽副官。

ラーヂアサクティー(Rajasakti)親王—一八五六年十二月三日御誕生・樞密顧問官。

丼丼ト(Vivit)親王—一八六〇年十二月十一日御誕生・樞密顧問官・二等參議官。

ボンサ(Bongsa)親王—一八六一年八月二十七日御誕生。

ナラテイップ(Naradhip)親王—一八六一年十一月二十日御誕生・樞密顧問官・二等宮內事務官。

チヤンタブリー(Kitiyakara of Chantaburi)親王—一八七四年六月八日御誕生王兄弟・一等參議官・最高顧問官・財政會議・防片委員會等の議長・陸軍少將・名譽副官・チュ王近衛步兵一聯隊附。

カムペンペット(Prachatra of Kampaengbejra)親王—一八八二年一月二十三日御誕生・王兄弟・樞密顧問官・陸軍大將・名譽副官・商務遞信大臣・商業促進委員會々長・工兵第二聯隊司令官。

シンハ(Vudhijai Singha)親王—一八八三年十一月五日御誕生・王兄弟・樞密顧問官・海軍大將・名譽副官・海軍大臣。

チヤイナード(Rangsit of Jainad)親王—一八八五年十一月十二日御誕生、王兄弟・樞密顧問官・陸軍中佐・名譽副官・チュ王近衛步兵一聯隊附。

其他の男子皇族表　His Royal Highness Prince：—

御名	御父	御名	御父
管長の宮(宗教參照)		王甥	
Jinavara	ラーマ三世の王孫	Chumbhot	Nagr Svarga親王
王從兄弟		Chulachakrabongs	故Bisnulok同
Anubonongs	故Chakrabarti親王	Bhanubandhu	Lobpuri同
Anuvatana	〃	Chaloembala	〃
Bhanubongs	故Bhanurangsi同	Anusrara	〃

His Highness Prince：—

御名	御父	御名	御父
Varavudhi.	Phrarajawong Pavaravijaijan.	Subhayoga.	故Divakara.
Ruchavarachavi	〃	Devawongs Varodaya.	故Devawongs.
Bidyalongkaran.	〃	Sukhumabhinanda.	Nagor Svarga.
Brombons-adhiraj.	ラーマ二世の王孫	Ananta Mahidol.	故Songkhla.
Gamrob.	〃	Bhumibol Atulyatej.	〃
Alangkara.	〃	Dhāni-nivat.	故Bidyalabh.
Snidbongs.	〃	Pavaratej.	故Nares.
Abhas Sarawongs.	故Bhanurangsi.	Along-kod	故Atisara
Birbongs Bhanutej.	〃	Darunvayavadhana	故Chakrabarti.
Narasreshth Suriyalakshana.	〃	Dossirivong.	〃
Jirasakti Suprabhat.	〃	Varananda Dhvaj.	故Pejrapurna.
Pristhanka.	ラーマ三世の王孫	Adityadibābhā.	故Jambara.
		Prempurachara.	Kambaengbejra.

His Serene Highness Prince : Mom Chao —現今一三一名(表示を略す)。

其他の女子皇族　太王太后(ラーマ五世の后) Somdech Phra Srisavarindira Paramaraja Devi Phra Banvossa Matucha Chao (一八六二年九月十一日御誕生、現王の御伯叔母)、王太后(ラーマ六世の后妃) Somdech Phra Nang Chao Indrasakti Suchi, Phra Nang Chao Suvadhana 及 Phra Nang Thoe Laksami Lavan の他主要なる女子皇族を表示すれば次の如くである。

Her Royal Highness Princess : —

御名	御關係	御生年月日
Valai Alangkara Bejraburi	王他妹	Apr. 16, 1884.

Nibha Nabhadala Uthong	同	Dec. 4, 1886.
Bejrratana	王妃	Nov. 24, 1925.
Smararatanasirijesth	王伯叔母	Nov. 22, 1852.
Arunvadi	同	Jan. 14, 1858.
Vaniratanakanya.	同	Jan. 27, 1858.
Nongran-udomdi	同	July 21, 1862.
Kanchanakara	同	June 8, 1863.
Bushbanbuaphan	同	Oct. 15, 1863.
Dibyaratana	同	May 13, 1864.
Pradishthasari	同	July 19, 1865.
Buangsroisaang	同	Sept. 30, 1866.
Bhong	王姉妹	Dec. 19, 1867.
Arabindhubenyabhag	同	Apr. 27, 1873.
Pravesvarasamai	同	Dec, 2, 1879.
Sasibongsprabai	同	Apr. 26, 1881.
Bismaibimolsatya	同	Dec. 20, 1881.
Yaovabhabongssanid	同	Aug. 26, 1884.
Araprabandha-rambhai	同	July 7, 1885.
Prabhabarn-bilai	同	Aug. 13, 1885.
Adorndipyanibha	同	Apr. 21, 1889.
Abhantaripaja	同	Oct. 31, 1889.
Atisaistriyabha	同	Feb. 14, 1890.
Vapibushpakara	同	June 25, 1891.
Hemavati	同	Jan. 12, 1893.

備考　其の他 H. R. H. 又は H. H. の冠稱を有せられる王女は二〇名餘を算するが玆には表示を省略する。

三　人臣の位階稱號及爵・勳等

人臣の位階稱號　現在人臣の位階稱號は次の如くである。

一、ソムデチ・チャオ・プラヤー(Somdech Chao Phya)—攝政會に相當す

る。チャオプラヤー(Chao Phya)—大臣又は大臣同級の官吏の受ける稱號にして、本邦の親任官に相當する。往時大臣以上の最高官吏に授けられ、後にPhyaと改稱された、Oyaなる稱號は、現今のチャヒアーに相當する。

三、ピヤー(Phya)—本邦の勅任官より大佐級に相當する。

四、プラ(Phra)—本邦の中佐及少佐級に相當する。

五、ルーアン(Luang)—大尉乃至中佐級に相當する。

六、クン(Kunh)—中尉及少尉級に相當する。

備考　以上は原則として官吏に授與されるが、其の他も國家に功勞ある者には之を授與される

爵・賤稱　以上の稱號を有しない者には、英語の Mr. に相當するナイ(Nai)を名に冠して用ゐる。往時はナイ以外にハン(Han)及ムン(Mun)があつたが現今は實用されぬ。又は囚徒及奴隷等にはアイ(Ai)を用ゐたが、奴隷廢止後も一種の賤稱として使用されてゐる。

チャヒアー人名錄　現今チャヒアーに叙せられてゐる者は次の如くである。

出版＝The Directory for Bangkok & Siam, 1931

氏名	官職
Chao Phya Ridhi Songkram (His Highness the Sultan of Kedah)	ケダーの王侯
〃 Yomaraj (Pan Sukhum)	内務省參議官長、樞密院委員、
〃 Surasih Visisht Sakti (Joi Kalyanmitr)	内務省副官、勅務
〃 Wongsa Nuprabadh (Mom Rajawongse Sadān Sanidwongs)	陸軍大將、樞密院委員、一等參議官(遞信省)

〃 Abhai Raja Mahayutidharmdhorn (Mom Rajawongse Lob Sudasn)	司法省勅務	
〃 Dharmadhikarana Dhibodi (Mom Rajawongs Pum Malakul)	一等宮内事務官、スカウト大將(名譽陸軍少將)	
〃 Dharmasakti Montri (Sanan Devahastin na Ayuthya)	一等宮内事務官(文部省)、樞密院委員	
〃 Rama Raghob (Mom Luang Fiia Pungbun)	陸軍大將、名譽海軍中將、名譽副官	
〃 Baradab (Chalerm Komarakul na Nakorn)	一等參議官、農務大臣、樞密院委員、名譽陸軍大將(陸軍省)、	
〃 Badindra Dejanujit (Yaem na Nakorn)	一等宮内事務官、内大臣	
〃 Mahibhorn (La-aw Krairiksh)	一等宮内事務官、内大臣	
〃 Sudharm Montri (Plēm Sucharitkul)	二等參議官(司法省)	
〃 Bijayanati (Dan Bunnag)	一等參議官(同右)	
〃 Surapatindra (Surindra Rajai Born Châruchindâ)	二等參議官(内務省)	
〃 Varabongs Bibadhana (Mom RajawongseYen Isarasena)	一等宮内事務官、宮内大臣	
〃 Bijayendra Yodhin (Um Indra Yodhin)	陸軍大將、樞密院委員	
〃 Mukhamontri (Uap Pao Rohitya)	二等參議官、樞密副官、樞密院委員	
〃 Sribibadhana (Mom Rajawongs Mool Darakorn)	一等宮内事務官、内藏頭、樞密院委員	

四　勳章・徽章・國旗制度

勳章　一、チャクリー王室最高勳章(Most Illustrious Order of the Royal House of Chakri)—唯一種類にして、一八八二年四月二十一日の創始に係る。暹羅王族(皇子通男子)に與へられるが、外國の君主皇族も名譽ナイトに叙せられる。邦人は遞信皇族勳章を云ふ。

二、最古最瑞九寶勳章(Most Ancient and Auspicious Order of the Nine

Gems)—唯一種類にて一八五一年創設され、佛教々徒に限り授與せられる。

三、チユラチヨムクラオ最高勳章(Most Illustrious Order of Chula Chom Klao)—一八七三年十一月十六日に創始せられたもので、二部に分れ、一部は男子に他は貴婦人に授與せられる。男子用の部は三等に分れ、各等は二級に分れ(部合六級)、元首に忠誠を致したるものに授與せられる。但し三等二級は別であつて、該章は一等二等佩用者の世嗣用として保留せられるもので、一等佩用者の世嗣は其の父存在中に、二等佩用者の世嗣は父の死後に該級勳章の佩用を許される。貴婦人用の部は四等に分れ、第二等のみを二級に分割してある。因に外人にして該勳章を授與された者も少數ある。

一等一級(特別大綬章)　徽章及鎖・星章・懸章竝に胸に佩用する特別徽章より成る。

一等二級(大綬章)　胸に佩用する特別徽章がない他は前者に同じ。

一等一級　首に佩用する徽章と綬及星章より成る。

二等二級　徽章及綬よりなり、前者同樣首に佩用する。

三等一級　徽章及ロゼツトを有する綬より成り、左胸に佩用する。

三等二級　徽章は同前、綬にはロゼツトを缺ぐ。

四、ラトナヴアラボーン(Ratna Varabhorn)—一九一一年八月一日の創設に係る。唯一種類のみで、徽章及綬より成り首に佩用する。外人にて授與せられたものはない。

五、ラーマ名譽勳章(Honourable Order of Rama)—一九一八年七月二十二日に創設せられ、四等級及二種の徽章より成る。陸海軍務に服する者に授與ぜられる。

一等セナンガパティー(Senanayaka)　徽章・大綬及星章より成り、綬は右肩より左脇へ佩用する。

二等マハーヨーテイン(Maha Yodhin)　首に佩用する徽章及綬竝に右胸に佩用する星章より成る。

三等ヨーテイン(Yodhin)　首に佩用する徽章及綬より成る。

四等アスウイン(Asvin)　徽章及綬より成り、左胸に佩用する。

六、白象勳章(Most Exalted Order of the White Elephant)—最高章一と第二等より第七等に至る普通章との八等級より成り、一八六一年の創設に係るもので一般功績あるものに授與ぜられる。

最高大綬章　徽章・鎖・大綬及星章より成る。

一等大綬章　徽章・大綬・星章より成る。

二等勳章　首に佩用する徽章及綬と星章とより成る。

三等勳章　徽章と綬とより成り、首に佩用する。

四等勳章　徽章とロゼツトを有する綬より成り、左胸に佩用する。

五等勳章　同右、但しロゼツトを缺ぐ。

六等勳章　金メダル及綬より成り、左胸に佩用する。

七等勳章　銀メダル及綬より成り、左胸に佩用する。

七、暹羅王冠勳章(Most Noble Order of the Crown of Siam)—一八六九年十二月に創始せられ、等級徽章共に前者白象勳章に同樣である。

八、ヴアラバボーン勳章(Order of Varabhabhorn)—唯一種類のみにて、一九一九年三月二十二日に創設されたもので、徽章及綬よりなり左胸に佩用する。

九、ヴアジラマラ勳章(Order of Vajiramala)—一九一一年五月二十八日の創設にて、唯一種あり、國王に對し個人的に奉仕したるものに授與せられる。外人にて授與せられたる者は未だ曾てない。徽章と綬よりなり左胸に佩用する。

徽章　三種ありて其の間に上下の區別なく、且國王略名徽章(各徽章共五等級がある)を除き、他は二種共各徽章佩用者の上に何等の差別を設けてゐない。

一、國王略名徽章　一般に國王御寵愛の表徴として授與されるもので、リボンと共に胸上に佩用し、徽章にて其の等級を區別する。

(イ)　モンクツト王徽章—チユラローンコーン王に依り、一九〇四年モンクツト王の降誕百年祭に際して創設され、皇族及モンクツト王に仕へたる諸官又は九寶章佩用者に授與されたもので、拜受者は比較的少數で爾來拜受した者はない。綬は黃色で緣に赤及綠の細縞があり、徽章には花環の中にモンクツト王の略名がある。五等級に分れてゐる。

(ロ)　チユラローンコーン王徽章—一九〇一年チユラローンコーン王の創設に係り、綬には各等幅を有する赤縞二線の中に白縞一線があり、徽章には橢圓形花環の中に同陛下の略名を刻み、五等級がある。

(ハ)　ラーマ六世徽章—一九一〇年に創設、黃色綬の兩端に細き黑縞があり、徽章には橢圓形花環の中にラーマ六世の略名を配し、五等級よりなる。

(ニ)　現王徽章—一九二六年に創設、黃色綬の兩緣端に細き綠縞を附し、現王の略名を花環で圍みたる徽章にて、五等級がある。

二、特別勤務徽章　(イ)ラーマ徽章(Rama Medal)—一九一八年七月二十二日に創設され、橢圓形の銀製徽章にて、表面に Kartaviya 王を征服せるラーマ王の繪があり、裏面は國王の略名R・R・及其の字間に6なる數字を挾みて王冠を廻らし、綬は黑色にて兩緣に赤色の細縞を附してあるっ此の一種に之より上級の勇俠行爲ラーマ徽章(Rama Medal for Gallantry in Action)とも稱すべき徽章があるが、綬にヴアジラ(雷光)を附する他前者と同樣である。

(ロ)　ドウシュデイマラ徽章(Dusthi Mala Medal)—一八八二年チユラローンコーン王の創設に係り、金及銀製にて同王の半面像を印し、武官用には赤色及白色の綬、文官用には薔薇色及白色の綬を附してある。クラスプには(a)個人的奉仕、(b)技藝及學術、(c)官職、(d)慈善行爲、(e)顯著なる勇敢行爲の五種がある。

(ハ)　チヤクラマラ徽章(Chakra Mala Medal)—陸海軍に十五年勤續せし者の爲めに、一八七三年九月創設されたものである。

(ニ)　チヤクラバーテイマラ徽章(Chakrabarti Mala Medal)—二十五箇年勤續せし文官に授與する爲め、一八九六年創設された記章である。

右兩者ともチユラローンコーン王の創設に係る。後者は故ラーマ六世に依り變形再設され、兩者の何れかを授與されたる者は他を重れて授與されることはない。

(ホ)　プシュパマラ徽章(Pushpa Mala Medal)—一八七三年九月チユラローンコーン王の創設に係り、畫師・寫眞師に與へられる。

(ヘ)　ラージヤルチ徽章(Rajamuchi Medal)—故ラーマ六世の創設に係り、宮內官及近衞聯隊附將校下士官に授與せられる。金銀にて造られ、其の上に同王の半面像を印し、授は濃青色である(此の外一八九七年にチユラローンコーン王により創設せられた同名の記章がある、同章には同王の半面像を彫み、赤綬に附して佩用せられる)。

(ト)　ラージヤニヨム徽章(Rajaniyom Medal)—生命救助者に與へられるもので、一九一二年九月二十九日ラーマ六世の創設に係る。銀製にて王の半面像を帶び、綬は黃黑半々である。

三、記念徽章　(イ)百年記念章—盤谷市百年記念の爲め一八八一年創設された。

(ロ)　ボー戰役徽章—ボー匪賊(南部の支那人)征討に參加したる者に報賞として一八八四年創設せるものである。

(ハ)　二十五年記念徽章—チユラローンコーン王御卽位二十五年記念の爲め一八九三年十月創設された。

(ニ) プラパスマラ徽章(Prabas Mala Medal)―チユラローンコーン王最初の御渡歐を記念して、一八九七年に創設。

(ホ) 皇后徽章―チユラローンコーン王御渡歐中故皇太后陛下の御攝政を記念する爲め、一八九七年に創設された。

(ヘ) ドウヴイタヒセク徽章(Dvidhabhisek Medal)―チユラローンコーン王の治世年數がモングツト王の治世年數に倍加したるを記念する爲め、一九〇五年十月創設。

(ト) 治世レコード徽章―チユラローンコーン王の治世年數が、各先王の治世年數を突破したるを記念する爲め、一九〇七年十月創設。

(チ) 治世四十年徽章―チユラローンコーン王の治世四十年に達したるを記念する爲め、一九〇八年創設。

(リ) ラーマ六世戴冠式記念章―一九一一年創設。

(ヌ)(ル) 暹曆二四六一年戰役記念章―歐洲大戰に勤務したるもの、爲め、ラーマ六世陛下の特に創設されたるもの。

國旗制度　一九一七年の國旗に關する法律に依り、國王・皇后・皇太子・皇太子妃・親王及內親王の各旗及旒が規定された。

國王旗―黃色地の中央に王室御紋章ガルダを赤色に染出したる長方形旗である。

一九一七年九月二十八日の國旗に關する法律改正に依れば次の如く規定されてある。

國旗―縱橫三及二の割合なる長方形にて、其の中央に旗の全長に亙りて旗幅の三分の一を有する濃紺の橫線を劃し、其の兩側に旗幅の六分の一なる白線を平行に、更にこの白線の兩側に旗幅の六分の一の赤橫線を劃する。該旗はトライランガ(Trairanga)旗即ち三色旗と稱し、苟くも暹羅籍民に關する如何なる場所にても之を揭揚し得る。

海軍旗―他は暹羅國旗と同樣であるが、中央に兩側の赤線に接する赤地の圓があり、圓內には錨を施し旗竿に向ひ竿の上に立つた白象の像を染拔いてある。該旗は同國海軍所屬の全船艦の艦及所屬地全部に揭揚し得る。

政府旗―暹羅國旗と同樣であるが、其の中央部に之を使用する局を示す表章を附してある。

水先案內旗―暹羅國旗と同樣であるが、唯白色の緣をとつてある。該旗は水先案內用であつて、前檣頭に之を揭揚する時は、水先案內を求めつゝあることを示すものである。

五　宮內省・內藏寮・內大臣府

往昔は軍事に當る大臣と一般行政を司る大臣とがあつて王座の左右に侍し、宮內事務をも管掌したが、現今は宮內省(Krasuang Wang)・內大臣府・內藏寮を置く等大略本邦の制度と同樣である。

宮內省　總務部・會計審查局・式部職・プサマラ局(Krom Bhusamalay)・庶務局・侍從職・皇后宮職・ワンノク局(Krom Wang Nok)・舞樂局・絃樂部・大膳寮(ナイヂヤンヤ)・大夫職・主馬寮・王城衞戍聯隊を置く。

內藏寮(Krom Phra Klang Kangli)　庶務・通信・財產・建物・會計・寶物・儀禮・王室倉庫に分割して執務す。

內大臣府　總務部・第二課・掌璽課・會計課・記錄課・敎恤及法務課・文書課・外務課・樞密院課・國王顧問官府・皇后宮事務官府の諸機關を置き、內大臣は宮內大臣と共に閣議に議席を有す。

政治

暹羅は古來絕對君主專政の國で、往時は國土國民は總て國王の所有物となし、代々極端なる壓迫政策を以て人民を統御してゐた。にも拘らず下に不平不滿の聲を聞かず、內政上何等の困難に遭遇しなかつたのは、國民が佛敎に據り良く精神統一され、且久しきに亙る恐怖政策と絕對服從の强制に慣れて本能的に從順となつてゐたのと、一般國民は無智なるに反し有識者は悉く官途にあつた事實等に歸因する。然るにラーマ四世以降外國文明を採入して諸般の改革をなし、殊に現帝の革政に於て最も顯著重要なるものを見るに至つたが(「歷史」參照)、併し各種の法令が制定されてゐる今日と雖も成文憲法なく、立法機關としての國民議會なく、司法及行政機關は置くも總理大臣なく、閣議・顧問會議等は國王親ら之を司裁すると共に、官吏の任免・大赦・榮譽及恩給授與等の諸權に至る迄その專斷下にあり、名實共に君主專政國を形成してゐる。

一　行　政

イ　中央行政

往昔最高官としては、副王とも稱すべきウパラート又はウンナー(Uparat or Wangna)・內大臣の短綴たるワンラン(Wang Lang)及チヤクリー(Chakri)・ワン又はトラマ(Wang or Thorama)・ホラデツプ(Boladeb)・プラクラン(Phra Klang)・カラホーム(Kalahom)・ヨマラート(Yomarat)なる稱號を有する六大臣があり、最前の二者は常に王族を以て、其の他は通常平民を以て之に任じ、軍部關係と行政關係とに分れて各王座の左右を占めたと云ふ。其の後幾多の變改を見たが現今中央には外務・內務・陸軍・海軍・大藏・農務・商務遞信・司法・文部の九省及別に宮內省を置き、國王親ら之を統御し、各省大臣共の他の重要官吏を任命して政務を分掌せしめてゐる。大臣は所管事務に責任を有し、省令發布の權を賦與されてゐる。

國王諮詢機關　國王は下記諸機關に諮詢して政務を總攬する。

最高顧問會議(Supreme Council of State)―現帝は登極に當り、年少の故を以て、一九二五年十一月二十八日、政治的手腕を有する皇族五人をして本會議を創設し、重要政務を諮詢することゝしたのに始まる。本會議は、顧問會議と雖も、實際は非常なる勢力を有し、每週一回國王の司裁下に開催され、正に高等政策の發源地と認められる。

閣議(Senabodi)―一八九二年に創設された機關で、各省大臣及之と同等なる高官より成り、最高顧問會議の顧問官も亦通常之に列席する。國王司裁の下に每週一回開催され、一般政策及立法に關する諸問題を審議する。

樞密院(Privy Council)―一八七四年の創設に係り、國王主催の下に開催する制であつたが、實際には殆ど開催されず有名無實に過ぎなかつた。故に現帝は一九二七年九月二日新樞密院法を發布し其の官制を一新した。本院は本邦の樞密院と異り、國政に關し多數の學識經驗を聽見する目的にて、現帝の意向は之を以て將來議會制度採用の一階程となすにあるもの、如くである。本法に據れば、顧問官は國王の親任する能力及品性を有する暹羅國人中より親任され、直接陛下に智識意見の奏上を許されてゐる。其の數は無制限であるが、其の中國王の任命する四十名を以て樞密院委員會を組織し、審議に附せられた國事に就て討議し國王の諮詢に應へ之を輔佐する。顧問官の任期は、之を任命した國王の治世中及其の後六箇月間で、委員の任期は三箇年である。但し滿期後も國王は任意に再任することを得る。

其他の會議　立法會議―一八九五年に創設されたが、現今は閣議、最高顧問會議及法制審議會に其の職能を奪はれ有名無實となつてゐる。

財政會議―一九二六年に創設され、過般の行政整理は多く本會議の研究に基くものと云ふ。委員は最高顧問三名及大藏大臣及內務大臣の五名より成る。

阿片委員會―一九二五年に設置され、委員は現今最高顧問一名を長とし內務省の政務局長及大藏省の阿片局長・大藏外務兩省の顧問各一名の五名より成る。

文官登庸法施行委員會(Civil Service Commission)―一九二九年二月二十三

外務省 (Krasuang Tang Prades)
- 大臣官房 (Cabinet of Minister)
- 政務課 (Political Affairs, Division of)
- 文書課 (Protocol, Division of)
- 顧問室 (Adviser, Office of the)
- 人事評議員會 (Foreign Service Personnel Board)

農務省 (Krasuang Kasetratikarn)
- 大臣官房 (Fisheries, Dep't of)
- 水產局 (Krom Tabien Ti Din : Land Records Dep't)
- 土地登錄局 (Krom Jol Prathan : Royal Irrigation Dep't)
- 水利局 (Krom Rangwat Ti Din : Cadastral Survey Dep't)
- 測量局 (Krom Pajalohakich laa Bhoomi Vithya : Mines and Geology, Royal Dep't of)
- 地質鑛務局 (Krom Pa-mai : Royal Forest Dep't)
- 山林局 (Accountants Dep't)
- 會計局

司法省 (Krasuang Yutidharm)
- 法令審議局 (Legislative Redaction, Dep't of)
- 法律教育會議 (Legal Education, Council of)
- 辯護士會 (The Bar Association)
- 手形交換所 (Clearing Office)

文部省 (Krasuang Dhamma-kan)
- 大臣官房 (Education Dep't)
- 宗教局 (Ecclesiastical Dep't)
- 商業務局 (Commercial Development, Board of)

商務省 (Krasuang Baniya laa Kamanakom)
- 大臣官房 (Co-operative Dep't)
- 商業組合局 (Commercial Registration, Dep't of)
- 農產調查局 (Agricultural Research, Dep't of)
- 商務局 (Commercial Intelligence, Dep't of)
- 鐵道局 (Krom Rot Fai Luang Haeng Krung Sayam : Royal State Railways of Siam)

海軍省 (Krasuang Tahan Rua)
- 軍令部 (Naval General Staff Dep't)
- 副官局 (Secretary of Navy, Dep't of the)
- 經理局 (Paymaster Dep't)
- 法務局 (Judicial Dep't)
- 軍警務局 (Naval Police Dep't)
- 港務司令部 (Bangkok Naval Station)
- 軍工廠及船渠 (Royal Naval Workshop & Dockyard)
- 航空局 (Aeronautical Dep't)

陸軍省 (Krasuang Kalahom)
- 軍務局 (Adjutant General's Dep't)
- 參謀本部 (General Staff Dep't)
- 軍需局 (Qurter Master General's Dep't)

内務省 (Krasuang Mahadthai)
- 順化總務部 (Central Dep't)
- 會計局 (Accounts Dep't)
- 政務局 (General Administration Dep't)
- 憲兵事務局 (Krom Ayakarn : Public Prosecution Dep't)
- 憲兵部 (Krom Tamruat Bhudhorn : Local & Provincial Gendarmerie)
- 港務局 (Krom Chao Tha : Harbour Dep't)
- 衛生局 (Krom Sadharanasukh : Public Health Dep't)
- 市政事務局 (Krom Nagaradorn : Municipal Affairs Dep't)
- 刑務局 (Prison Dep't)
- 移民局 (Immigration Dep't)

中央行政官衙　中央行政官衙の大要を列記すれば次の如くである。

民間議員四名を加へ、合計十三名の議員より成る。

ローション大學醫學部・暹羅醫師會(Medical Association)の各代表一名に、少將を副議長とし、内務省・文部省・衛生局・陸軍々醫・暹羅赤十字社・チュラ醫師會議(Medical Council)—現今衛生局長を議長、海軍醫務局長たる軍醫目賓布の文官登庸法による新制度施行の爲め任命されたもので、最高顧問二名の他に三名の委員より成る。

大藏省 (Krasuang Phraklang, Maha Sombati)
- 總務局 (Central Dep't)
- 財務顧問室 (Financial Adviser's Office)
- 一般統計局 (General Statistics, Dep't of)
- 會計檢查局 (The Comptroller General of Finance, Office of)
- 一般歲入及消費稅局 (Revenues and Excise, Dep't of)
- 阿片局 (Opium Dep't)
- 國有財產及寺領管理局 (State and Church Properties, Dep't of)
- 關稅局 (Custom Dep't)
- 鐵道監督委員會 (Railway Commisioners to Control Private Railways, Board of)
- 道路局 (Ways, Dep't of)
- 郵便電信局 (Post and Telegraph Dep't)
- 官立試驗所 (Gov't Laboratory)

ロ　内務行政

沿革　暹羅王國は往時約六〇の縣(ムアン Muang 現今はチャンワット Changvat と改稱)に分割され各縣は總督(チャオ・ムアン Chao Muang)を置きて行政權は勿論兵權等をも掌らしめ、政治上殆ど獨立してゐる。而して北部及東部諸縣は内務省に、西部は陸軍省に、沿海諸縣は外務省(Krom Tha)に屬し、總督縣のみは樞密省(Krom Muang)の管下に置いた。然るに一八九二年に從來の地方襲族政治を廢して中央集權制度を設定し、四乃至五縣を合して州(モントン Monthon)とし、總督州(又はルンテーブ州)のみを樞密省に管轄せしめ、其の他諸州の地方行政は悉く内務省に移管した。同時にこの變革に對する人心の動搖に備へて憲兵隊を創設した。當時内務省には先々帝の巧臣ダムロン(Damrong)親王が大臣にあり、省内には省界の重要人物を集めて始ど總理大臣に等しき實權を有し、警察・警備・犯罪捜査・森林・鑛務等の諸局を置いて膨大なる省をなすと共に農務・通信・外務の諸省も同省の庇護を受ける所大であつた。後一八九七年衛生局を新置し、一九〇六年には森林及漁業を農務省に、土木事業を通信省に、犯罪調査局を司法省に、憲兵部及消防局を内務省より暹羅警察部に移管したが、總べてルーテル王國王の引退と共に、各省の所管事務を擴大統一する目的にて幾多の重要なる改變を行ひ、憲兵部を内務省に、犯罪調査局を司法省に、土木事業を通信省に、漁業を農務省に移管し、昨つて一九二一年には森林局を農務省に移置した結果、内務省には衛生局を殘すのみとなつた。次いで一九二二年八月には更に改革を重ね、暹羅省を内務省に合併して、總督州も内務省の管下に置き、檢事局を内務省に移管した結果、全國の地方行政は内務省の管下に統監されるごとくなつた。最後に一九二六年には大改革が行はれ、州數を減少して全國十八州を十四州とし、三州乃至四州を監督した地方最高官たる統監(ウパラート Uparat)の官位を廢し、州總督をして直接陛下に對し責任を負はしめる勅令を廢止してそを内務大臣の監督の下に移した。翌一九二七年々末移民法の實施と共に移民局を内務省内に設置し、終に現今の同省組織を見るに至つた。

内務省　現今内務省には顧問室・總務部(秘書・掌璽及倉庫の二課)・會計局(現金出納・會計檢查の二課)・政務局(Pokkrong・統計・政治の三課)・檢事局(總務・訴訟事件・治安裁判所の三課)・憲兵部(後述)・港務局(總務・通信・會計・免許・倉庫修理・海上調查等の諸係)・衛生局(後述)・布政事務局(中央政務室・會計課・道路課・政府屠殺場)・刑務局・移民局(總務・登錄・會計・檢查・庶務等に分割等に分れ、近年地方監察官制度を設け地方行政を巡視する。

備考　本項には地方行政及警察に關して記述し、他の重要なるものは後章に讓る

地方行政　行政區分一行政上全國を一四州(モントン Monthon : 英譯 Circle)とし、州は三乃至九の縣(チャンワット Changvat : 英譯 Province)に、縣は數多の郡(アムパー Ampur : 英譯 District)に分割し、郡の中には更に小郡(キング・アムパー King Ampur : 英譯 Sub-district)に分割されてゐるものもある。次に郡は總谷市をなす諸部を除き數多の村(タムボン Tambon :

kakara Monthon. プーケット・パターニー・ナコンスリータマラート三州のみに置く） 一一、州掌麾(Samien Tra Monthon) 一二、總書祿官(Lekhanukar) 一三、Mahatlek Rai-ngan (通常二名)。

備考 右全官吏が内務大臣の監督下にあるのではない

縣 一、知事 二、副知事(Palat Changvat. 通常 Ampur muang の郡長の職務を兼務してゐる) 三、檢事補 (Ayakarn Changvat) 四、憲兵指揮官(大尉又は中尉) 五、副知事補佐官(Cha Changvat) 六、知事秘書(Aksharalekh) 七、縣稅務官(Sarbakara Changvat) 八、縣出納 (Glang Changvat) 九、縣掌麾(Samien tra Changvat) 一〇、縣地務官(Kasetra Changvat) 一一、縣祀掌 (Dharmakar Changvat) 一二、縣徵審官 (Sasti Changvat) 一三、縣醫務官(Sadharanasukh Changvat) 一四、縣稅關吏(Sulkakara Changvat 上記三州及ヤンタブリー州の主要港に置く) 一五、衙生官(Palat Sukha and Baedya)。

備考 バーキャップ州のチェンマイ・チーン・ラムパーン・ラムプーン (Lamphun) 四縣は Chao Phu Grong, Changvat Palat Monthon Pracham Changvat, Khaluang Phujuay なる三官吏より成る縣行政會議(Kao Sanam Luang)がより、諸般の政務を議決する。

郡 一、郡長 二、小郡長(其の數は郡の重要性による) 三、郡稅務官(Samuha Banji. 會計及庶人を司る) 四、村長(縣谷を除き、人民約二千人當りに一人を置く) 五、助役(Saravat. 村長が自己の補佐役として任命するもの) 六、區長(縣谷州を除き人民約二百人當り一人を置く)。

第二〇表 州別縣名及縣・郡・村・區數一覽表 (これこそ地理屋泣かせ)

出所＝Directory for Bangkok & Siam 1931 (一九三一年度版)

州名	縣名	縣數	郡數	村數	區數
中部					
Krung Thep (Bangkok)	Bangkok (Phra Nakon), Thonburi, Nontaburi, Minburi, Phra Pradaeng Samud Prakan (Paknam)	六	三四	四〇	二六五
Ayuthya	Ayuthya (Phra Nakon Sri Ayuthya), Lopburi, Saraburi (Singhaburi), Pradum Thani, Thanyaburi, Angthong	七	三八	五三	五九五
Prachinburi (Prachin)	Prachinburi, Nakon Nayok, Jonburi (Bang Pla Soi), Chaxoeng Sao (Petriu)	四	二一	二六	三二四
Nakon Chaisri	Nakon Pathom, Supanburi, Samud Sakon (Tachin)	三	一五	二二	二三九
Rajburi	Rajburi, Kanburi (Kanchanaburi) Petchaburi, Samud Songkram, Prachuab Girikhan (Koh Lak)	五	一三	二六	二〇九
Nakon Sawan	Nakon Sawan, Chainat, Tak (Raheng), Utaitani, Kampengpet	五	一四	二二	二二三
Pisanulok	Pisanulok, Pichit, Utaradit, Sukhothai, Sawankalok, Petchabun, Lomsak	七	二〇	二七〇	二100
北部					
Bayap	Chiengmai, Lamphun, Chengrai, Mae Hongson, Prae, Nan, Lampang	七	五〇	五六	四八四
東部					
Udorn	Udorn, Nongkai, Nakon Panom, Khonkaen, Sakon (Sakon Nakon) Loey (Nakon Loey)	六	三〇	三二	三七七
Nakon Rajasima	Nakon Rajasima (Korat), Chayapum, Buriram, Roi Et, Mahasarakam, Kalasin, Ubon (Ubon Rajtani) Khukhan, Surin	九	三一	三三	二六八
東南部					
Chanthaburi	Chanthaburi, Rayong, Krat	三	一一	一三	一二六
南部					
Nakon Sritamarat	Songkla (Singora), Nakon Sritamarat, Patalung, Satun, Surat (Surattani : Bandon), Langsuan, Chumporn	七	三一	四二	四〇七
Phuket	Phuket, Ranong, Takuapa, Pangnga Trang, Krabi,	六	一四	一四	一八七
Patani	Patani, Yala, Narathivas (Bang Nara), Saiburi	四	一〇	一二	一四三
合計		七六	三〇七	三〇三	三四八

備考 州別面積は「地理」參照

警察 治安一般羅は縣谷のみには警察を置き、地方には憲兵を配置してゐる。縣谷警察は一八六二年に創設され、最初は主として馬來人及印度人よりなる五五名にて、英人司令官の指揮下に置いたが、一八九二年迄には主として暹羅人よりなる一、五〇〇名に達した。然し未だ甚だ能力なく、巡査は怡も無頼漢に類する烏合の衆にて不規律極まり、外人に對する事故が頻發した。

玆に一八九六年頃旬より斯道に經驗ある英人 Eric St. J. Lawson 氏等を聘して根本的に改組したる結果、内容外形共に充實せる約三、五〇〇名の志願巡査よりなる警察が出現するに至つた。超えて一九〇九年隆・海軍に倣つて從來の志願制度を廢し、廣く壯丁中より徵集することゝした。

憲兵隊は、從來の文官による犯罪防制手段が無價値なるに鑑み、且常時行はれたる中央集權の大改革に對する民心の動搖に備くべく、一八九二年に創設された。其の組織に與りたるは丁抹人 G. Schaw にてプラチンアブリー州に施し、其の成績を以て全國陸軍大佐にて、先づ試驗的兵隊は八、〇〇〇人を算するに至り、將校は軍隊より拔擢し又は隊内にて訓練し、六名の丁抹人將校を首班としてナコンパトム (Nakon Pathom) には下士官學校の設置を見るに至つた。既に一九〇二年のシャン人の暴動には能く其の義務を果し、一九〇九年には南部國境にて偉功を立てた。一九一五年憲兵の部は緬甸に移管されやや警察部を合併して一局となり、更に緬甸内務局者の合併に依り内務省に移り、今日に及んでゐる。

英譯Commune)に、村は更に幾十の區(Mu Ban : 英譯 Village)に分割され、各區は一〇―二〇の家族よりなる。尚市には Nakon 町は .Muang と呼稱する。

地方省一州の首長には總督(Samuha Dhesa Bhibaln : 英譯 Lord Lieutenant)を置いて各州に駐在せしめ、クルンテープ州のみには都督(Samuha Phra Nakon Baln : 英譯 Lord Prefect)を置く。總督及都督は國王の親在にて無任期、國内一般政務に關して中央政府の代理たると共に、各州行政上の首長をなし、直接内務大臣に對し責任を有するが、他省の所管事務に就ては他省と連絡を採り得る。縣の長には知事(Phu Wa Rajakar Changvat : 英譯 Governor)を、各郡には郡長(Nai Ampur or Phu Wa Rajakar Ampur. : 英譯 District Officer)を置いて、夫々總督及知事の監督下に各自縣又は郡内の政務を監督し治安を維持す。尚小郡には小郡長(Palat Ampur : 英譯 Sub-district Officer)を置く。各家族には家長(Chao Baln)が居り、各區には區内男女(二〇歳以上の)の選擧に依り區長(Phu Yai Ban)を置き、區長は更に村長(Kamnan 二〇歳以上の家長たる選羅人にて、現役隆軍々人たらざるを)を互選して村の首長とし、郡長を援けて自村の治安を維持し郡稅務官の收納を助けしめる。併し令尚中央官廳より村區の行政に至る迄悉く官治行政を行ひ、縣谷に於てすら自治制を布くに至らない。

地方長官會議 毎年一回中央政府は各州總督を縣谷に招集して一般行政會議を開き、施政方針を訓諭すると共に、行政事務を討議せしめる。

地方行政機關の組織 一州・縣・郡等の組織概要を示せば次の如くである。

州 一、總督(縣谷州以外各州) 又は郡督(縣谷州) 二、檢事(Ayakarn Monthon) 三、憲兵指揮官(大尉又は中佐)又は警視總監(縣谷州) 四、州稅務官(Sarbakara Monthon) 五、州出納官(Glang Monthon) 六、州地務官(Kasetra Monthon) 七、州祀掌(Dharmakar Monthon) 八、州徵審官(Sasti Monthon) 九、州醫務官(Sadharanasukh Monthon) 一〇、州稅關長(Sulkakara Monthon) 一一、州掌麾(Samien Tra Monthon) 一二、總書祿官(Lekhanukar) 一三、Mahatlek Rai-ngan (通常二名)。

縣 一、知事 二、副知事(Palat Changvat. 通常 Ampur muang の郡長の職務を兼務してゐる) 三、檢事補 (Ayakarn Changvat) 四、憲兵指揮官(大尉又は中尉) 五、副知事補佐官(Cha Changvat) 六、知事秘書(Aksharalekh) 七、縣稅務官(Sarbakara Changvat) 八、縣出納 (Glang Changvat) 九、縣掌麾(Samien tra Changvat) 一〇、縣地務官(Kasetra Changvat) 一一、縣祀掌 (Dharmakar Changvat) 一二、縣徵審官 (Sasti Changvat) 一三、縣醫務官(Sadharanasukh Changvat) 一四、縣稅關吏(Sulkakara Changvat 上記三州及ヤンタブリー州の主要港に置く) 一五、衙生官(Palat Sukha and Baedya)。

備考 バーキャップ州のチェンマイ・チーン・ラムパーン・ラムプーン (Lamphun) 四縣は Chao Phu Grong, Changvat Palat Monthon Pracham Changvat, Khaluang Phujuay なる三官吏より成る縣行政會議(Kao Sanam Luang)がより、諸般の政務を議決する。

郡 一、郡長 二、小郡長(其の數は郡の重要性による) 三、郡稅務官(Samuha Banji. 會計及庶人を司る) 四、村長(縣谷を除き、人民約二千人當りに一人を置く) 五、助役(Saravat. 村長が自己の補佐役として任命するもの) 六、區長(縣谷州を除き人民約二百人當り一人を置く)。

現制—內務省憲兵部(局長は中將)には、中央に屬僚・主計・軍需の諸部及憲兵養成學校・中央憲兵隊(六箇小隊)があり、盤谷州を除く地方各州には憲兵司令部(司令官は大佐乃至少佐)を、各縣には憲兵中隊本部(司令官は大尉又は中尉)を置き、各郡には憲兵屯所を設け、屯所長は郡長と協力して警察事務を行ふ。盤谷州には警視廳があり、警視總監(少將)を置いて州內の警察事務を統轄せしめる。同廳には屬僚・軍需・檢察・特務の諸部を置き、プラナコーン縣(盤谷市內)は四區(一區は水上)、トムブリー縣は南北兩區、其の他の四縣及コチャン島及刑務所は各一區となして大佐乃至少佐を司令官とし、重要なる區は更に分區に分つ。士官以外は凡て徵兵適齡に達したる壯丁中軍隊の所要人員を選拔したる殘餘中より選拔し、其の生活・配置・組織等は悉く軍隊に準じてゐる。爲めに行政警察運用上に遺憾の點が多いと云ふ。

八　外務行政

沿革　暹羅が政治機關に大改組を加へたるラーマ五世時代には、外人商人の渡來益々增加して、之等外人の條約上の權利に關し諸外國と複雜なる關係を生じ、一方佛國は植民地擴張の魔手を湄公河に伸出して、暹羅を興廢の危機に立たしめた。斯かる外事錯綜の眞中に改組された外務省には、大臣としてラーマ五世の異母弟にて英明なるデヴアオンス(Devawongse)親王を置き、著名なる國際法學者たる白耳義人顧問ローランヂヤクミン氏の補佐を以てこの危機に當り、纔かに間一髮の避脫をなした。爾後ラーマ五世の西歐巡幸により、外交は著しく擴延され、暹羅の公使館は、倫敦・巴里・伯林・華府に加へてペトログラードにも開設された。日本とも公使を交換し、稻垣滿次郎氏が初代公使として赴任(明治三十年)したのも此の時代である。右白國人顧問は在任約十箇年にて歸國し、後繼者として聘せられた外交に經驗深き米國顧問は、從來の軟弱外交の弱點排除に力めたが、纔に英佛との條約改正により兩國の治外法權を制限せしめたのみで逝去した。次いで米國は自ら平等條約を締結したが、一九二三年右大臣は在任三十二年にして薨去された。繼いで其の子トライドス(Traidos)親王が大臣となるに及び、米國に倣つて諸外國も相次いで條約を改正し、終に立法・司法・關稅の完全なる自主權を得るに至つた。

外政機關　外務省は大臣官房(秘書・電信・情報・信書發受の諸係を置く)、政務課(國際聯盟係)・外交部・文書課(文書・會計・記錄の諸係)を置き、他に議長以下三名よりなる外務人事評議員會があり、各地に駐外使臣を派遣すると共に一九二六年の佛領印度支那との協約による湄公佛暹常備委員會に二名の委員を任命してゐる。

條約國及通商條約　暹羅の條約國及其の國との通商修好條約締結年次を示せば次の如くである。

條約國	條約締結年月日
米合衆國	一九二〇年十二月十六日調印・翌年九月一日批准交換
日本	一九二四年三月調印・同年十二月二十二日批准交換
獨逸	一九二八年四月七日調印
丁抹	一九二五年新條約調印・翌年三月十四日批准交換
伊太利	一九二六年新條約調印・翌年三月十八日批准交換
和蘭	一九二五年六月八日新條約調印・翌年批准交換
瑞典	一九二六年調印・翌年十月二十五日批准交換
白耳義	一九二五年調印・翌年三月二十三日批准交換
西班牙	一九二五年八月三日調印
葡萄牙	一九二五年八月十四日調印
英國	新條約は一九二五年七月十四日調印・翌年三月十六日批准交換。但し、一九〇九年三月十日調印の英暹國境に關する條約中の一・二・三・四條及附屬條文のI・III其の他本條約調印の時施行中であつた諸條約中國境定立に關する條項、一八九九年の英籍民登錄に關する協約中四・五條を除く全文は存續する
佛國	對佛新條約は一九二五年二月十四日調印・翌年一月十二日批准を交換され、其の條項に據り締結された對佛領印度支那關係の協約は一九二六年八月二十五日盤谷で調印(翌年六月二十九日批准交換)但し一八九三年十月の條約・一九〇四年二月の協約・一九〇七年三月の條約及之等の議定書中國境定立に關する條項、一九〇四年協約中の在暹佛國保護民の權利行使に關する條項、佛領印度支那に關し又は現條約に一致する全條項は廢止せず
瑞西	一九三一年三月二十八日調印

第二一表　駐外暹羅使臣表　出所=Directory for Bangkok & Siam, 1931

A　公使

國名	人名
日本	Phya Subarn Sombati
英國	H. S. H. Prince Damras Damrong Devakul
佛蘭西・白耳義・和蘭	Phya Vijitvongs Vudhikrai
獨逸・丁抹・瑞典・諾威	Major-General H. S. H. Prince Prididepyabongs Devakul
伊太利・西班牙・葡萄牙	Phya Abhibal Rajamaitri
米合衆國	H. S. H. Prince Amaradat Kridakara

B　總領事・領事・副領事

國名	駐在地名	氏名	總領事又は領事
日本	大阪	安住伊三郎	領事
英國	孟買	Geoffrey L. Winterbotham	同
	Calcutta	C. de M. Kellock	總領事
	Cardiff	Sir James German	領事
	Colombo	A. N. L. Clark	同
	Gibraltar	H. J. King	同
		F. J. W. Porral	副領事
	Glasgow	J. W. Murray	領事
	Hull	J. T. Bagran	總領事
	香港	Sir James Bell	副領事
	Liverpool	J. S. Esplen	領事
	Malta	A. W. Micallef Eynaud	同
	Moulmein	W. R. H. Taylor	同
	彼南	H. B. Prior	副領事
	蘭貢	Luang Bhasha Biraj	領事
	新嘉坡・海峽植民地・馬來聯邦州	Phra Sundara Vachana (新嘉坡駐在)	總領事
		Luang Vudhiat Netigun	副領事
	Sydney	Gordon Macleod	總領事
	Vancouver	W. W. Armstrong	同
白耳義	Antwerp	M. P. Cateaux	同
	Brussels	M. P. R. Hymans	總領事
	Liege	M. A. Delvaux de Fenffe	同
丁抹	Copenhagen	M. Etatsraad H. N. Andersen	總領事
		M. C. Sveistrup	副領事
佛蘭西	Marseilles	M. R. Vimont-Vicary	總領事
	海防	Joseph René Ele Mercadier	領事
	西貢	E. Genis	同
獨逸	伯林	Otto Hagedorn	同
	Bremen	O. H. Bernhard	同
	Cologne	H. W. Blancke	同
	Hamburg	Martin Pickenpack	總領事
	Leipzig	F. Hans Derlien	領事
	Munich	E. Schlemmer	同
伊太利	Genoa	E. Caprile	總領事
		Marchese Dottore Agostino	副領事

Milan	A. Facheris	領事
Naples	Gaetano Starita	同
Turin	Com. Paolo Bodo	同
Amsterdam	D. H. P. Mackay	同
Rotterdam	C. J. Van Schaardenburg	同
Batavia	A. W. G. Lake	總領事
Oslo	{Commander Georg Foss {Sigurd Halvorsen	副總領事 領事
Lisbon	{G. F. Pinto Basto {E. L. F. Pinto Basto	總領事 副領事
Oporto	J. de Oliveiro Calem	領事
澳門	B. de Senna Fernandes	同
Stockholm	{Axel. A. Johnson {Helge A. Johnson	領事 總領事
市俄古	Brig.-Gen. N. W. MacChesney	總領事
馬尼剌	E. A. Perkins	領事
紐育	C. W. Atwater	總領事
費市	{L. C. Harland {W. E. Goodman	副總領事 領事
桑港	{H. G. W. Dinkelspiel {M. J. Dinkelspiel	總領事 副領事

二 立法

當國には事實上立法機關がない。一八九五年に立法會議が創設され、現今尙少數の議員を有するが、全く有名無實となつて開催されることなく、國王は最高顧問會議・閣議・樞密院に諮詢して法令を發する。主管事務に就ては、各關係省又は特別の委員等が法案を作成し、右諸會議の審議を經た後國王の裁可を仰いで公布する。

三 司法

沿革　現今の裁判制度は比較的近來の設定に係り、其の以前は何等の統一なく、事件・貴族・僧俗・人種・官廳に依り各別の裁判所が繼然と存し、各獨立に審理判決をなして、其の運用も動もすれば權勢の威壓を蒙ること多く、又手數料の收得を許されぬ爲め、金力權力に左右されることが夥しかつたが、一八九二年(明治二十五年)初めて司法省を設け、各種裁判所の統一をなし、先づ盤谷より始めて漸次地方に及ぼして、一九〇七年に至り遂に整然たる司法制度を見るに至つた。一八九五―九六年には裁判所構成法・證據法・民事訴訟法・刑事訴訟法を發布し、一八九七年には法律學校を設立して西洋法學を教へたが、一九〇八年には新たに裁判所構成法及民事訴訟法を發し、施行上の缺點を除いた。

併し大臣は司法行政と共に全司法事項に關する監督矯正權をも併有してゐたが、一九一二年四月勅令により行政上及司法上の職務を分割し、司法官の首長として大審院長を任命し、司法大臣に一般監督權を與へ、司法事項に關しては兩者協議するを要し、若し兩者の間に意見の相異ある場合は、同事項は國王の指令を受けることとした。超えて一九二九年二月に遲曆二四七一年司法省官制に關する勅令が發布され、前勅令を廢止して司法省の組織を改善し、並に初めて裁判權の獨立を見るに至つた。更に三月二十八日には遲曆二四七二年司法官に關する法律を發布して、判事の任免・進級・任命の資格・違反・罰則等を規定した。次いで同年十一月二十七日遲曆二四七二年刑事訴訟法修正法を發布し、盤谷市内及地方に於て、逮捕・搜索・證人としての召喚に關する令狀の發行又は逮捕の權を有する官吏を指定し、同年十二月十五日には遲曆二四七二年犯罪人引渡法を發布して、犯罪人引渡條約の存否に拘はらず、外國政府の請求により一定の犯罪人を引渡すことゝした(繼の「外國人に關係ある法律」參照)。一九三一年一月九日には遲曆二四七三年裁判所構成法改正法を發して州及縣裁判所の權能を擴大し、同日更に遲曆二四七三年控訴法を發布し、共に同年四月一日より實施した。

大臣及大審院々長の權限　右二四七一年の勅令に據れば、司法大臣は、事件審理の實際行爲及判決の性質を除く行政上及司法上の全事項の全權及責任を有するが、判事の任命・昇進・轉任・罷免等には勅裁を要し、又裁判所の監督上絕對專斷を以て何れの裁判所にも出席し得ることゝした。尙大審院は司法省内に殘置し、同院の内務に關する全事項の處理に對し責任を有する院長を置き、之に判事を除く院内全官吏の任免、轉任竝に一般監督の全權を附與すると共に、大臣の要求により公務に關して忠告を與へる義務を負はしめることとした。

司法機關　クルンテープ州以外の諸州には各縣に縣裁判所を設け、刑期十箇年以内の刑事々件又は係爭價格一〇、〇〇〇銖を超えざる民事々件を取扱ふ權能を有し、判事の定員一名である。各州都に州裁判所があり、前記縣裁判所の管轄以外の事件及縣裁判所の二審判決をなし、三人の判事を置き、主席判事は其の管轄州内の縣裁判所を監督する。尤も斯る州裁判所はアユティアー・パーヤップ・ラーブリー・プラチンブリー四州の州都にのみ存し、其の他の諸州は裁判事件趁き爲め、州裁判所は縣裁判所の職務を合併して取扱ふ。クルンテープ州内諸縣の中盤谷市を形成するプランナコーン及トンブリー兩縣には縣裁判所に代ふるに三所の治安裁判所(Borispah)一八九二年創設)を置き、刑期六箇月未滿の刑事々件、係爭價格二〇〇銖を超えざる民事々件を取扱ひ、又同時に重犯罪の豫審廷を構成する。其の他の州内諸縣即ちノンタリー・プラプラデン・パークナム・ミンブリー縣には地方の縣裁判所に相當する裁判所を置く。右諸裁判所の權限以上の事件は盤谷市にある民事裁判所・刑事裁判所・外國事件裁判所にて之を受理し、又各裁判所よりの控訴を取扱ふ爲め盤谷に控訴院を設けてゐる。控訴院は之を二部に分ち、一は各州裁判所より、他はクルンテープ州内各裁判所よりの控訴を受理する。大審院としては盤谷にデイカー(Dika)裁判所があり、法律問題に關する上告を司る。

此の外盤谷に國際裁判所及外國事件裁判所がある。國際裁判所は一八八三年の英・暹條約により北部在住英國籍民に關する事件を取扱ふを目的として、チエンマイ市に設立されたもので、裁判官は當國々王が親任し、英國籍民が原告被告何れなると民事刑事何れなるとに拘はらず、當國の法律を適用して之を裁判し、一方英國領事の立會、書類受領の權及原被兩告又は刑事々件の被告が英國籍民にて、英國領事館が適當と思惟する時は書類を以て裁判前に自國領事裁判に移審を要求し得る權利を認めた。後一九〇七年の對佛條約、一九〇九年の對英條約、一九一三年の對丁抹條約により範圍を擴延されたが、新條約の締結と共に撤廢され、現今は一九二五年の對佛條約に定めたる事件に對してのみ存在してゐる。尤も諸法典の完成を見たる曉は該制度は全然撤廢されることと思惟される。新諸條約の規定によれば、全法典發布後も、五箇年間は控訴院の所轄事件に對し移審權を保留してゐる。

司法官の教育　司法官は盤谷市に在る司法省直轄の法律學校に依り養成される(「教育」參照)。

司法省　司法は會計局(シエリッフス・ブランチ)(執行部)、破産管財部)、法令審議局の二局及法律教育會議(法律學校を監督)、總裁は司法大臣)、手形交換所に分割され、右法令審議局は司法大臣を會長として、同省の立法外人顧問一名の他八名の内外人法律家を擁し、主として法典編纂に當つてゐる。

第二二表　刑事第一審取扱事件及犯罪の種類・性質別有罪者數表

A 州別取扱事件數

出所＝一九二九年度遲羅統計年鑑(一九二五―二九年度五箇年中ニ)

州別	取扱別	舊受理	新受理	年度内處理 有罪	免訴	裁判所外にて處理 却下	上訴	合計	未濟
Krung Thep		三〇一	二一〇六九	八、九八〇	八六二	一八二	三七〇	一六〇八	三〇九
Ayuthya		三六九	四九二一	三、八五九	六四〇	五二	三六五	四九二〇	三三一
Prachinburi		一八四	三、一〇七	二、四三九	四七三	二四	一五〇	三、〇九三	一九八
Nakon Chaisri		一八三	三、二七七	二、七三〇	三八七	五	一六五	一六	三、二九三	一八七

B 全國犯罪の種類別有罪者數及歩合連年比較表

犯罪の種類 ＼ 年度	一九二五		一九二六		一九二七		一九二八		一九二九	
	數	割合	數	割合	數	割合	數	割合	數	割合
阿片法及煙草專賣法違反	八三五	一·〇	一、〇四九	一·〇	一、〇一四	一·〇	一、〇四九	一·〇	一、〇四三	一·〇
酒類取締法違反	一、〇五六	一·三	一、〇〇五	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇
賭博及富籤法違反	一、〇五六	一·三	一、〇〇五	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇
規則違反	一、〇五六	一·三	一、〇〇五	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇
他の法律違反	一、〇五六	一·三	一、〇〇五	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇
小計	四、二二四	五·二	四、〇二〇	四·〇	四、〇五二	四·〇	四、〇五二	四·〇	四、〇四六	四·〇
微罪に關する犯罪	二、三三三	二·九	二、四六六	二·四	二、四九五	二·四	二、四九五	二·四	二、四九五	二·四
財産に關する犯罪	一、三〇五	一·六	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
自由に關する犯罪	一、三〇五	一·六	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
人道に關する犯罪	一、三〇五	一·六	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
公正に關する犯罪	一、三〇五	一·六	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
政治に關する犯罪	一、三〇五	一·六	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
小計	一、三〇五	一·六	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
合計	八、一一〇	一〇〇·〇〇	八、〇五〇	一〇〇·〇〇	八、一〇一	一〇〇·〇〇	八、一〇一	一〇〇·〇〇	八、〇九二	一〇〇·〇〇

犯罪の種類 ＼ 年度	一九二七		一九二八		一九二九	
	數	%	數	%	數	%
阿片法及煙草專賣法違反	一、〇四九	一·〇	一、〇四三	一·〇	一、〇四三	一·〇
酒類取締法違反	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇
賭博及富籤法違反	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇
規則違反	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇
他の法律違反	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇	一、〇一三	一·〇
小計	四、〇五二	四·〇	四、〇五二	四·〇	四、〇四六	四·〇
微罪に關する犯罪	二、四九五	二·四	二、四九五	二·四	二、四九五	二·四
財産に關する犯罪	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
自由に關する犯罪	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
人道に關する犯罪	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
公正に關する犯罪	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
政治に關する犯罪	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
小計	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三	一、三〇五	一·三
合計	八、一〇一	一〇〇·〇〇	八、一〇一	一〇〇·〇〇	八、〇九二	一〇〇·〇〇

國 ＼ 年度	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年
全國	一、三一〇、七六五	一、三一〇、七六五	一、三一〇、七六五	一、三一〇、七六五	一、三一〇、七六五
平均	五四四·一一	五四七·九	五四七·九	五四七·九	五四三·八
Phuket	四八	一、〇七八	一、〇四七	一、〇四七	一、〇四七
Patani	七七	七〇一	七三一	一〇五	一〇四
Nakon Sritamarat	一七九	四、〇八六	三、九三五	三、九三五	三、九三五
Nakon Sawan	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九
Nakon Rajasima	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九
Chanthaburi	八三	一、〇八九	一、〇八九	一、〇八九	一、〇八九
Udorn	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
Bayap	一、三一	一、三一	一、三一	一、三一	一、三一
Pisanulok	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
Nakon Sawan	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
Rajburi	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一
Nakon Chaisri	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九
Prachinburi	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
Ayuthya	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三
Krung Thep	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九

第二三表 州別民事第一審取扱事件數（一九二五―一九年度繰越事件數竝に新受事件數の年平均同前表）

州別 ＼ 取扱別	舊受理	新受理	年度內處理 勝原告訴	勝被告訴（和解に代る判決を含む）	却下	上訴	合計	未濟
Krung Thep	二、九九	三、五六五	一、二五五	一、四九二	八四一	三、五五一	三、〇八	
Ayuthya	二、三四	二、三〇一	五八六	九八八	五八八	二、三一〇	二、三五	
Prachinburi	一、九七	一、二八六	三〇〇	一、四六	二六七	一、二七四	一、二三	
Nakon Chaisri	一、三九	一、二八六	三一八	八九九	二六六	一、二三四	一、二三	
Rajburi	一、一一	一、二七一	三〇五	一、三四	二六六	一、二七一	一、二五	
Nakon Sawan	一〇〇	七六一	一五六	六六	二六六	一、二五	一、二五	
Pisanulok	四七	六三五	三一六	八六	二六六	六三〇	四八	
Bayap	七八	五七六	一三〇	一四四	一三四	五八二	七三	
Udorn	三一	一一五	三四	三四	一九	一一三	五	
Nakon Rajasima	一四一	四八五	一四七	六六	二一	四八一	一四	
Chanthaburi	一九	一〇六	五五	三五	三五	一一四	二一	
Nakon Sritamarat	九一	一、一四一	三〇四	一五〇	三五	一、一〇六	九一	
Phuket	三三	四三〇	一〇八	六三	一七	四一四	三〇	
Patani	一五	二八八	八七	四〇	九	二七一	一六	
全國 一九二五年度	一、〇八九	一、三五三	三五五	二七七	一一六	一、二四八	一、二五三	
一九二六年度	一、四五三	一、三四六	三五四	二七七	一一六	一、四三七	一、三四	
一九二七年度	一、三四七	一、三五三	三五五	二七七	一一六	一、二四八	一、三五三	

第二四表 在監者數連年比較表（毎年三月末現在）

年度 ＼ 項目	既決 男	既決 女	既決 計	未決 男	未決 女	未決 計	人口一萬の割合 既決	人口一萬の割合 未決
一九二一―二二年	二〇、六五五	四八六	二一、一四一	三、三八六	六六一	三、四四七	一〇·六	一·四
一九二二―二三年	二〇、八九〇	四九一	二一、三八一	三、四九六	六六一	三、五六二	一〇·七	一·四
一九二三―二四年	二〇、五五六	四九一	二一、〇四七	三、四九六	六六一	三、五六二	一〇·六	一·四
一九二四―二五年	二〇、五五六	四九一	二一、〇四七	三、四九六	六六一	三、五六二	一〇·六	一·四
一九二五―二六年	二〇、五五六	四九一	二一、〇四七	三、四九六	六六一	三、五六二	一〇·六	一·四
一九二六―二七年	二〇、五五六	四九一	二一、〇四七	三、四九六	六六一	三、五六二	一〇·六	一·四
一九二七―二八年	二〇、五五六	四九一	二一、〇四七	三、四九六	六六一	三、五六二	一〇·六	一·四
一九二八―二九年	二〇、五五六	四九一	二一、〇四七	三、四九六	六六一	三、五六二	一〇·六	一·四
一九二九―三〇年	二〇、五五六	四九一	二一、〇四七	三、四九六	六六一	三、五六二	一〇·六	一·四
平均	二〇、五五六	四九一	二一、〇四七	三、四九六	六六一	三、五六二		

附 文官々制及恩給制度

階級及資格 一九二九年二月二十三日文官登庸法が發布された。本法に據れば文官は分つて㈠普通文官 ㈡特別文官 ㈢其他の下級文官の三種とする。

普通文官は更に分つて下記の諸階級とする。

(a) Sunyapatra

一等參議官（1st Grand Councillor）大臣級 月給 三、〇〇〇錄

二等參議官（2nd ″ ″ ）局長一等級 月給 一、七〇〇錄

（Director-General, 1st class）

下附される。恩給の最高額は九、六〇〇錢であるが、大臣は三箇年服務する時は五、〇〇〇錢を支給され、最高額を一八、〇〇〇錢としてゐる。

第二五表　官吏の人員、俸給・恩給表　（金額＝錢）

(A) 官吏の人員及俸給連年比較表

項別＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
合計 人員	三六、九九四	三七、四一四	三七、九〇一	三八、三五九	三八、八一四
合計 俸給年額	一、三五〇、〇一四、〇〇〇	一、三八〇、〇一〇、〇〇〇	一、四一〇、〇一〇、〇〇〇	一、四四〇、〇一〇、〇〇〇	一、四七〇、〇一〇、〇〇〇
常傭人 人員	三四、八六七	三五、三八四	三五、八七一	三六、三二九	三六、七八四
常傭人 俸給年額	一、三二〇、〇一四、〇〇〇	一、三五〇、〇一〇、〇〇〇	一、三八〇、〇一〇、〇〇〇	一、四一〇、〇一〇、〇〇〇	一、四四〇、〇一〇、〇〇〇
臨時傭人 人員	二、一二七	二、〇三〇	二、〇三〇	二、〇三〇	二、〇三〇
臨時傭人 俸給年額	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
一人平均俸給年額	三六五・〇〇	三六九・〇一	三七二・〇一	三七五・〇一	三七八・〇一

備考　Part Time Officer を除く

(B) 各省別官吏の人員及俸給料（一九二九年度）

省別＼項別	常傭員 人員	常傭員 俸給年額	臨時傭員 人員	臨時傭員 俸給年額	合計 人員	合計 俸給年額	一人平均年俸
宮内省	三三九	八六、二四〇			三三九	八六、二四〇	二五四・〇〇
外務省	三二六	八〇、〇〇〇	九	九、〇〇〇	三三五	八九、〇〇〇	二六六・〇〇
大蔵省	一、一五八	三一〇、〇一〇	一五	一五、〇〇〇	一、一七三	三二五、〇一〇	二七六・〇一
陸海軍省	三、三九一	一、〇一〇、〇一〇	一	一、〇〇〇	三、三九二	一、〇一一、〇一〇	二九七・〇一
内務省	三、三六二	一、〇〇八、〇一〇	一四	一四、〇〇〇	三、三七六	一、〇二二、〇一〇	三〇三・〇一
農務省	一、九〇一	五七〇、〇一〇	一〇	一〇、〇〇〇	一、九一一	五八〇、〇一〇	三〇三・〇一
商工省	一、一〇四	三三〇、〇一〇	一	一、〇〇〇	一、一〇五	三三一、〇一〇	三〇〇・〇一
鉄道省	一〇、一〇一	三、〇三〇、〇一〇	一、一〇〇	三三〇、〇〇〇	一一、一〇一	三、三六〇、〇一〇	三〇三・〇一
逓信省	一四、一〇一	四、二三〇、〇一〇	一、一〇〇	三三〇、〇〇〇	一五、二〇一	四、五六〇、〇一〇	三〇〇・〇一
司法省	一、一〇四	三三一、〇一〇	一	一、〇〇〇	一、一〇五	三三二、〇一〇	三〇〇・〇一
文部省	一、一〇四	三三一、〇一〇	一	一、〇〇〇	一、一〇五	三三二、〇一〇	三〇〇・〇一
遞信省	一、一〇四	三三一、〇一〇	一	一、〇〇〇	一、一〇五	三三二、〇一〇	三〇〇・〇一
雑官廳	一、一〇四	三三一、〇一〇	一	一、〇〇〇	一、一〇五	三三二、〇一〇	三〇〇・〇一
合計	三七、八一四	一、四七〇、〇一〇、〇〇〇	二、〇三〇	三〇、〇〇〇	三八、八四四	一、五〇〇、〇一〇、〇〇〇	三八六・〇一

(C) 俸給高別官吏人員（一九二九年度）

項別＼俸給高錄	九〇以下	九〇―二四〇	二四〇―三〇〇	三〇〇―四八〇	四八〇―七二〇	七二〇―九六〇	九六〇―一、二〇〇	一、二〇〇―一、八〇〇	一、八〇〇以上	計
常傭員	三、六四一	八、三四〇	一、三〇	三、四五	四、一一四	一、三一	五、五	一、六	一、六	三五、七四四
臨時傭員	三、一五六	一、三〇	三	二四五	一、三四	五	八	一	一	三、一七六
合計 人員	六、七四〇	八、三七二	一、〇四〇	三、四八〇	四、一四四	一、三六	五、三	一、六	一、六	三八、九二〇
合計 ％	一七・三	二一・五	二・七	八・九	一〇・六	三・五	一三・六	四・一	四・一	100・00

(D) 各省別年金及恩給（一九二九年度）

省別＼項別	普通恩給 Compensation 人員	普通恩給 Compensation 額	長期勤務老齢 人員	長期勤務老齢 額	久傷病不能による永人 人員	久傷病不能による永人 額	小計 人員	小計 額	特別恩給 死亡人額 人員	特別恩給 死亡人額 額	特別恩給 久傷病不能による永人 人員	特別恩給 久傷病不能による永人 額
内務省	一二	一、四四三、八四〇	三五二	三、三二八、四〇〇	四	四、九三二	三七八	四、七七四、三七二	一四五	一三六、四八〇	二	一、九三二
陸海軍省	四	四、九三二	三五八	三、四九一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	三六三	三、五〇五、九三二	二六一	九三、〇〇〇		
外務省	二	二、四六六	三二	三一、〇〇〇			三四	三三、四六六	四四	四、〇〇〇		
大蔵省	一一	一一、八四〇	一一一	一一、九四〇、〇〇〇	一一	一一、八四〇	一三三	一一、九六四、六八〇	一	一、〇〇〇		
農務省	一〇	一〇、〇〇〇	三三	三三、〇〇〇	一	一、〇〇〇	四四	四四、〇〇〇				
司法省	四	四、九三二	一一七	一一七、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一二二	一二二、九三二				
文部省	四	四、九三二	一一七	一一七、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一二二	一二二、九三二				
遞信省	二	二、四六六	五五	五五、〇〇〇	一	一、〇〇〇	五八	五八、四六六				
雑官廳	一	一、〇〇〇	一三	一三、〇〇〇			一四	一四、〇〇〇				
合計	四三	四二、六六六	一、〇一四	一、〇一四、四〇〇	八	八、九三二	一、〇六五	一、〇六五、九三二	一五一	一五一、四八〇	二	一、九三二

		一九三一年	一九三〇年	一九二九年	一九二八年	一九二七年	一九二六年	一九二五年	一九二四年
小計	人員	四三	五五	四二	一〇	一一	一一	一〇	一一
	額	一四五一	一三一九	四〇〇	一〇	一一	一一	三〇〇	一一
恩給合計	人員	五〇	四六	四二	一一	一一	一一	一〇	一一
	額	三五一〇	三三一九	三一八	三一一	三一〇	三〇一	二九八	二九四
一時賜金	人員	一	一	一	一	一	一	一	一
	額	一四〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一〇〇	一〇一
總計	人員	五一	五一	四三	一一	一一	一一	一一	一一
	額	三五一〇	三三一九	三一八	三一一	三一〇	三〇一	二九八	二九四

要部職員錄

出所＝Directory for Bangkok & Siam, 1931

最高顧問會議々員

1. H. R. H. the Prince of Nagor Svarga.
2. H. R. H. Prince Narisara.
3. H. R. H. the Prince of Lobpuri.
4. H. R. H. Prince Damrong.
5. H. R. H. the Prince of Chandapuri.

閣議（セナボディー）々員

下記各省大臣名及内大臣名參照

樞密院委員會委員

1. H. H. Prince Bidya Landarna. （議長）
2. Phya Debvidura. （副議長）
3. H. H. P. Dossirivongs.
4. H.S. H. P. Srethsiri Kritakara.
5. H. S. H. P. Siddhiporn Kritakara.
6. H. S. H. P. Upabaddhabongs Sridhavaja.
7. Chao Phya Yomaraj
8. Chao Phya Vongsha Nuprabaddha.
9. Chao Phya Dharmasakti Montri.
10. Chao Phya Patindra Tejanujit.
11. Chao Phya Bijayañati.
12. Phya Debahastin.
13. Chao Phya Bijayendra Yodhin.
14. Chao Phya Sri-bibadhana.
15. Phya Phatej Tulapati.
16. Phya Bejarata.
17. Phya Rajanakul.
18. Phya Manopakarana Nitidhata.
19. Phya Mahosoth Sribibadhana.
20. Phya Visutra Sakaratith.
21. Phya Sri Dhamadhiraj.
22. Phya Chasaenyapati.
23. Phya Subhakarana Barnasar.
24. Phya Surindraraja.
25. Phya Suriya Nuvatra.
26. Phya Adhikarana Prakas.
27. H. H. P. Along-kod.
28. H. S. H. P. Thavaramangalavongs Jayanta.
29. Chao Phya Mukhamontri.
30. Phya Srisuriyaraj Varanuvatra.
31. Phya Rajavangsan.
32. Phya Manavarajasevi.
33. Phya Chhloem Akas
34. Phya Anubhab Traibhob.
35. H. S. H. P. Vivadhanajaya Jaynta.
36. Phya Sarasastra Sirilakshana.
37. Phya Srivisar Vacha.
38. Phya Medhadhipati.
39. H. S. H. P. Sakala-varnakara Varavarna.

財政會議々員

1. H. R. H. Prince Chandapuri. （議長）
2. H. R. H. the Prince of Lobpuri.
3. Chao Phya Bijayañati.
4. Chao Phya Mahidhara.
5. Phya Komarakul Montri.

阿片委員會委員

1. H. R. H. Prince Chandapuri. （議長）
2. Phya Chasaenyapati.
3. Phya Phipat Thanakara.
4. Mr. E. L. Hall-Patch.
5. Mr. Raymond B. Stevens.

文官法施行委員會

1. H. R. H. Prince Chandapuri. （議長）
2. H. R. H. Prince Nagor Svarga.
3. H. H. Prince Devawongs Varodaya.
4. H. H. Prince Dhani Nivat.
5. Phya Komarakul Montri.

醫師會議々員

1. H. S. H. Prince Sakol Varavarn （衛生局長：議長）
2. H. S H. Prince Thavara Mangalwongse （海軍軍醫總監：副議長）
3. Dr. Phra Vaidya Vidhikar. （内務省代表）
4. Dr. Phra Abbantrabadh Bisal. （文部省代表）
5. Dr. Phya Boriraksh Vejakarn. （衛生局代表）
6. Dr. Phya Vipul Ayuraved. （陸軍醫務部代表）
7. Col. Phya Damrong Baedyagun. （赤十字社代表）
8. Prof . A. G. Ellis. （大學醫科代表）
9. Dr. Luang Vaitayate. （獸醫會代表）

宮内省

(G.) C. O.=(Grand) Court Officer (G.) C.=(Grand) Councillor

Chao Phya Varabongs Bibadhna : 1st G. C. O. (Minister).

Phya Bamroe Bhakdi : 3rd G. C. O. (Under-Secretary).

Phya Dhanaratnapati : 2nd G. C. O. (Comptroller, Dep't of Comptroller).

Phya Devadhiraj : 3rd G. C. O. (Grand Master of Ceremonies, Dep't of Ceremonies).

Phya Wongsabhorn Bhusit : 3rd G. C. O. (Director, Krom Bhusamala).

Phya Prasan Bidhikor : 2nd C. O. (Director, General Service Dep't).

Phya Suravongs Vivadhna : 3rd G. C. O. (Grand Marshal of the Court, Dep't of Household Attendants).

Phra Israbongs Bibadhna : 1st C. O. (Director, Krom Wang Nok).

Phya Nataka : 1st C. O. (Master of Drama and Dance, Entertainments Dep't).

Phya Isradhiraj Sevi : 1st C. O. (Act. Lord Steward, Lord Steward's Dep't).

Phya Borshâr Rajmanob : 3rd G. C. O. (Major of the Palace, Major Domo's Dep't).

Phya Jatidej Udom : 3rd G. C. O. (Master of the Horse, Dep't of the Master of the Horse).

Phya Rajvallabha Nusishth : Col. (Commanding Officer, Royal Palace Guards Regiment).

内藏寮

Chao Phya Sribibadhana : 1st G. C. O. (Keeper of H. M's Privy Purse).

内大臣府

Chao Phya Mahidara (His Majesty's Principal Private Secretary).

外務省

H. H. Prince Devawongs Varodaya (Minister).

Phya Srivisar Vacha (Under-Secretary of State).

Luang Bavara Sneha (Chief of Cabinet, Cabinet of Minister).

H. S. H. Prince Nikara Devan Devakul (Director-General, Division of Political Affairs).

Phra Sribanja (Chief of Protocol, act. Division of Protocol).

Mr. Raymond B. Stevens (Adviser, Office of the Adviser).

Phya Srivisar Vacha (Chairman, Foreign Service Personnel Board).

陸軍省

H. H. Prince Bovaradej : General (Minister).

Phya Kalahom Rajasena : Lt.-General (Under Secretary and Adjutant, Adjutant General's Dep't).

H. H. Prince Alongkot : Lt.-General (Chief of General Staff, General Staff Dep't).

H. S. H. Prince Srethsiri Kridakara : Lieut.-General (Quarter Master General, Quarter Master General's Dep't).

Phya Chalerm Akas : Major-General (Director, Aeronautical Dep't).

海軍省

H. R. H. Prince Krom Khun Singha Vikrom Krieng Krai, A. D. C. : Admiral (Minister)

Phya Rajawangsan, A. D. C, : Rear Admiral (Chief of General Staff, Naval General Staff Dep't).

Phra Bhara Samudh, A. D. C. : Commander (Commander, Royal Naval College).

Phya Damrong Rajabalakandh : Vice-Admiral (Under-Secretary of State for Marine, Dep't of the Secretary of the Navy).

Phya Harn Klarng Samudh : Captain (Commander-in-Chief, Bangkok Naval Station).

Mon Chao Charoensuk Sobakya Kasemsant : Captain (Director, Royal Naval Workshop and Dockyard)

Phya Vijit Joladhi, A. D. C. : Captain (Director, Ordnance Dep't).

Mom Chao Thavara Mongolwongse Chayant, M. R. C. S. L. R. C. P. : Rear-Admiral (Surgeon-General, Royal Naval Medical Dep't).

Phya Prajoon Balakandh : Rear-Admiral (Director, Royal Naval Central Stores).

Phya Niyom Yudhanavi : Captain (Director-General, Royal Naval Hydrographic Dep't)

Phya Prija Jolayudh, A. D. C. (acting) : Rear-Admiral (Commander-in-Chief, The Royal Fleet)

Luang Bijai Jolasindh : Commander (Staff Officer, The Royal Fleet).

司法省

Phya Chinda Chiromya (Minister).

Phya Mahosoth Sribibadhna (Under-Secretary).

Phya Dhanakitch Kosol (Chief Accountant, Accountants Dep't).

Phya Patibhan Pisesh (Chao Krom, Sheriff's Branch).

Phya Dharm Pandit (Chao Krom, Bankruptcy Branch).

Phya Chinda Bhiromya (President, Dep't of Legislative, Redaction).

R. C. Guyon (Legislative Adviser to the Ministry, Dep't of Legislative Redaction).

Phya Chinda Bhiromya (President, Council of Legal Education).

Phya Deb Vidura (Chief Judge, The High Court of Justice, Bangkok).

Phya Manopakarana (Chief Judge, Appeal Court).

Phya Chinda Bhiromya : Ist G. C. (Hon. President, The Bar Association).

大藏省

Phya Komarakul Montri (Minister).

Mom Kashemsri (Secretary to the Minister).

Mom Chao Chitra Pokadavi (Under-Secretary, Central Dep't).

E. L. Hall-Patch (Financial Adviser, Financial Adviser's Office).

Phya Jaiyos Sompati, A. C. A. (Comptroller General, Office of the Comptroller General).

Mon Chao Prasiddhisakti (Director, Depa't of State & Church Properties)

Mom Chao Viwat (Director-General, Dep't of Revenues and Excise).

Phya Phiphat Thanakorn : 3rd G. C. (Director-General, Opium Dep't).

Phya Chaisurin (Director-General, Customs Department).

內務省

H. R. H. the Pirnce of Nagara-Svarga : Field Marshal (Minister).

Phya Rajanakul (Under-Secretary).

Phya Bejra Indrâ (P. L. E. Warming) : Major-General (Adviser, Office of the Adviser).

Phya Suriyânuwongsa Pravati (Director, Secretariat, Central Dep't).

H. S. H. Prince Sothibhol (Director, Keeper of Seals and Store Keeper, Central Dep't).

Phya Srî Sahadeb (Director, Acount Dep't).

Phya Chasaenyapati (Director-General, General Administration Dep't).

Paya Vijaya Prajâpâl : Colonel (Director, Immigration Dep't).

Phya Manavarâj Sevi (Director-General, Dep't of Public Prosecution).

Phya Surinda Rājā (Director-General, Dep't of Municipal Affairs).

Phya Sakorn Visa (Harbour Master, The Harbour Dep't).

Phya Adhikarana Prakas : Lieut.-General (Director-General, Gendarmerie Dep't).

Phya Asha Balanikara : Col. (Commissioner of Police, Commissioner of Police Bangkok).

H. S. H. Prince Sakol Varnakara (Director-General, Administration Division, Dep't of Public Health).

州總督

Chao Phya Mukha Montri (Lord Prefect, Monthol Krungthep).

H. H. Prince Dossiriiwongsa (Lord Lieutenant, Mondhol Bayap).

H. S. H. Prince Dhamrongsiri („ „ Nagara Jayrsri).

Phya Sridharmarâj („ „ Nagara Sridharmarâj).

Paya Udombongsa Benyasavasti („ „ Pattani)

H. S. H. Prince Upabaddhabongsa („ „ Ayudhya).

Phya Tranga Bhumabhipâl („ „ Utara).

Phya Srisenâ (Lord Lieutenant, Monthol Chandapuri).

Phya Arthakravi Sundara („ „ Nagara Svarga).

Phya Indrâdhipati („ „ Prhcain).

Phya Nagara Phrarama („ „ Bisnulok).

H. S. H. Prince Srîshtitej („ „ Bhuket).

商務運信省

H. R. H Prince of Kambaeng Bejra : General(Minister)

Phya Pipit Sombatti (Under-Secretary of State).

Mr. R. S. le May (Adviser to Ministry, Office of the Adviser).

Phya Pipit Sombatti (Registrar, Co-operative Dep't).

H. S. H. Mom Chao Thong Chuer (Director-General, Dep't of Commercial Registration).

Mr. A. Marcan, F. I. C., M. Inst. M. M. (Director, Government Laboratory).

Phya Sarasastra Sirilakshana M. Inst. T. A., A. M. I. C. E. (Commissioner-General, Central Administration, Royal State Railways of Siam).

Phra Sathien Thapanakitya, M. A., R. E. A. 'acting' (Chief Highway Engineer, Department of Ways)

Phya Prakit Kolasastra, B. Sc, A. M. I. C. E. 'acting' (Director-General, Post and Telegraph Dep't).

農務省

Chao Phya Bijayanâti (Minister).

Phya Sanbhakich Kasetrkarn (Under-Secretary).

Dr. Hugh Mc Cormick Smith (Fishery Expert and Adviser, Dep't of Fisheries).

Luang Chula Jeeb Bijjadhara B. S. 'acting' (Director, Dep't of Fisheries).

Phya Joiamark Bhicharana, B. Sc. Edin (Director-General, Central Administration, Royal Irrigation Department).

Phya Vibhark Bhuvadol (Director, Cadastral Survey Dep't).

Phya Daruphan Pitak (Chief Conservator of Forests, Royal Forest Dep't).

文部省

H. H. Prince Dhani Nivat (Minister).

Phya Banijyasar Vides (Under-Secretary).

Phya Medha Dhipati (Director-General, Dep't of Educational Technique).

Phya Bharata Raja, M. Sc. 'Hon.' (Rector, Central Dep't Chulalankarana University).

國防

一 陸軍

沿革 暹羅は古來戰を是事としたが、之に使用した軍兵は殆ど臨時徵募兵にて、平時は少數の常備兵を置くに過ぎなかつた。アユティア王朝時代の近衛隊は馬來人其の他の同教徒・日本人・白人等の外人傭人を以て組織され、ここがあるが、通常々備隊の主體は諸役に拉致した捕虜及其の子孫よりの徵募した。該制度は爾後漸變して捕虜及其の子孫は勿論、在暹馬來人・モーン人・安南人は悉く兵役に服する定則となり、每歲四箇月間輕少の實銀を受けて服役した。政府は爾來長く、この差別的賦役制度を固執し、以て時代の要求に適應せる軍隊を樹立せんと努力したが、一九〇二年の東部及北部に於けるシヤン人の暴動に際して其の全く實戰に無價値なるを立證されるに及び、終に軍制の根本的改組を痛感するに至つた。恰も當時歐洲にて軍事見學中なりし青年氣鋭の太子法を復活し、後一九一七年之を改正した。該法は全國を陸軍區及警察區に分ちて先づ其の一區に實施し、其の經驗を以て之を全國に延長普及實施したが、既に一九一八年には飛行隊及輜重隊は歐洲大戰に參加して偉勳を樹てた。此の軍制の創設者は亦た暹民徵兵制の創設者たる偉人ラーマ六世王陛下である。

徵兵制度 二十一歲又は二十二歲に達したる壯丁は、悉く召集されて兵役に服するの義務を有し、其の中より所要人員を選拔して現役に服務せしめ、殘餘は豫備として控置する。選拔されたる者は、(一)最初二年間は現役に服し爾後七年間は第一期豫備役に、年々最長二箇月の召集を受けて服務する、(二)爾後十年間は第二期豫備役に、年々最長三十日の召集を受ける、(三)更に其の後六年間は第三期豫備役に編入せられる。

教育 盤谷に士官學校がある。本校は語科の將校を養成する目的にて、本世紀初の軍制改革と共に根本的に改組されたもので、彼の東印度の考古學者として著名なる伊人 Gerini 大佐は、爾來約十年間校長として盡瘁したと云ふ。其の他歩兵學校・砲兵學校・工兵學校・飛行學校・陸軍大學校・軍醫學校及獸醫學校があり、各聯隊には下士養成の爲の教導團を置く。共に體育に重きを置き、新式武器及裝具を採用してゐる。

軍制 暹羅陸海軍は國王陛下が大元帥として統率し給ふ所にて、一九二八年四月改變の陸軍編成は左の如くである。爾前の第三軍團を廢して全國に二軍團を置き、各軍團は二個師團より編み、歩兵一個聯隊は三個大隊より編成される。各軍團には二個の歩兵聯隊より成る一個師團、各師團は二個の歩兵聯隊及一個の砲兵聯隊及一個工兵中隊及一個通信兵中隊を各編すると共に、直接司令下に騎兵一個聯隊、二個中隊編成の一個戰車隊を置く。

第二軍團
- 司令部 盤谷
- 司令官 中將 Phya Siharaj Dejojai
  - 近衛第一師團（盤谷）
    - 師團長 少將 Phya Sena Songgram
      - 騎兵第一聯隊（盤谷）
      - 近衛工兵第一聯隊（同右）
  - 第二師團（プラチンブリー）
    - 師團長 少將 Phya Bijaya Songgram
      - (1) 近衛チェラローンコーン王近衛歩兵第一聯隊（盤谷）
      - (2) 近衛砲兵第二聯隊（同右）
      - (3) 歩兵第三聯隊（ペトリサウ）
      - 歩兵第四聯隊（ラーチャブリー）
      - 砲兵第二聯隊（不明）

第三軍團
- 司令部 アユティアー
- 司令官 中將 Phya Siharaj Riddhikri
  - 騎兵第二聯隊（アユティアー）
  - (4) 工兵第二聯隊（同右）
  - 第三師團（コーラート）
    - 師團長 少將 Phya Bijai Ronarong
      - 歩兵第五聯隊（コーラート）
      - 歩兵第六聯隊（同右）
      - 砲兵第三聯隊（不明）
  - 第四師團（チョンサッソン）
    - 師團長 少將 Phya Praserth Songgram
      - (5) 歩兵第七聯隊（チョンサッソン）
      - (6) 歩兵第八聯隊（チェンマイ）
      - 砲兵第四聯隊（不明）

備考 (1)ヴァッチラヴッド王（1）佐級、(2)親王（2）に次ぐ、(3)ナコムスワンナプーム王（3）は皇后陛下の弟、(4)サンペット大元帥（4）は陸軍大將、(5)ワッチラヴッド王（5）は元帥ナコンサワン親王の長男、(6)ナコンサワン親王（6）は陸軍大將。

陸軍省 本省は軍務局（人事・徵兵・法務・醫務・會計の各課）、參謀部（教育・歩兵・騎兵・砲兵・工兵の各課）、測量局、陸軍々需局（兵器廠・倉庫・陸軍工廠・會計）、航空局の諸局よりなり事政を司る。尙全國を六個の陸軍區に分ち、各區には中・少將の區司令官（第二第六區は司令官兼任）を置く。

二 航空軍

一 一九一三年佛國西に派遣せし技師等の歸朝と共に、飛行隊設立され、前述の如く世界大戰に參加し獻身的に遠征して以來、發達顯著なるものがあつたが一九二二年の末一部を一般行政に商業上の目的にも專用することなつた（「交通」參照）。軍用飛行隊の本部は盤谷附近の飛行場に置く。

三 海軍

沿革 十八世紀及十九世紀の初めには、國王は數多の帆船を有してゐたが、主として貿易に時に軍事輸送用に使用したのみで、尙海軍と云ふ程のものは無かつた。十九世紀の後葉に、砲術練習の爲め招聘した英人アッシュ（Bush）大佐に代つて、丁抹人リシアリュー（Richelieu）大佐招聘されるに及び、巡洋艦一、砲艦六隻の艦隊を見るに至つた。當時海軍は軍務局の一局として存し、右丁抹人は局長として權勢があり、將校は主として丁抹及諾威人により組織されたが、右局長隱退した一九〇九年翌年同局は獨立して海軍省となり、ナヨンサッソン殿下が大臣として就任されるに及び、漸次將校は外國海軍又は盤谷海軍兵學校にて教育された邦人に代へ、艦隊は日本製の王室ヨット立に驅逐艦二、掃海艇二を以て練習艦に代へられた。爾後新艦又は獨逸捕獲船（大戰時捕獲）を加へて今日に及んでゐる。

教育 一九〇四年盤谷 Phra Rajwongderm に海軍兵學校が創設され、機

闘科及航海科を置いて多數の卒業生を出し、盤谷以外七箇所には海兵團を設け、初年兵の教育に備えてゐる。

編成　大元帥陛下の統帥の下に、王室ヨット以外の艦船を以て艦隊及運送船隊を組織する。

艦船　海軍用艦船は、一〇〇噸以上約二〇隻(中五〇〇噸以上一〇隻)を有し、其の主なるものを表示すれば次の如くである。尚此の他五〇—六〇隻の小汽艇及三〇〇—五〇〇噸の運送船三隻を有し、驅逐艦・砲艦・練習艦及一隻の運送船には無線電信を装置してゐる。

艦名	艦種	噸數	速力	裝備
Maha Chakri	王室用ヨット	約二,四〇〇	海浬 一四	
Phra Ruang	水雷驅逐艦		約 四〇	四吋砲四、三吋高射砲一、双水雷發射管二
Sua Tayarn Chol	同	} 三七五	} 二七	} 七六粍砲一、マクシミ砲二、一八吋水雷發射管二
Sua Kamron Sindhu	同			
Ratanakosindr		一,〇〇〇	一三	六吋砲二、三吋砲四、二・五吋一及一・五吋砲一
Makut	砲艦	六〇〇	一二	一二糎速射砲一、五七糎速射砲四
Bhali 及 Sukrib	同	五〇〇	一〇	一二糎速射砲一、五七糎速射砲五
Muratha	同	四四〇	九五	同右
水雷艇第一、二、三、四			二〇	五七糎砲一、二吋半砲一、一八吋水雷發射管二
Sukhodaya	砲艦	一,〇〇〇	一三	六 B. L. 砲二、三吋速射砲四
Chao Phya	練習船	七五〇	一六	

設備　海軍工廠は、長さ船臺四七四呎二吋、全長五一三呎、入口の幅五六呎九吋、高潮時の水深一五—一六呎の乾渠にて、全艦體の修繕に差支へなき新式機械設備を有してゐる。

海軍省　本省は軍令部(軍務・史料・無線電信の三課及海軍兵學校を管轄)副官局・修理局・法務局(海軍警務局之に屬す)・盤谷鎭守府(プラチョムクラオ「Phra Chom Klao」要塞及ビスアサムット「Bhisua Samud」要塞之に屬す)海軍工廠及船渠・兵器局・海軍醫務局・海軍中央倉庫・海軍水路局より成り、軍政を司る。

教育

沿革　過去現在を通じ、當國の教育は寺院と密接なる關係を有することは前述の如くである。卽ち往時教育は僧侶の掌中にあつて、恰も我が邦に於ける寺小屋の如く、一般家庭より子弟を引受け、寺院に於て餘暇に極く初歩の讀方・書方・算術及倫理を教授した。ラーマ四世登極の頃、既に外人宣教師は教育に從事し、續いて盤谷には俗人私立學校出現し、寺院教育よりも少しく進歩した教育を施した。一方海外留學生の派遣を初めたのもこの時代であつた。併し今日所謂教育なるものは、次帝チュラローンコーン王治世の初葉(一九一七年)に、高級官吏の子弟に對し暹羅語・算術及官吏學を教授したるに創まるものと云ひ得る。次で同帝は國民教育普及の聖旨より首都及其の周圍諸郡の寺院に學校を設け、僧侶を教師とし、俗人をして之を援助せしめ、暹羅語及算術を教授したが、該制度は甚だ好成績を示し、進んで之に當らんとする寺院續出するに及び、必要に迫られて一八八七年教育局を創設した(一八九二年に之を文部省と改稱)。一八九一年ダムロン親王歐洲の教育御視察の後、皇太子の家庭教師たりし英人ロバート・モーラント(Robert Morant)と協力して現今の教育制度を立案し、翌年久しく要望された師範學校の設立を見た。併し同親王が内務大臣に轉任され、一方右英人も歸國したる爲め、右計畫は一

時頓挫したが、後ジョンソン(N. G. Johnson)氏顧問となるに及び、同計畫は復活されて今日の制度を見たものと云ふ。兎に角一八九八年には詔勅により寺院學校に一般智識及倫理をも教授することとし、地方官をして該事業を援助せしめた。續いて一九〇九—一二年に亙り、各州縣に教育主任官吏を派遣し中心地には模範學校を設立し、學科目も先進國のものに當國の必要とするものを加味して定めた。斯くて一九二一年十月一日初等義務教育令の發布を見るに至つた。

尙一九三〇年に教育税を廢止し、地方初等教育費は國庫より支辨することとした。(「財政」參照)

民度　當國は、國民教育未だ普及せず、一般民衆は殆ど無智蒙昧の徒にて、有識階級は悉く王侯貴族・軍人・官吏等の支配階級のみと云ふも過言でない。試みに左表に示すが如く、總人口に對し讀み書き可能なるものは一割餘に過ぎず、而も之は單に讀み書きし得る者多く、その中教育を受けたるものを示せば更に小歩合である。尤も左表には比較的教育の普及せるクルンテープ(盤谷)州を含まず、且一九一一年度の數字であるから現今は多少良歩合を示せる事と思はれる。

第二六表　州別及體性別民度表

州名	男 讀書し得る者	男 讀書不能の者	女 讀書し得る者	女 讀書不能の者	計
Ayuthya	一一七,一三九	一五二,八一七	九,六四七	二六八,五六二	五四八,一六五
Prachinburi	六八,六一三	九四,〇九二	一九,一三六	一四三,四三〇	三二五,二七一
Nakon Chaisri	四五,七九八	九五,九六二	五,八二七	一四〇,〇四四	二八七,六三一
Rajburi	七六,五一三	一三四,五〇九	二二,三三九	一九三,四六四	四二六,八二五
Nakon Sawan	四九,三四〇	九三,三八〇	一,一一六	一四三,八三二	二八七,六六八
Pisanulok	四八,五一六	七三,二六一	一,六一〇	一二六,四六九	二四九,八五六
Bayap	一九,九六二	六二三,二四八	五八四	六五四,〇四四	一,二九七,八三八
Udorn	一七,八九七	三〇九,三二五	二九二	三三八,八九一	六六六,四〇五
Nakon Rajasima	一六二,七〇二	七七八,一一〇	一二,〇二五	一,〇一四,八六〇	一,九五七,七一五
Chanthaburi	三三,五五九	三六,二九六	三,〇一九	六三,五八九	一三六,四六三
Nakon Sritamarat	一四八,〇三〇	一七三,四五五	一六,一五四	三〇七,〇二九	六四四,六六八
Phuket	三一,一〇八	九四,〇一九	五,二二五	九九,六八五	二三〇,〇三七
Patani	一四,七九五	一二二,七九二	一,七八二	一三七,三二六	二七六,六九五
合計	八三三,九七二	二,七八一,二八四	八八,七五六	三,六三一,一二五	七,三三五,一三七

出所＝一九二二年度暹羅統計年鑑

一　學校の種類

官立學校　全然文部省の維持管轄に係る學校を云ひ、模範學校として認められ、其の組織及方法は出來るだけ公立學校の採用する所となつてゐる。州の官立學校の主なるものは州の行政中心地に置き、其の他は少くとも一郡一校の割に州内に散置してゐる。此の種の學校の職員は大多數有資格者である。有望なる生徒は初等教員として養成され、卒業後は公立小學校に奉職するが、其の中最優良生は盤谷に送りて更に上級の教育を受けしめる。一般に此の種の學校々舍は堅牢なる建築物にて、概して充分なる運動場を有してゐる。因に其の設立費は原則として地方有志の自發的寄附金に俟ち、必要あれば政府が補助金を下附するが、政府が全費を支出することは寧ろ例外に屬してゐる。

公立學校　(一)初等義務教育令に規定する條件の下に賦課せられる教育税(現今廢止)及(二)地方の寄附金にて維持される學校を云ひ、(イ)之を設置せんとする村・區の住民(ロ)又は村・區民に設置の意志なきも必要と認めた場合は郡長が知事の許可を得て設立する。大多數は寺院に設立され一般に寺院の建物内に校舍を設けてゐるが、屢々屋外のサラ(亭)等を之に當てゝゐる。此の種の學校は初等義務教育のみを施し、地方公吏が其の設備經營の責に任じ、

暹羅……教育

凡て文部省の監視を受ける。

私立學校　私人事業として設立され、單に授業料のみに依つて經營されるか、或は傳道學校の如く個人又は團體に依つて維持監督される學校にて、文部省に登記し、又「一九一九年の學校登錄令」に規定せる條件に從ふことを要する。同令に依り文部省は全私立學校を訪問監視するの權利を有してゐる。

省立學校(文部省管轄以外の學校)　同じく官立學校中、上記文部省の維持に係る學校以外に、他省に依り其の特種の必要を充す爲め官費にて維持される特種の學校がある。文部省直轄學校との區別上、文部省の報告には特に之を Departmental Schools と稱す。主要なるものはヴジラヴッド大學(前の Royal Pages College と King's College とを合併したもので、英國のパブリックスクール程度)・陸海軍諸學校・憲兵士官學校・法律學校・郵便電信學校等にして、何れも首都盤谷に在る。

二　學制

初等教育　初等教育機關に小學校(Prathom)がある。男女三年制にて、一九二一年の初等教育令に規定せる最小限度の義務初等教育を施す。尤も男兒にして中學校に進まぬ者及專門中等學校に進まんとする者は更に二箇年の補習科を修了せねばならぬ。補習科は一般教育の他に、在校地方に適應せる職業(普通農業)又は手藝の學科を加味してゐる。上記教育令に依り入學年齡は七歲に一定されてゐるが、地方の事情に依り八—十歲に引上げ得る。修了年齡は十四歲であるが、之も暹羅語の讀方・書方に於て所要最低標準に達せざる兒童は、十四歲以上に達するも學校に停留せしめ得る。又諸町村に公立學校の設立を見たる爲め、官立小學校を從來通り普及する必要もなく、現今は其の本旨通り模範學校に止めてゐる。云ふ迄もなく盤谷に於ては官立學校が優勢を占めてゐる。

一般中等教育　中學校(Mattayom)は八年に終了し、卒業方針を大學入學程度とする。豫科(三年)・中等科(三年)・高等科(二年)の三期に分割され、高等科は更に (一)一般學部(法律又は自由文藝を志す者の豫備教育) (二)語學部(特に留學志望者の爲め) (三)科學部の三部に分れ、將來の志望別に教育するが、前者二期に於ては國語を以て教授し、第一外國語(英語)を最初より教授するが、高等科二年間は課目の多くは英語にて教授し、獨佛語を第二外國語として教へる。九、十歲にて豫科に入學し、十二、三歲にて中等科に、十五、六歲にて高等科に進むことゝし、高等科の卒業試驗にては年々數多の在外研究給費生を選拔し、首席二人には滿十八歲迄の者に限り王室奬學金を賚與する。

専門中等教育　三期に分割されること中等學校同樣であるが、各期の年限は專習科目に依つて長短がある。一般に小學校教育(男子は五年女子は三年)を了へた學生は豫科に進級し得、直接中等科又は高等科に入學せんとする男子は、普通中等教育の豫科又は中等科を及第するを要し、實業教育の高等科を良成績にて及第した男生徒が特に大學に入學を許されることがあるが、但し入學試驗(現今は中等學校高等科の卒業試驗)に及第することを條件とする。

文部省所轄の專門中等教育の課程は (一)教員養成 (二)美藝 (三)商業 (四)農業 (五)看護婦産婆養成である。

高等教育其他　盤谷にチュラローンコーン綜合大學(Chulalongkorn University)があり、中學卒業試驗の成績によりて入學を許可する。其の他陸軍士官學校・海軍兵學校・憲兵士官養成所・法律學校・師範學校等があり、各專門の高等教育を施してゐるが、其の入學資格は各校に依りて異り、中學六年修了乃至卒業の生徒を收容する。

チュラローンコーン大學—一九一七年三月二十六日の勅令によりチュラローンコーン官吏養成所(King Chulalongkorn's Civil Service College. 其の中に政治學部及工學部があつた)と王室醫學校とを合併して、綜合大學組織としたもので、盤谷市レースコース路の西側一平方哩の地積に跨つてゐる。

本大學は醫學部・文理學部・工學部・政治學部の四部に分轄されてゐる。

醫學部　ロックフェラ奬學基金の援助にて組織せられ、醫學校の研學年限は六年にて、中二年は文理學部にて豫備教育され、殘餘四年間を醫學部に過し、附屬の產婆看護學校は研究年限三年半、藥劑學校は文理學部に一年(豫科)、醫學部に二年(本科)の三箇年である。本學部の實習研究に備へてスリーラーヂヤ病院があり、各種の患者二四〇名を收容し得る設備を有する。

文理學部　本學部も、一部は口氏奬學基金の援助を受ける。研學年限は、(a)文藝學校及理學學校は豫科本科各二年卽ち四年、(b)本學部の學位を受領せんとする者及上記(a)の豫科を修了し本科に進むことを欲せない者の爲めに特に設けられた教育科は一年、醫學部豫備校は二年(續いて醫學部に進學)、(d)工學部豫備校は一年(續いて工學部に進學)、(e)藥劑學校は一年(續いて醫學部に進學)である。

工學部　土木及機械に分れ、研學年限は四年にて、中一年は文理學部にて豫備教育され、殘餘三年を本學部にて研學する。

政治學部　法律及政治・財政・商業及經濟に分れ、研究年限は三年である。

三　其他

教育者の養成と教員會　教育當局は、夙に出來得る限り有資格の教員を以て教育に從事せしめんと圖り、盤谷には男・女師範三校を設置してゐる。暹羅は農業國であるから、農業專門家の養成は最も重要視する所で、文部省は爲めにサラブリー縣下タプクワンに中央農業教員養成所を置き、其の卒業生は各自州に歸つて州の農業教員養成所の教師となり、後者卒業生は順次州內諸校の農業教師となることゝしてゐる。又文部省は美藝方面にも留意し、盤谷に中央美藝學校を設立して、(一)圖畫教師 (二)舊綢工教師 (三)印刷工 (四)工匠 (五)指物師 (六)金銀工 (七)木彫工を養成してゐる。尙一九二八年よりは各地にて夏休暇を利用し教師に教授及學校管理に關する講習を施してゐる。

教師會は教育の進步に貢獻するを本來の目的とする教育關係者の會にて、開會中は教育の諸問題に關する講演をなす他、教育以外の專門家及學者を招待して公開講演をも開く。これには多數の來聽者があるが、又屢々兩陛下も臨御被遊ると云ふ。

奬學手段　將來有望なる生徒にして、家庭の貧困なる爲め教育を受け得ざる者に對しては、政府は常に奬學金を準備し研學を持續せしめてゐる。奬學金は次の如き場合に下附する (一)若し同一の親が同時に三人の子女を就學せしむる時は、第三番目の子女は授業料を免除する。(二)各年の終末試驗に級中の首席を占めたる生徒も授業料を免除する。(三)三年間無缺席の者も免除する。(四)國王奬學金を受ける者の選拔試驗は一八才以下の學生に對して年々施行され、最高點を得而も品性健康共に優秀なる二名の候補者を選拔して、研究持續の爲め海外に留學せしめる。文部省のみでなく、他省も亦有望なる學生には奬學金を與へて各自省の要求する特種の問題研究の爲め外國に留學せしめる。

教育補足機關　一般教育補足機關として特筆すべきはボイスカウト及少年赤十字隊である。

ボイスカウト—ボイスカウト運羅聯盟は、約二〇年前に先帝に依り創設されたもので、社會精神の涵養と共に特にタイ人種の祖先より傳承せる國民精神の鞏化を目的としてゐる。當國小・中學校には本邦の如く體操及軍事教練の課目なく、又青年團及青年訓練所の如き組織を缺ぐから、之等を綜合したるボイスカウト式社會教育を準備するもので、指導者の大部分は教職にある。中央には總本部常務委員が設置され、其の總裁には創設者たる先帝自ら就か

れたが、今は現國王が之を繼承して居られる。地方には各州に州總督を長とする本部常務委員があり、殆ど全國にスカウト委員を設けて文部省と連絡を取りつゝ團務を行ふ。本運動は殆ど全國に行亙り、現今團員總數約四萬三千人を有す。

一九二八年全國の代表健兒を集めて第一回ジャムボリーを盤谷に開きて好成績を收めた。一九二九年七月初め其の代表は日本ボイスカウトの招待を受けて渡日し、滯在十二日間、笛吹川のキャムピングに參加し、旁々各地を觀光したが、一九三一年正月には更に第二回の全國ジャムボリーを盤谷に開催し、總裁陛下の招待を受けて日本聯盟の代表健兒十二名も之に參加し、滯暹十日間に亙り空前の歡迎を受け、國際的親善を著しく增進した。

少年赤十字隊―暹羅赤十字社の事業の一部にて、現今全國に會員を有し、一九二九年末には全國一、二二九團、會員數三四、六八〇名を算してゐる。

第二七表　體性別・學制別生徒數連年比較表

年度	學制	小學校	中學校	實業及專門學校	省立學校	チュ大學	合計 計	合計 男女計
一九二四	男	三六三、八二四	一九、三一三	三、二六八	一、九五七	三七〇	三八八、七五〇	六〇八、五八七
	女	二一六、二二三	三、一八一	三七一	—	六三	二一九、八三七	
一九二五	男	三六一、三一〇	一九、八三五	二、七〇〇	一、六四五	三一八	三八五、八〇八	六二一、六二六
	女	二三二、一二〇	三、二七七	三五三	—	六八	二三五、八一八	
一九二六	男	三五〇、二〇八	一六、一六五	二、四六六	一、六四六	二六六	三七〇、七五一	五九二、六二七
	女	二一八、四四二	三、〇七二	二八六	—	七六	二二一、八七六	
一九二七	男	三四四、四一六	一五、二〇八	二、三三九	一、五二六	一九八	三六三、六八七	五八三、三五六
	女	二一六、二三九	三、〇六六	二九三	—	七一	二一九、六六九	
一九二八	男	三四七、七二〇	一三、六九六	一、四九四	一、四七七	二四六	三六三、六三三	五八九、一八七
	女	二二三、一六一	二、一二九	一六九	四	九一	二二五、五五四	

出所＝一九二九年度暹羅統計年鑑

第二八表　官・公立別學校・生徒・教員數連年比較表

年度	小學校 校數	小學校 兒童數	小學校 教員數	中學校 校數	中學校 生徒數	中學校 教員數	專門學校 校數	專門學校 生徒數	專門學校 教員數	合計 校數	合計 生徒數	合計 教員數
官立學校												
一九二五	二八六	二〇、八〇四	八九八	二〇〇	一七、八八九	九二一	三三	一、二六一	一二四	五一九	三九、九五四	一、九三三
一九二六	二六〇	一七、一二七	八〇三	一九六	一四、六六六	八八〇	二八	一、〇七九	九七	四八四	三二、八七二	一、七八〇
一九二七	二四六	一八、六八七	七九七	一九三	一三、九一一	八六八	二九	一、三三一	一二〇	四六八	三三、九一九	一、七九三
一九二八	二五四	二〇、〇一五	八一六	二〇三	一四、七九七	九〇四	三〇	一、六三七	一三一	四八七	三六、四四九	一、八四一
一九二九	二七三	一九、九二六	八一六	三一一	一六、五〇〇	八五七	二九	一、九二七	一一八	六一三	三八、三五三	一、七九一
公立學校												
一九二五	四、八三三	五五二、二四八	九、九八六	二	九五	二	—	—	—	四、八三五	五五二、三四三	九、九八八
一九二六	四、八八一	五二四、一一八	一〇、一七二	五	六〇	七	—	—	—	四、八八六	五二四、一七八	一〇、一七九
一九二七	四、九〇四	五一五、七八七	一〇、四三九	四	二三	四	—	—	—	四、九〇八	五一五、八一〇	一〇、四四三
一九二八	四、九九九	五三八、一三六	一〇、七四二	三	三二	六	—	—	—	五、〇〇二	五三八、一六八	一〇、七四八
一九二九	四、九二〇	五七〇、六五九	一一、六七七	二	三四	四	—	—	—	四、九二二	五七〇、六九三	一一、六八一

出所＝一九二九年度暹羅統計年鑑

第二九表　寺院學校數連年比較表

年度	寺院數	學校を有する寺院數 官立學校	公立學校	私立學校	計
一九二五	一六、一八五	一八〇	四、三五三	八五	四、六一八
一九二六	一六、五一八	一五八	四、二五一	七八	四、四八七
一九二七	一六、一三二	一五一	四、二三九	七六	四、四六六
一九二八	一六、四五六	一四〇	四、三七九	七八	四、五九七
一九二九	一六、五七一	一三三	四、五〇一	七九	四、七一三

出所＝同前表

第三〇表　州別官・公立學校々數・生徒・教員數表（一九二九年度及一九二五―二九年度平均）

州名	官立學校 學校數 一九二九	官立學校 學校數 五箇年平均	官立學校 生徒數 一九二九	官立學校 生徒數 五箇年平均	官立學校 教員數 一九二九	官立學校 教員數 五箇年平均	公立學校 學校數 一九二九	公立學校 學校數 五箇年平均	公立學校 生徒數 一九二九	公立學校 生徒數 五箇年平均	公立學校 教員數 一九二九	公立學校 教員數 五箇年平均
Krung Thep	一七四	一四四	一四、九三〇	一四、〇二四	七八三	七四五	六	八	四、六三五	二、三一一	一一五	六九
Ayuthya	三八	三九	一、九八一	二、〇八一	九三	一〇六	四六二	三七六	三七、二四〇	三七、一三七	九三二	八二五
Chanthaburi	一七	一七	九八七	九四四	四三	四四	一二七	九七	六、八三一	六、三四二	一五八	一四七
Nakon Chaisri	二一	二三	一、〇二九	九四三	四九	五一	一六五	一六五	一五、七四〇	一二、八五九	三五四	三一四
Nakon Rajasima	五二	五〇	四、二七三	四、三〇九	一六九	一八六	一、三七六	一、三二九	二一六、四七六	二一六、六二五	三、九一八	三、六八一
Nakon Sawan	四四	三五	一、六九二	一、八一七	八九	八三	二〇七	三〇九	二六、一八六	二二、六一八	六五二	六一四
Nakon Sritamarat	二六	二二	一、八六〇	一、七三九	一〇八	九六	四一九	三九七	四五、二七一	三九、七七〇	八三六	六八八
Patani	四三	二六	一、一〇五	九二五	五六	五四	一八四	一二三	六、〇九〇	六、三一七	一八一	一七四
Prachinburi	二三	二〇	一、二五六	一、二〇二	五三	五五	二六一	二一九	一九、六六〇	一六、五四二	三八六	三一三
Pisanulok	三六	二八	一、八三〇	一、六三八	七五	七三	七七	三〇七	三三、三六七	三三、三八七	六七七	六八二
Bayap	六〇	四一	二、一六三	一、六五七	一二一	一一六	五七八	六〇二	四五、三八七	四六、三一九	一、一五四	一、〇三四
Phuket	二五	二一	一、一〇三	一、一四七	六五	六六	一五一	一四七	八、五三二	七、八八九	二一二	二〇八
Rajburi	三一	三八	二、〇一九	一、八〇〇	九四	九〇	二六一	三一五	三二、二八九	三〇、九三七	六一二	五九〇
Udorn	二三	一八	二、一二五	一、八七三	九三	八四	五二九	四九八	七三、〇〇六	六二、九九八	一、四九六	一、二六八
全國計	六一三	五一四	三八、三五三	三六、三〇九	一、八九一	一、八四八	四、九二三	四、九一一	五七〇、七一〇	五四〇、二四二	一〇、七四八	一一、六八三

出所＝同前表

第三一表　文部省直轄外諸學校(省立學校)生徒・教員數連年比較表

項別	學生總計		年度末に卒業せし學生數		教員數(1)		出所ニ同前表
年度 / 校名	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
一、法律學校(司法省所轄)	一〇三四	一〇八三	一〇二一	一〇八八	九四九	五一	五一	五四	六三	六七
二、陸軍諸學校										
幼年學校	二三六	二七三	二二五	一六七	二三七	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
士官學校	九二									
教導團	一一七	一一九	一一三	一二六	一二六	一一七	一一七	一一〇	一一三	一一七
三、海軍兵學校	六五	四八	三〇	三一	一九	九	一四	一三	一四	一四
機關學校	三一	二六	一一	三一	一一	四	四	四	四	四
四、憲兵及警官學校(內務省所轄)	六五	六二	五六	八〇	八〇	一一	一一	一一	一一	一一
五、郵便電信學校(商務遞信省所轄)	一五	三六	三八	三三 (2)	九	二	二	二	二	二
計	一六四五	一六四六	一五二六	一四八一	一四二一	二四〇	二五九	二六四	二五五	二七七

備考　(1)右側は特派巡回教師及講師　(2)一時閉校

教育行政　中央には文部省があり、大臣官房(總務・會計・建築の諸課を置く)、教育局(一般教育・專門教育・教科書の諸課及檢定・學校衛生檢査・留學生視學等の諸係を置き、初等・中等教育を管掌す)及大學教育局を置き教育行政を司ると共に、宗教局を設けて宗教事務をも管掌する。地方には各州に教育主任官を置いて州總督の監督下に、縣及郡にも教育官を派置して夫々縣知事及郡長の監督下に管內の教育事務を司掌する。

文部省の所管事務は次の如くである。(一)全國官立學校の監督、財政の許可、公開圖書閱覽室及講演等の組織　(五)大學教育の組織　(六)宗教行政事務の扶助。範圍內に於ける新設校の設立・職員配給・許可・登錄せる公・私立學校の監視　(二)課程の立案及認可　(三)同課程に依る檢閱及監視　(四)教科書の編纂・刊行・認

第三二表　州別教育費連年比較表

州名 / 年度	教育局全費				生徒頭割額			
	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Krung Thep	八二〇、九五五	五二、一〇〇四	五八四、一二八	六一、八三五三	六四、五九三六	四八、七八	四一、一六	三八、七八	三八、二六	三八、三五
Ayuthya	二一〇、一〇八	一〇〇、九六三	四〇、六四一	一五、三六七	一四、七九三	一、七三	一、三〇	一、三五	一、三五	一、三五
Prachinburi	一〇〇、一一四	三九、九一七	四七、七一六	四九、六七七	四二、一〇五一	二、一四	二、〇四	二、〇三	二、〇三	二、〇三
Nakon Chaisri	一九三、一〇一	四六、三三七	四九、九六六	四九、九六六	四二、一〇五一	一、四一	一、四一	一、四一	一、四一	一、四一
Rajburi	一八六、四一〇	五一、五一二	六一、七一三	六三、九九六	六三、五〇四	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九
Nakon Sawan	七〇、三五	六三、八九	六三、五〇	六四、八九六	八二、五一五	一、八二	一、八二	一、八二	一、八二	一、八二
Pisanulok	一四六、七九三	一二六、七三三	三〇、五〇七	二一〇、七五〇	一一二、四〇七	二、二五九	二、二五九	二、二五九	二、二五九	二、二五九
Bayap	二七六、〇五五	六九、八一五	六九、八一五	七〇、一一四	八五、三一〇	二、二四	二、二四	二、二四	二、二四	二、二四
Udorn	七三、八九四	一四一、三三四	一四二、五九四	一五一、九八五	一六七、七四一	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八
Nakon Rajasima	四九、九三五	三四、二二一	四四、五七三	一八、〇〇七	一一四、一八	〇、六三	〇、六三	〇、六三	〇、六三	〇、六三
Chanthaburi	一〇七、二五六	一二、五四九	一〇七、五四〇	一一三、一九六	二、一九四	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
Nakon Srithamarat	一〇七、一七八	六一、〇一三	六二、〇三五	六二、四六五	六三、〇八九	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二
Phuket	八二、七九九	五二、六四四	四八、六二四	五二、七四〇	五一、九七〇	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五
Patani	二一五、〇四三	一四三、二四一	一四九、一〇八	一四六、六五七	一七三、七五〇	二、五三	二、五六	二、七二	二、五五	二、八五
合計	三、一五〇、四九三	一四四、二四一	一四九、一〇八	一四六、六五七	一七三、七五〇	二、五三	二、五六	二、七二	二、五五	二、八五

出所ニ一九二九年度統計年鑑

四　學藝調査機關

國立圖書館　一九〇五年の創設に係るが、一九二六年四月十九日の勅令にて國立文學考古美術院(Royal Institute of Literature, Archaeology and Fine Arts)の設置と共に、改組して其の一部をなすに至つた。從來本館は二部に分れ、一はラーマ四世の僧籍時代(登位前)の御名を記念し、ヴアヂラナ(Vajiranana)圖書館と稱して、佛教・文學・歷史・法律等に關する珍奇なる手記・書類・石文・彫刻等を蒐集藏置し、國立博物館(後述)の一棟にあり、他はラーマ六世の御名を記念し、ヴアヂラヴツト(Vajravut)圖書館と稱して、內外の印刷書類・繪畫・寫眞等を藏し、ヲツトマハータツト寺院の前面にある。後者には內外新聞雜誌閱覽室の外數箇の閱覽室があつて、無料にて一般閱覽を許してゐる。

國立博物館　圖書館と同じく右文學考古美術院の管下にあり、舊副王(Wang Na)の宮殿を其の儘使用してゐる。入口第一の建物は右ヴアヂラナ圖書館に當て、右側の建物(アダイサワン)には美術品を藏してゐる。室の中央には錫蘭にて古代に鑄造されたブダジインゲの像を安置し、其の後方には各種の信者奉納美術品を陳列してゐる。其の後方の建物(イサラヴヰニチヤイ)には印度佛・瀧羅門佛・東埔寨及暹羅の靑銅佛及日用器具等を藏置し、暹羅美術の變遷及樣式が窺はれる。最後の建物には暹羅近代美術の逸品たる玉座・乘物・家具・武器・面・樂器・布類等を收め、其のヴエランダには、大佛像及印度・爪哇より入來せし參考品を陳列し、又前者の建物との間の小室には各種佛像の破片を藏置してゐる。

其他　商務遞信省內に官立研究所(「商業」參照)がある。

衞生

概說　抑々暹羅に歐風醫療方法が紹介されたのは、十七世紀の初め暹羅に在留せるヅエスイット派宣教師に依るもので、其の後十九世紀の前半來暹したる米人宣教師等は間もなく醫療事業を起し、其の一は北部チエンマイに置き、今では此處が暹羅に於ける醫業の中心地たらんとしてゐる。先づ宣教師等は、一八四〇年蔓延する天然痘に對し弘く種痘を施し、又彼等はチエンマイに癩療養所を設置した。現在に於ては政府より若干の補助金を得て優秀なる成績を擧げてゐる。此の外盤谷附近プラプラデンに、暹羅赤十字社の經營する癩療養所がある。次に一八九〇年醫學校が開設され、當國の醫務教育は玆に一新紀元を劃するに至つた。而してその進步發達は、一にロックフエラ財團の醫學教育部の協力帮助に俟つものなることは教育の項に前述したるが

如くである。斯くて運羅赤十字社、萬國教育部は、近世運羅に於ける醫務保健界の進展上重要且多大の功績を奪げてゐるのである。其の後一八九七年保健に關する法律が發布され、盤谷に於ける衛生上の根本を成すに至つた。更に檢疫に關する勅令は一九〇一—〇五年に亙り屢々發布を見、遂に永久的の海港檢疫所がコプラ(Koh Phra)島に設けられた。時を同じうして文部省内に政府種痘研究所が出來たが後内務省に移管せられ、一九一二年新設パストゥール研究所と改稱せられ、一九一五年後ソーソバア皇后記念館が新築せられ、運羅赤十字社が之を經營するに至つた。斯くの如く政府は比較的着實に、而も年々施設上の進歩改良を行ひつゝあるが、人民の衛生思想は頗る幼稚であるのみならず、一方公衆衛生に無頓着なる多數の下級支那人及印度人の雜居するが爲め、千の豫防心得も百の取締規則も雷名遠着過ぜられ、ペスト・コレラの傳染病患者を出してもなほ來得る限りに開かれて行かなくてはならない。之が運羅に於ける衛生行政の施設補助を相俟つて當國衛生方面の現狀である。

衛生行政　内務大臣は醫師會議(Medical Council)及保健會議(Health Council)の援助を得て、衛生局々長として衛生行政を管掌せしめてゐる。衛生局の創設は一八九七年(當初は、唯官吏事人・國人等のみの衛生事務を司り、後一九一五年公衆福祉局に改め、更に一九一八年に至つて現在の名稱となし、醫務事業を共に從來地方長官によつて現在の衛生局が組織されてゐた萬般の衛生事務を管轄するに至つた。

醫師會議　保健に關する内務大臣の諮問機關にて、其の決議の採否は大臣の任意である。同大臣の任命する議員より成り、現今には衛生局・醫學校・海軍の醫務局・文部省・鐵道局・運羅赤十字社・ロックフェラ財團國際保健部・米國長老教會布教團の各代表より成り、衛生局長が議長を務めてゐる。

醫師會議　共に内務大臣の支配下にありて、一九三三年度の醫師法により、省令の起草・醫師及藥劑師等の開業免狀の下附及取消並に其の登錄・登錄者の適否調査等をなし、又教育に關する文部大臣の諮問機關をなす(議員に就ては政治參照)。

尚經令に於ける醫業者は一括區内は有資格者—新式醫業者としては普通二五七人・一二五人・一〇〇・産婆一八四人・一三五人・藥劑師一八三人・齒科醫五八三人・藥劑師一七九人・計二、八六二人を算す。

保健及醫務に關する法規　今日迄に發布された保健及醫務に關する重要なる法規を擧げると、一八九七年の盤谷地方衛生法(盤谷)、一九〇八年には地方衛生組織に關する法二七町及其の他の防止法(同上)、一九〇八年の天然痘防止法(盤谷)、一九一四年の黄疸及傳染病の内地各縣より地方に漸及中、一九二七年の入國法(一般)、一九二三年の醫師法(盤谷より地方に漸及中)、一九二七年の入國法(一般)、一九二八年の舩脂乳取締法(同上)及保健會議に關する法(同上)、一九二九年の醫師法(盤谷より地方へ漸及中)、一九二九年の天然痘防止法(十州)等がある。

衛生機關　盤谷に於ける主要なる病院を表示すれば次の如くである。

病院	位置
チュラロンコーン記念病院(運羅赤十字社經營)(Chulalongkorn Memorial Hospital)	サラデン(Saladeng)
盤谷看護婦養成所(Bangkok Nursing Home)	コンヴェントロード(Convent Road)
サン・ルキ病院(佛國加特力教ド・シャルトル會經營)	サトーン路(Sathorn 〃)
中央病院(衛生局管理)(Central Hospital)	ルアン路(Luang 〃)
ヴァジラ病院(同右)(Vajira Hospital)	サムセン路(Samsen 〃)
サヴァバ皇后記念館(パストゥール研究所)(Saovabha Memorial Institute) (Pasteur Institute)	サラデン路
スリーラーチ病院(チュラロンコーン大學醫學部附屬)(Bangrak Hospital)	シイメナム・ロード場西岸(盤谷ノードム停車場附近)(Silom Road 附近)

盤谷市内の衛生事務竝に識留所管の衛生事務を管掌する所さなつた。爾後漸次所管事務を擴張し、終に識留・内務兩省の合併と共に全國の衛生事務を司掌するに至つた。

衛生局は、局長の監督下に、總務・顧問・編輯・都市・工務・藥品供給・書慣性癩藥の三係の保健(總務・巡檢・地方保健一州艦毎に州保健官及艦保健官を置く一の三係)保健醫務(總務係・試驗所・佛染病・中央病院・傳染病院・Mahantadosh 刑務所・Lahudosh 刑務所・ヴァラ病院・精神病院等)の諸課を置き衛生各般の事務を管掌する。

地方衛生行政は内務大臣の監督の下に州總督・縣知事等が地方法令に從つて施行する。一九〇八年の衛生組織法に據り、各市町村は衛生局の監督下に地方自治の權限を附與され、衛生思想の普及と共に自ら醫師・産婆等を雇入れ、國家の衛生施設と協力し、衛生思想を鼓吹する等公衆衛生上多大の貢獻をなしつゝある。盤谷市は自治體を計されず、前記衛生局の保健醫務官課之に當る。河川港灣の衛生、糞尿の處置、盤谷市水道等の衛生事務は内務省の市政局が之を擔當する。

保健會議　保健に關する内務大臣の諮問機關にて、其の決議の採否は大臣の任意である。同大臣の任命する議員より成り、現今には衛生局・醫學校・海軍の醫務局・文部省・鐵道局・運羅赤十字社・ロックフェラ財團國際保健部・米國長老教會布教團の各代表より成り、衛生局長が議長を務めてゐる。

醫師會議　共に内務大臣の支配下にありて、一九三三年度の醫師法により、省令の起草・醫師及藥劑師等の開業免狀の下附及取消並に其の登錄・登錄者の適否調査等をなし、又教育に關する文部大臣の諮問機關をなす(議員に就ては政治參照)。

尚經令に於ける醫業者は一括區内は有資格者—新式醫業者としては普通二五七人・一二五人・一〇〇・産婆一八四人・一三五人・藥劑師一八三人・齒科醫五八三人・藥劑師一七九人・計二、八六二人を算す。

保健及醫務に關する法規　今日迄に發布された保健及醫務に關する重要なる法規を擧げると、一八九七年の盤谷地方衛生法(盤谷)、一九〇八年には地方衛生組織に關する法二七町及其の他の防止法(同上)、一九〇八年の天然痘防止法(盤谷)、一九一四年の黄疸及傳染病の内地各縣より地方に漸及中、一九二七年の入國法(一般)、一九二三年の醫師法(盤谷より地方に漸及中)、一九二七年の入國法(一般)、一九二八年の舩脂乳取締法(同上)及保健會議に關する法(同上)、一九二九年の醫師法(盤谷より地方へ漸及中)、一九二九年の天然痘防止法(十州)等がある。

尚此の他に支那病院、其の他がある。

地方の主要な病院を列記すれば、チェンマイ市の米國長老教會の經營するチェンマイ癩療養所・マコーミック病院(McCormick Hospital)(一九二六年衛生局から赤十字社に移管された)スリーラーチャのソムデット病院(Somdech Phra Parama Raj Devi Hospital)等にて、政府は内地各地に多數の醫官を派遣してゐる。

當國にて醫業に從事する邦人は本業者一四名にて、盤谷九名・コーラート一名・シンゴラ一名・プーケット一名・パタニー一名である。盤谷に於ける邦人經營の主要な醫院を列擧すれば次の如くである。

武田醫院(院長	大阪醫大出身	有延憲二氏)	シカクヒアー(Sikak Phya Ari)
日本醫院(院長	東北醫專出身	河井爲海氏)	バンモー路(Banmoh R'd)
博愛醫院(院長	慶大醫學部出身	王鐵秋氏)	プラップラチャイ路(Plabplachai 〃)
遠藤齒科醫院(院長		遠藤清氏)	バンパーツ街
江尻醫院(院長	富山縣人	江尻貫美氏)	チャロンクルン路(Charoen Krung 〃)
新野醫科醫院(院長	新野芳四郎氏)		ニサロード(New 〃)

其の他女醫小澤綾子氏の小澤醫院、鹽田厚氏の鹽田洋行(日の出醫院)等は賣藥業を兼營してゐる。

主要傳染病　國内に發生する主な傳染病は、ペスト・天然痘・コレラ及腦脊膜炎の四である。

ペスト一時東部滿羅のコーラート市には年々本病が發生して熄まない爲

め、已むを得ず同市全部を燒却したることがある。一九〇八年には毎日の發生數三十五名に及び、一九一二年の如きは一乾季中に八百名以上の死亡者を出し、一九一七年に於ては其の流行最も猛烈にして凡そ七千名に達する狀態であつた。

コレラ一次にコレラは一九一九年を最初として、二箇年間實に一萬八千の患者を出し、今日に於ても毎年各地に散布的に發生してゐる。最近に於ては地方に於ける發生數一萬の中死亡者七千、盤谷では患者三千、その内死亡千八百を算してゐる。

マラリア一毎年四、五萬人の死亡者がある。一村の半數を冒され又は一家全滅せるものもある。併し現今はキニーネの配布位のものにて、格段の解決方法は皆無の有樣である。

海港檢疫　暹羅に於てはコープラに海港檢疫所を設定したることは既に述べた所である。が然し諸種の事情より現今此處は使用せず、當國政府醫界の困難なる問題の一を爲してゐる。但し外來船舶に對しての時間節約の爲め、パークナム(Paknam)に於て檢疫を實施してゐるが、目下適當の地物色中である。

阿片に就て　當國は阿片吸喫の漸禁政策を採りつゝある。從前阿片販賣は請負制度であつたが、一九〇七年より專賣として先づ盤谷其の他の二、三州より始めて各州に漸及した。一九二一年には暹曆二四六四年阿片法を發布して阿片の賣買私有を制限したが、更に一九二九年十一月二十五日暹曆二四七二年阿片法を發布して制限を嚴重にし、同月二十七日より之を實施した。

現行法によれば、何人も官許なくして罌粟を栽培し、若しくは其の種子を所持することを得ざるのみならず、阿片及阿片層の輸出入及所持・調製阿片及阿片層の通過及積換・輸入國官廳の發行した輸入證明書を提出せざる場合の原料阿片の通過及積換を禁じ、嚴重の所有賣買を制限してゐる。

又煙膏を吸煙せんとする者は凡て免許を受け、唯煙館に於てのみ許可せられる。吸煙者は煙館免許者又は政府の任命する者の供給する煙館を使用し、煙館を去る時は、之等器具と殘屑とを煙館に殘さなければならない。而して吸煙者にして煙館に赴くこと能はざる者は、所轄官吏に其の旨を出願し、官吏が之を適當と認むる時は、官よりこれを賣下げて出願者の家に於て吸煙を許可される。斯かる吸煙を特別許可と云ふ。阿片は政府の任命する官吏又は免許したる販賣人のみが之を販賣し、煙館は之より購入した阿片以外の阿片を所有し得ず、且實際に館内にて喫煙する者の他阿片を供給し得ない。又十八歲以下の者は煙館に立入り又は留ることを禁じ、何人に拘はらず、政府に於て納めたる容器から他の容器に移すことも堅く禁ぜられてゐる。

第三三表　出生・死亡者數連年比較表

出所＝Siam : General & Medical Feature

年度	項目	出生數			死亡數			人口千人當出生率	人口千人當死亡率
		男	女	計	男	女	計		
一九二五		一六三、二〇四	一五〇、一六二	三一三、三六六	八三、六七八	六八、九四四	一五二、六二二	三〇	一四
一九二六		一五九、〇九三	一四五、七三三	三〇四、七六一	九六、三〇九	八二、三四二	一七八、五五一	二八	一七
一九二七		一七二、一〇三	一五六、八〇七	三二七、九三八	八五、七八八	七〇、九五二	一五六、七四〇	三〇	一四
一九二八		一七九、八〇二	一六三、四七三	三四三、二七五	九六、六六二	八〇、九九六	一七七、六五八	三〇	一六
一九二九		一七一、八二八	一五五、四一三	三二七、二四一	八五、四四〇	七四、二一一	一五九、四五一	三一	一五

第三四表　盤谷市出生・死亡者數及幼兒死亡率連年比較表　出所＝同前表

年度	出生數	死亡數	人口千人當出生率	人口千人當死亡率	一歲以下の幼兒死亡數	幼兒千人當死亡率
一九二六	一四、四六四	一一、五七九	二七	二一	三、五一七	二四〇
一九二七	一四、四七六	一一、五七九	二六	二一	三、〇一五	二〇四

第三五表　死因別全國變死者數表　出所＝同前表

年度	死因	溺死	毒蛇	野獸	家畜	其他	合計
一九二九		九八六	二〇八	二八	九九	二三八〇	三六七二
一九二五—一九二九箇年度平均		八二七	一四三	三八	八一	一七四九	二八三七

第三六表　種痘者數連年比較表　出所＝同前表

項目	年度	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
全國	種痘者數	一〇八三三七	一〇七六三五	一〇三九九九	一〇六七二四九
	善感者率	六七	七一	六三	六九
盤谷	種痘者數	二八二三	三二八〇	一八一七九	三二四六一
	善感者率	四二	五三	五九	四六

因に一九二九年度迄の十年間平均幼兒死亡率(出生率千人當り)は二三四人である。

第三五表　死因別全國變死者數表

年度	死因	溺死	毒蛇	野獸	家畜	其他	合計
一九二九		九八六	二〇八	二八	九九	二三八〇	三六七二
一九二五—一九二九箇年度平均		八二七	一四三	三八	八一	一七四九	二八三七

出所＝同前表

第三七表　傳染病患者・同死亡者數連年比較表

種別	年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
		全國					盤谷				
ペスト	患者	二三五	四二	二九	三一	二	八	二	四	五	五
	死亡	一七六	三三	八九	一〇四	一〇	四	一	三	四	四
コレラ	患者	六三九	八、九二九	一七、九五五	二、三三〇	六三七	七一六	六六一	二六七	五	二
	死亡	四二三五	六二四一	一一、八〇〇	一五六六	四四二	四〇九	一九一	三五	四	三
天然痘	患者	五七九	八六七	三六八	九六	四〇	三七	九一	二四	二	一
	死亡	一九〇	三九	八三	一四	六	一四	三	一	二	一
腦脊髓膜炎	患者	二六	一五	一							
	死亡	二二	一〇								

暹羅赤十字社　暹羅赤十字社は世界各地にある赤十字社と類似の基礎及目的の下に成立せる團體で、赤十字聯盟の一員である。國王の保護監督を受け、總裁及副總裁は共に國王が任命する。社の經營は總裁及副總裁竝に二〇名の理事より成る委員會によりて行はれ、委員は二箇年毎に交代に其の半數を改選、社の本部及下記各部の本部は之を盤谷市に置く。創設以來異常な發展をなし、一九三〇年三月末現在の會員數は、總計五五、一二五名を算す。同社の事業は病院部(チュラローンコーン記念病院及ソムデット病院を經營し、一九二九年度には前者は七四、九〇九人、後者は四、〇〇〇人の患者を取扱つ

てゐる)、救助部(一九二九年度には七六四名の醫師・看護婦・外科助手を置く)、保健部(一、公衆衛生班　二、學校保健班　三、癩病撲滅事業班に分れ、(一)は一九二九年度に二八五、〇三六件の保健相談・諸種の治療・處方箋發行等に從事し、(二)は盤谷にて六三三人にチヨウルムーグラ油の注射の臨床實驗をなし、プラプラデン癩療養院にては二三二人の患者を取扱つた)、學術部、少年赤十字部(教育參照)の五部に分れてゐるが、同社の活動に就ては既に前項概説に於て概述したるを以て玆には省略する。尙學術部には在盤谷外國人の寄附に係る毒蛇研究所がある。

ロックフエラ財團國際保健局　「人類の三敵」卽ち疾病・饑餓・戰爭の中最も恐るべきは疾病なりとの宣言の下に□氏財團が當國に活動を開いたのは一九一〇年である、現在に於ては前記暹羅赤十字社及內部省衛生局と協力して、專ら(一)、十二指腸蟲事業　(二)、癩療養事業　(三)、公衆保健看護所等の事業に從事してゐる。右の外特記すべきは醫科大學の設置、又マラリア・ペスト・インフルエンザ・コレラの豫防及暹羅醫師會の設置等各種衛生事業に携はらざるなき狀態で、今日暹羅が衛生上各方面に進歩の著しきを見るは、本財團に負ふ所甚大である。別して十二指腸蟲撲滅に於て然りである。既往に於て該患者治療總數は百萬人を超ゆと云はれてゐる。因に右財團と當國政府との契約期間は一九二九年四月一日に滿了した。

暹羅醫師會及暹羅看護婦會　暹羅醫師會(Medical Association of Siam)は一九二一年十月十二日在暹羅醫師の立場改善・專門智識の增加・懇親・衛生防疫に關し當局との協力等を目的として創設され、一九三〇年十一月末現在三七二人の會員を有し、代表者一名を醫師會議(Medical Council「政治」參照)に送る。年年總會を開く他、每月一回會合して研究發表をなし、相互の向上に資してゐる。其の他一九二七年四月に創設された暹羅看護婦會(The Nurses' Association of Siam)がある。

醫師開業に就て　醫師法は一九二三年度に發布され、一九二九年に同法を修正した。現今醫師の開業免狀は　(一)出願者の國に於て正規の課程を卒業した事を證明されたる者　(二)前記の證明なきも臨床・實驗・學理共に相當の經驗を有し、政府が同意すべき二名の醫師の保證を有する者及漢法醫、の二者に分つて下附する。一九二九年の修正法(盤谷州のみに實施)に依れば醫業には內科・外科・產科・齒科・藥劑・看護・按摩の營業を含むが、盤谷州內の各郡役所及醫師會議(Medical Council)に出願し、其の登錄及免許を得なければならぬ。免許料は次の如くである。新式醫術—(a)內・外・產・齒科醫は一等四〇銖、二等二〇銖、(b)藥劑師及產婆は一等二〇銖、二等一五銖、(c)看護婦及按摩師は二〇銖にて、(a)(b)の一等及(c)は終身免許であるが、二等は三年目每に五銖を納めて更新しなければならぬ。舊式醫術は(a)醫師は一等四〇銖(終身)、二等四銖(三年目每に一銖を納入して更新)、(b)藥劑師は一五銖(三年目每に五銖宛を納めて更新)、(c)產婆及按摩師は(a)二等に同じ。

當國には尙邦人醫師發展に充分なる餘地があり、上記の如く開業容易なると共に、本邦に於て醫術を修めつゝ開業の資格を有せざる者に採りては前記二等醫師の如き便宜もある。殊に本邦醫學の進歩に對する尊敬と東洋人たるの親しみとは、當國に於ける本邦醫の活動を著しく助成するものと認められる。

財政

財政機關　沿革—往時は財政主腦機關としてプラクラン(Phra Klang)があり、十九世紀の末葉迄宮中府中の區別なく財務を司掌したが、國王の收入は大部分物品より成り國王が外國貿易を獨占してゐた時代には、恰度重要商品□獨占業者の支配人格の地位にあり、外國貿易を司掌すると共に大いに內政にも關與し、最も權勢を有した。併し一九世紀に入り外國貿易が漸次國王の手中より離れ、一方國內には各種の請負制度が行はれるに及んで、右プラクランは漸落して終に一個の內務管理局に過ざるに至つたが、一八九二年內閣制度の創設を見ると共に改興されて大藏省となり、收支一切の監理に當る事となつた。併し當時、同省直轄の租稅としては唯關稅及請負制度の二、三稅を見るのみにて、一般租稅の徵收は寧ろ內務及畿甸兩省が管掌する有樣であつた。故に同省の權限は尙單に形式に止り、財政機關としては極く微弱なる官廳に過ぎなかつたが、西曆一八九六年英人顧問ミツチエル　イネス(M. Innes)氏の招聘と共に會計檢査局が創設され、各省獨立の會計を廢して歲出入の監督權及徵稅權を大藏省に集中するに及び、同省は初めて財政上の實權を掌握し、一九〇一年以降は豫算の編成及國庫歲出入の公表を見るに至つた。

英人財政顧問備聘に就て—總顧問たりし Rein Jacquemyns 氏の勸說により、有效なる財政組織の建設に財務顧問の緊要なるを認め、一八九六年埃及政府の大藏次官たりし A. Michielle Inngs を招聘したるを嚆矢とする。同氏は在職四年上記の如く略々財政組織を整へて辭任し、其の後緬甸會計檢査局長たりし G. Rivetti (Carmo (一九〇四年辭任)、印度政府財政局に奉職してゐた W. J. F. Williamson 氏が相次いで就職した。後者は紙幣局設立に當り其の局長として招聘されたが、當時暹民中に財政に堪能なる適任者なく、自然財政の實權を掌握するに至つた。一九二四年同氏の後任として印度大藏省より Edward Cook 氏來任し、新王を援けて彼の行財政の大整理を完就し、當國財政を今日の基礎に樹て直したが、一九三〇年に歸國し、現在は E. L. Ball Patch 氏がその後を引き繼いでゐる。

現政—現今大藏省は總務局・顧問室・統計局・會計局・會計檢査局・會計檢査・通貨及金庫の諸課)・國有財產及寺領局・收稅及消費稅局(總務課・事務監視及倉庫係・課)・阿片局(事務課及工場)・稅關(盤谷にはバークナム及コシーチヤン、地方にはブーケツト・ナコンスリータマラート・パタニー・チヤンタブリー諸州に支署を置くの諸局よりなり、全國七七箇所には地方金庫を置く。

歲計　總說—當國政府の財政が近代的統制を得て以來の歲計を見るに、一九〇〇年度に於て初めて各三千萬銖を超えた歲出入は、一九一〇年度には六千萬銖となり、一九二〇年度には共に八千萬銖を超えた歲出入は、更に一九二六年度以降は一億銖を突破し、一九二七年度の如きは三〇年前(一八九七年度)に比し出入各五倍內外に膨脹してゐる。尤も留意すべきは當國は、未だ地方自治制を施いてゐないから、中央政府の財政以外に地方財政なるものゝない點である。醜つて歲計の均衡を見るに大體順調を辿り、殊に一九一九年度に至る十數箇年間は年々歉からぬ決算剩餘金を示し、一八九七年度以降の剩餘金累計は九千百萬銖に達した。然るに爾後現帝の卽位迄の五、六箇年は、農作・貿易等順調なりしに不拘、連年歲出超過を來して財政頗る困難となつた。而も費目の多くは國家を稗益せざる項目にて、國庫剩餘金の累計は漸減し、開發其の事業の繼續には外債募集の必要を生じ、海外に於ける運羅の財政的信用も亦失墜の傾向を示した。玆に現帝は、卽位と共に行政及財政の大整理を斷行し、親ら範を垂れて王室費を半減する等、只管經費節減に據りて收支の均衡を一變せしのみならず、多少の餘剩金さへ出すに至つた。加之、對外條約改正により可能となりたる關稅の增徵、米作の豐況と之に伴ふ貿易の好轉、行政改善に伴ふ徵收額の增加、交通機關の發達による地方の開發等諸種の好條件に惠まれて、財政は益々健實なる基礎に置かれ、國債償還の方針も確立して海外の信用も恢復し、諸種の開發事業の資金も一般歲計の餘裕を以て支辨し得るに至つた。

當國の財政狀態は現今甚だ鞏固なる基礎に樹立されてゐるが、一面多少の弱點もある。卽ち　(一)當國は米作を以て殆ど唯一無二の產業とするを以て、

當國經濟力從つて歳入は天候に支配される米作の豐凶に依りて伸縮するが、當國の米輸出は最近苦境にあるのみならず、今後も亦樂觀を許さぬ狀態にあり、從つて國民の擔稅力は減退しつゝあること　(二)歳入の重要項目たる阿片・鑛山・森林等の收入及米の輸出稅は現狀の維持困難なるに反し　(三)交通・通信灌漑等諸種の開發事業費及敎育及農事の改良・地方警察等の施設費は將來益々增大すべき點である。然し外債の募集は、之に伴ふ財政上及政治上の影響を考慮してか力めて之を避ける方針なるもの、如く、唯國費緊縮に依る歳計の餘裕を以て國內の開發進步を圖りつゝある。

豫算の編成―豫算の編成は當國の國柄上他國と甚しく趣を異にしてゐる。卽ち每年度末に、勅令の形式を以て、歳計豫算に關する法律として歳入及歳出の總額のみが官報にて公布され、續いて間もなく非公式に其の歳出入の內容概目が發表されるが、之等內容の詳細なる說明に就ては、前記勅令の公布より約半歳後に大藏省順間が英文を以て發表することゝしてゐる。

第三八表　經常費歳出入豫算・決算額連年比較表

單位＝圓
出所＝一九二九年度遞羅統計年鑑

年度	歳入（純）豫算	歳入（純）決算	過(+)不足(-)		歳出(a) 豫算	歳出(a) 決算	過(+)不足(-)		決算差額
一九一七	二六、七八四、六九一	二四、八〇八、〇〇一	(-)	一、九七六、六九〇	二四、八四二、三八六	二三、九九六、六二五	(-)	八八七、六八二	(+) 八二三、七六
一九一八	九一、〇〇〇、〇〇〇	九九、八二九、三七五	(+)	八、八二九、三七五	九四、八五五、三三八	一〇七、八六八、八四	(+)	六、八九三、二六	(-) 一、九三八、九九
一九一九	九四、〇〇〇、〇〇〇	一〇七、八三三、〇八一	(+)	一三、八三三、〇八一	九三、七八八、二八八	一〇七、八三九、〇九二	(+)	一四、〇三五、六七四	(+) 三九、二一九
一九二〇(a)	一〇〇、五〇四、一六〇	一二七、四四二、五二一	(+)	一八、八三二、〇六五	一〇〇、〇六二、一三一	一一七、三九〇、九三〇	(+)	一七、三七四、七九八	(+) 五一、五八二
一九二一(a)	一〇〇、六二八、〇五〇	一〇六、九六三、〇六〇	(+)	六、三三五、〇一〇	九九、八二一、八三六	一〇六、九二一、〇一三	(+)	六、九三九、二七六	(+) 四三、〇六八
一九二二	一〇六、四三九、四六〇	一〇七、二七九、三四〇	(+)	六七七、九八〇	一〇六、二六七、四九二	一〇七、一〇二、四八〇	(+)	八二四、九九六	(+) 一五、四四六

歳入主要項目（主要財源）　歳入財源の主要なるものは　(一)國有財產（森林・鑛山等）　(二)官業（通信機關・鐵道・發電事業等）　(三)租稅（關稅・其の他の直接稅及間接稅）　(四)阿片專賣等であるが、其の中關稅及阿片專賣收入は最も重要にて、亞いでは消費稅及鐵道收入、尙降つては官有財產收入等をあげ得る。

內國稅―下項「稅制」に詳說するが如き諸種の稅を課してゐるが、要するに現行稅制は尙不完全と云ひ得べく、一般國民（殊に有產階級）の負擔は甚だ輕少にて、今日尙所得稅・相續稅又は商工業の收益に對する課稅もなく、在留外人に對しても極く輕微の人頭稅を賦課するに止る。其の中最も重要なる財源は關稅にて、歳入項目中首位にあり、之に亞いで重要なる稅は土地稅・消費稅・人頭稅の順位であるが、其の額は關稅と著しい懸隔がある。

關稅―從前當國關稅制度は對外諸條約により著しき制限を受け、財政上甚だ彈力性を缺いたが、一九二七年に初めて關稅自主權を回收して關稅定率法を改正し、更に爾後三回に亙つて輸入稅率を引上げた。右數次の改正は、燐寸・砂糖・煙草等の如く多少產業保護政策を加味してはゐるが、殆ど收入主義に基くものである。現に一九二七年の關稅改正に於ては一千萬鎹（一五〇%）の增收を示したが、今次二回の改正により更に莫大なる增收を見るであらう。併し今尙諸外國との條約中期限付にて最低稅率を規定するものがあるが（例之一九二六年實施の對英條約中英領產各種綿製品・鐵鋼及其の製品・機械に對する規定、一九二七年實施の對伊條約中同國輸出の綿製品・帽子・自動車・葡萄酒等に對する規定等）、右期間の（右孰れも條約實施後一〇箇年）滿了後は更に相當廣範圍の關稅引上げを見ること、期待される。が併し一方現今四―五百萬鎹に達する米の輸出稅は、米輸出市場に於ける近隣諸國との競走逐年激甚を加へつゝある今日、早晩撤廢すべき情勢にあることは關稅收入上の一大弱點である。

阿片專賣―當國民は古くより阿片吸煙の繁習があり、既に前世紀の前半にこれが禁遏を講じたことがあつた。併し其の後阿片が重要なる財源なる事を認め之が供給を官營とするに至つた。尤も最初は原料を政府が輸入するのみで、煙膏の製造販賣は之を請負制度としたが、一九〇七年大藏省內に阿片局を新設して製造販賣をも直營とし、最初小範圍より施行して漸次に施行範圍を擴延し、一九〇九年遂に請負制度を全廢した。併し今世紀に入り阿片問題に關する世界の趨向に顧みて吸煙漸禁政策の必要を認め、一九〇九年の上海阿片會議及一九一一年度の海牙阿片會議等にも參加すると共に、國內に於ける取締及專賣制度にも幾多の改正を加へ、終に一九二九年十一月の阿片法を見るに至つた（「衞生」參照）。斯くの如き政策を採りつゝある爲め、阿片收入も漸減しつゝあるは當然にて、一九一九年度の如きは二千三百萬鎹に達して總收入の殆ど二割半に當り、財源中主位を占めた該收入は、漸落して最近は千五百萬鎹となつた。該收入が當國の如く財政上重要性を有する國は恐らく他に類例がなく、且地理上密輸入の取締り困難なる點もあり、急激なる禁遏は困難であるが、併し國際公約の手前漸禁政策は遂行すべく、一方敎育の普及に伴ふ阿片に對する嗜慾の變化も考慮する時、將來阿片の消費は漸減を免かれぬ所で、新財源發見の緊要なるを感じつゝあるもの、如くである。最近の專賣狀態を示すに次の如くである。

第三九表　阿片專賣狀況

出所＝一九二九年度遞羅統計年鑑

(A)　阿片局原料阿片購入高連年比較表

年度	項目	阿片購入高	阿片販賣高	煙館數
一九二五	外國阿片輸入高	九〇、〇〇〇	八四、〇〇〇	七三、九三八
	ベナレス	五五、九八〇	五二、七〇九	四、〇五三、八九五
	波斯	三五、〇四〇	三三、八〇三	三一、五〇〇
	計	九〇、〇〇〇	八四、〇〇〇	七四、八五四九
一九二六	外國阿片輸入高	九〇、〇〇〇	九三、九〇〇	七三、九三八
	ベナレス	五二、七〇九	五三、八〇三	四、六八〇、一六四
	波斯	六五、二一〇	一四、四〇〇	三一、五〇〇
	計	一四九、五二一〇	一〇八、三〇〇	七四、八五四九
一九二七	外國阿片輸入高	七五、七〇一〇	八三、四六〇	一〇五、四三八
	ベナレス	五七、一三〇	四、八〇一、一六四	四、八〇一、一六四
	波斯	四七三	二、八六	二〇七
	計	一四九、九九三	八三、七二六	一〇五、六四五
一九二八	外國阿片輸入高	一〇九、〇二五	一〇五、〇七四	一〇五、六四五
	ベナレス	一九、九二九	一九、二五六	一九、二一八
一九二九	外國阿片輸入高	一九、二五	一九、二六	一九、二七
	ベナレス	一九、二九	一九、二六	一九、二七
Krung Thep	外國阿片輸入高	一八、七八二	一四、七	一三
	ベナレス	一八、七八二	一四、七	一三

(B)　州別調製阿片販賣量及煙館數連年比較表

州別＼年度	阿片販賣量（瓩） 一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	煙館數 一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Krung Thep	二八三一七	一七四九一	一九七九五	二〇七八四	一八七八二	一四七	一四七	一三三	一三五	一三五

全國	五五、六四四	五六、七三三	六一、一四四	六七、一〇五	五六、四九二	一、〇一二	九〇七	※九三一	九六一
Ayuthya	五五〇三	五五四三	六一〇五	五六、六六	四九五三	八六二	七九六	七九二	八三九
Prachinburi	四、一一三	四、一八〇	四、四四三	四、六六八	四、四六九	三九四	三六四	三六二	三六二
Nakon Chaisri	四、〇五五	四、一六六	四、八六八	四、八七〇	四、四六九	三九四	三六四	三六二	三六二
Rajburi	三、九五〇	四、〇七〇	四、一八五	四、三七〇	三、三三九	二九五	二七三	二七一	二七一
Nakon Sawan	三、三二三	三、四八七	三、六四三	三、八六五	三、四四四	三〇一	二七八	二七六	二七六
Pisanulok	八、四四	八、三二	八、四四	八、六六	八、四四	七三	六七	六六	六六
Bayap	四、三六〇	四、五二	四、四四	四、六六	四、四四	三八九	三五九	三五七	三五七
Udorn	九、三一	一〇、八六	一一、一四五	一一、四四	一〇、六六	九二	八五	八四	八四
Nakon Rajasima	一三、五五三	一三、八七七	一四、二〇五	一四、五三〇	一三、八七七	一二一	一一四	一一二	一一二
Chanthaburi	一、〇五〇	一、一三五	一、二二〇	一、三一五	一、一三五	九九	九二	九一	九一
Nakon Sritamarat	五、〇一六	五、四九六	五、九七六	六、四五六	五、五四六	四八四	四五〇	四四七	四四七
Phuket	五、八三四	五、七四〇	五、六四六	五、五五二	五、三六〇	四六八	四三四	四三二	四三二
Patani	一、六八三	一、七三五	一、七八八	一、八四一	一、七三五	一五一	一四〇	一三九	一三九

備考　※其中官營されたもの五一箇（クルンテープ二〇、他州三一）

(C) 最近の財政狀態

出典 Bangkok Times 紙
The Record, No.37.

項目	一九二七年度	一九二八年度	差額	
原料阿片販賣額	三、八四五、〇	三、三七六、九	八五、一	(−)
阿片販賣者の納付するプレミア料金	五四〇、〇九〇	五六七、四四五	一〇、七五	(+)
總收入	三、三五、〇一八	三、九四、三八	七九、三六	(−)
總支出	三、一六、四八九	三、一九、四五	一〇一、〇〇三	(+)
純收入（阿片收入を揭示しざるもの）	一、八六、〇四一	一、八五、二八一	一、一七、七六〇	(−)
行政費	一、七三、三三	一、八七、〇八三	八、九五一	(+)
純益金	一、一二、七〇九	一、〇七、八九八	一、二六、七一一	(−)
工場費	八三、四五〇	九八、三五三	一四、九〇三	(+)
阿片廢賣額	三、一一五、八六	三、〇六、四八九	五五、八一	(−)

官有財産收入一主要なるものはチーク林及錫鑛の特許稅にて、此の他官有財産拂下げ、賃貸料收入、チーク及錫以外の林產物及鑛物に係る特許稅等が山林收入の殆ど全額を提供せるチーク林は、過去に於ける管理の失敗により、

出典 The Record, No.37.

歲出主要項目

歲出費目中主要なるは國防費・王室費・公債費・開發費・徵收費・警察費・地方行政費・官營事業費等である。

國防費一本費は常に總歲出の二割以上を占め、費目の首位にある。國防費は一種の秀在經理をし、政府は年々巨額の金部を支出し、決算餘剩はこれを軍部に於て繰越し積立て、今日千百萬餘を國庫に預金としてある。本費中陸軍費は約六割を占めるが、一九二六年度以降首腦部の改造及編成の改變により多大

第四〇表　種目別官業收支表

種目＼年度	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八
電信及郵便 純歲入より收支の資本的支出	三、八六二	三、三二七	三、三六〇	四、七九七	三、八六〇
電信及郵便 總收入	三、三〇〇、七〇三	三、三三六、九七七	三、四一五、九八六	三、三三〇、四五七	三、三三二、〇七〇
鐵道 純收入	七、一〇〇、九五五	九、一一七、一四五	一一、四四二、一三五	一一、四四二、一三五	一〇、一〇一、四五五
鐵道 總收入	※一三、八七〇、〇〇三	※一七、一一七、一〇三	※一八、四〇四、〇四〇	※一九、一一七、一〇三	一〇、一〇一、四五五
鐵道 經營支出	※七、三三、三三一	※七、三三、三三一	※七、三三、三三一	八、五九、五九九	八、五九、五九九
鐵道 積立金	※六、七七、〇七七	※九、四四、〇四〇	※一〇、七〇、七〇九	一一、四四二、一三五	一一、四四二、一三五
鐵道 收入	六、九〇〇、〇〇〇	九、四四、〇四〇	一一、四四二、一三五	一一、四四二、一三五	一一、四四二、一三五
鐵道 支出	三、三三、三三一	三、三三、三三一	三、三三、三三一	三、三三、三三一	三、三三、三三一
鐵道 收支の資本的支出	三、三三、三三一	三、三三、三三一	三、三三、三三一	三、三三、三三一	三、三三、三三一
鐵道 純收入	三、三三、三三一	三、三三、三三一	三、三三、三三一	三、三三、三三一	三、三三、三三一

九二七年度の增收は米の豐作の影響に因るもので、次年度には多少の減落を免れた多數の公債の利子を目辨するのみならず、餘剩を以て國民の負擔を輕減し、あるる。

「郵便電信電話」等の通信事業は常に相當の純益を擧げつゝあるが、電話從來は總谷の外に施設・電信・郵便事業の擴張及改善、無線電信設備の完備等の資本的支出が逐年增大しつゝあり、本事業收入のみにては之を支辨し得ざる狀態にて、純收入額は逐年增大し、鐵道に注入されて多數の公債の利子を目辨するのみならず、餘剩を以て國民の負擔を輕減しつゝあるる。

「總谷水道」は二六年前に創設され爾來衞生上多大の貢獻をなしつゝあるる。一九二六年度より收入があり總收入及純益共に著增し、一九二八年度の總收入は上記年度の六・八倍に達してゐる。一九二八年度迄の投資額は總計五百三十萬銖同年は其の九%に當る純收入を擧げ、資本利子を除くも尙利益がある。

「サムセン（總谷）發電所」は最近の施設に係り、一九二六年度より年當り百

除萬銖の總收入及三十四乃至四十七萬銖の純收入を擧げてゐる。

盤谷水道	總收入	五二九、二四二	五四二、〇八五	九九六、五九二	八一七、一九一	九〇三、六四七
	經營費	※三九一、二四七	※三三九、三六五	※三八三、〇七二	三八四、六二四	四三六、二三一
	歲入よりの資本的支出	—	—	—	—	一四〇、二八六
	純收入	一三八、〇九五	二〇二、七二〇	六一三、五二〇	四三二、五六七	三二七、一三〇
官營發電所	總收入	—	—	九五八、七九二	一、一一九、三六四	一、一二九、五六八
	經營費	—	—	※四九七、三六九	五九六、七三六	六五四、六一二
	歲入よりの資本的支出	—	—	—	—	九、八五八
	純收入	—	—	四六一、四二三	五二二、六二八	四六五、〇九八

備考　※資本の利子を含まず

の軍費を削減したことは前述の如くである。

公債費—當國の國債には次の五種がある。

(一)四百六十三萬磅四分利馬來聯邦公債　暹領半島鐵道の建設費に充當する爲め同鐵道を擔保とし、一九二四年より向ふ四〇箇年間に返還する契約にて、一九〇九年に馬來聯邦より募集したもので、一九一一—二二年間に賦拂された。

(二)一百萬磅四・五分利暹羅公債　一九〇五年時價九五・五にて半額を倫敦殘餘を巴里にて發行

(三)三百萬磅四・五分利暹羅公債　一九〇七年時價九八にて四分の一を伯林、殘餘を巴里及倫敦にて半々に發行

(四)二百萬磅七分利暹羅公債　一九二二年パーにて倫敦で發行

(五)三百萬磅六分利暹羅公債　一九二四年時價九五・五にて倫敦で發行

第四一表　公債別倫敦相場・資本債務高・利子・資本償還高連年比較表

項目及年度別 ＼ 公債別	一九〇五年四・五分利百萬磅公債 最高	最低	一九〇七年四・五分利三百萬磅公債 最高	最低	一九〇九年四分利四・六三百萬磅公債	一九二二年七分利二百萬磅公債 最高	最低	一九二四年六分利三百萬磅公債 最高	最低	計
倫敦相場（西暦）										
一九二六	九一 三/四	八九	九一 一/八	八八 一/二	—	一〇八 三/四	一〇三	一〇六	九九 一/四	—
一九二七	九三 一/二	八八 一/二	九四	八八 一/四	—	一〇八 一/二	一〇三 一/四	一〇四 一/一六	一〇〇 一/八	—
一九二八	九四 一/二	九一	九四 七/八	九一 一/八	—	一〇八	一〇三 一/四	一〇六 一/四	一〇〇 一/二	—
一九二九	九四	九一	九四	九一	—	一〇七 一/二	一〇一 一/二	一〇六	九九	—
一九三〇	九六 三/四	九一	九六 三/四	九一 一/四	—	一〇五 三/四	一〇二 一/八	一〇七	一〇一	—
資本債務高（各三月末現在）（年度）										
一九二五	七二一、二一〇		二、三〇三、〇四〇		四、三〇三、八三四	二、〇〇〇、〇〇〇		三、〇〇〇、〇〇〇		一二、三二八、〇九四
一九二六	六九六、四〇〇		二、二三四、九六〇		四、一八六、三〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇		三、〇〇〇、〇〇〇		一二、一一七、六六〇
一九二七	六七〇、四四〇		二、一六三、六四〇		四、〇六四、〇六五	一、九八五、五〇〇		三、〇〇〇、〇〇〇		一一、八八三、六四五
一九二八	六四三、三八〇		二、〇八九、二二〇		三、九三六、九四〇	一、九七〇、一〇〇		三、〇〇〇、〇〇〇		一一、六三九、六四〇
一九二九	六一五、〇二〇		二、〇一一、四二〇		三、八〇四、七三一	一、九五三、五〇〇		三、〇〇〇、〇〇〇		一一、三八四、六七一
利子（年度）										
一九二五	三三、五二四		一〇六、五七六		一七六、六七四	一四〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇		六三六、七七四
一九二六	三二、四五五		一〇三、六三七		一七二、一五三	一四〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇		六二八、二四五
一九二七	三一、三三八		一〇〇、五七三		一六七、四五二	一四〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇		六一九、三六三
一九二八	三〇、一七〇		九七、三六四		一六二、五六三	一三八、九八五		一八〇、〇〇〇		六〇九、〇八二
一九二九	二八、九五二		九四、〇一五		一五七、四七八	一三七、九〇七		一八〇、〇〇〇		五九八、三五二
各年度資本償還高（年度）										
一九二五	二三、七六〇		六五、三二〇		一一三、〇一三	—		—		二〇二、〇九三
一九二六	二四、八二〇		六八、〇八〇		一一七、五三四	—		—		二一〇、四三四
一九二七	二五、九六〇		七一、三二〇		一二二、二三五	一四、五〇〇		—		二三四、〇一五
一九二八	二七、〇六〇		七四、四二〇		一二七、一二五	一五、四〇〇		—		二四四、〇〇五
一九二九	二八、三六〇		七七、八〇〇		一三二、二〇九	一六、六〇〇		—		二五四、九六九

單位＝磅
出所＝一九二九年度暹羅統計年鑑

(二)以下の諸公債は當國の一般資源を擔保とし、起債時より五箇年後から四〇年間に年賦にて償還することゝした。但し政府は十箇年を滿了した後は三箇月の豫告を以て公債の全部又は一部を返還し得る特權を有す(※)。又孰れも現在及將來共課税せられざる契約を有する點等、之等四公債は共に一般條件が酷似してゐる。之等諸公債は、一九〇七年募債額中の九十萬磅を金本位準備金とし且募債費を差引きたる他、悉く生産的事業(鐵道及灌漑工事)等に支出したもので、一九二九年三月末現在右四公債の資本債務高は七、七〇二、六八〇磅となつてゐる。

偶々一九二六、一九二七年度に於て主として豐作に因り多額の歲計剩餘を生じたるを以て、政府は右七分利附及六分利附公債の上記の早期償還の特權(※參照)を行使するに決し、右剩餘金を其の基金に積立てると共に爾後も機會ある毎に該基金の增大を圖ることゝした。斯くて現今四、〇〇一、九三三磅(四千四百萬銖)の基金を有するが、今後は右基金の利子及通貨準備の餘剩收入よりの自働的增加により充分に右特權を行使し得るものゝ如く、一九三一年度に七分利公債を皆濟し、一九三三年度に六分利公債を皆濟する豫定であるから、その際は當國々債總額は五、三三〇、八九二磅(五千八百五十萬銖)人口一人當り五銖となる筈である。

資本的支出及事業費—

(イ)鐵道　一九三〇年度迄に支出したる鐵道建設費は一八七百萬銖、中一二千萬銖は外債により他は一般歲計より支辨した。從來鐵道建設は工期に分ち各工期毎に確定的計畫を樹てゝ遂行しつゝあり、現今の計畫は十箇年前に開始されたるもので、コーラート—コーンケン線の竣工と共に近く完了する。次期工事計畫は八年間に完了する豫定にて、其の主要なる工事は右支線の終端たるコーンケンより更に北方及東北に延長して夫々湄公河岸のノーンカイ及ナコンパノムに達せしむる二支線の建設にて、既に一九三〇年より空中測量を開始した。此の他ラーマ六世橋の架設に依る諸線の連絡及新線開通に伴うて運輸事務に不便を感ずるに至つた盤谷停車場構内の改築及バーンスエ(Bang Sue)貨物仕別場の建設等がある。加ふるに近時收入增加の反面に伴ふ、軌條及車輛の酷使及北方線の狹軌變換に伴ふ車輛購入の必要等も考慮する時、將來鐵道への資本的支出は逐年漸增する筈にて、一九三四年度には最高約六百五十萬銖に達すると云ふ。爲めに資本的支出の千分の五の償却は經營費中に見込むと共に、一九二七年以降は、投資額の六%に相當する純收入を見れば其の剩餘額の半額を準備金として積立てつゝある。

(ロ)灌漑　米作は當國の經濟を左右し、其の豐凶如何は萬般に深甚なる影響を及ぼすから、政府が本施設に力を注ぎ收穫の安定及未墾地の開拓を圖り

つゝあることは蓋し當然である。過去十六箇年間に投資した總額は二千五百萬鎊、維持經營等の經常費のみにて年額百數十萬鎊に達し、而も逐年增大しつゝある。然し今後尙幾多の計畫を有するから、全計畫完成には更に數十萬鎊の投資を要するものと思考される。(農業參照)。

(ハ)道路　當國が軍事・商業・行政等の見地より道路敷設に着手するに至つたのは玆二、三〇年來であるが、鐵道の擴延と相俟つて道路費の支出は逐年增大し、一九二四年度頃の二百餘萬鎊より一九二八年の三百七十萬鎊となり、一九三〇年度の豫算に於ては更に四百五十萬鎊に達してゐる。

左に上記諸項目に關する資本的支出の概略を示すれば次の如くである。

第四二表　費目別資本的支出額連年比較表

單位ル鎊　出所=The Record, No.23

年度 / 費目	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八
北方線敷設費	六二四四九五	三五八九二七			
南方線敷設費(支線)					
東方線敷設費	六三七〇四七二	三一三六二一〇	八四三七七八		
ウボン線敷設費	二四四九二四二	二〇四五九〇八	七四一七三六		
コーンケン線敷設費	一〇八二三五	二四四二六七	三〇五五〇一三	七三五三七五	九四一〇〇
盤谷湄南河架橋費	一五九九五八六	一〇七九四六二	三〇五九五九六	一六一七三六八	
狹軌線に變換費	一二八五五八	一九九四五四	一八六五一四	一七一七四一	四五八五七
復盤線					一三五九
盤谷水道費	二八三五〇	七〇五四五	一八六五一四	三一二六五	一三二三三
灌漑費	一九九三五九一	一一七五五六五三	二二四九四九八	二八二八〇一〇	一八七一八二
計	七五六九二〇七	九二六八三五七	一二九四七五四	四五七三四八	

備考　一九二四年度の計には鑛業調査費一六、八一五鎊を含む

其他—歲入徵收官廳費・警察費・教育費等は今後增大し、一九三〇年度には各約百萬鎊を增加する豫算となつてゐる。教育費の增加に就ては一言を要する。

當國輸出入貿易は直接間接米作の豐凶に左右されるが、右表に見る如く當國は常に多額の輸出超過を示しつゝあり、政府は正貨外資等の手段に依り爲替の變動を緩和してゐる。尙一九二九年度の出超額減少は輸出不振(米價安に伴ふ前年收穫米の持越にも因る)及小商人の投機的營業に因る輸入增加に歸因するもので、一時的現象と見られる。

通貨・爲替及貿易差額

第四三表　輸出入額及政府送金額連年比較表

單位ル鎊　出所=一九二九年度運羅統計年鑑

年度 / 項目	商品・貨幣・地金銀の輸出及再輸出	商品・貨幣・地金の輸入	輸出超過額	政府の外國送金	運羅側の貸方
一九二五	二四四七三二四七	一七二九五〇四〇	六六七〇四〇	四二一四八〇〇〇	三〇八七四〇
一九二六	二四〇〇四〇三〇	一八五八六六八七三	五四二三三八五八	二二一〇七八〇〇〇	三二一〇六二五八
一九二七	二三六二九三五三	一九三三六六二三	八二九〇五七五一	四八八九九一〇〇	三四〇四六五二
一九二八	二五二四七四四	一八〇〇七八五七	七二三九六二七〇	三四七九二一〇〇	三七六〇四七二
一九二九	二三一八五二四	一九五二七〇六八九	二六六一〇八四五	五六七六〇〇〇	三〇九三四八五
五箇年平均	二四七〇八七五七	一八五四九〇四三	六六八四四	三〇五六八〇〇	三一一〇一八八四

第四四表　紙幣發行高・流通高・準備金高表　(各三月末現在)

單位ル鎊　出所=The Record, No.23

年度 / 項目	一九二七	一九二八	一九二九
總發行高	一三五一三五三八〇八	一三〇〇八三五三四〇	一三〇一一六三五四〇
其他(佛國(フラン)貨(法))	三一七八〇五	八一〇〇〇	八一〇〇〇
海峽植民地弗貨(弗)	一一九四八二三五	一一九四八二三五	一一九四八二三五
日本圓貨(圓)	一二四一七五七	一二四一七五七	一二四一七五七
印度留比貨(留比)	七三四三一	九三三三	九三三三
米國弗貨(弗)	一三〇七六八六	一三〇七六八六	一三〇七六八六
準備金	四八四五三八八六	四八四九四四八一	四八四九四四八一
純流通高(右額より國庫保有高を控除したもの)	一一〇四四一二一七	一一九四八二三五	一〇八二四七六八四
運羅保有高(銀貨及地金)	五四六三三六七三	五二一〇〇〇〇〇〇	五二一〇〇〇〇〇〇
海外保有高(金爲替)			
(一)有價證券(滿期一年以上のもの)	一三〇七六八六	七二九六三二八九	七二一四三一〇六
(二)要求拂又は七日拂現金 其他	四一八五三八六	三七一二〇一六一	二五九六五九〇
計	四六四九四九八一	四六四九四九八一	三〇九二四八五
	一五六〇四九三四	一六一〇八三三五〇	一五一二〇九三

第四五表　國庫殘高連年比較表　(各三月末現在)

出所=一九二九年度運羅統計年鑑

年度	一九二七	一九二八	一九二九
在盤谷(錄)	一五六一四六一九	二四五一八二四四	三四一八三七三
在運羅(州・縣在庫又は輸送中のもの)(同)	二三八六一三八二	二三九六七一五五	二三七九七一三九
計(同)	三八二九五八一	四八四八三四三九	五七九八〇四二
在倫敦(磅)	四三四五〇七三	三八三七一八三	一八三五一〇〇

第四六表　國庫預金高一覽　一九三〇年三月末現在

出所=The Record, No.23

項目	一九三〇年三月末	項目	一九三〇年三月末
利子附預金		鑛山測量部預金	七〇九八九五
宗教局預金	二一四三四四	阿片局預金	二四一一三五
文部省預金	一七四一四三三	刑務局預金	三六五九八
大學預金	五四三九一三	收稅局預金	一〇九一〇八八
航空部預金	一五九二七〇八	Tripitaka 基金	一三一七二九
私人預金	六一七二	(國產貯蓄銀行地方金庫現在高)	三〇五一二六
皇室禮拜殿修繕寄附金	二〇四三三五	各局雜預金	一九一四五七三
教育稅基金	九三四四〇	鐵道改良資金(十月現在)	五二九九九四
利子附預金計	六三三四三五	鐵道工場準備金(同右)	八九七四八一
無利子預金		記念橋架設寄附金	一一五一五
司法裁判所預金	六九三三七八	王室禮拜堂修繕寄附金	五二八八三
地方廳預金	三六三八	教育稅基金	一六四三〇一一
內藏寮預金	二六七〇〇	無利子預金計	二四八七五一一七
前豫算承認額より繰越を許されたるもの(主として陸・海軍費)	二二六〇五三一三	總計	三一二九九四四二
消費稅局(有價證券)	四九七二九四		
文部省預金(地方)	三三五五四九		
義勇隊預金	五〇三四七		

第四七表　經常歲計決算額進年比較表

(A)　項目別歲入表

出所＝昭和二十九年度歲入歲出決算書
The Record, No.37

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
一、官有財産收入	三、三三七、七三四	四、三三六、三四二	四、七三三、六六六	五、〇七九、一三三	五、〇七九、一三三
官有財産賣拂代金	三四、七三一、四四〇	四二、三四三、八四〇	三一、四九九、四四八	三二、一〇〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇
官有財産收入	三、八三六、三四〇	四、三三六、三四二	四、七三三、六六六	五、〇七九、一三三	五、〇七九、一三三
二、官業收入	八、七〇一、三三七	八、九〇一、三三七	一一、四九九、四四八	一三、一〇〇、〇〇〇	一四、八六〇、〇〇〇
鑛業收入	八、七〇一、三三七	八、九〇一、三三七	一一、四九九、四四八	一三、一〇〇、〇〇〇	一四、八六〇、〇〇〇
三、雜收入	一一、七三一、三三七	一二、九三一、三三七	一五、四九九、四四八	一七、一〇〇、〇〇〇	一八、八六〇、〇〇〇
利子	一、〇三一、三三七	一、二三一、三三七	一、四九九、四四八	一、七〇〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇
雜收入	一〇、七〇〇、〇〇〇	一一、七〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	一五、四〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
歩總頭割收入に對する額	二・〇一	二・二九	二・六八	二・九五	三・二〇
直接收入合計	二四、七三一、四四〇	二六、三四三、八四〇	三一、四九九、四四八	三二、一〇〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇
專利收入印紙收入及手數料	四五、九六四、四三一	四七、三四三、八四〇	五一、四九九、四四八	五二、一〇〇、〇〇〇	五、八六〇、〇〇〇
專利收入	三、二一六、三三七	三、四三一、三三七	三、六九九、四四八	三、九〇〇、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇
印紙收入	四七、三四三、八四〇	四七、三四三、八四〇	四七、三四三、八四〇	四七、三四三、八四〇	四七、三四三、八四〇
手數料及爲換金	一、四三一、三三七	一、四三一、三三七	一、四三一、三三七	一、四三一、三三七	一、四三一、三三七
其他の直接收入	三、一一〇、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇
計	二、四五九、〇一三、三三七	二、五三三、三四三、八四〇	二、六三三、四九九、四四八	二、七三三、一〇〇、〇〇〇	二、八三三、八六〇、〇〇〇

(B)　歲入の支辨に係る費目別歲出表

備考　※總收入から經費を差引たる額

費目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九（豫算）
一、※鑛業收入徴收費	七、七〇一、三三七	八、九〇一、三三七	一一、四九九、四四八	一三、一〇〇、〇〇〇	一四、八六〇、〇〇〇
二、官營事業費（鐵道ノ部）	一一、七三一、三三七	一二、九三一、三三七	一五、四九九、四四八	一七、一〇〇、〇〇〇	一八、八六〇、〇〇〇
三、寺國有財産及局費（農務局ノ部）	五、〇五六、八四二	七、九二、三三七	七、四四四、四四八	七、九〇〇、〇〇〇	八、三六〇、〇〇〇
四、公債費（元金ノ部）	二、三三一、三三七	二、四三一、三三七	二、六九九、四四八	二、九〇〇、〇〇〇	三、一六〇、〇〇〇
五、行政費					
中央行政					
內務省	四、七六五、八四一	五、〇七九、一三三	五、四九九、四四八	五、九〇〇、〇〇〇	六、三六〇、〇〇〇
大藏省	三、三一七、八四一	三、五七九、一三三	三、八九九、四四八	四、二〇〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
司法省	一、六三一、三三七	一、八七九、一三三	二、一三九、四四八	二、四〇〇、〇〇〇	二、八六〇、〇〇〇
外務省	一、三三一、三三七	一、五七九、一三三	一、八三九、四四八	二、一〇〇、〇〇〇	二、五六〇、〇〇〇
內務省	四、三三一、三三七	四、五七九、一三三	四、八三九、四四八	五、一〇〇、〇〇〇	五、五六〇、〇〇〇
地方行政（內務省ノ部）	四、三三一、三三七	四、五七九、一三三	四、八三九、四四八	五、一〇〇、〇〇〇	五、五六〇、〇〇〇
保健費（同）	一、〇三一、三三七	一、二三一、三三七	一、四九九、四四八	一、七〇〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇
警察費（同）	四、九六四、四三一	五、二三三、三四三	五、四九九、四四八	五、九〇〇、〇〇〇	六、三六〇、〇〇〇
憲兵費（同）	一、〇三一、三三七	一、二三一、三三七	一、四九九、四四八	一、七〇〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇
計	二、四五九、〇一三、三三七	二、五三三、三四三、八四〇	二、六三三、四九九、四四八	二、七三三、一〇〇、〇〇〇	二、八三三、八六〇、〇〇〇

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
一、直接稅收入	一〇、一〇九、七四一	一〇、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一〇、三三〇、八四一
地租	一〇、一〇九、七四一	一〇、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一〇、三三〇、八四一
地租	一〇、一〇九、七四一	一〇、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一〇、三三〇、八四一
二、關稅收入	一一、三三一、三三七	一二、九三一、三三七	一五、四九九、四四八	一七、一〇〇、〇〇〇	一八、八六〇、〇〇〇
關稅	一一、三三一、三三七	一二、九三一、三三七	一五、四九九、四四八	一七、一〇〇、〇〇〇	一八、八六〇、〇〇〇
輸入稅	一〇、七〇〇、〇〇〇	一一、七〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	一五、四〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
輸出稅	一、〇三一、三三七	一、二三一、三三七	一、四九九、四四八	一、七〇〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇
三、雜收入	一、四三一、三三七	一、六三一、三三七	一、八九九、四四八	二、一〇〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇
其他の租稅	一、四三一、三三七	一、六三一、三三七	一、八九九、四四八	二、一〇〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇
入地稅	一、四三一、三三七	一、六三一、三三七	一、八九九、四四八	二、一〇〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇
計	二三、九七四、四三一	二五、三三三、三四三	二九、四九九、四四八	三一、三三五、〇〇〇	三二、四六〇、〇〇〇

料隆入特手警過鹿賭屠郡券主船罰司評數片
上國評數察稅稅物綴場特手數及記料
計輪數記料

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
水內消阿	一、八六〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇
地	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
產	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
道	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
買	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
計	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
收入	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
稅	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
稅	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
二、直接稅收入	一〇、一〇九、七四一	一〇、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一〇、三三〇、八四一
地租	一〇、一〇九、七四一	一〇、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一〇、三三〇、八四一
地租	一〇、一〇九、七四一	一〇、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一一、四三五、八四一	一〇、三三〇、八四一
二、關稅收入	一一、三三一、三三七	一二、九三一、三三七	一五、四九九、四四八	一七、一〇〇、〇〇〇	一八、八六〇、〇〇〇
關稅	一一、三三一、三三七	一二、九三一、三三七	一五、四九九、四四八	一七、一〇〇、〇〇〇	一八、八六〇、〇〇〇
輸入稅	一〇、七〇〇、〇〇〇	一一、七〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	一五、四〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
輸出稅	一、〇三一、三三七	一、二三一、三三七	一、四九九、四四八	一、七〇〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇
三、雜收入	一、四三一、三三七	一、六三一、三三七	一、八九九、四四八	二、一〇〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇
其他の租稅	一、四三一、三三七	一、六三一、三三七	一、八九九、四四八	二、一〇〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇
入地稅	一、四三一、三三七	一、六三一、三三七	一、八九九、四四八	二、一〇〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇
計	二三、九七四、四三一	二五、三三三、三四三	二九、四九九、四四八	三一、三三五、〇〇〇	三二、四六〇、〇〇〇

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
三、灌漑開墾費					
道水產局（農務省ノ部）	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
計	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
四、公債費（元金）					
償還	二、三三一、三三七	二、四三一、三三七	二、六九九、四四八	二、九〇〇、〇〇〇	三、一六〇、〇〇〇
計	二、三三一、三三七	二、四三一、三三七	二、六九九、四四八	二、九〇〇、〇〇〇	三、一六〇、〇〇〇
五、行政費					
中央行政					
內務省	四、七六五、八四一	五、〇七九、一三三	五、四九九、四四八	五、九〇〇、〇〇〇	六、三六〇、〇〇〇
大藏省	三、三一七、八四一	三、五七九、一三三	三、八九九、四四八	四、二〇〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
司法省	一、六三一、三三七	一、八七九、一三三	二、一三九、四四八	二、四〇〇、〇〇〇	二、八六〇、〇〇〇
外務省	一、三三一、三三七	一、五七九、一三三	一、八三九、四四八	二、一〇〇、〇〇〇	二、五六〇、〇〇〇
內務省	四、三三一、三三七	四、五七九、一三三	四、八三九、四四八	五、一〇〇、〇〇〇	五、五六〇、〇〇〇
地方行政（內務省ノ部）	四、三三一、三三七	四、五七九、一三三	四、八三九、四四八	五、一〇〇、〇〇〇	五、五六〇、〇〇〇
保健費（同）	一、〇三一、三三七	一、二三一、三三七	一、四九九、四四八	一、七〇〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇
警察費（同）	四、九六四、四三一	五、二三三、三四三	五、四九九、四四八	五、九〇〇、〇〇〇	六、三六〇、〇〇〇
憲兵費（同）	一、〇三一、三三七	一、二三一、三三七	一、四九九、四四八	一、七〇〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇
計	二、四五九、〇一三、三三七	二、五三三、三四三、八四〇	二、六三三、四九九、四四八	二、七三三、一〇〇、〇〇〇	二、八三三、八六〇、〇〇〇

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
水電信郵	一、八六〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇
道（內同）	三、三三一、三三七	三、四三一、三三七	三、六九九、四四八	三、九〇〇、〇〇〇	四、一六〇、〇〇〇
計	三、三三一、三三七	三、四三一、三三七	三、六九九、四四八	三、九〇〇、〇〇〇	四、一六〇、〇〇〇

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
鑛業收入	八、七〇一、三三七	八、九〇一、三三七	一一、四九九、四四八	一三、一〇〇、〇〇〇	一四、八六〇、〇〇〇
鐵道（同）	一一、七三一、三三七	一二、九三一、三三七	一五、四九九、四四八	一七、一〇〇、〇〇〇	一八、八六〇、〇〇〇
寺國有財産及局（農）	五、〇五六、八四二	七、九二、三三七	七、四四四、四四八	七、九〇〇、〇〇〇	八、三六〇、〇〇〇
計	二四、七三一、四四〇	二六、三四三、八四〇	三一、四九九、四四八	三二、一〇〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
寺國有財産局（農）	五、〇五六、八四二	七、九二、三三七	七、四四四、四四八	七、九〇〇、〇〇〇	八、三六〇、〇〇〇
計	五、〇五六、八四二	七、九二、三三七	七、四四四、四四八	七、九〇〇、〇〇〇	八、三六〇、〇〇〇
官業收入	二四、七三一、四四〇	二六、三四三、八四〇	三一、四九九、四四八	三二、一〇〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇
官有財産收入	三、八三六、三四〇	四、三三六、三四二	四、七三三、六六六	五、〇七九、一三三	五、〇七九、一三三
官有財産賣拂代金	三四、七三一、四四〇	四二、三四三、八四〇	三一、四九九、四四八	三二、一〇〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇
官有財産貸拂等	四、八六〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇
山林	五、〇七九、一三三	五、〇七九、一三三	五、〇七九、一三三	五、〇七九、一三三	五、〇七九、一三三
官有財産收入	三、八三六、三四〇	四、三三六、三四二	四、七三三、六六六	五、〇七九、一三三	五、〇七九、一三三
官業收入	八、七〇一、三三七	八、九〇一、三三七	一一、四九九、四四八	一三、一〇〇、〇〇〇	一四、八六〇、〇〇〇
鑛業收入	八、七〇一、三三七	八、九〇一、三三七	一一、四九九、四四八	一三、一〇〇、〇〇〇	一四、八六〇、〇〇〇
電信・電話便	一、三三一、三三七	一、四三一、三三七	一、六九九、四四八	一、九〇〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
水道收入	九、九六四、四三一	一〇、二三三、三四三	一〇、四九九、四四八	一〇、九〇〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇
鐵道收入	一一、七三一、三三七	一二、九三一、三三七	一五、四九九、四四八	一七、一〇〇、〇〇〇	一八、八六〇、〇〇〇
寺國有財産及局（農）收入	五、〇五六、八四二	七、九二、三三七	七、四四四、四四八	七、九〇〇、〇〇〇	八、三六〇、〇〇〇
計	二四、七三一、四四〇	二六、三四三、八四〇	三一、四九九、四四八	三二、一〇〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
歩總頭割收入に對する額	二・〇一	二・二九	二・六八	二・九五	三・二〇
直接收入合計	二四、七三一、四四〇	二六、三四三、八四〇	三一、四九九、四四八	三二、一〇〇、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇
專利收入印紙收入及手數料爲換金	四五、九六四、四三一	四七、三四三、八四〇	五一、四九九、四四八	五二、一〇〇、〇〇〇	五、八六〇、〇〇〇
專利收入	三、二一六、三三七	三、四三一、三三七	三、六九九、四四八	三、九〇〇、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇
印紙收入	四七、三四三、八四〇	四七、三四三、八四〇	四七、三四三、八四〇	四七、三四三、八四〇	四七、三四三、八四〇
手數料及爲換金	一、四三一、三三七	一、四三一、三三七	一、四三一、三三七	一、四三一、三三七	一、四三一、三三七
其他の直接收入	三、一一〇、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇
計	二、四五九、〇一三、三三七	二、五三三、三四三、八四〇	二、六三三、四九九、四四八	二、七三三、一〇〇、〇〇〇	二、八三三、八六〇、〇〇〇

港務局（内）	二七三,五八三	二九六,〇七八	三二五,〇五〇	四二〇,四八九	五七八,二八四
地方衛生局	一,四三七,七〇五	一,二八六,五二一	一,四九三,四九六	—	—
檢事局（同）	七七九,八一一	七一五,一二九	七一二,五五六	七五一,三七七	八一四,三九六
刑務所（同）	一,八五九,三五六	一,九四八,一二一	一,八五三,七四二	一,九九九,一九〇	二,七七八,八二〇
盤谷市廳（同）	—	—	—	一,九六三,六七六	一,八五一,六六七
移民局（同）	—	—	—	一三三,四三九	二六四,五〇三
醫師會議（同）	—	—	—	—	一九,八二三
領事館及公使館（外）	一,一八三,七七一	一,二〇九,五三五	九九九,三三二	九四五,一五〇	九七七,八七五
會計及會計檢查（大）	一,三七一,九八五	一,二二四,〇六七	一,二七一,〇九九	一,二六二,〇九九	一,四九九,六五三
裁判所（司）	二,五七九,四七四	二,三六五,二二六	二,三九九,五八一	二,四二九,六二六	二,三九六,三八四
司法省附屬諸官廳（同）	四二一,八八三	三三六,八五二	三三五,八六八	三四四,九八九	三六四,五四二
教育（文）	二,五四六,三八〇	二,四六〇,〇九五	二,五一四,〇〇八	二,六九七,一〇一	三,二〇五,九一一
土地登錄（農）	五一一,五二四	三六六,一九四	三六八,四四八	三九八,一七一	四一二,九二〇
鑛山（同）	三三四,二〇八	三二七,四三八	三一七,六〇六	一六〇,二一九	一四〇,四七〇
農業（同）	三五九,九二四	二七〇,八九九	二七六,八二一	三一一,四四九	三〇二,七八一
土地測量（同）	四〇三,一一七	三四九,八二六	三三六,二〇六	四七六,九七三	五二一,〇四八
地方農業委員會（同）	一三八,四九六	一九一,一七九	二〇七,六六五	二二九,二〇一	二六六,八七二
陸軍測量局（陸）	五七五,四四二	五一〇,七九〇	五八五,三七三	五八五,六三一	五八八,七六五
水路局（海）	二四四,二二四	一九四,〇四五	一九四,〇一九	一七八,六六六	二八〇,〇〇〇
宗務局（文）	三一一,七〇八	二六〇,〇七四	二五九,八〇四	二四三,六一二	二七二,八〇一
內大臣府	三八九,八七三	二七六,八五八	二五六,三〇四	二九六,九二四	三四六,八〇九
計	二九,六二三,一六八	二七,四一六,三九五	二七,二九六,一八二	二八,七六七,三五七	三二,六二六,五四九
六、國防費					
陸軍（陸）	一四,〇〇〇,〇〇〇	一二,六二六,〇〇〇	一二,六二六,〇〇〇	一二,六二六,〇〇〇	一二,六二六,〇〇〇
海軍（海）	四,九九九,五三二	四,五四五,〇〇〇	四,五四五,〇〇〇	四,五四五,〇〇〇	四,五四五,〇〇〇
空軍（陸）	三,四〇〇,〇〇〇	三,四〇〇,〇〇〇	三,四〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
計	二二,三九九,五三二	二〇,五七一,〇〇〇	二〇,五七一,〇〇〇	二一,一七一,〇〇〇	二一,一七一,〇〇〇

七、王室經費					
一般費					
兩陛下內帑金	—	二,二〇〇,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇
皇族年金	—	八八〇,〇〇〇	八八〇,〇〇〇	八八〇,〇〇〇	八八〇,〇〇〇
宮內省俸給及經費	—	一,八〇七,〇〇〇	一,八〇七,〇〇〇	一,八〇七,〇〇〇	一,八〇七,〇〇〇
王城護衛費	—	二八八,〇〇〇	二八八,〇〇〇	二八八,〇〇〇	二八八,〇〇〇
御下賜金其他宮廷費	—	八二五,〇〇〇	八二五,〇〇〇	八二五,〇〇〇	八二五,〇〇〇
計	九,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇
國王護衛費（臨時費及士官俸給）	一四七,七三六	—	—	—	—
旅行費	二四四,三九五	一九一,〇七二	八,七五九	二六,一二六	一〇〇,〇〇〇
特別報酬	一〇七,六〇〇	—	—	—	—
國賓接待費	一五〇,〇〇〇	—	—	—	—
王城維持費	二五八,三〇〇	二五八,三〇〇	二五八,三〇〇	二五八,三〇〇	二五八,三〇〇
美術局	一六四,五〇九	—	—	—	—
電燈及給水	三九五,一八八	三六一,〇八五	二七八,〇〇九	二七五,五四〇	二八〇,〇〇〇
國葬費	四三九,二一六	一一,九三二	六四,七二八	—	—
宮內省官吏恩給	—	—	—	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
其他の宮中經費	六九,九四四	—	—	—	—
戴冠式費	六七,三八八	—	—	—	—
計	一一,〇四四,二七七	六,八二二,三八八	六,六〇九,七九五	六,九四九,九六七	六,八三八,三〇〇
八、通貨	三〇六,六九九	二八八,九五〇	二〇二,一六九	三一八,三二四	三七三,三一九
九、恩給					
文武恩給	一,二八一,一一三	二,六四二,八四五	二,七三三,〇八〇	二,八二二,六三五	二,九〇〇,〇〇〇
皇族給與金	二〇一,六〇〇	一六一,六〇〇	一六一,六〇〇	一六一,六〇〇	一二〇,〇〇〇
ラオ王族給與金	二九七,二〇〇	二七四,〇〇〇	二四九,二〇〇	二四九,二〇〇	二四九,二〇〇
計	一,六七九,九一三	三,〇七八,四四五	三,一四三,八八〇	三,二三三,四三五	三,二六九,二〇〇
一〇、雜費					

森林税割當	五八,一四三	四二,〇〇一	三三,六八九	六四,四二四	八〇,〇〇〇
歲入雜種割當	四六,五九七	四五,七三〇	四四,七六一	三六,四二八	四四,〇二九
赤十字社寄附金	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇
國際聯盟費	一一二,八〇七	一〇三,一二四	八九,五五八	一四六,二六八	一二〇,〇〇〇
王室美術院	七六,四七四	二四九,二四九	二三〇,〇〇〇	二三〇,〇〇〇	二七一,五〇〇
最高顧問官俸給	—	一一一,五八〇	二〇七,〇〇〇	一八二,二四七	一六九,二〇〇
起債同避資金	—	—	五,二五五,五七〇	四,五七三,四三八	七,〇四四,〇〇〇
公債償還資金	—	—	八,八〇〇,〇〇〇	一五,三〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
假勘定決濟	—	一七,七一九,一五四	—	一,六八三,二四四	—
王室負債清算基金	—	三,〇〇〇,〇〇〇	二,八〇四,〇八三	—	—
爲替損失決濟	—	—	一二,九六〇,〇一〇	—	—
王室禮拜堂修繕及紀念橋建設寄附	—	—	—	—	一,二〇〇,〇〇〇
雜	八,四三六,一三〇	二二四,七五二	六,八二四,八八一	七二,九五一	—
計	八,八九〇,一五一	二一,六五五,五九〇	三七,五一九,五五二	二二,五六九,〇〇〇	一七,二〇八,七二九
歲出總計（歲入より支辨）	一〇一,七六八,三六四	一〇七,八二三,八六二	一一七,三九〇,九三〇	一〇六,九二二,〇一三	一〇六,二六七,四九二

税制

概説　當國は下記の如き諸税を制定してゐるが、一般に税種は甚だ少く、税額も低廉にて一般國民殊に有産階級の負擔は輕少であり、在留外人も單に少額の人頭税を課せられるに止る。最近政府は所得税營業税及印紙税等を實施する爲め調査中であると云ふ。併し所得税や相續税等は、國民の大部分が貧困なる農民たる關係上、少數の支配階級が負擔する事となるから、當分實施の見込なきものの如くであるが、當國の商工業を殆ど獨占してゐる支那人其の他の外人の負擔に歸すべき營業税竝に印紙税等の實施は比較的早く實現するものと豫期されてゐる（手數料等に就ては各關係の章參照）。

關税　關税は一八五六年の英暹條約によりて創設賦課されたるもので、當初輸入税は一率に從價三分に限られ、輸出貨物は其の生産より輸出に至る迄に名義の如何を問はず唯一回の課税を許され（卽ち內地通貨税を課する物は輸出税を課し得ず）、輸出税としては米・動物性産品・其の他に低廉なる從量輸出税を賦課するに止つた。斯る制限を忍びつゝ一九二七年に及んだが、多年熱望された不平等條約の改正漸く完了して關税自主權を獲得し得たので、同年三月二十六日永年の懸案たりし新關税定率法（暹曆二四六九年關税定率法）を公布して卽日之を實施し、一方同時に（同年九月十三日以降）內地通貨税を廢止した。翌年十二月五日暹曆二四七一年改正關税定率法（第一）を發布して一部を改正したが、更に一九三一年一月三十一日勅令を以て暹曆二四七三年改正關税定率法（第二、同年二月二日より實施）を、同年十月末日暹曆二四七四年改正關税定率法（第三、同年十一月一日より實施）を發布し、舊關税定率法の附屬定率表は玆に廢止した。現行關税定率を表示すれば次の如くである。

現行關税定率表（一九三一年十一月一日實施）

(A) 輸　入　税

第一類　麥酒・葡萄酒・酒精

（一）麥酒・エイル・スタウト・ポータ・サイダ竝に之等と同種のもの又は其の代用品として販賣せられる酒類にして、本定率表により高率を課せられざるもの　※每立　〇・一五銖　又は從價　三〇％

（二）葡萄酒　從價　一二％

（三）ブランデイ・ウヰスキー・ラム・ジン・ヂエネバ竝に之等の模造品　含有無水酒精每立　五・〇〇銖（但し最低税額酒全量每立　二・五〇銖）

注意　箱入の罎詰又は甕詰として輸入する時は、税額算定及課税上、一箱の酒全量九立を下らざるものと認めらるべし。

(四)官立研究所又は病院、若しくは主務大臣に於て定めたる取締の條件に準據し認可されたる試驗所又は病院に於て使用せらるる精溜酒精にして、本定率表により他の高率の輸入稅を課せらるべき物質の調製に使用するに非ざるもの　含有無水酒精毎立　一・六〇錢

(五)本定率表に特に定めざる其の他の酒精類　含有無水酒精毎立　三・五〇錢（但し最低稅額酒全量毎立　一・〇五錢）

(六)香附酒精類、五%以上の無水酒精を含有する化粧劑、其の他五%以上の無水酒精を含有し且他項に該當せざる全調合劑

(イ)含有無水酒精四〇%以上のもの　※毎立　五・〇〇錢　又は從價三〇%

(ロ)同　四〇%未滿のもの　※毎立　二・五〇錢　又は從價三〇%

(七)酒精類にして通關前又は保稅倉庫より引取前に關稅長の認定する程度に變性せるもの　※毎立　〇・〇三錢　又は從價一五%

備考　無水酒精含有量は Gay Lussac 酒精計により算出す

第二類　從量稅率

(一)ベンジン　毎ガロン(四・五四六立)　〇・三〇錢

(二)映寫用活動寫眞陽畫フヰルム(未現像品を含む)　標準幅三・四九二五糎のもの長さ毎一〇〇リニア呎(三〇・四八米)一・〇〇錢

(三)燈　油　毎ガロン(四・五四六立)　〇・一二錢

(四)燐寸及其の材料

(イ)各種の燐寸　(a)毎箱平均百本を超えざるもの　毎百箱　〇・三〇錢　(b)毎箱平均百本を超えたるもの　同　〇・三〇錢

但し(b)は各箱の超過分五〇本又は其の端數毎に毎百箱　〇・一五錢を增課す

(ロ)普通燐寸製造に使用される軸木及箱板　毎瓩　〇・五〇錢

(五)石鹼にして他項に該當せざるもの　同　〇・〇八錢

(六)砂糖(葡萄糖を含みサツカリンを除く)　同　〇・〇五錢

(七)苯　同　〇・一五錢

第三類　從價五割稅品

(一)煙草(加工品及未加工品を含む)(但し最低稅額毎瓩紙卷煙草一・〇〇錢葉卷煙草一・五〇錢・其の他〇・八〇錢)　(二)銃器・彈藥竝に同部分品及附屬品　(三)花火・線香・爆竹類　(四)朝鮮人蔘(但し最低稅額毎五〇・〇五錢)　(五)骨牌類(但し最低稅率毎組〇・〇二錢)

第四類　從價三割稅品

(一)寫眞機及同材料(但し本稅表第二表揭示のフヰルムを除く)　(二)時計類竝に同部分品　(三)爆發物　(四)金銀板・金銀白金細工品(其の線糸を含む)竝に金銀白金鍍金製品　(五)寶石及其の模製品　(六)樂器及其の部分品竝に其の耐久性容器　(七)化粧品にして他の稅目に該當せざるもの(香油・コスメチック・化粧用染料・白粉及其の他の化粧用調製品、但し齒磨・化粧石鹼及髭剃り髮洗用調製品を含む)　(八)絹織物、其他凡ての絹製品又は絹が價格の主部を構成するもの(但し醫療用品を除く)　(九)喫煙用品にして他の稅目に該當せざるもの

第五類　從價二割稅品

(一)ビスケット及菓子　(二)バタ　(三)チーズ　(四)糖菓　(五)果汁・飲料鑛水竝に其の他の稅目に該當せざる凡ての飲料　(六)ギー(印度バタ)　(七)人造バタ竝にバタ及ギーの代用品　(八)罐詰其の他の容器に密閉せられたる肉・魚・野菜・果實(ピクル・ソース・エツセンス・エキス・ペレツト・ペイスト・ヂヤム及マルマレイドを含む)　(九)藥味・調味料

第六類　從價一割稅品

(一)石綿板及石綿製品　(二)工業用染料　(三)帽子類　(四)汽鑵體竝に內燃機用重油　(五)自動車・自動自轉車・自轉車(玩具を除く)及其の部分品又は附屬品(タイア及チューブを含む)　(六)印刷用紙　(七)板硝子　(八)衞生陶器(排水管を含む)

第七類　從價五分稅品

(一)農用道具及機械　(二)飛行機及其の部分品　(三)內・外・齒・眼科の醫療器械及材料にして稅關長が指定し官報に告示したるもの(一九三二年一月七日盤谷タイムズ紙所載「關稅定率告示第九」參照)　(四)科學的研究の用に供せられる裝置及器具にして、稅關長が指定し官報に告示したるもの(同上「關稅定率告示第十」參照)　(五)人造絹糸　(六)輸出貨物の被袋及其の材料　(七)クロロホルム・エイテル・ブリフヰケータス・サルフアリックエイテル・沃度ホルム　(八)綿製品　(九)肥料　(一〇)消火機械　(一一)殺蟲劑及殺菌劑　(一二)鐵鋼製品にして他の項目に該當せざるもの(但し刃物類を除く)　(一三)機械及其の部分品にして他項に該當せざるもの竝に調帶　(一四)煉乳又は乾乳(麥芽を加へたる乳及幼兒用乳製食料品を含む)　(一五)トラクタ　(一六)電信・電話・ラヂオ器械　(一七)寫眞器及其の部分品

第八類　從價一割五分稅品

上記各項に該當せざるものにして本法により免稅品たらざるもの

第九類　免稅品

(一)自用品として輸入されたる旅具(但し自動運搬用車・酒精飲料及消耗品を除く)(注意　眞正なる既用の自用品にして、本人の前住地より本人の到著後下記期間內に到著せるものに限る、(イ)海峽植民地・馬來聯邦・印度・中華民國よりは二週間　(ロ)其の他の亞細亞諸國よりは五週間　(ハ)其の他の國又は港よりは一〇週間)　(二)書籍・定期刊行物・新聞・樂譜・海圖・地圖及廣告印刷物　(三)コールター酸がアルカリと化合せる溶解物にして水を加ふる時は石鹼質となる消毒劑、又其の他の消毒劑にして稅關長が指定し官報に告示したる消毒劑　(四)糖蜜　(五)生植物　(六)規尼埋及其の他の規那のアルカロイド　(七)商品見本(但し見本用にのみ適するもの)　(八)植物種子　(九)血清・痘種及皮下注射療法用の生物學的製品　(一〇)繰糸及布帛の製造に適する生糸　(一一)貨幣　(一二)下記の貨物にして輸入の日より六箇月以內に再輸出さるべきもの。此の場合稅關長は其の適當と認むる額及形式の保證を要求し、指定したる全義務條件の果されたる場合にのみ該擔保を返還するものとす。輸入者が六箇月の期間滿了前に稅關長に對し右期間の延長を願出づる時は、稅關長は特別の場合には更に六箇月を超えざる期間の延長を許すことあるべし。(イ)運羅に渡來する巡回興行者が輸入する演劇其の他類似の興業に使用する物品　(ロ)實驗又は實物教示に使用される機械又は物品にて、其の目的の爲め一時運羅國內に居住するものが輸入せるもの　(ハ)旅行者の携帶する旅行用車輛・ヨット・航空機　(ニ)公衆の觀覽に供せらるべき物品にして販賣せられざるもの　(一三)五箇年以內に原形及原質に何等變改を加ふることなく再輸入されたる貨物にして、輸出の際再輸入證明書を取り置きたるもの

(B)輸出稅　每標準擔(六〇瓩)

(一)粳　〇・一二九錢

(二)玄米　同　〇・一八四錢

(三)玄碎米　同　〇・〇九四錢

(四)玄粉米　同　〇・〇九四錢

(五)白米　(六)白碎米　(七)白粉米　同　〇・一七四錢

人頭稅　本稅は一九一九年度の人頭稅法により創施されたが、後一九二六年度に改正法を公布して徵稅方法を改善し、越えて一九三一年二月十三日改正法を公布して滯納者に對する賦役方法を改正した。

本稅は原則として運羅に在住する男子(內外人を問はず)にして同國民法に規定する成年(滿二十歲以上又は婚姻したる者)以上滿六十歲未滿の全有能力者に課せられる。但し(イ)布敎師　(ロ)士官以上又は士官相當官以上の官職

にある者を除く現役及豫備役軍人竝に警察官（ハ）村長・區長・村醫（ニ）陸海軍及憲兵諸學校の生徒（ホ）在監者（ヘ）寄港外國船の船員（ト）不具者又は自活不可能の者（チ）成年第一年又は入國第一年の者、等は本税を免除される。稅額は最高六錢（大藏大臣は地方民の生活程度に應じて適宜に稅額を決定す）にて、毎年四―九月の間に郡役所に納入することとしてゐる。若し滯納する時は倍額を徵收し、全然納稅せざる者には不納の年毎に十五日間（但し通計三十日以下）の賦役を命ずる。

米田稅　從前米田に對しては不規則極まる課稅を行つたが、西曆一九〇五年六月に法律を以て之を統一し、更に一九一〇年稅率の改正を行つて今日に及んでゐる。然し現行稅制も尙不整一にて、行政官吏は專斷にて作付面積の認定又は稅率の適用等をなすと云ふ。

米田は下記の等級に分ち、之に各別の稅率を課す。

（一擔＝六〇四八瓩）

		クコ米田		フアンローイ米田	
		噸當り	1 Ngan 當り	噸當り	1 Ngan 當り
一等地	同	七・〇〇擔（四・四五〇石）ある地	一〇〇士丹	一三〇士丹	三〇士丹
二等地	同	六・二五擔（四・〇一七石）同	八〇同	一〇〇同	二五同
三等地	同	五・五〇擔（三・五三五石）同	六〇同	八〇同	二〇同
四等地	同	五・二五擔（三・三七四石）同	四〇同	六〇同	一五同
五等地	同	四・七五擔（三・〇五三石）同	三〇同	四〇同	一〇同

備考　1 Ngan＝1/100 噸

右の外純粹の米田稅ではないが、所有者の屆出によりて休作田に對し、又は米田となす爲め官有地の拂下を受け之を開墾したるも二箇年を經て尙米作せざる米田に對し、夫々噸當り一等地一二士丹、二等地一〇士丹、三等地八士丹、四等地六士丹、五等地五士丹を賦課する。

菜園稅　野菜園に課する稅で、古來其の稅率及稅種が著しく複雜してゐたが、西曆一八九八年八月大藏省令を以て之を統一した。本稅は左の七州に適用され、稅率は噸當り三七士丹である。

クルンテープ州、アユテイアー州、プラチンブリー州、ナコンサワン州、ラーヂブリー州、ヒサヌローク州、チヤンタブリー州

煙草園稅　本稅は西曆一九〇〇年公布の煙草栽培法に依り創施されたもので、當時は敷州に之を適用したが、西曆一九二三年右法を修正してヒサヌローク及ナコンサワン兩州のみに適用し、後更に現今のバーヤップ州をも加へた。稅率は噸當りバーヤップ州は四錢、其の他二州は八錢である。又其の他諸州の煙草園には右「菜園稅法」を適用され、噸當り三七士丹を課せられる。

甘蔗栽培稅　一九二一年十一月公布の本稅法により創施されたる稅で、其の噸當り稅率は左記の如くである。

アユテイアー州・ナコンサワン州・ヒサヌローク州（ペサヤブーン及ロムサク兩縣を除く）	噸當り 四・五〇錢
チヤンタブリー州	同 一・五〇錢
其の他諸州（菜園稅法適用）	同 〇・三七錢

砂糖椰子栽培稅　西曆一九〇〇年の本稅法に依り課せられる稅で、アユテイアー・プラチンブリー・ナコンチヤイスリー・ラーヂブリー・ナコンサワン・ヒサヌローク・ナコンスリータマラートの七州に適用される。稅率は產果樹一本當り二五士丹である。

鹽田稅　一九〇四年六月公布の本稅法によりて創施されたもので、クルンテープ州・プラチンブリー州・ラーヂブリー州・ナコンチヤイスリー州の四州に適用され、稅率は菜園稅と等しく噸當り三七士丹である。

西海岸避暑地地方稅　當國唯一の海濱避暑地たる南方鐵道上のフアヒン（Hua Hin）一帶約五〇粁の海岸―北ノーンタポト（Nong Tapot）驛より南カタオ（Kao Tao）驛間―開發の爲め既に曆二四六九年（一九二六年度）西海岸避暑地開發法を發布し、委員會を設け、同目的を遂行しつゝあるが、其の開發資捻出の爲め、曆二四七一年（一九二八年度）西海岸避暑地々方稅を公布し、右地域の土地及建物に課稅することとした。其の稅額は左記の如くで、年々十月一日に納付する。

土地の等級　土地に對する稅　其の土地内の建物に對する稅

A 級　噸當り年額 二・〇〇錢　屋根及檐平方米當り年額 五士丹
B 同　同 一・〇〇同　同 三同
C 同　同 〇・五〇同　同 二同

右土地の等級は快適さの性質により右委員會が決定し、其の事務所前に之を揭示する。土地は半噸以上は一噸に、半噸未滿は半噸として計算する。但し官廳・官立病院・官公立學校・僧侶の住宅・公衆禮拜用土地及建物・其の他一〇平方米未滿の建物は稅を免除される。

建物稅　西曆一八七〇年公布の本稅法に據り、賃貸の目的にて建築した家屋に課する稅にて、クルンテープ・アユテイアー・プラチンブリー・ナコンチヤイスリー・ナコンサワン・ヒサヌローク・ナコンラーヂヤシマー・ナコンスリータマラート・チヤンタブリー諸州に施行されてゐる。

クルンテープ州に在る賃貸住宅・店舖・倉庫に對する本稅は所有主が之を負擔し、稅率は警官巡同地域中に在る家屋は一箇月半、右地域外に在る家屋は一箇月の家賃に相當する額としたが、其の後追加修正を行ひ、商業區域内にあり現に商業用に使用してゐる賃貸用建物は一軒（長屋風の建物にては其の一區分）に付き一・五〇―三・〇〇錢（所有者自ら居住し又は住宅用として賃貸する場合も本稅を課せられる）、所有者自ら居住し商業を營む場合は〇・五〇―二・〇〇錢を課することとしてゐる。

其の他の諸州に在る賃貸用住宅・店舖・倉庫は一箇月分の家賃相當額を、所有者自ら商業を營む建物は營業の種類により、商業を營む浮家は所有者自ら居住する時は一・五〇錢を、賃貸する時は二・〇〇錢を賦課する。

自家用の農產物貯藏用建物は免稅、製材所・製油所・豚一〇頭及鷄又は家鴨等五〇羽以上を飼養する飼養園は一箇所當り一錢を賦課する。

漁業稅　古來水產物は國王の所有であるとし、國家の獨占物として漁區を定め、一定の料金を徵し又は競爭入札によつて各漁區の漁業を許可したが、其の後ラタナコーシン曆一二〇年（西曆一九〇一年）水產稅法を發布して右制度を廢し、次の如く徵收することとした（同法第六條第十三條）。

(一)鮮魚の市場賣買價格に據るもの―本地方には漁具及漁業に使用する人數に據る稅は免除する。但し漁場遠く鮮魚を市場に販賣し得ず徵稅の途なき場合は之を除く、又漁場に據つては賣買價格の百分の十九を超えざる適率を定め得る。本稅を課する地方は內務大臣が省令を以て定める地方にて、稍々整へる市場を有する地方に限られてゐる。

(三)所定漁場の廣狹に據るもの、及(三)一定の漁區内に於て特種の漁法に據る漁業を特定人に許可する場合の許可料—總督又は當該主任官吏の區劃する漁區内に於ける獨占漁業に對する漁區使用料に類するものにて、漁期及漁法は右地方官が決定する。

(四)禁漁區域内に於て特定人に限り漁業を許可する場合の特許料—魚族保存上一般漁業を禁止した區域内に於て、總督の定める漁期及漁法に據る漁業を競爭入札により許可する。

(五)規定の使用漁具に課するもの—内務大臣が省令を以て定める漁具稅率(百分の十を超えざるに)據りて課し、課稅漁具の種類は地方によりて異る。

(六)前項に規定する漁具以外の漁具を使用する人に課する許可料—前項に定むる漁具以外の簡單なる漁具を使用する場合、漁具の數等には制限なく之を使用する人の頭數に課するもの。内務大臣は區域を限り漁具使用許可の申請又は(六)の許可稅を免じ、又は或種の漁具の使用を禁することがある。

次いで一九三一年度に内務省令を公布して右法の施行細則を定めたが、同令は爾後屢々改正されて今日に及んで居る。尙稅率は地方によりて異る。

鑛業稅　暹曆二四六一年(一九一七年度)鑛業法第八十二條に據り、農務大臣の發する省令又は告示に基きて賦課される。鑛石採掘に對する特許料の形式にて徵收し、徵收法は鑛石の種類に依つて異る。

錫—錫の特許料は新嘉坡市場に於ける錫の時價を基準としてスライデイングスケイルに據り賦課される。稅率は其の後度々改正されたが、現今は平均錫價の約七・七%(一九二九年度)—八・七%(一九二八年度)を賦課してゐる。

石炭—本稅は西曆一九二三年十二月十三日附農務省令により初めて制定されたもので、同十五日より定施された。稅率は石炭一米突噸當り二五士丹である。

砂金—西曆一九二三年一月二十日附農務省令によれば、採金作業に從事する者一人當りに付五銖を徵收することゝしてゐる。

タングステン酸を含む鑛物—一九二四年五月十三日附農務省令に據り、錫と共に產するウオルフラマイト・シーライト等のタングステン鑛物は、新嘉坡市價の一割を徵收されることゝなつてゐる。尤も先づ錫鑛と見做して錫に對する稅を課し、納稅者が納稅期日より六十日以内に提出したる鑛石(提出鑛石は徵稅官が指定選擇する)を鑛山局に於て分析し、タングステン酸四〇%以上を含有する時、超過額を拂戻すことゝしてゐる。

森林伐採稅　チーク(沿革に就ては林業參照)—チークの伐木稅は、伐採の難否及產材の良否に應じてスライデイングスケイルを採ることとし、次の標準稅率を課してゐる(Aは立方噸當り、Bは立方米當り)

(1)材積四〇立方呎以上長さ一八呎以上の一等材	A	一二五銖	B 八八三銖
(2)材積同右以下長さ同右の二等樹	A	八〇〇同	B 五六五同
(3)長さ一八呎以下の三等樹	A	五〇〇同	B 三五三同

但し現行契約の第二・七・十二年目の年末に盤谷市價が十五セカト以上にても相當期間持合ふ時は二一%の增率を行ひ得る。右の外卷枯し料每樹一銖を徵集する。尙以前伐木稅と共に賦課した内地稅は現今之を廢止した。

チーク以外の林產物—西曆一九一四年二月十六日公布の山林保護に關する内務省令竝に一九二一—二二年の木材以外の貴重林產物の保護に關する省令に據り、特定樹の營利的利用には大體共の產物の市價の一〇%を超えざる程度の稅を課してゐるが、課稅する樹木又は林產物の種類・樹周等の制限・稅率は各州によりて相異がある。薪材を除く樹木は、其の伐採許可書を下附される際可伐樹一本當り五〇士丹宛の稅金を前納し、伐採後前納金が總稅額に充たぬ時は、不足額を追徵する。尙角材其の他の製材は丸太の稅率の二倍を課せられる。

消費稅　酒類の輸入稅・釀造稅等は古くより賦課され、チュラサカラー

ト曆一二四九年(西曆六三九年を元年とす)消費稅法にては從前の諸法規を廢し、酒類の輸入及國内釀造に課稅することゝしたが、其の後輸入關稅の制定と共に國内の酒造にのみ本稅を課することとした。現行稅率は西曆一九二七年の關稅改正と共に改正されたもので、酒精飲料・葡萄酒・麥酒類は無水酒精每立二・二五銖を課せられる(無水酒精含有量はゲイルサック氏酒精計にて測定す)。但し最低稅額は酒全量每立六三士丹としてゐる。

屠殺稅　豚・牛等の種類によつて相異し、一頭當り一—二銖を課せられる。

幣制及金融

一　幣制

沿革　硬貨—約一世紀前の暹羅の貨幣は、表面に王冠・チャクル其の他の王室紋章を刻印した金銀の圓筒形塊にて、銀貨には通常夫々一・½・¼・⅛留比の重量に相當する銖(バット　外人は Tical と呼稱す)・ソンサルン(Song Salung)・サルン(Salung)・ファン(Fuang)の四種があり、之と同形の金貨には二十・十・五銖に相當するものがあつた。一九世紀の初葉に盤谷にて平面銀貨を鑄造したが殆ど流通せず、一八六一年に王城内に小造幣所を創設して、一面には王冠他面にはチャクルで圍んだ象を刻印した上記諸價値の平面銀貨を鑄造した。同時に平面金貨をも試鑄したが、金塊の輸入困難なる上、少數流通したものも間もなく裝飾用に供せられて流通市場より影を潛めたので、金貨の鑄造は之を廢止して銀貨本位制を採用し、專ら海峽弗を輸入して三弗を五銖の割に改鑄した。

然し爾後銀の市價暴落し、國庫の損失多大なりしに鑑み、一九〇二年勅令を發し、銀貨鑄造は金貨を提供したるものに限り、且政府の法定爲替率一磅對一七銖の割合に於てのみ鑄造に應ずることゝして、銀貨の自由鑄造を廢止した。茲に暹羅は金爲替本位制を採用した最古の國の一に加はり、從來銀市場の變動に左右されてゐた暹貨は其の變動の範圍を縮少し、主として盤谷に於ける貿易關係を標準として高低するに至つた。

然〻爾後銀相場は次第に騰貴し法定率を超過するに至つたので、銀貨の海外流出を防護する爲め數次に亙り法定率を引上げて遂に一磅對一三銖とし、一九〇八年に金本位制設定の法律を公布して前年募集の外債中九〇萬磅を其の特別準備金に充當した。同法によれば貨幣單位は銖(純金〇・五五八瓦卽ち一磅對一三銖)とし、二サルン(一サルンは⅞個銖)及一サルンの銀貨、一〇士丹(Satang 一士丹は一/百銖)及五士丹の白銅貨、一士丹の青銅貨を鑄造し、ドス(Dos 一ドスは一〇銖)なる金貨も規定したが實際には鑄造しなかつた。

本制度は銀の下落に對する暹貨の保護を目的としたもので、銀の異常なる暴騰に對しては何等備ふる所がなかつたが、一九一七年に及び大戰の爲め銀相場が暴騰したので、銀の海外流出を防護する爲め引續き爲替率を引上げ、一九二二年には終に一磅對一〇銖以下とした。然し其の後の銀價の急落は一九一九年の來輸出の禁止と俟つて右率の維持困難となり、結局一磅對一一銖としたが、一九二七年三月に一銖は純金〇・六六五六七瓦とし、翌年一九二八年四月暹曆二四七一年通貨令を發布して之を實施することとした。

紙幣—從前香港上海銀行其の他の外國銀行の支店が政府より特許を得て紙幣を發行したが、一九〇三年暹曆二四四五年(一九〇二年度)紙幣令を公布して右特許制度を廢し、政府自ら紙幣局を創設して五・十・二十・百・千銖の紙幣を發行した。當時無準備發行額は流通額の二五%に制限したが、西曆一九〇六年十月の改正法により五〇%に引上げた。一九一七年二月及同年八月二回に亙つて本法を改正し、結局正貨準備を紙幣發行額の二五%とし、更に翌年三月一五%に減じ、同年十二月の紙幣令では更に全準備額を投資し得る權限を大藏大臣に附與してゐる。一九一九年一月豐作に因る通貨需要の激增

及紙幣供給の遲延とにより、改正法を急發して一時中銖紙幣を發行し、一時紙幣の兌換を停止した。爾後兌換停止は屢々行はれたことがあり、正貨準備率は二五%に改正せられた。

現制度　暹曆二四七一年通貨令に據れば、大藏大臣は㈠盤谷に於て法貨一銖對純金〇・六六五六七瓦の割合を以て金又は法貨を兌換する。㈡右の外々國に於ける一定㈡の場所に於て一定の㈠率を以て（其の場所及率は大臣が時々告示す）法貨引換に金又は金爲替を受渡することを得。而して其の率は、場合によりては一銖對純金〇・六六五六七瓦の割合に又は其の割合より、盤谷及其の場所間の金輸送近似費を加減する。

備考　㈠㈡二四七一年通貨令一一條に關する大臣の告示に據れば、一磅對一〇・八〇銖(a)及一一・二〇銖(b)の率にて倫敦宛金爲替を受(a)渡(b)する。

該法現中最も重要なる特長は、爲替相場が磅貨の金量の十一分の一より端數以上の騰落をなすことを避制する責任を政府が引受けたる點にして、この責務履行の爲め、從前の紙幣準備金及金本位準備金なる資産を以て通貨準備金を設定し、其の準備金保全の爲め諸種の規定を設けてゐる。新法に定めてゐる貨幣は次の如くである。

第四九表　貨幣の種類・重量・純分・公差表

出所‖Directory for Bangkok & Siam, 1931

金屬種類	貨幣名稱	標準 重量	標準 純分	公差 重量	公差 純分
銀	パート（銖）	一五瓦	銀 九〇〇 銅 一〇〇	一千パート貨 九瓦	千分の 三瓦
同	五十サタン（十丹）	七瓦	銀 六五〇 銅 三五〇	五十サタン貨千枚ニ付 八瓦	千分の 五瓦
同	二十五サタン	三・七五瓦	銀 六五〇 銅 三五〇	二十五サタン貨千枚ニ付 五瓦五〇	同 六瓦
白銅	十サタン	三瓦五	純白銅	十サタン貨 二瓦〇	同 一瓦五
同	五サタン	二瓦	純白銅	五サタン貨 一瓦〇	同 一瓦五
青銅	一サタン	五瓦	銅 九五 錫 四 亞鉛 一	一サタン貨 二瓦五〇	同 二瓦五〇

通貨の單位はパート（銖）―チカルと同じであるが、チカルは外來語で運羅語ではない―にて、一〇〇サタン（一丹）に分割される。一パート貨は紙幣と共に其の額に關係なく無制限法貨として通用され、其の他の銀貨は五パート迄、白銅貨及青銅貨は一パートを限り法貨として通用する。

右通貨令及同法の下に發布したる暹曆二四七一年（一九二八年度）紙幣發行に關する大藏省令により、通貨局より發行される紙幣の種類には一銖・五銖・十銖・百銖・千銖の諸種があり、準備金のみならず一般歲入の保證の下に發行され、無制限法貨として通用される。

第五〇表　貨幣の鑄造額・改鑄用に回收したる額・國庫及通貨局保有額連年比較表

單位‖銖　出所‖一九二九年度暹羅統計年鑑

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
銖貨					
(1)鑄造額累計	二四八、四五八、八四〇	二四八、四五八、八四〇	二四八、四五八、八四〇	二四八、四五八、八四〇	二四八、四五八、八四〇
改鑄用回收額累計	四三、二七六、八一八	四三、二七六、八一八	四三、二七六、八一八	四三、二七六、八一八	四三、二七六、八一八
國庫保有額	一五八、四九七	六〇〇、〇五一	九二六、七七一	一四八、六六二、四三三	二四八、四五八、八四〇
通貨局保有額	五〇、九六五、七五五	五一、七三三、六七一	一〇〇、八四三、〇五一	二〇〇、〇四三、一四一	二七、三三〇、三五五
純流通額	二〇八、三四一、六三九	二〇三、九五一、五一〇	一四七、九二六、八四〇	四七、七二五、八三九	二二〇、六二七、四七四
二、サルン貨					
(2)鑄造額累計	五三、〇四四、五〇〇	四四、一〇〇、三五一	三八、五〇一、〇七九		
新一サルン貨	二、八三二、一二六	二、八三二、一二六	二、八三二、一二六		
改鑄用回收額累計	九〇一、九六二	九〇一、九六二	九〇一、九六二		
國庫保有額	七二六、九五六	一、〇七八、四三〇	一、〇七八、四三〇		
純流通額	二、八三二、〇六二	二、八三二、〇六二	二、八三二、〇六二		
一十五サタン貨					
(3)鑄造額累計	三四七、五〇〇	三四七、五〇〇	三四七、五〇〇		
國庫保有額	四三、七三八	四三、七三八	—		
純流通額	三〇三、七六二	三〇三、七六二	三四七、五〇〇		
十サタン貨					
(4)鑄造額累計	三四七、五〇〇	三四七、五〇〇	三四七、五〇〇		
國庫保有額	四三、七三八	四三、七三八	—		
純流通額	三〇三、七六二	三〇三、七六二	三四七、五〇〇		

備考　(1)は一八八〇年度以來、(2)は一九一五年度以來、(3)は一九一八年度以來の累計

第五一表　補助貨輸入額及國庫保有額連年比較表（各年三月末現在）

單位‖銖　出所‖同前表

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
十七サタン貨					
輸入額累計	五三、七四三、三二〇	五三、七四三、三二〇	五三、七四三、三二〇	五三、七四三、三二〇	五三、七四三、三二〇
國庫保有額	一九、六九九、四〇〇	一三、九四七、〇〇〇	九〇五、二〇〇	六三、九一五、四〇〇	五八、九一四、〇〇〇
流通額	三四、〇四三、九二〇	三九、七九五、三二〇	五二、八三七、一二〇	四七、八二七、九二〇	四七、八二八、九二〇
五十サタン貨					
輸入額累計	二五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四
國庫保有額	三四六、一七八、九五	九四六、七二三、六〇	七七五、〇三六、二〇	六三八、九一四、九五	五九、九一四、〇五
流通額	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五
一十五サタン貨					
輸入額累計	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四
國庫保有額	三四六、一七八、九五	九四六、七二三、六〇	七七五、〇三六、二〇	六三八、九一四、九五	五九、九一四、〇五
流通額	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五
二十五サタン貨					
輸入額累計	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四	三五、〇九三、二一四
國庫保有額	三四六、一七八、九五	九四六、七二三、六〇	七七五、〇三六、二〇	六三八、九一四、九五	五九、九一四、〇五
流通額	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五	二四五、二五〇、八五

第五二表　通貨流通額連年比較表（各年三月末現在）

單位‖銖　出所‖同前表

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
一、硬貨					
銖	五四、三四一、六三九	五三、八〇二、三八八	五三、〇四四、五〇〇	四四、一〇〇、三五一	三八、五〇一、〇七九
二、サルン	二、八三二、一二六	二、八三二、一二六	二、八三二、一二六	二、八三二、一二六	二、八三二、一二六
新一サルン	三、一八八、〇八二	三、一八八、〇八二	三、一八八、〇八二	二、八三二、〇六二	二、八三二、〇六二
銀貨	五〇、四四〇、八二二	五九、八二三、五九四	五九、〇六四、七〇八	四九、五八六、〇九八	四三、八九六、六二一
割額	五、六四	五、四七	五、三六	四、三四	三、八一
一サタン（鑄造）十・五・一サタン（輸入）	三〇、五七二	三〇、五七二	三四七、五〇〇	三四七、五〇〇	三四七、五〇〇
硬貨計	九七、九三三、二一一	九五、〇四五、〇四二	一〇四、八九三、三	一〇六、三九八、九三	一〇六、三九八、九三
頭額	六、三二	六、二二	六、〇五	五、八	五、七
二、紙幣					
一	二〇、八五四、六八六	二〇、八五二、二五	二〇、八三二、一二九	二〇、八三二、一二九	二〇、八三二、一二九
銖 %	一四、三	一五、五	一五、四	一六、五	一七、七
五	六、八二六、四一〇	六、二六九、七五五	六、五八三、一〇五	六、四四一、一〇五	六、四四一、一〇五
銖 %	四、七	四、七	四、九	四、八	四、九
十	二、五五六、六二〇	二、九五九、八〇〇	三、二一九、一九〇	三、二一九、一九〇	三、二一九、一九〇
銖 %	一、八	二、一	二、四	二、四	二、四
二十	六、〇九二、四五〇	五、四七六、八七〇	五、四七六、八七〇	五、四七六、八七〇	四、八四六、八七〇
銖 %	四、五	四、一	四、一	四、一	三、六
五十	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
銖 %	—	—	—	—	—

	百	千	紙幣割額	通貨總流通額	頭割額
一九〇五—〇六	一五九二〇五三〇〇	一五四四二四〇〇	一三七九六二六三	二〇六六九六八三六	一九二九
一九一〇—一一	一〇九	九五八六〇〇〇	一三八九	二〇三二九九九二〇	一八五五
一九一五—一六	九七	八〇五五〇〇〇	一三三九八五三〇	二〇五二五三八〇	一八二五
一九二〇—二一	八五	九五一〇〇〇	一三五二五三〇	二〇四〇六八三〇	一七五九
一九二五—二六	八二	七九	一三三九八五三〇	二〇三一六八三〇	一五八三

二 金融

沿革　暹羅貿易の發達は、一八八八年の香上銀行盤谷支店の開設となつたが、當時暹羅に於ける金融機關としては前行の外印度人及支那人銀行の支店各一及歐人貿易業者を見るに過ぎず、又紙幣もラーマ六世の自署して發行せる半私的證券以外になく、墨西哥・西班牙・印度の銀貨の輸出入により纔かに金融上の需要を充足してゐた。續いて一八九三年に喧打銀行、一八九七年に印度支那銀行の支店が盤谷に開設され、前行と共に當國商業の發達を大いに助成したが、然し歐洲語に通ぜぬ當國民とは殆ど取引しなかつたと云ふ。然し一九〇四年、時の大藏大臣の庇護の下に今の暹羅商業銀行が創設され—後特許による有限責任會社とされた—その繁榮は國内に於ける銀行業の俄景氣を起し、政府は數行の支那人銀行に特許を下附するに至つた。玆に從來歐人銀行に極端なる偏疑の眼を送つた一般暹民は之等諸銀行に多大の信用を示して預金者が蟻集したが、無保證貸越を主要なる目的とした爲め拾收し難い狀態に陷り、信用を失墜した。遂に支那・暹羅銀行の支拂停止となり、在盤諸銀行は悉く多少の影響を蒙つた。但し暹羅商業銀行は政府の補助により只管改造を行ひたる結果破產より免れた。之に反し歐人銀行は引續き繁榮し、後臺灣銀行（一九一九年三月五日）・廣東銀行・有利銀行・印度支那不動產銀行等も支店を開設するに至つたが、臺灣銀行のみは一九二四年に之を閉鎖した。

概說　上記の如く當國に銀行の設立を見たのは極く最近の事柄にて、而も悉く盤谷にあり、地方にはチエンマイ・ラムパーン及トウンソンに暹羅商業銀行の支店を有するに過ぎず、之を利用し得るは之等都會地の富豪又は商人に限られてゐる。又我國の日銀・正金・勸銀・興銀の如き組織を有するものもない。尤も最近政府は信用組合の普及を提唱しつゝあるが（「農業」參照）、其の恩惠に浴する農民は現今極く小部分に過ぎず、一般民は都會地にては質屋、地方にては雜貨商を唯一の金融機關とし、驚くべき暴利を貪られつゝある。斯くて金融機關の缺除は地方產業の開發上多大の阻害となりつゝある。

金融機關

(A) 自國銀行

第五三表　主要銀行一覽表

銀行名	創設年次	資本金及準備金	支店所在地	主要業務	備考
國庫貯蓄銀行（Treasury Saving Bank）	一九一三年四月一日の國庫貯蓄銀行法及其の大藏省令によつて創設	—	代理 日本・香港・南洋所在主要店	郵便貯金に類する貯蓄業務は利子共五〇〇銖迄（利率年一〇%）六箇月—郵便局が之を取扱ふ	他國の同種銀行に類似し、要求拂の預金は利子共五〇〇銖迄（利率年三%）を限り預金に應ずる。

(B) 外國銀行

種類	銀行名	國籍	本店所在地	本店資本金及積立金	當國支店開設年次	當國内支店所在地及電信略號	備考
暹羅商業銀行（The Siam Commercial Bank）	一九〇六年政府の特許により盤谷に創設	拂込資本準備金	三、〇〇〇、〇〇〇銖 一、三七〇、〇〇〇銖				經營者は名義上暹羅人であるが、實際は外人が之に當つてゐる。金庫事務を委託される等政府との關係密接にて地方銀行として相當勢力がある。爲替銀行組合に加入してゐる
英國銀行	香港上海銀行（滙豐銀行）（Hongkong Shanghai Banking Corpn.）	英	香港	公稱資本金 發行額 拂込濟 積立金	一八八九	Hongkong Bank Lane, Bangkok	當地最初の爲替銀行にて、一般銀行業務も行ひ、金融界に最大勢力があり、米手形其の他歐米爲替は大部分本行にて取扱ふ。日本・支那・南洋には到る所支店を有す
	喧打銀行（Chartered Bank of India, Australia and China）	英	倫敦	拂込資本金 積立金	一八九三	Chartered Bank Lane, Bangkok (Beacon)	前行と並び信用ある爲替銀行にて、一般銀行業務なも取扱ひ、國内の事情に通曉せる爲め特種爲替の吸收等に甚だ便宜を有す
	有利銀行（The Mercantile Bank of India, Ltd.）	英	倫敦	公稱資本金 發行額 拂込額 積立金		Bush Lane, Bangkok (Paradise)	一般銀行業務及爲替業務を營み、南洋には諸地に支店又は代理店を有す
佛蘭西銀行	印度支那銀行（東方滙理銀行又は佛蘭西銀行）（Banque de l'Indochine）	佛	巴里	資本金 拂込濟 拂込額 積立金	一八九七	Oriental Ave, Bangkok	爲替銀行にして西貢との連絡を有する爲め米爲替操縱に多大の便宜を有す、印度支那及支那に數多の支店を有す
	印度支那不動產銀行（Credit Foncier de l'Indochine）	佛	巴里	資本金	一九二八	Bangkok	地產に對する長期貸付、各種の土地に關する業務、取扱ふ外、建築の設計・見積・管理等も行ふ。
支那銀行	廣東銀行（The Bank of Canton）	英	香港	公稱資本金 拂込資本金 積立金	一九一七	174 Jawaral Rd., Bangkok (Kokcanton)	爲替貸付其の他一般銀行業務を營み經營着實にて相當信用がある、主として華僑を顧客とする
	四海通銀行（Sze Hai Tong Bank）	英	新嘉坡	資本金	一九〇八	2488-2494 Songwad Rd, Bangkok (Szehaitong)	保險業なも兼營し、地方支那人の金融に應ずると共に支那沿岸及香港宛爲替を取扱ふ
	順福成銀行（Soon Hok Seng Bank）	英	香港	資本金		Bangkok	一般銀行業務も營み、特に米爲替に經驗が深いが、尚營業振りは舊式銀行の域を脫しない、支那及新嘉坡に支店を有す

備考　對外爲替を主要業務とする香上銀行・嗜打銀行・印度支那銀行は、爲替相場を協定し又は各行手形の交換を爲す。遲羅商業銀行も之に加入する。尙 American Presbyterian Mission(717 Sathorn Road, Bangkok) は American Express Co. の回通切手を發賣する

特種金融機關　下記の如き特種金融機關は殆ど支那人の經營に係り、相當の根底を有し、下層金融界の實權を握つてゐる。

鴇當(質屋)—盤谷市中一定の區所を限りて營業を特許され、專ら中流階級の金融機關をなしてゐる。殆ど支那人經營にて營業稅一箇月五〇銖を前納し官選書記を雇入れる外、常に警察と連絡を取り、隨時其の檢査を受ける。故に右官選書記の給料を負擔する代りに、臟品抵當貸出の場合、其の臟品を被害者に返還するの責務なき利益を有してゐる。盤谷市内にて百數十を算し、百銖以上は月三分、百銖未滿は月四分にて貸出をなす。

高利貸—一般に遲民は貯蓄心に乏しく殊に下層民は金錢上の餘裕を有しないから、裕福なる官吏又は印度人(所謂チッテイ)等は高利貸を營むもの多く、甚だしきは月一割餘の暴利を貪るとのことである。

銀莊—支那人金貸業にて、各四、五千銖乃至一萬銖の資本を以て一般商人に高利貸を行ふ。

信局—私設郵便局とも云ふべきもので、殆ど支那商人が副業に行ひ、信書發行の外、移民より受けたる送金依賴を取纏め、外國銀行を通じて之を香港に送り、同地より各名宛人に送付するを業としてゐる。現今盤谷市内に約百局あり、年當り約一千萬銖を取扱ふと云ふ。

信用組合—「農業」參照。

賴母子講—遲人及支那人間に行はれてゐる。

外國爲替　概說—遲羅は古來農業國にて、商業は殆ど支那人・印度人・歐人等に委ねてゐる爲め、自國金融機關の發達遲れ、國內の資金移動は今尙人力及機械力に依る狀態にて、信用制度たる爲替業務は未だ發達を見ない。故に當國にて所謂爲替とは殆ど外國爲替を指稱するものである。併し當國にて有力なる貿易業者は多く精米業を兼營する支那人にして、遲羅より輸出する米穀に對し、香港・新嘉坡よりは雜貨、爪哇よりは砂糖を輸入する等所謂物々交換にて計算するが故に、貿易總額中外國爲替として決濟せられるものは殆ど其の貿易差額に過ぎぬ。

爲替相場の建方—組合銀行の協定に依つて建てられ、各地に對し百銖(倫敦のみは一銖)に付き何程として受取勘定を採用し、大藏省公定倫敦賣買相場に依り、各地の倫敦宛賣買出來相場を標準として査定する。但し香港・新嘉坡宛相場は、同方面に特種の勢力を有する香上銀行建相場に據るやうである。今倫敦宛銀行計算の相場の建方を示せば次の如くである。

銖の純分量は

$$1\ \text{gram} = 15.432\ \text{grains}$$

$$X = 0.65567 \times 15.432 = 10.27261944\ \text{grains}$$

次に磅の純分量は

$$£1 = 123.275\ \text{grains}$$

$$£\text{の}\frac{11}{12}\text{価} = 916.213\left(=\frac{11}{12}\right)$$

$$\therefore X = 123.275 \times \frac{11}{12} = 113.0021\ \text{grains}$$

上記二式より次の方程式が得られる。

$$X\,(\text{Tical}) = £1$$

$$£1 = 113.0021\ \text{grains}$$

$$10.27261944\ \text{grains} = \text{Tc.}1$$

$$\therefore X = \text{Tcs.}\ 11.0003$$

即ち英貨と遲貨との比價は一磅に對して一一・〇〇三銖に該當する。倫敦宛爲替相場は多くの場合上記法定平價を標準として上下する。

爲替相場の開き—組合銀行の採用せる T. T. に對する諸爲替相場の開きは次の如くである。

賣爲替は、倫敦宛 D. D. は 3/32 高にて 3 m/s 及 4m/s は D. D. より順次 2/32 高である。日本・印度・爪哇宛 D. D. は 1/8 高、香港・新嘉坡宛 D. D. は同一相場である。買爲替は、倫敦宛 D. D. は 5/32 高・30/4 は 7/32 高・60/4 は 5/16 高・3m/s は 19/32 高・4m/s は 15/32 高・9m/s は 19/32 高にて、日本・爪哇・印度は右に準じ、香港・新嘉坡は一覽後十五日拂を規定してゐる。其の他一覽拂は右に準じて算出する。豫約實行延期の場合は銀行賣爲替に付香港・新嘉坡夫々一箇月 1/8 及 3/8 落とし、買爲替は兩地共に一週 1/8 間高を常とす。組合銀行買入相場は倫敦・新嘉坡及香港以外の各地宛は協定しないが、概略七—一〇分を標準として開きを採算すると云ふ。

郵便日數—右爲替賣買の開き及利附爲替手形の利息の計算上必要なる郵便日數(銀行協定のもの)は、倫敦及紐育四五日・日本三〇日・印度二一日・爪哇及香港一四日・新嘉坡七日である。

金利　遲羅の金融繁閑は專ら米輸出の能力及時期に依つて左右される。第五四表　國庫貯蓄銀行營業狀態連年比較表

年度	預金者數	當年預金高	當年拂戻高	預金超過	年度末に於ける利息	年度末に於ける總預金高	預金者一人當り預金高
	總數	人口千人當り					
一九一三	五二九	一	一八六、八二五、四五	五三、〇一〇、六五	一三三、〇四八、〇	一六二、九八〇	一三五、六四
一九一四	五二九	一	二二〇、九八五	一八七、九三〇、五九	一三三、〇八五、〇五	一六二、九八〇	一三〇、二五
一九一五	二二	二	二〇五、九八〇、七五	一八六、八七七、五八	五四、三八七、六五	五二、一〇八、八四	一三、三五
一九一六	二二	二	二二五、四三三、三五	二二二、八一七、四六五	二二六、三五一、三〇	二二六、三五一、三〇	一六六、〇七

單位＝銖　出所＝一九二九年度遲羅統計年鑑

米取引は例年十一、十二月頃より開始されて翌年五、六月頃に略終了し、二、三月が最も繁忙である。從つて上半期は金融繁忙で、下半期は閑散であり、金利も之に應じて幾分の上下をなすが、元來當國の金利は倫敦市場利子に基いてゐるが故に變動は極めて少い。今銀行利子を見るに、

預金　當座預金(日々の預金に對し)　年一—二分
　　小口當座預金　一—十丹
　　定期預金　三箇月四分、六箇月四分五厘、年五—六分
貸付　貸出金、割引手形、利付爲替手形　八—九分
　　當座貸越　七—八分
　　銀行間預け預り　無利子

右當座預金利子は甚だ低率に見えるが、前述の如く同國金融の繁閑は單に米輸出に支配され、爲替操縱上不便なる爲め、自然銀行に多額の遊資を生ずる時と反對に大逼迫に遭遇する時とを生ずるが故に、組合銀行は右に協定し以て利息の平準を保つてゐる。

尙民事上の法定利子は一割二分、銀莊は支那人相手に月八〇銖に付一銖、質屋は月三、四分、チッテは月五分—一割の利率にて貸出をなすを常とす。因に一般農民は收穫期で返濟する時は一〇—二〇割、現金返濟(無擔保)なれば五—三〇割の高利にて借金してゐる。

年	月	倫敦 最高	倫敦 最低	倫敦 平均	新嘉坡 最高	新嘉坡 最低	新嘉坡 平均	香港 最高	香港 最低	香港 平均	英領印度 最高	英領印度 最低	英領印度 平均	巴里 最高	巴里 最低	巴里 平均
一九一一	十一	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	一	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	三	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	四	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	五	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	六	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	七	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	八	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	九	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	十	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	十一	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九一二	十二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五

(B) 一九二九年度月別表

年	月	倫敦 最高	倫敦 最低	倫敦 平均	新嘉坡 最高	新嘉坡 最低	新嘉坡 平均	香港 最高	香港 最低	香港 平均	英領印度 最高	英領印度 最低	英領印度 平均	巴里 最高	巴里 最低	巴里 平均
一九二九	一	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	三	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	四	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	五	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	六	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	七	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	八	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	九	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	十	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	十一	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
一九二九	十二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/10 三五/三二	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	一/9 一五/一六	二四	二三	二三	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五

第五表　對外國爲替相場表（D. D.）

農業

總說

農業適應性

運羅は由來農業國にて、古來運民の殆ど全部が農業に從事せる所以は、蓋し次の諸條件に因るものである。即ち(一)濶南大平野を始め數多の平地を有し(二)大體土質は肥沃なる粘土質にて(三)氣温は熱帶に屬するから年中高くて寒暑の差少く(四)農耕に十分なる雨量があること等である。但し一年に乾・雨兩季があり、雨量著しく片寄る缺點があるが、然し人工を以て緩和し得べき性質のもので、政府は從來治水工事に力を致し良成績を收めつゝある。

農業從事者

當國では支那人移民及其の混血兒の一部に少數の官吏・軍人及僧侶を除けば、殆ど農民ばかりである。一九二九年の國勢調査に據れば全有業者七百五十二萬の中、農・林・牧畜業從事者は六、二四五、三五八人で三・〇五%であるが、其の大部分は農民と見られる。運民は性質悠長にて農耕に來作に好適であるが、然し千古一日の如く父祖傳來の農法及農具を墨守して科學的改良には殆ど顧みなゝず、蒔きて坐し穫りて食し、富貴の念甚だ薄く、一般に貧困にて巧利的な支那人食農業者又は農産物仲買人の好餌さなりつゝある。

尤も最近敏速巧利なる點にあるら、茲に如何にも奇異さするは、主要産業及商工業等は之を外人に剝奪され作農業に來作のみは依然運民の手中にある點である。

農業

農業適應性

運羅は由來農業國にて、古來運民の殆ど全部が農業に從事せる所以は、蓋し次の諸條件に因るものである。即ち(一)濶南大平野を始め數多の平地を有し(二)大體土質は肥沃なる粘土質にて(三)氣温は熱帶に屬するから年中高くて寒暑の差少く(四)農耕に十分なる雨量があること等である。但し一年に乾・雨兩季があり、雨量著しく片寄る缺點があるが、然し人工を以て緩和し得べき性質のもので、政府は從來治水工事に力を致し良成績を收めつゝある。

農業從事者

當國では支那人移民及其の混血兒の一部に少數の官吏・軍人及僧侶を除けば、殆ど農民ばかりである。一九二九年の國勢調査に據れば全有業者七百五十二萬の中、農・林・牧畜業從事者は六、二四五、三五八人で三・〇五%であるが、其の大部分は農民と見られる。運民は性質悠長にて農耕に來作に好適であるが、然し千古一日の如く父祖傳來の農法及農具を墨守して科學的改良には殆ど顧みなゝず、蒔きて坐し穫りて食し、富貴の念甚だ薄く、一般に貧困にて巧利的な支那人食農業者又は農産物仲買人の好餌さなりつゝある。

尤も最近敏速巧利なる點にあるら、茲に如何にも奇異さするは、主要産業及商工業等は之を外人に剝奪され作農業に來作のみは依然運民の手中にある點である。

農作地

米・煙草・玉蜀黍・甘・豆・胡麻・胡椒・古々椰子の植付面積は次の如くである。

第六表　主要農産物植付面積進年比較表

(A) 州別表

州名 ＼ 年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Krung Thep	九五、四五〇	九四、七〇〇	九三、八〇〇	九五、一〇〇	一〇〇、八〇〇
Ayuthya	三七、〇〇〇	三七、八〇〇	三八、四五〇	三八、一〇〇	三七、二〇〇
Prachinburi	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、八五〇	一八、一〇〇	一八、八三〇
Nakon Chaisri	一五、五〇〇	一五、五〇〇	一五、九五〇	一六、二〇〇	一六、八三〇
Rajburi	五六、三〇〇	五七、三〇〇	五七、三〇〇	五八、一〇〇	五九、〇〇〇
Nakon Sawan	五九、八〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、三五〇	六〇、九〇〇	六一、四〇〇
Pisanulok	八五、三〇〇	八六、一〇〇	八六、〇〇〇	八七、〇〇〇	八七、二〇〇
Bayap	一四五、〇〇〇	一四六、〇〇〇	一四六、〇〇〇	一四七、〇〇〇	一四七、〇〇〇
Ndorn	一三五、八〇〇	一三六、〇〇〇	一三六、五〇〇	一三七、〇〇〇	一三七、〇〇〇
Nakon Rajasima	三九、九〇〇	三九、〇〇〇	三九、〇〇〇	三九、〇〇〇	三九、〇〇〇
Chanthaburi	一七、一五〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
Nakon Sritamarat	八五、四〇〇	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	八四、〇〇〇	九〇、〇〇〇
Phuket	一九、一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
Patani	三五、四〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

品名	植付面積	品名	植付面積
米	一八〇五四六四	※古々椰子	三三五四〇四
煙草	五八八八八	雑品計	七〇〇二
玉蜀黍	三九三八〇		
棉	二三六四三	合計	一八七五五七一
豆	二三三三〇	暹羅總面積に對する%	五七九
胡麻	一〇一六五		
胡椒	一〇二七		

※一九二七—二九年度平均

合國計　一七二八九五三二　一八三八八七〇　一八〇〇二六二　一八三四二八二　一九四六〇一八

(B) 主要農産物別表(一九二五—二九年度平均)　單位＝噸

右表は主要農産物のみの係數であるが、米は斷然頭角を抜き、雜農産物植付面積を假に二百萬噸と見積るも尙米作面積の九分の一にしか當らぬ。而も從來米作面積は著激なる增加を示せるに拘らず、雜農産物の植付面積は大體減少さへ辿りつゝある。

土壤　當國は平野に富み、之等平野は大低沖積層より成る。就中中部平野は重粘なる大沖積埴土より成り、鋤耕は困難であるが、地味肥沃にして米作の中心をなす。然し重粘なる上地下水高き爲め果樹蔬菜等の栽培には不便であると云ふ。尤も東部暹羅即ちコーラート平原は紅土と混交せる帶黃色ローム層より純砂土に至る諸種の變化があるが、沖積層は殆ど之を見ず土地氣候共に乾燥し農耕には不適なるもの、如くである。北部暹羅も低地は砂質沖積土又は重粘なる農耕用土を成すが、大部分は排水良好なる粘土質又は砂質の紅土より成り、稻作の他棉・煙草・甘蔗・茶・豆・胡麻・纖維植物等の農作が行はれてゐる。東南部及半島も平野は概して淺き砂質沖積層より成り、東南部には胡椒・甘蔗・甘藷・瓜類等を、半島には椰子・米等を栽培してゐる。今ラーンシット地方及其の近傍の土壤を分析するに次の如くである。

第五七表　ラーンシット地方米田土壤分析表

出所＝「サヴ・レコード」誌增刊「米田に於ける施肥」

摘要	ラーンシット地方 Klong 6	Klong 6	ナコンナーヨク ダンヤプリー Don Yai Klong 9	アユテイア Nareng Klong 23	サラブリー Klong 6 Tambon Ban Lang	アユテイア Bang Pahan
物理的成分 土	三〇·六〇〇〇	二九·九〇〇〇	六·八〇〇〇	二四·九〇〇〇	三五·〇〇〇〇	二〇·五〇〇〇
粘泥	三〇·〇〇〇〇	三四·八〇〇〇	二二·〇〇〇〇	三九·五〇〇〇	二八·三〇〇〇	三九·五〇〇〇
微淤泥	一五·〇〇〇〇	一四·七〇〇〇	三三·一〇〇〇	一二·八〇〇〇	八·五〇〇〇	一三·二〇〇〇
微砂	二·五〇〇〇	二·四〇〇〇	二九·八〇〇〇	四·一〇〇〇	五·四〇〇〇	二·三〇〇〇
水分吸收率	六四·七〇〇〇	六·一〇〇〇	五四·〇〇〇〇	五八·三〇〇〇	六·五〇〇〇	五四·九〇〇〇
化學的成分 水	〇·三六〇〇	〇·一七〇〇	〇·三二〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇
有機物及化合水分	〇·三九〇〇	〇·一七〇〇	〇·三一〇〇	〇·一三〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一三〇〇

可耕遊地　上表(B)に示した如く、主要農産物植付面積は暹羅總面積の僅に五·七九%に過ぎず、今假りに總農耕地を二千萬噸と見積るも尙六·一七%に過ぎぬ。殘餘の大地積中比較的僅少なる山岳・稀有の湖沼・小面積の河川等を除きたる農耕殊に米作に適する地は林野又は草地として放置され、彼の農耕地の大部分を占めてゐる中部大平野を包有する畿內七州でさへ、僅にその約十分の一を耕作せるに過ぎぬ。今この可耕遊地を一般の見積により總面積の三八%とするも一二、三〇六萬噸餘(約二百萬町歩)となり、本邦內地總耕地面積の三·三倍に當る。又若し本邦の如く傾斜地をも耕作するものとすれば總面積の過半に上り、假りに五〇%としても、一億六千二百萬噸(二千七百萬町歩、卽ち本邦內地總田畑面積の四·四倍)に達す。而も人口の密度は本邦の六分の一に過ぎぬ。要するに右の如き宏大なる可耕遊地を有するは一に人口の稀薄なるに因るもので、之を悉く開拓するには優に六—八百萬人の農民を收容し得る。以て將來治水・交通・農法の發達及人口增加と相俟つて如何に農業の發展可能性の豐かなるかが推知される。

土地の獲得及所有　目下新土地法を起草中であるが、從來土地の獲得は甚だ簡易である。前述の如く當國には農作に好適なる官有遊地が冗多に存するから、其の一地を選擇し、所轄郡長に出願して其の保留權を得二箇年以內に之を開墾して農作すれば足り、而も自己の所有となり、チーク伐採權以外の地上權をも併獲し得る。唯出願に際して手數料として噸當り五—六十丹(我五錢內外)を納入するに過ぎぬ。但し一人當り保留面積は五〇噸以內と規定されてゐるが、然し郡長の裁量により此の限定を超えて自由に增大し得ると云ふ。而も土地平坦勞力豐富にて開墾は容易であるが、既墾地を購入するも地價は甚だ低廉である。今ラーヂプリー州を除く中部暹羅にて登記された抵當權設定米田の地價を見るに、一九二五—二九年度平均噸當り二五·五一銖、最低最高夫々一七·二四銖(アラチンプリー州)及二九·九五銖(クルンテープ州)にて、之より推定すれば、該地方米田の地價は普通田にて一五—三〇銖、極上田にて三〇—四〇銖に過ぎぬ。邦人の土地を獲得するには、以前は一八五五年の英暹條約に均霑するに止り諸種の制限を加へられてゐたが、西曆一九二四年(大正十三年)三月調印の日暹條約により右の如き制限は撤廢され、邦人も亦暹民同樣に自由に土地を獲得所有し得るに至つた。

農業助長手段　當國は農業立國を國是としてゐるから、農業殊に當國の生命たる米作の科學的改良は當國物質的進步の第一步である。故に政府は其の助長手段には常に注意を怠らない。

(一) **灌漑設備**　沿革—當國は米作國たる關係上從來可成大なる運河の開鑿を見たが、之は唯增水期の自然氾濫に俟するのみにて、給水調節設備を具へぬ爲め灌漑上の必要と相呼應する所は僅少であつた。一八八九年瑞國人 H. Müller 及當國皇族 Chao Bey 親王父子は特許を得て暹羅水道土地灌漑會社を創設し、首都の東北メナムチヤオピアー及ナコンナーヨク兩河間竝に後者の東方に亙る二百萬噸に灌漑工事の施設及土地處分の權利を得て、組織的灌漑

鐵及滿俺の酸化物	
礬土の酸化物	一·三三〇〇
石灰	五·四〇〇〇
苦土	〇·二六〇〇
加里	〇·二〇〇〇
無水硫酸	〇·〇八〇〇
燐酸	〇·〇五一四
含有窒素	〇·〇四三〇
アムモニア相當量	〇·〇五〇〇
枸櫞酸に溶解する(燐酸	〇·〇三〇〇
加里	〇·〇二〇〇

	一·二〇〇〇	一·一〇〇〇	一·二四〇〇	一·二〇〇〇	一·一〇〇〇	一·二〇〇〇
	六·五一〇〇	六·三一〇〇	七·六九〇〇	六·二四〇〇	七·四一〇〇	六·五八〇〇
	〇·三四〇〇	〇·三四〇〇	〇·三四〇〇	〇·三四〇〇	〇·三四〇〇	〇·三四〇〇
	〇·二六〇〇	〇·二六〇〇	〇·二六〇〇	〇·二六〇〇	〇·二六〇〇	〇·二六〇〇
	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇
	〇·〇八〇〇	〇·〇八〇〇	〇·〇八〇〇	〇·〇八〇〇	〇·〇八〇〇	〇·〇八〇〇
	〇·〇五一四	〇·〇五一四	〇·〇五一四	〇·〇五一四	〇·〇五一四	〇·〇五一四
	〇·〇四三〇	〇·〇四三〇	〇·〇四三〇	〇·〇四三〇	〇·〇四三〇	〇·〇四三〇
	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇
	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇
	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇

	一·二四〇〇	一·一五〇〇	一·一〇〇〇	一·一〇〇〇	一·一〇〇〇	一·一〇〇〇
	六·二八〇〇	六·一五〇〇	六·三〇〇〇	六·三〇〇〇	六·三〇〇〇	六·三〇〇〇
	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇
	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇
	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇
	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇
	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇
	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇
	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇
	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇
	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇

	一·二四〇〇	一·一五〇〇	一·一〇〇〇	一·一〇〇〇	一·一〇〇〇	一·一〇〇〇
	六·二八〇〇	六·一五〇〇	六·三〇〇〇	六·三〇〇〇	六·三〇〇〇	六·三〇〇〇
	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇	〇·五八〇〇
	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇	〇·二四〇〇
	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇	〇·一〇〇〇
	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇	〇·〇九〇〇
	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇	〇·〇五三〇
	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇	〇·〇四二〇
	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇	〇·〇五〇〇
	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇	〇·〇三〇〇
	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇	〇·〇二〇〇

事業の嚆矢をなし、終に延長五百哩の灌漑工事を竣工したが、二十五箇年の特許期限滿了と共に之を農務省に讓渡した。右社の成果に刺戟されて、政府は農務省内に灌漑局を設け、一九〇三年闔人 V. P. Heine 氏以下數名を聘して灌漑計畫を樹てしめたが、其の餘りに理想的なると高費を要するとにより採用せず、更に一九一三年は印度治水局長 Sir H. Ward 以下十一人の技師を聘して調査せしめた結果、現今採用せるワード氏案を得るに至つた。依つて一九一五年先づ其の中パーサク南運河より起工して既に竣工し、目下其の他の計畫を進工中である。ワード氏は後 Wilson 氏と交代し、現今 Coe 氏以下多數の外人技師を使用しつゝある。

灌漑設備の必要―灌漑計畫の主眼たる中部大平野にては、從來降雨及河水の氾濫により米作して來たが、同平野の年當り平均雨量は千乃至千五百耗にて、全然人工的灌漑により米作してゐる熱帶諸國の記錄に徵すれば、良作を得るには一般に三百乃至八百耗の不足を生ず。之を氾濫期に於ける河水の溢水にて補足するが、給水の理想的調節は甚だ困難にて、旱水兩害を蒙ることすくない。故に當國灌漑計畫の主眼は、適時適所に適量の給水又は排水をなし、以て長期に亙り生產を安定せんとするにあり、其の利益は唯に米作上に止らず、交通路竝に家庭用水を提供する等幾多の附隨的利益をも伴ふ點も一願すべきである。

パーサク(Pasak)南運河(Klong Rabibadhana)―一九一六年に起工し、總經費一五、七八〇、七六八銖を支出し、一九二二年に官設水道丈は完成し、一九二四年十一月開閘式をあげた。本運河はパーンパーザー連絡驛の北方 Tarua 附近のパーサク河上に二六〇萬銖を要した大堰を設け、之より幅四〇米深さ三米の幹線を南方に掘鑿して引水し、ラーンシット地方に至つて數多の幹溝支溝を掘鑿してダンヤブリー縣を完全に治水網下に被覆し、之により直接灌漑される面積は實に六十二萬五千噸に上る。尤も右は幹線の開鑿に過ぎず、同地方の米作者は更に自己の米田に配水支溝及給水貯藏用堤防等を設備する必要があるが、農民側に斯かる補足設備をなすもの少く、充分なる給水を見つゝ豫期の成績を收め得ないと云ふ。

進工中の計畫―(イ)チエンラク及バーンヒア(Chiengrak & Bang Hia)排水計畫はパーサク南運河の補足計畫で、北はパーサク河、南は暹羅灣、東はバーンパコーン河及其の支流、西はメナムチヤオヒアー河に亙る全地帶に、今日迄開鑿されてゐる全水道(パーサク南運河を含む)を連絡して一大運河網を形成し、二百八十一萬餘噸の大地積に灌漑・排水及交通の利便を提供するを主眼とする從來右地域南部の米作を惱した鹹水の被害は、將來本工事により防止される筈である。因に本工事は一九三一年三月に竣工の豫定で、總工費は約七百七十八萬銖の見積である。

(ロ) スパン引水計畫も目下進工中であるが、本計畫はスパン河上流地方の灌漑を目的とするもので、完工すれば、唯に既墾地の灌漑のみならず大面積に亙る處女地の開墾可能となり、交通上の利益も大である。本計畫は三工區に分れ、各工區はスパン河上の堰と之に從屬する運河及排水工事竝に堤防より成り、一九二七年度の米作期には已に三十五萬噸の米田を灌漑してゐる。一九三〇年度迄の總經費は七百九十五萬銖である。

(ハ) ナコンナーヨク計畫は、屢々米作に大害を與へる同河の氾濫を調節し其の餘力を以てラーンシットの南方二十三萬四千噸の米田を灌漑し、バーンヒア排水計畫地域に淡水を供給するを主眼とする。總工費は五百九十五萬銖の見積である。

將來の提案―パーサク南運河の既成工事を利用して同河以北の米田を灌漑するパーサク北運河、主としてシンブリー(Sibburi)縣の水害緩和を目的とするメナムノーイ計畫、チエンマイ平野の治水を目的とするパーヤップ州山地計畫もその中に著手される筈である。一九二二年大藏省にて査定された之等諸計畫の總見積費は三百八十五萬銖である。

第五八表　未完成灌漑工事財政一覽表

計畫別＼項目	總面積	灌漑し得べき面積(總面積の七五%)	總收益(噸當二錢)	灌漑に要する總費(噸當〇・五錢)	純收益	資本的支出	利廻
ナコンナーヨク	五四三、七〇六 噸	四〇七、八〇〇 噸	八一五、五六〇 錢	二〇三、八九〇 錢	六一二、六七〇 錢	八〇、三四六、九四九 錢	七五八 錢
パーサク北運河	一〇七、七九三	八〇、八四五	一六一、六九〇	四〇、四三三	一二一、二五七	一、二五〇、〇〇〇	九・七〇
スパン引水	五六七、九八八	四三五、九九一	八七一、九八二	二一三、九九六	六五七、九八六	一、四九四、〇八四	五五六
チエンラク及バーンヒア排水	一、九二二、三六八	一、二五三、九五三	六七六、四九一（噸當り〇・五錢）	一一五、二九八（噸當り〇・一錢）	四六一、二九三	七七七、八七〇	五・九三

出所＝Irrigation (Siam Literature)

噸筒灌漑―輓近灌漑局は數多の機械噸筒を購入し、旱害の緩和に貢獻しつゝあり、一九二七年度の如きは五萬九千噸の米田をこの災厄より救濟した。右局の使用噸筒中最も成績良好なのは二五吋押上げ排水量毎秒三〇立方呎の二四吋噸筒で、動力は重油機關、セミディーゼル又はホットバルブ式である。(從來の良成績に鑑み、一九二九年度以後は更に同式の噸筒(ディーゼル機關)を續々購入しつゝある。

(二) 標準種籾の選定　輓近外國市場に於ける暹羅米品質低下の不評は專ら劣質米の混合に因るものにて、農民の種籾選擇に不注意なる點も混米を助成する所大であると斷定し、農務省は其の對策として標準種の選定栽培を企圖するに至つた。之に就ては既に一九二六年の中葉に關係者を集めて品評會を催し、全國より提出された三千種の種籾中理想的なる一一種を選出し、更に其の中スリーラーチヤ原産の Hin-Koon (成熟期間一四〇日、產量噸當り四・五擔)を最良種と決定し、ラーンシット農事試驗場にて種籾を採り、之を各地に試植して成績良好なれば其の地方一般に栽植せしめ、不適なれば右一一種の中適當なるものを栽植せしめることゝした。政府は諸種の手段を講じて右標準種の栽培を奬勵したが成績上らず、最近は農耕祭に對する農民の信仰を利用し、右標準種をカオ　ラエクナー　クワンと名付け、同祭にて國王の

て、從來準用した暹曆二四五九年組合法改正法を廢止した。同年初には暹羅商業銀行の保證貸限度を七十萬銖に、西曆一九二九年の中葉には更に百萬銖に擴大した。現今右法に依れば組合の種類には（イ）利益分配をせぬもの（ロ）組合との取引高に應じてのみ組合員に利益配當をなすもの（ハ）前記二者又は其の集團の活動に便するもの（ニ）株式に對し年六分の配當をなすロ及ハの組合の四種があり、入よりなる組合は二十歲以上の者十名以上五十人以下より成り、六名の委員を選擧し（中三名は議長・會計・書記）事務を處理する。組合は暹羅商業銀行（年利六分三箇月毎の複利）又は非組合員より資金を借入れ又は預金を預り、之を組合員に年一割二分で貸付けてゐる。利益は、無限責任組合は非株式なれば分配せず、株式なれば非組合員よりの借入金を支辨した後分配し、有限責任組合にては準備金・株式配當・組合員への分配等に充當し得る。現存組合の財政狀態を示せば次の如くである。

第五九表　産業組合貸借對照表（一九二九年度末現在）

（單位＝銖　出所＝The Bangkok Daily Mail）

州	縣	組合數	組合員數	負債 銀行より借入（利子共）	負債 預金（利子共）	負債 準備金 計	負債 準備金 內當年の利益	負債 合計	資產 組合員への貸付（利子共）	資產 土地價額（地代共）	資產 現金（預金共）	資產 合計
Ayuthya	Ayuthya	二	三一	九六、二九		九六、二九	一、三三	九七、六二	一九、三三一		一九、三三一	一九、三三一
	Lopburi	六	一、一六七	四三〇、八九四	一〇一五	四三一、九〇九	三七、〇九六	四六八、〇〇五	六四三、九〇三		八三、三四	六四五、六〇五
	Saraburi	七	九八	四五、〇六二		四五、〇六二	五四三	四五、六〇五	四五、二一一		三、三四	四八、一〇八
	Ang Tong	六	八四	五八、一〇八		五八、一〇八	八一二	五八、九一〇	五八、八八六			五八、九一〇
Pisanulok	Pisanulok	三三	五九六	一一九、四二一		一一九、四二一	九九一	一八四、三一三		三、三一二	一八四、三一三	
	Pichit	10	一四三	一五二、三五七		一五二、三五七	二三、二七七	一七五、六八四	一七〇、九一七		六、九九	一七七、八一六
	Utaradit	三	三八	三三、五三四		三三、五三四	三五七	三七、八九一	一五、八八六		一、五五	一七、四四一
合計		二八	二一五七	八三七、〇五六	一〇一五	八三八、〇七一	一二、八五四	八五〇、九二五	八四七、五九五	三、三一二	二三、〇三一	八七四、五四八

（四）施肥實驗　沿革—農務省が施肥による米の增產に著眼し、之が實驗を開始したのは、漸く一九二一年以降の事にて、同年以降ラーンシット農事試驗場にて米田に對する施肥實驗を續行しつゝある。殊に最近は各自社販賣肥料の效力を實證する爲め、諸商社に實驗地をも分與する等の手段を講じつゝある。然し一般農民は施肥に冷淡なるもの、如く、最近漸く之に著目し自發的實驗を行ふ者等を少數生ずるに至つた。

施肥の必要—暹民が從來無施肥にて米を連作した所以は、蓋し（イ）一年一作に止めて乾季には土地を休養せしめ（ロ）一般に米田は粘土質にて乾季中は深き龜裂を生じ自然風化が行はれ（ハ）高き切株を殘して燒却するが故に土地を燒き且殘灰が肥料となり（ニ）沿川低地は雨季に氾濫し高地より流出する多分の養分を殘置すること（ホ）土壤の自然崩解による改良等の諸條件に因るものにて、過去十數箇年間噸當り平均四・五擔內外の籾を產出してゐる。然し之以上の增產を圖るには右條の地力補給にては不充分なるは勿論にて、殊に三主成分中窒素及燐酸の補給を要する。尤も燐酸は例年の氾濫水及雨水の洪流より得られ、且貯藏性を有するが、然し氾濫を受ける地積は低地に限てゐるられ。窒素も今日の如き米の大量輸出によりて年々失ふ量は到底自然的に補給し得ない狀況にある。

實驗成績—ラーンシット農事試驗場に於ける從來の實驗成績は次の如くである。但し同地方の水田は通常酸性强く（水素イオンの濃度三・五—五・二五）、一般に燐酸鹽は不足であるが、窒素及加里は豐富である。尚粘土含有量は三〇—五〇%で、殆ど暗渠排水行はれず、栽植より結實迄水中にて栽培する。

（イ）含燐肥料は凡て增產を示し、殘效は三米作季に及ぶ。最良成績を得た肥料は(a)石灰を撒布した後に施した過燐酸鹽、(b)アムモフォス（一一〇—二〇）にて、從來(b)による增產は四〇%であつたが、緬甸のマウビ試驗場の成績（增產率四七・七—一一八・六%）に鑑み將來尚大なる增產率を示す見込がある。(b)の殘效は二箇年に及び、第二年に尚第一年の⅔—⅔の增產を示した。（ロ）硫酸アムモニウムは施與第一年は著率の增產を示すが、殘效は皆無である。（ハ）從來の實驗では牛糞は新古及施量を問はず無效であつたが、今少し飼料を豐富にし、腐熟を完全にし、今少し多量に施せば有效であらう。（ニ）加里のみの施與も無效。（ホ）「完全に肥料を苗代に施す時は苗が强健となり增產を示す。（ヘ）適度の施肥（例へば隔年）は貧產種に對してさへ有利である。（ト）含燐肥料の施與は根の組織を急速に發達させ、撒播法にては旱魃に對する抵抗力が大である。（チ）當地方の如き酸性沼澤地には喋當り三—五擔の石灰（當國にては石灰は供給豐富且安價である）を施與する時は甚だ增產（一時には七五%）を示すが、無施肥にて過度に施する時は地力を急速に疲盡するが故に經濟的でない。然しこの性質の土壤は既に過多の水溶性養分を含有するが故に、普通の人造肥料の施與は良成績を示さない。從來劣質のアノ及骨粉は成績良好であつた。

農務省と協力して施肥實驗をなしつゝある Windsor & Co. の Sathorn 沖の "Thung Mahu Mogh" 實驗圃の成績を表示すれば次の如くである。

第六〇表　Thung Mahu Mogh に於ける米作施肥實驗成績（一九二九年度）

（出所＝泰谷タイムズ及ダ・レコード增刊、米作に關する論說）

（一）稻種—普通種たる Khao Dawne（二）實驗田—五大區に分ち、各大區は更に一つは無施肥、他は喋當り夫々二〇斤(1)・四〇斤(1)・六〇斤(1)を施肥した四小區（各九〇平方米）に分ち、同一實驗を五回反覆するやうにした。左記數字は其の平均（三）苗代—一九二九年八月十二日播種（四）移植—九月十八—二十二日移植（株間二〇×二〇糎、一株三本）（五）收穫—一九三〇年一月十三—十六日（六）肥料—Leunaphos I G.

項目	喋當り施肥量	無施肥	二〇斤(1)	四〇斤(1)	六〇斤(1)
株當り平均藁數（十一月十日現在）	（本）	一〇、四一	一六、三	一六、九一	一七、五八
施肥による增加率	（%）	—	五五	六二	六九
平均藁の長さ（十二月一日現在）	（糎）	七六、一三	一一〇、二八	一二四、三三	一三〇、五一
施肥による增加率	（%）	—	四五	五〇	七一
喋當り平均藁の重量（一月二十三日現在）	（瓲）	七一〇、八二	一、一〇〇、二五	一、二四三、二一	一、二四三、九一
施肥による增加率	（%）	—	二九、四三	四三、二九	五三、〇九
喋當り平均產籾量（收穫直後）	（瓲）	四一、七	六〇、八	七五、	
喋當り平均產籾量（乾燥せざる籾）	（同）	三八〇、五三三	五〇〇、三三三	五〇一、三三三	
乾燥せる籾（一月二十三日計量）	（標準擔）	三三、三、三八	四七〇、五三、八	四八九、四七五	
	（重量）	五五五	七、八三	七、八四	七、八二
	（瓲）	二七、三〇	三七、四〇四	二九、八五七	三一、八五八
乾燥による減損	（率）	七五七	七三八	五、九八	六三五

施肥による唻當り	重量（甩）	一三七・一〇一	一三七・五九	一三六・二四九	
粗增收	率（%）	四一・二	四一・二	四〇・八	
	價額(2)（錢）	一〇・一三〇	九・六三〇	九・四八〇	
唻當り施肥費（一斤當り	（同）	二・八〇	五・六〇	八・四〇	
一四七斤）					
粗增收による唻當り純益	（同）	七・三三	四・〇三	一・〇八	

備考　(1) 1斤(catty)=160匁　(2) 1Sat (=20斤)=35.1弗

因に右實驗は尙道程にあり、諸種究明すべき問題を有するから、爾後純種の稻に就き石灰及加里をも併用して實驗を續行しつゝあると云ふ。尤も當國は國產肥料の供給充分でなく、施肥は輸入人造肥料に依るの他はないが、近年人造肥料の相場低落と米作に卓效ある新人造肥料の出現とは、當國の米作に對する施肥問題を益々重要化及有利化しつゝある。

(五) 害蟲其他の研究　後段「米」の「被害」の項に說述する如く、當國は幾多の天敵に因り、米作に於ける蟲害は他國の如く甚大でないが、降雨狀態異常な年には各地に相當の被害を見ることがある。政府は爲めに數年前より農藝科學課に昆蟲學部を特設し、主要農物產の害蟲・其の驅除豫防法及稻の病理等を研究すると共に、被害地には直接出張して其の驅除及蔓延防止を援助してゐる。該部は既に二冊の有用なる調查報告を刊行し、重要なる害蟲の生活史を示す陳列箱を地方農務官に配布して閱覽せしめる等、農民に斯道の智識を普及しつゝある。

(六) 機械耕作の研究　現今尙當國農民が依然として父祖傳來の原始的農具を使用せるは、農機の高價・農民の傳主氣質及無資產等に因るもので、當國殊に中部平原は動力耕作に成功せるミシシツピ流域竝に湄公デルタと擇ぶ所なく、殊に人口稀薄にて可耕遊地冗多に存するから、將來は機械農作が漸次博用されることと信ぜられる。現に邦人是松氏及半島パタルン縣の Chin Leng Co.（支那人商社）の如きも機械農作に着々成果を收めつゝある。

本問題に就て農務局も近來實驗を進めつゝある。同局は在來犁及舶來犁の缺點に鑑み、特殊の犁(Khaeng犁)を考案した。同犁は鋼鐵製にて在來の犁よりは重いが、使用簡易にて耐久力があり、牽引力も弱くて良く、在來犁にて一唻の鋤耕に四時間半を要する所を本犁にては二時間五〇分にて完耕し得る。又トラクタに關する鋤耕實驗成績を示せば次の如くである。(a) Ban Mee 地方の中庸の粘土地六〇唻を、原油トラクタ及犁頭五附犁を以て、各別の日に二日間四吋の深さに鋤耕したのに一六時間一〇分を要し、唻當り鋤耕費は二七士丹であつた。(b)米田よりは輕鬆な粘土質の山形地二五唻を、二四馬力トラクタ(燃料燈油)に最初圓盤(一八吋)三附犁次いで犁頭三附犁を附して六—七吋の深さに鋤耕し、續いて二四叉一八吋圓盤耙を附して縱橫に耙耕したのに、毎日十時間作業にて各別の日四日間を要し、燃料費は六五士丹となつた。(c) Bang Bla Ma の輕鬆なる淤泥多き粘土地五〇唻を、一〇—二〇馬力トラクタに圓盤一二附犁を牽かせて四・五吋の深さに鋤耕したのに一〇時間を要し、唻當り燃料費は二六士丹を計上した。一般栽培業者は唯三吋の深さに鋤耕するのみにて下層は漸次固化して仕舞ふが、トラクタにては此の固化層を掘起し得、增產を來す。撒播米作にては獸力耕作よりも早期に米田の準備を了へ得、移植田にても區の廣さが操縱に便であれば初期には利用し得る。而も時間が甚だ經濟となり、ロツプリー地方になした實驗にては五唻の耕耘に水牛一〇頭人一〇人を以て六時間一八分を要する處原油トラクタ一臺人一人を以て二時間五分にて完耕し得た。(最も安全なる見積にては、百唻の田を耕耘するに水牛なら五頭耕牛なら其の倍數を要す)。

トラクタ牽引收穫機の實驗は、米田の不平坦と、稻が成熟すれば穗を垂れたり又は倒れたりする傾向とに因り、鋤耕の際程良成績を示してゐない。農事試驗場共の他大農園にては脫穀機を使用したものは穀粒を破碎する(普通二—六%)不利益があると云ふ。

(七) 土壤の調查　農藝科學課にては、土壤調查をも主要なる目的の一としてゐる。米作實驗田を豐產地と貧產地とに分ち、各實驗區よりの土壤見本を取寄せ完全なる化學的及物理的分析を行ひ、各區土性の變異・砂糖や煙草の如き特種作物に對する適應性・貧產田土壤の改良等を調查研究する。上記土壤分析表は卽ち斯る調查の成績の一班である。尙內地官吏の提供する特殊土壤も分析して農業上の價值を研究する。

(八) 米の調查　本業は選種と密接なる關係を有するが、農藝科學課にては諸變種の粳及精米業者の提出する諸品質米の化學的及物理的試驗を行つてゐる。又實驗田に栽培した米は定期的に分析し、米の化學的成分と、施肥及品質間の關係等を研究してゐる。

(九) 果樹に關する調查　盤谷ノーイ果樹試驗場にては一九二四年來國產果樹の(イ)選擇による改良　(ロ)芽接及接木による改良　(ハ)栽培法の比較　(ニ)施肥試驗　(ホ)病蟲害の驅除豫防法等の實驗を行つてゐるが、經費の關係上研究不充分なるもの丶如く、何等成績報告を見てゐない。

(十) 其の他の調查　尙國產の草及糧秣用作物を分析して家畜飼料としての價值を試驗し、治水局に代つて實驗田の灌水及排水の調查等も行つてゐる。

農業教育　當國は農業立國を以て國是とするが故に、農業教育及斯道教師の養成に重きを置きつゝあるは「教育」に述べた如くである。

農務行政　農務行政機關としては農務省がある。一八九二年從來の農務行政機關を改組して Krasuang Krasetrakorn（地農商務省）を設け、土地に關する諸務及鑛山に關する事務を司つたが、運用上諸種の弊害を伴つた爲め一時同省を廢し、一八九九年再び之を復活し、土地整理の事務のみを司掌せしめた。然し其の後願問 W. A. Graham（グレイハム）等の畫策に依り、他省に委管せし事務を同收し、以て今日に及んでゐる。

現今農務省には官房（顧問室・文書・外事・會計）・水產局・土地登錄局（盤谷・地券發行係・土地登錄係・記錄保存室）・鑛務局・治水局・農務局・測量局・森林局等を置く。其の中農業に直接關係ある農務局にはラーンシット（主として米作の實驗、一九一七年開設）及盤谷ノーイ（主として果樹の實驗、一九二四年開設）に農業試驗場を置き、農藝科學の研究の爲め一九二三年以降は別に農藝科學課（化學部・昆蟲學部）を置いた。其の他牧畜課・獸疫課も置く。治水局は總務・會計・倉庫及輸送・治水工事評議技師室・技術・工學・第一建設・第二建設・ナコンナーヨク・バーヤップ・土地委員室・機械工學・給水所（各地に出張所がある）等に分割されてゐる。因に右農務局は一九三一年四月商務遞信省に移管された。（商業及貿易」參照）。

蠶絲業と邦人技師の活躍　農務局は蠶業局（一九〇三年創設）を改稱した（一九〇八年）もので、盤谷・コーラート間の鐵道完成と共に政府は後者地方の養蠶を奬勵せんとし、蠶業局創設の前年日本公使を通じて外山農學博士を招聘した。同博士は實地調查の後歸國して横田（全般の監督）三島（桑園擔任）高野（養蠶擔任）細谷（製糸擔任）の各技師と共に再渡し、盤谷郊外サパトムに蠶業局出張所を設けて約一年間養蠶を試驗した後、コーラートに出張所を設けて養蠶製糸の練習生を募集訓練したが、間もなくプリーラム其の他數所に之を擴張して養蠶製糸の外機械の智識をも教授した。斯て蠶業がコーラートを中心として各地に擴延したが、一九〇五年には更に橫濱生絲檢查所の原田及高橋兩技手を招きて前記サパトムに蠶絲學校を創設し、以て各地出張所の教師を養成した。斯て邦人傭聘者數も十餘名に達し、蠶業局は農務省內に重要なる地位を占めたが、同局の事業は常に收支償はず國庫の補助を要する有樣なると養蠶が當國の民土に適せぬとにより、一九〇五年以後は漸衰し、一九一二年農務大臣の更迭と共に行政整理の名目にて斯業の設備は全廢された。之より先外山博士は赴任後三ヶ年にて歸朝した爲め邦人は中心人物を失ひ、

爾後其の他の邦人も任期滿了と共に辭職して橫山技師一人を殘すに至つたが、之等邦人は後任者の推薦に盡す事なく、加之新大臣は英國大學の卒業にて、英人顧問等の治水局復活の主張を容れたる等、諸種の原因に因り、一九一三年以後は農務省内に邦人の影を絕つに至つた。

一　米

米作の沿革　暹羅原住民は新石器時代（一萬乃至一萬二千年前）に於て既に米を使用し、當時海面上にあつた山地及高地の沼澤地に半野生の稻を栽培してゐた事實は、同時代の遺跡（磨製石斧は豐富に發見せられる）により容易に斷定し得られると云ふ。故に當國の米作は五千年前より米作を行つてゐた支那又は印度より輸入したものでなく、之と相並んで發達したものと推斷される。暹羅人の祖先たるラオ－タイ族が北部暹羅に出現した頃には、既に爾前幾世紀に亙つて米作を知つて居り、先住者クメル族も比較的進歩した米作を行つたものと推定される遺跡が諸所にある。斯て米作は當國唯一無二の產業となりつゝ尙自給の域を出でなかつたが、前世紀の中葉に於て外國貿易が開發されるに及び初めて餘剩米を輸出するに至り、竝に當國、主として水運の利便ある中部平原の產米狀況は一變して商業的基礎の下に置かれ、輸出米の漸增と相俟つて斯業は益々發達し、終に今日の殷盛を見るに至つた。

米の地位　暹民は今日尙千古一日の如く原始的農具と粗笨極まる農法とを以て米作に從事してゐるにも拘はらず、米作は當國產業の大宗にて、上下をあげて主食してゐるのみでなく、菓子・餅・專賣酒ラオロンの原料とし、家畜及魚類の飼料とする等、廣汎且贅多に消費しつゝ尙餘剩米の輸出は總輸出額の七割を占め、國民の大多數は米作者であり、精米業は當國唯一の普及發達した工業であり、水陸交通機關の積荷は殆ど米であり、當國民の最も普通な投資方法は米田の購入貸與であり、政府歲入は殆ど直接間接之に財源を仰いでゐる。從つて米作の豐凶は、唯に直接農民の收入及輸出貿易に影響するに止らず、國民購買力の伸縮引いては輸入貿易の榮衰に反影し、國家の財政を支配する外、社會萬般に反響を齎らすが故に、當國の經濟的生命は一つに懸つて米作如何にあるものと云ひ得る。故に外人は暹羅を「米の國」と呼ぶ。

初耕祭及鍬鑓祭　米は斯の如き重要性を有するから、重要なる年中行事として歲々五月初旬盤谷郊外ピアータイに於て皇族又は農務大臣司祭の下に初耕祭（Raek Na）を催し（農民は之をシケナルとして米作に着手する）、暹羅民曆第二月滿つる月の初旬には收穫を天に奉告する鍬鑓祭（Choh Ching Cha）を催す。

產地　上述の如く暹羅は「平野の國」にて、コーラート高原を別とすれば凡て肥沃なる沖積層をなし、米作に好適なる爲め何れの州にも廣く米作が行はれてゐる。然し北部及東部は交通不便なる上、前者は人口稠密なる割に平地少く、後者は乾燥地をなし、灌漑は殆ど不可能にて農作は主として降雨によるが、而も雨量は全國にて最も少量である。更に半島は開墾地も多く、土質好適にて降雨年中平均し、雨量も多く且灌漑も利便であるが、土地比較的狹隘である。故に之等諸地は、近時鐵道及道路の開發により、漸次餘剩米の產出を促進されつゝあるとは云へ尙自給の域にあり、中には平地より米を移入して需要を補足する地方さへある。故に當國を「米の國」たらしめる絕好條件を具有するは實に坦々千里の中部大平原である。該平原は所謂「畿內七州」又は「米の主要輸出州」と呼ぶクルンテープ・アユテイアー・ナコンチヤイスリー・ラージブリー・ナコンサワン・ピサヌローク・プラチンブリーの諸州を包有し、「暹羅の穀倉」と呼ばれ（"Garden of Siam"と稱せられ、輸出米の殆ど全部を供給し、當國生產力の中樞をなす。就中アユテイアー州は全國最大の產米州で、其の收穫狀態は米貿易見越の指數とされてゐる位である。

米作面積　最近五ヶ年の全國米作面積は、一、七七三萬噸にて、其の約六〇%は畿內七州に屬し、後者の三五%はアユテイアー州にある。方粁當り米作面積即ち米田の密度も、畿內七州は平均六〇・六噸にて畿外七州の約三倍に達してゐる。從つて一九〇五―〇九年度五ヶ年平均全國植付面積を見るに八、八二六、一一二噸、一九一五―一九年度五箇年平均は一三、八七六、九三六噸、一九二〇―二四年度平均は一六、二九二、〇一三噸にて、同面積は逐年增大しつゝあり、約二〇年間に二倍餘となつてゐる。尤も一九一四―一八年度平均に比するに、最近五ヶ年平均の方粁當り植付面積は、畿內七州一七・五二噸畿外七州四・九噸の增加を示してゐるから、右總植付面積の增加は殆ど之を畿內に負ふものと云へる。以て暹羅殊に畿內七州の米作適應性の大なること及米作の發展著しに負ふものときこその一班が窺はれる。

第六一表　州別米作面積連年比較表

年度 / 州名	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	五ヶ年平均	一九三〇
	面積					方粁當	
Krung Thep	九、二五七、一八〇	九、四七七、〇五〇	一〇、〇六七、二三〇	九、九二九、九九〇	一〇、〇五七、九五〇	九、八〇八、〇八〇	九、九四七、〇六〇
Ayuthya	三、六九六、二六〇	三、七一一、〇〇〇	三、六三五、七三〇	三、六二五、二三〇	三、七〇五、七九〇	三、六九六、二六〇	三、七七八、八三八
Prachinburi	一、六九〇、八三〇	一、七四八、二四〇	一、八三二、一六〇	一、七七四、二四〇	一、八七五、八五〇	一、七七五、八三〇	一、八七八、九九〇
Nakon Chaisri	一、五四八、三一〇	一、五四〇、二三〇	一、四九三、二四〇	一、四九五、九四〇	一、五七一、四三〇	一、五四八、三一〇	一、六一〇、五二八
Rajburi	八〇〇、六三〇	七九九、六六〇	七九六、六八〇	七九六、六八〇	七九五、四三〇	七九七、八二〇	七九五、四三〇
Nokon Sawan	九三二、八五〇	一、〇一九、七四〇	一、〇四一、三〇〇	一、〇四一、三〇〇	九五四、九〇〇	一、〇〇四、九一〇	九五四、九〇〇
Pisanulok	八三一、五四〇	七八一、八一〇	九四六、五七〇	九四六、五七〇	八六六、四一〇	八七一、七九〇	八六六、四一〇
畿內七州計	一〇、一九二、一〇〇	一〇、六一二、五四〇	一〇、八四二、九五〇	一〇、八四二、九五〇	一〇、五三二、〇六〇	一〇、五八四、三八〇	一〇、五七二、八三〇
Bayap	一、二九一、四三〇	一、三一一、六一〇	一、四一八、九四〇	一、四一四、五九〇	一、三八四、八三〇	一、三六八、五三〇	一、三八四、八五六
Udorn	一、三一一、八九〇	一、三四〇、八一〇	一、三四四、五二〇	一、三四八、〇三〇	一、三五〇、六二〇	一、三四〇、六二〇	一、三四八、九二九
Nakon Rajasima	二、九四八、八九〇	三、〇三三、五一〇	三、〇五二、一七〇	三、〇五二、一七〇	三、〇三五、〇一〇	三、〇三四、九一〇	三、〇三五、〇一〇
Charthaburi	一、六九三、三一〇	一、九一一、六四〇	二、一八〇、〇一〇	二、一八〇、〇一〇	二、一一七、一〇〇	二、〇一四、六二〇	二、一一七、一〇〇
Nakon Sritamarat	八三四、五六〇	九四九、七八〇	八四八、九八〇	八四八、九八〇	六六九、七四〇	八一〇、七四〇	六六九、七四〇
Phuket	一九四、一一〇	一六一、三一〇	一七七、七九〇	一七七、七九〇	一四四、八四〇	一六二、三一〇	一四四、八四〇
Patani	二五〇、九九〇	三一五、九六〇	三一五、〇七〇	三一五、〇七〇	三〇〇、九六〇	二一一、二一〇	三〇〇、九六〇
畿外七州計	六、九二一、八〇	七、四七九、二四〇	七、九四五、四九〇	七、九四五、四九〇	七、二五六、四九〇	七、四二八、九五〇	七、二五六、四九〇
合計	一七、一〇三、八〇	一八、〇九一、七八〇	一八、二九八、四二〇	一八、二九八、四二〇	一七、八九五、五一〇	一八、〇二五、四六〇	一七、八九五、五一〇

單位＝噸
出所＝一九二九年度暹羅統計年鑑及The Broomhall, No. 41

稻の種類　暹羅にて今日迄に分明せる稻の變種は七百乃至八百に上ると云はれてゐるが、之を大別すれば糯米（カオニヤオ）（Khao Niyo）と粳米（カオチヤオ）（Khao Chao）との二種となる。前者は主として北部及東部に栽植され、同地方民の主食物であるが、後者は主に低地に栽培され、其の他の地方民の主食物であると共に輸出米の大部分を占めてゐる。併し最近は右山地民も漸次粳米を主食する傾向を生じた。右多數の變種は大部分水田に栽培されるが、高地にては畑地に栽植してゐる地方もある。又栽培上成熟期間の長短に依つて農民は次の五種に分つてゐる。

(1) 早熟種（カオバオ）（Khao Bao）
(a) 七〇日にて成熟するもの（收量少き爲め殆ど栽培されぬ）
(b) 九〇日　同
(c) 一二〇日　同

2) 半早熟種(Khao Rong Bao)　一三五—一四五日にて成熟するもの
(3) 中熟種(Khao Klang)　一五五—一六五日にて成熟するもの
(4) 晩熟種(Khao Nak)　一七五—一八五日にて成熟するもの
(5) 晩々熟種(Khao La)　一九五—二〇五日にて成熟するもの（灌漑上餘り栽培されぬ）

尙右諸變種の中には環境に應じ特殊の性向を示すものがある。或變種は、苗代に於て或一定の大さに成長する時は全然健康體の儘でぴつたり生長を止め、自ら成長過度による窒死を防ぎ、豪雨があり本田に移植し得るに至れば再び平然成長を始める。又或變種は最初は普通と異らないが、一旦洪水に見舞はれると、增水に連れて成長速度を增し、莖は輕大にて浮手となりて絶えず頭部を水面に保ち、自ら腐死を免れる。減水に連れて水面に横はり、多くの側枝と小纖維根とを出し、前者には穗を結び、後者は成長過多の爲め地根の供給にて不足なる養分を吸收する。然し之等の產米は成長過多の爲め劣質を免れない。

栽植法　撒播法・移植法・ナーパの三種がある。

撒播法(Ya Wan or Na Muang)—給水不規則で時に洪水が襲來する沿河地方に採用される粗笨なる栽植法で、總米作面積の約三〇%は本法によつて栽培されると云ふ。通常雨季の初(五月)、來雨の爲め土地が濕潤軟化すれば犁を入れ、先づ縱に次いで横に鋤き返へす。其の後牛耙を以て耕破平均し、其の上に掻め水漬したる種粳を疎當り約一斗の割にて播布し、今一度鋤耕して種粳を被覆する。發芽期の排水に備へる爲め爾後更に一間毎に溝を作る。種粳は撒播後直に發芽し、爾後は何等手入をなさず放置して成長せしめる。該法は五—六月の降雨により播種伸長せしめ、要水期に氾濫を利用する方法であるが、氾濫の時期及水深は連年一定してゐるから(「被害」參照)、其の豐凶は一に其の地方の降雨如何に左右される。卽ち降雨日數過多なれば土地の風化及雜草の枯死を妨げ、過少なれば鋤耕困難にて發芽伸長を妨げ、成長不充分なる儘氾濫期に入る爲め水中に沒して腐死する。又播種後豪雨又は旱魃を見れば種粳又は幼稻は枯死する。故に晴雨半々にて、尺餘に伸長して氾濫を見れば理想的であると云ふ。該法は植付は簡易であるが、收穫は少量にて產米は劣質を免れぬ。

移植法(Za Dam or Za Yian)—降雨又は灌漑により、栽培期間中適量且一樣なる給水が維持される地方に行はれる方法で、植付面積の多半は斯法に依つてゐる。六月に入りて苗代を仕立て—通常施肥する—七、八月の豪雨を待つて移植に着手し、遲きは十月末乃至十一月に及ぶと云ふ。灌漑の便がないか又は雨量が少い時は撒播法を採用する。該方法は日本又は臺灣のそれと大同小異であるが、種粳は水漬することなく、苗が三、四寸に延びれば苗代に水を當てないで根の强健を圖り、五、六寸乃至一尺にて移植する。又苗取りは頗る亂暴にて根を著しく損傷する上、挿秧も日本の如く整然と行はぬ爲め、移植後の除草手入は不可能である。

ナーパ法(Za Pa)—ジヤングル清掃地にて山地蠻民の採用せる千古傳來の最も原始的な米作法である。該法は雨期前にジヤングルを伐倒し、之を乾燥して燒却する。之を鍬にて掘起して除草を行ひ、其の上に種粳を撒播するか、又は棒にて穴を開け五、六粒づゝ蒔く。本方法は、植付後も數度の除草を要する許りでなく、地力は直に疲盡し、二回以上の連作は通常不可能である。

植付期間　稻の成熟期間に長短ある爲め、自然植付期間は甚だ長期に亙るを常とし、且氣溫及降雨等の關係もあり地方に依つて一樣でない。中部平原にては五月に開始して十月に及び、北部及東部邏羅にては六—十月の間に行はれ、南部邏羅にては七—十二月の間に行ふ。從つて收穫期も之に應じて地方により相違があるは勿論にて、順次約二ケ月置きに遲れて行はれる。農民は一般に貧困なる爲め漸別した粳は打穀庭に堆積し、次期收穫迄の飯米及次期作の種粳を控置し、殘餘は多く其の場で支那人仲買人に賣ふが、貯蓄に際しては粳の儘穀倉に貯藏し、金錢の必要及市價の騰貴を待つて賣却する。然し飯米及種粳も高價に誘惑される時は屢々之を賣拂ふものさへあると云ふ。

刈取後の切株及藁藁は乾燥を待つて燒却する。

被害　一、水害—當國の大部分は七、八、九月に豪雨があり、雨水及河水は米田に氾濫する。然し幸にして當國にては、近隣諸邦又は當國の如く法外な豪雨を見ることは稀有で、之を盤谷に就いて見るに、一九〇八年以降に日當り一一六粍以上の雨量を示したのは僅に三日で、其の中一七五・三粍を以て最高とする。而も當國殊に中部の洪水は寧ろ氾濫にて、其の時期及水深も略定し、十日以上の早邁及一尺五寸以上の深淺を見ない。卽ちメナムチヤオピアーの上流地方では九月下旬より十月末に及ぶ四〇日間、下流地方にては九月中旬より十一月中旬に亙る六〇日間に來襲し、河身の水深には差違を見るが、之が開墾なる平原に氾濫する時は一樣に三呎以下の水深となる。加ふるに水勢緩漫にて破壞力なく、容易に流出せぬ爲め水溫も高いから、米作に與へる被害は比較的微少であるのみならず、要水期に充分な給水をなし、高地より多量の養分を洗出して米田に沈積する大恩惠があり、增水深きは却て農民に喜ばれるさへ云ふ。因に九十三箇年に亙る記錄によれば、九ケ年は比較的輕度の、五箇年は激度の水害を見たに止ると云ふ。

二、旱害—聽つて降雨不足の場合は、初期に於ては鋤耕植付を不可能にし幼稻種子に大害を與へ、後期にては孕穗期に給水不足となる等、諸種の被害を生ずる。然るに東南部及半島(一、九五〇—二、八〇〇粍)を除き國の大部分の雨量は一、〇〇〇—一、四〇〇粍であるが、熱帶諸國の記錄に徵するに、百%の作柄をあげるに全米作期を通じて要する水量は、吸收蒸發を考慮して一、八

〇〇粍であるから、給水は不足勝である。過去の重大なる凶作は殆ど旱害に起因し、前記九十三箇年の記錄中實に四十九箇年（五二・七%）は給水不足に惱み、其の中二十二箇年（二三・七%）は猛烈な旱害を見てゐる。故に當國米作の大敵は水害でなく寧ろ旱害で、政府が水利工事に鋭意努力を惜しまぬも誠に當然である。然し當國の米田は地形土質の關係上簡易な設備を施せば容易に給水を調節し得る場合多く、旱害は人工的に大いに緩和し得べき性質のものである。然るに當國農民は一般に人工的灌漑に留意するもの少く、拱手して自然の灌漑を待つに止るから、斯の如く被害率が倍加されるものと思はれる。

三、氣溫上の被害―年平均氣溫は北部にて二五・五度、中・南部はもつと高い。稻は熱帶の原産で氣溫が高い程成長迅速であるから、氣溫は米作に適合せるは勿論、最涼季の朝夕すら臺北地方にて第一期米の植付を略々終了する四月初旬の平均氣溫に等しく、年中米作に好適であるから、氣溫上の被害は絶無である。

四、風害―此の地方には元來暴風雨なく、年中で最も風の強いのは氣候風の北東より南西に交代する通常三―五月の頃である。然るに米作とは全然關係がなく、而も平均風速三米を超える月を見ない。故に本邦の二百十日に類する損害を見ることは皆無である。

第六二表　米作重要被害面積・比率及收穫面積比率表

年度	項目	被害面積	收穫面積	被害の主因
		噸	噸	
一九一一―一四ヶ年度平均		三七〇四五三	一二、六三二七一七	初期の旱害と浸水期の水害、殊にアユティアー（州其の他主要産米地の水害甚だし
	%	三・〇八	一〇、九八九〇〇	
		二、九一二四〇〇	一〇、九八九〇〇	
	%	四三・三七	八七・九三・一三〇	
一九一五ヶ年度平均		二二四四二・九	一二、六三二七一七	八四
一九一五―一九二〇ヶ年度平均		二、〇一一、八一〇	一四、七七九、四四〇	八八
		一二、九三一、二九	一四、九〇〇、八三一	九二
		二、二八五、四九〇	一四、九一七、八七〇	八七
		二、三三八、〇一〇	一五、九〇四、三〇〇	八七
		二、八九九、三三〇	一四、九一〇、三四〇	八四
一九二一―二五ヶ年度平均		二、三六〇、七二六	一五、六九四、七三八	八七

出所＝同前表　This Record 比率は植付面積に對する%

別けて一九一九年度は古來稀有の大被害にて、恰も食糧品の世界的缺乏を來しつゝあつたので、米價は空前の騰貴をなし、平年擔當り六―七銖の所二五銖に奔騰した。茲に政府は一九一九年六月米穀管理委員會（ボード）を創設し、次いで七月には米の無免許輸出を嚴禁し（一九二一年一月末解禁）、更に翌年三月には米穀管理令を發して最高米價を決定し米の不當ストックを防止する等諸種の手段を講じて民心の動搖を防止するの止むなきに至つた。右表によるに重要被害は平均三ヶ年一回襲來の割合にて、平年には植付面積の九二・三%は收穫し得るものと推定される。

五、蟲害―當國米田に普通なる害蟲は Prodenia litura, Spodoptera mauritia, S. pectens 等諸種に屬する蛾の幼蟲である。本蛾は繁殖急速にて、自然的障害なき時は當國米作の約五〇%の大被害を見ることと見積られるが、茲に如何にも奇異とするは、熱帶に屬しつゝ蟲害甚だ稀少なる點で、一九二九年九―十月の如きは寧ろ論外に屬す。其の原因に就いては種々論ぜられるが、蓋し、(イ) 卵の敵蟲たる Chalcid Parasites・幼蟲の害敵たる C. Ichneumon (ヒメ蜂) 及 Tachinid Parasites 等數多の寄生蜂竝に鳥類等の天敵により其の荒掠活躍を抑制され、(ロ) 收穫後殘株は乾燥を待つて燒却する爲め冬眠中の昆蟲は燒殺され、(ハ) 乾季中烈日燒くが如く、爲めに幼蟲又は卵は斃死し、(ニ) 氾濫時には無數の河魚が米田に繁殖して幼蟲及卵を捕食する等の諸條件が相關的にこの天惠を垂れつゝあるものと見られてゐる。

六、鳥・蟹害―邊隅地の密林に接する米田にてはグリーンパロトの大群が屢々飛來して穗を啄み、低地にては多少の蟹害を見るが、一般に重要なる被害とは認められぬ。殊に後者は發育不良なる稻のみを害するものゝ如くである。

被害面積及收穫面積　過去十九ヶ年に亙り植付面積に對し一〇%以上の被害を見た年度及各五ヶ年平均の被害及收穫面積を上げると次の如くである

第六三表　州別米作收穫面積連年比較表

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	五ヶ年平均	一九三〇
Krung Thep	八三四七・九〇	八九二・五〇	一〇〇五・〇	九二二・八〇	八八〇・五二	一〇〇五・〇	七四七・九〇
Ayuthya	三〇四一・〇〇	三四六八・九〇	三七六・九〇	三五二・八三〇	三四〇・〇八	二九一〇・〇〇	三〇四一・〇〇
Prachinburi	一七五三・五一〇	一八四二・一〇	一七九・六〇	一八六九・四九〇	一八六二・一〇	一八四五・二〇	一七五三・五一〇
Nakon Chaisri	一一〇三・二四〇	一一六四・一九〇	一一六九・一五〇	一一二九・一五〇	一一六八・一九〇	一一四八・〇〇	一一〇三・二四〇
Rajburi	四七六・六〇	七三五・二六〇	七一一・〇〇	四五八・四七〇	四八四・一〇	五七九・九〇	四七六・六〇
Nakon Sawan	六〇三・四〇	六三五・三〇	六一〇・一七〇	五八二・七一〇	六一四・一六〇	六〇四・一〇	六〇三・四〇
Pisanulok	六七七・三〇	六四六・三〇	六四八・三〇	五四〇・八三〇	六九〇・一一六	六四四・一〇	六七七・三〇
畿内七州小計	八五五五・五〇	一〇一七・六三〇	八七〇〇・八七〇	八六〇・五二	八八九七・五八〇	一〇〇三・七一〇	八七三三・一〇〇
Bayap	一三〇九・六四〇	一三九・七〇	一三〇・六二〇	一三〇・八〇	一三三・九三四	一四一・六一〇	一四一・六一〇
Nakon Rajasima	二四五・七〇	二七九・一〇	二三五・九〇	二三五・九〇	二六八・四〇八	二五〇一・三九〇	二五〇一・三九〇

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	五ヶ年平均	一九三〇
Udorn	一、一八四、九八〇	一、二九三、一三〇	一、三二五、八二〇	一、二九一、四九〇	一、一六五、〇二〇	一、二五二、〇八八	一、三五六、七八〇
Chanthaburi	一六二、六七〇	一八五、九五〇	二二六、二八〇	二三四、一六〇	二二〇、四四〇	二〇一、九〇〇	二一二、二一〇
Nakon Sritamarat	七五六、五七〇	九二一、九四〇	七三一、五一〇	六四四、六五〇	六五八、八四〇	七四二、七〇二	九六五、七五〇
Patani	一九三、五四〇	二一八、九四〇	三一二、九九〇	二六八、九四〇	二七三、〇二〇	二五三、四八六	三二五、九七〇
Phuket	一八八、八三〇	一五八、四四〇	一七七、六二〇	一五二、二五〇	一四六、〇六〇	一六四、六四〇	一八〇、五四〇
畿外七州小計	六、三六二、三五〇	七、二二七、一九〇	七、一七七、二三〇	六、七〇九、四七〇	六、五〇九、五五〇	六、七九七、一五八	七、九八〇、七五〇
全國總計	一四、九一七、八九〇	一七、四〇四、八二〇	一五、九六〇、四三〇	一四、九一〇、三四〇	一五、二八〇、二二〇	一五、六九四、七三八	一八、一八四、四九〇
植付面積に對する％	八七	九六	八七	八四	八一	八七	九二

單位＝唻
出所＝同前表

第六四表　州別米作被害面積連年比較表

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	五ヶ年平均	一九三〇
Krung Thep	九〇、七一〇	一九九、一一〇	六二、五九〇	一〇〇、〇九〇	一三五、三三〇	一一七、五六六	四一、九六〇
Ayuthya	六二三、三六〇	四四、〇四〇	七六三、七三〇	一、一五六、七三〇	四五五、八六〇	六〇八、七四四	六一八、七三〇
Prachinburi	一五九、三九〇	一五四、五三〇	三二六、九二〇	一二一、九八〇	二四六、四〇〇	二〇一、八四四	一四八、五〇〇
Nakon Chaisri	三五七、五九〇	一四、〇四〇	四一一、四七〇	五四一、〇五〇	五八九、三五〇	三八二、七〇〇	一八八、三九〇
Rajburi	七二、〇五〇	八、五三〇	二一八、六九〇	四三、〇一〇	三三六、九六〇	一三五、八四八	八九、九五〇
Nakon Sawan	一二九、三九〇	四、四五〇	一九三、八八〇	三五四、二九〇	四二六、一九〇	二二一、六四〇	一〇一、三四〇
Pisanulok	二〇四、一七〇	一〇、二一〇	八二、四七〇	一三五、〇六〇	三二七、五八〇	一五一、八九八	一六六、七三〇
畿內七州小計	一、六三六、六六〇	四三四、九一〇	二、〇五九、七五〇	二、四五二、二二〇	二、五五三、六七〇	一、八二〇、二四〇	一、三五五、六〇〇
Bayap	六一、七一〇	六、五八〇	七、三二〇	一六、五二〇	二六二、四八〇	七〇、九二二	五一、七三〇
Nakon Rajasima	三〇二、八五〇	八四、三六〇	一三九、七八〇	三〇一、四六〇	四二三、四七〇	二四八、三八四	一八〇、七八〇
Udorn	三六、九一〇	二七、六八〇	一九、七〇〇	五六、五四〇	二四一、六一〇	七六、四八八	四三、二七〇
Chanthaburi	六、六四〇	五、七〇〇	一、七四〇	三、〇四〇	八、一七〇	五、〇五八	一八、七〇〇
Nakon Sritamarat	七七、九九〇	二七、八四〇	一一七、四七〇	二五、〇九〇	一六一、九一〇	八二、〇六〇	一一、三七〇
Patani	五七、四五〇	九七、〇二〇	二、〇八〇	三二、〇二〇	五二、〇八〇	四八、一三〇	二八、六八〇
Phuket	五、二八〇	二、八七〇	一七〇	一二、三五〇	二六、五五〇	九、四四四	九〇〇
畿內七州小計	五四八、八三〇	二五二、〇五〇	二七八、二六〇	四四七、〇二〇	一、一七六、二七〇	五四〇、四八六	三三五、四三〇
全國總計	二、一八五、四九〇	六八六、九六〇	二、三三八、〇一〇	二、八九九、二三〇	三、六九三、九四〇	二、三六〇、七二六	一、六九一、〇三〇
植付面積に對する％	一二・七八	三・八〇	一二・七八	一六・二八	一九・四七	一三・〇七	八・五一

單位＝唻
出所＝同前表

產量及收穫率　産籾量も植付面積の漸增に伴ひ逐年著增を示しつゝある。之を數示すれば、一九〇六―〇九年度四ヶ年平均産籾量は四四、一七四、四七五擔、一九一五―一九年度五ヶ年平均は五一、五〇七、四二〇擔、一九二〇―二四年度平均は七三、九六九、七四八擔にて、下表最近五ヶ年平均は約二〇年前の平均に比し二、八三〇萬擔（約六四％）を增大してゐる。右增加が其の多くを畿內七州に負ふことは勿論である。

一九二九年度迄の五ヶ年平均の收穫面積唻當り産籾量は四・五九擔（段當り一・七七石）最高五擔（段當り一・九三石）で、本邦の成績に比し遙に低率であるが、之は全國の總平均であり、且粗笨極まる無施肥米作の成績である。然し州に依つては平均八擔（約五石、一九二四年度）近き收量をあげて居り、首都附近にては無施肥にて優に唻當り一〇・六八六擔を産出した記錄がある。且米作上幾多の好條件に惠まれてゐるから、科學的に米作すれば唻當り十四、五擔（約九石）位の收量を得るは左程難事でないと云はれる。

第六五表　州別産籾量連年比較表

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	平均	一九三〇
Krung Thep	四、一〇二、九一〇	三、五三七、六一〇	五、三九七、三三〇	三、八二〇、七七〇	三、八九一、二二〇	四、一四九、九六八	四、五一七、一七〇
Ayuthya	一二、二四五、三二〇	一八、八六二、四五〇	一三、八二六、〇二〇	九、一七七、九〇〇	一四、六三〇、一八〇	一三、七四八、三七四	一三、四〇〇、四三〇
Prachinburi	五、三四一、七〇〇	六、七〇二、五七〇	六、五六五、〇四〇	六、五五三、二四〇	七、二〇三、三〇〇	六、四七三、一七〇	八、四九九、二二〇
Nakon Chaisri	五、三六八、二二〇	七、五二九、六五〇	六、一二四、五九〇	四、八七三、八六〇	四、二六七、一三〇	五、六三二、七〇二	五、七五九、八八〇
Rajburi	二、五一〇、三八〇	四、四七六、七六〇	二、九三二、四二〇	三、九一〇、〇三〇	二、〇九二、四二〇	三、一八四、四〇二	三、〇六九、七九〇
Nakon Sawan	三、九八九、九〇〇	五、五四五、九五〇	三、七四九、六七〇	三、四五二、二八〇	二、四九一、〇三〇	三、八四五、七六六	五、一五九、八五〇
Pisanulok	三、五六七、五八〇	四、四六二、四四〇	五、四六一、〇八〇	三、一四八、四五〇	二、三八八、九五〇	三、八〇五、七〇〇	三、一〇五、九八〇
畿內七州小計	三七、一二六、〇七〇	五一、一一七、四三〇	四四、〇五六、一五〇	三四、九三六、五三〇	三六、九六四、二三〇	四〇、八四〇、〇八二	四三、五一二、三二〇
Bayap	八、三九一、八四〇	七、九二六、一五〇	七、八八三、四二〇	七、七八五、三四〇	六、三八五、六七〇	七、六七四、四八四	一一、〇三七、二八〇
Nakon Rajasima	一一、一六五、三三〇	一三、四一〇、一四〇	一一、七八〇、五九〇	一〇、二〇九、一三〇	九、八六三、八八〇	一一、二八五、七九四	一二、四五八、八五〇
Udorn	五、四〇一、七六〇	五、七七三、七八〇	五、三三六、四一〇	五、三七九、六六〇	五、一五七、二九〇	五、四〇九、七八〇	五、七四二、二七〇
Chanthaburi	五七四、七六〇	八五一、六八〇	九七三、二六〇	一、〇六三、七一〇	六五六、五四〇	八二三、九九〇	八五〇、八二〇

單位＝唻
出所＝一九二九年度暹羅統計年鑑

州名	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇
Nakon Sritamarat	五五一、七〇〇	六三五、九〇〇	六三七、八〇〇	六五八、四〇〇	四、六九〇、〇〇〇	四、九九二、〇〇〇
Patani	八〇四、三一〇	九五四、四〇〇	一、〇三七、七〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	九九七、一〇〇	一、二一〇、〇〇〇
Phuket	九〇一、三〇〇	七三七、三〇〇	八六八、三〇〇	九四一、〇〇〇	六六六、六〇〇	六五五、三〇〇
畿外七州小計	三、七五七、七〇〇	三、八六一、八〇〇	三、九一〇、一一〇	四、〇四〇、〇〇〇	三、九一一、四〇〇	四、〇四一、三〇〇
全國總計	六、八六五、七〇〇	八、一〇〇、一〇〇	七、〇八五、三一〇	六四一、四〇〇	七、四六一、四〇〇	八、四三五、〇〇〇

第六表　州別穀穫蓆連年比較表

出典＝同所位＝同帳簿の数値　The Record

州名＼年度＼項目	植付面積 一九二五	植付面積 一九二六	植付面積 一九二七	植付面積 一九二八	植付面積 一九二九	収穫面積 一九二五	収穫面積 一九二六	収穫面積 一九二七	収穫面積 一九二八	収穫面積 一九二九	収穫面積 一九三〇
Krung Thep	四・四三	三・七三	五・〇五	三・三六	三・六六	四・七三	四・七三	五・七七	四・六六	四・三五	四・三七
Ayuthya	三・三一	五・〇〇	三・三六	三・三二	三・六六	三・九六	五・〇六	四・七三	三・七三	四・一五	三・九七
Prachinburi	三・一五	三・八三	三・六〇	三・八四	三・七七	三・七七	四・一〇	四・三九	三・九九	四・四一	五・〇一
Nakon Chaisri	三・四四	四・四九	四・一〇	三・四四	三・六四	四・四六	四・六六	四・七九	三・六五	三・六五	三・五七
Rajburi	四・三七	五・五九	三・六六	三・四三	三・六三	四・四七	五・四七	五・六五	四・〇七	四・三五	四・三五
Nakon Sawan	四・三六	五・五五	三・六〇	三・四三	三・六一	四・四六	五・四二	四・四三	四・三一	四・七一	四・九三
Pisanulok	四・三九	五・七一	五・七七	四・三四	三・七五	四・六六	五・七八	六・七三	四・八七	四・四一	四・一七
畿内七州平均	四・〇七	四・八八	四・五一	三・七五	三・七八	四・四三	五・〇一	五・〇一	四・三六	四・一一	四・三六
Bayap	六・三一	六・〇一	五・五六	五・三〇	四・三〇	六・六三	六・〇五	五・五六	五・三四	五・三四	六・六一
Nakon Rajasima	三・八二	四・一六	三・三六	三・三〇	三・〇三	四・四三	四・一七	三・九六	三・七四	三・七四	三・七五
Udorn	四・四三	四・三五	三・九七	三・六七	三・六七	四・四四	四・四四	四・〇一	四・一六	四・四三	四・二四
Chanthaburi	三・三九	四・四四	四・四六	四・六八	三・八七	三・三五	四・五八	四・四〇	四・七四	三・九八	四・〇一
Nakon Sritamarat	六・六五	六・七七	五・五五	四・五〇	四・九一	六・八五	六・八八	五・五三	五・三三	六・一一	五・五四
Patani	三・一〇	三・〇一	四・一一	三・四三	三・七一	四・一四	四・三五	四・三四	四・三四	三・三一	三・七一
Phuket	四・六五	四・五一	五・〇〇	四・四九	三・七三	四・六八	四・五九	五・〇〇	四・六六	四・一四	三・七四
全國平均	四・〇五	四・八一	四・一六	三・五四	四・七五	四・四八	五・〇〇	四・七七	四・三四	四・一四	四・四一

1噸＝籾64.273升

精米業　「工業」參照

籾の品位　米作業者のなす籾の分類は前述の如くであるが、精米業者は自己の見地より便宜上次の五種に籾を分類する。

カオナースアン(Khao Na Suan)―所謂園地米(Garden-Rice)にて、London and China Express には屢々 "Garden Siam" として記載され、精米業者のなす分類中最良質のものである。穀粒は細長くて籾殻薄く、米は脂肪に富み即ち半透明、強健にて、成熟充分なれば破砕歩合良好である。本品質には數多の變種を包有し、早・中・晩熟種の何れなるを、移植稻及撒播稻の別を問はず、本品種に類入される。主としてナコンチャイスリー・ラーンシット・サタヌ・ナコンナヨック・ペッチャブリー・ラーチャブリー・ナコンパトム・ウタイ・ダニー(Utai Dhani)地方に產出する。然し稍粒ながら成熟充分にて他品種に類入するには良質に過ぎると鑑定される少量の籾は、本品位として分類するごとがある。

カオナームアン(Khao Na Muang)―所謂野地米(Field-Rice)にして、最劣質の品位である。穀粒短大硬脆で腹肪を缺き、即ち不透明、籾殻は粗厚である。脫殼すれば穀粒の大部分は淡紅色を呈す。始ど晩熟種のみに限られ、氾濫深き地方に撒播されるる。前述の堺水に連れて成長する變種は本品位に屬する典型的な稻である。主としてアユテヤ・アーントン(Ang Thong)・パクハイ(Pak Hai)及其の近傍諸地方より產出する。

カオサームルアン(Khao Sam Ruang)―三穗米の謂にて前者より稍良質の籾である。前者と略々同樣なる特長を有するが、長粒を含有し、淡紅色米も包含してゐる。

カオナーアン(Khao Na Ang)―前述のカオナームアンの變種にして、穀粒は前者に比し稍長く、且つ粒質は稍良質である。

カオパー(Khao Bao)―早熟米である。前者より更に良質で、之より長粒を多く混じ、淡紅色米は全く影を没す。移植撒播兩法により產出され、早・中・晩熟種の何れを問はず本品位に類屬されるる。故に栽培業者のなす籾の品位名別個の品位である。

カオニャ(Khao Nio)―精米業者の所謂糯米にて、前述のカオニャ(糯米)「稻の種類」參照)とは別個のものである。畿内の諸地方(例へばナコンチャイスリー及ラーチャブリー地方)にて小量宛栽培される米種中の優秀なる變種を指す。地方消費用又は新嘉坡及圍領印度への輸出向大量の輸出無しとして小精米所にて精白される。價格は通常最良質の圍地米に匹敵するが、獨得の芳香堅度が特に豐なものは之より更に高價で、當國產米中ティアルライスとして最著最美である。

如上の分類には高級の專門的智識を要し、籾買入前重重なる吟味をなす。加之仲買人は一荷の籾にも相異る產地の相異る品位の籾を混合籾入するが故に、分類は益々困難を加へ、自然良品位にも劣質米を混合するごとゝなり、延いては外國市場にて運羅米の不評を聞くに至つた。

品位別籾の標準出廻高　輸出米の大部分及首都附近住民の消費米を供給する在來精米所(Pak-lat, Sam Yen 各所)への籾出廻高を品位別に表示すれば次の如くである。

出典＝同所位＝"Bangkok Market Report"

年度＼品位	ナースアン	ナームアン	サームルアン	パー	ニャ	計
一九二五	九四、一〇九	一七、〇〇	一七、八四三	三三、〇八五	五二、八四九	一三六、一〇三

備考　一、1標準ケヒン＝2,000ポ＝2,300封度＝17,25噸　二、カオサームルアン及カナームアンは近來其の影を

第六八表　品別盤谷粳相場表

年月別	ナースアン 最高	ナースアン 最低	ナースアン 平均	サームルアン 最高	サームルアン 最低	サームルアン 平均	パカ二 最高	パカ二 最低	パカ二 平均
一九二五年度 四―六月	一四三・九一	一三二・八	一三三・三三	一二七・三三	九七・五〇	一一〇・六五	一一三・一一	一〇八・三五	一一一・一四
一九二六年度 七月	一〇〇・〇七	九五・二〇	九七・一三	一一三・六六	九一・〇九	一〇二・三八	一一三・六六	九一・〇九	一〇二・三八
※一〇―一二月	一〇〇・一二	九五・二〇	九七・一三	一一三・六六	九一・〇九	一〇二・三八	一一三・六六	九一・〇九	一〇二・三八
※一―三月	一〇〇・〇七	九五・二〇	九七・一三	一一三・六六	九一・〇九	一〇二・三八	一一三・六六	九一・〇九	一〇二・三八
一九二七年度 四―六月	九二・一八四	八五・〇五	八九・六四	一〇一・六六	八五・〇九	九二・八八	一〇一・六六	八五・〇九	九二・八八
七―九月	九二・二五	八七・三三	九〇・〇五	一〇二・三三	九一・八八	九七・〇一	一〇二・三三	九一・八八	九七・〇一
十―十二月	九二・二五	八七・四一	九〇・〇九	一〇二・三三	九一・八八	九七・〇一	一〇二・三三	九一・八八	九七・〇一
一九二八年度 四―六月	八五・〇五	七八・八七	八一・八六	九一・九九	七二・三五	八一・六〇	九一・九九	七二・三五	八一・六〇
七―九月	八四・九七	七八・二七	八一・二二	九一・五六	七二・七六	八一・〇三	九一・五六	七二・七六	八一・〇三
十―十二月	八三・五三	八〇・九八	八一・九一	九〇・五一	七五・〇一	八一・〇三	九〇・五一	七五・〇一	八一・〇三
一九二九年度 一―三月	八五・〇五	八〇・六四	八二・八五	九〇・三五	八五・四六	八三・五三	九〇・三五	八五・四六	八三・五三
四―六月	八四・九七	七九・二二	八二・〇三	九〇・五一	八三・六九	八三・七四	九〇・五一	八三・六九	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三〇年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三一年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三二年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三三年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三四年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三五年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三六年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三七年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三八年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九三九年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四〇年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四一年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四二年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四三年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四四年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四五年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四六年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四七年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四八年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九四九年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五〇年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五一年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五二年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五三年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五四年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五五年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五六年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五七年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五八年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九五九年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六〇年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六一年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六二年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六三年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六四年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六五年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六六年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六七年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六八年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九六九年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
一九七〇年度 一―三月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
四―六月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
七―九月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四	九〇・三五	八三・〇七	八三・七四
十―十二月	八四・八六	七九・〇二	八二・〇四	九〇・三五

歐商の使用するもの

一　最上品（Super or Extra Special）
二　特等品（Special）
a三　普通一等品（Ordinary No. 1）
b四　普通二等品（〃　No. 2）
五　普通三等品（〃　No. 3）

備考　(一)需要關係よりa)は"Europe Quality"，(b)は"Straits Quality"と別稱するSuper"の品位を置くことがあると云ふ

白碎米の品位―如上何れの品位たるとを問はず、破碎米七五%以上を混有するものを云ひ、四分の三以上の大さの米粒は之を完粒と見做す。白碎米の品位は歐商・支那商及税關共通にて、先づ粒形の差違によりA1又はEurope Quality（米粒二つ割れ）、C1（米粒三つ割れ）、C3（米粒四つ割れ）、C4（最小のもの）の四品位に分類し、更に品質をも併示する爲め、右各品位に Special 又は Ordinary 等を附加して A1; Special, A1; Ordinary……等と呼稱する。

尙當國輸出の白米及碎米の一種に煮米（Boiled Rice）及半煮米（Parboiled Rice）なる名稱がある。熱湯に浸漬した粃を乾燥精米した米にて鉛色を呈し、近隣熱帶土民は之を湯漬にして賞食すると云ふ。

一般に運羅米は長大堅質にて色澤良く、比較的乾燥充分にて蟲害が少い等の特長を有し、西眞米及關眞米よりも一般に上値に取引される。短粒を好む邦人には飯米として喜ばれぬが、能く支那人及歐米人の嗜好に適し、普通品にて尙支那人には西眞米のバイゾウ種よりも、歐米人には緬甸米の一、二等品よりも喜ばれると云ふ。

精米歩留り　運羅米は長粒にて本邦米より破碎歩合高き事、及品質季節によりて破碎歩合に變動あることは贅言を要しないが、一般に之を見るに、粃及玄米各百斤より得る白米其の他の平均歩留りは次の如くである。

第六九表　精米歩留表

摘要		一―四月平均		五―十一月平均	
		粃百斤より	玄米百斤より	粃百斤より	玄米百斤より
白米、完粒のみ）		三五・〇	四八・九	二七・九	三六・二	三一・五	四二・三
碎米		三〇・八	四三・〇	四三・三	五六・二	三七・〇	四九・八
糠		五・八	八・一	五・八	七・五	五・八	七・九
計（卽玄米）		七一・六	100・0	七七・〇	100・0	七四・三	100・0
粃殻其他		二八・四	—	二三・〇	—	二五・七	—
總計		100・0	—	100・0	—	100・0	—

（單位＝斤　出所＝臺灣總督府專賣局發行、外米に關する調査）

内國消費狀況　總產量の約五分の三は國内にて消費される。品質は主として糯米の普通一等品及普通二等品にて、北部運民は多く糯米を消費する。米の調理法は本邦と大同小異であるが、沸騰すれば攪拌して更に數分間煮沸し、米粒膨脹破裂するに至れば水を凡て掬除して炭火にて蒸す等は可成珍らしき相違である。

第七〇表　内國粗消費量連年比較表　（單位＝擔）

年度	各前年度産粗量	國内粗消費量	國内消費歩合（%）
一九一五	八二三五九五〇	五一三八二、八七一	六二・三九
一九一六	六九、八八五、〇四〇	四〇、四三三、一一五	五七・八六
一九一七	八七、一〇〇、八一〇	四八、三七八、四五六	五五・五四
一九一八	七六、〇八二、八〇〇	四二、三七〇、〇四五	五六・一八
一九一九	六四、〇〇三、七五〇	三九、三三二、六二四	六〇・六四
五箇年平均	七六、〇三二、二四二	四四、四三二、六三三	五八・四五

備考　粃擂歩留りを七四%として輸出量を換算し、各前年度産粗量より之を控除して算出した

輸出狀況　概況―米は當國總輸出額の七〇%を占め、輸出貿易の死活を制すると共に輸入貿易其の他諸般に甚大なる影響を波及せしめることは前述の如くである。輸出高は米作の豐凶・市況等の影響により變動を免れぬが、大體に於て米田面積の不斷の增加に伴ひ輸出高も著激なる增加をなしてゐる。之を例へば、今より約二〇年前の一九〇八年度の輸出高は千五百四十三萬擔（七千九百三十九萬錢）であるが、最近卽ち一九二五―二九年度五箇年平均は量額夫々一・五二及二・一四倍となり、一九二七年度の如きは量額夫々一・八六及二・五三倍に達してゐる。

輸出米の主要品質は白米（上記五品位殊に普通一等米）にて總米輸出額の約六〇%に達し、白碎米は之に亞いで約三三%を占めてゐる。殘餘の七%は白粉米・玄米・玄碎米・玄粉米・半煮米・煮米及糯米にて、粃も少量の輸出を見る。以前は多く玄米の儘歐洲（主として獨逸）及支那に輸出されたが、近年は運賃の騰貴及精米機械の完備に連れて漸次其の量を減じ、却つて白米が多量を占むるに至つた。

第七一表　品別總米輸出量額連年比較表

出所＝一九二九年度臺灣貿易年報

品別＼年度	一九二五		一九二六		一九二七		一九二八		一九二九		五箇年平均	
	量	額	量	額	量	額	量	額	量	額	量	額
最上品及特等品	擔 三一、一五四、五二四	圓 一二、一六三、一一	擔 一四、二七八、〇〇六	圓 一〇八、九七七、一五〇	擔 九五三、一三一	圓 九、〇八三、七〇	擔 一、五八三、〇一一	圓 一六、三五一	擔 一、二一六、五三一	圓 一〇、八九七、一五〇	擔 七、一四二、七三七	圓 四八、一七〇、九四〇
普通一等品	六二、六七一、一九五	七、九五八、〇九九	七五、八〇九、九九	一四、二五七、八三八	八、七七三、〇四三	一、一四七、八三四	一四、一〇四、二三五	一七五、九六〇	七三、七七八、二四三	一、〇八九、九九	一六、〇五〇、〇八九	二、三〇五、七〇
普通二等品	五七、三七九、一九一	六、三七〇、一五	七四、四四五、四二四	一四、七三七、〇五〇	八、九九七、三四四	一、一四七、八三四	一三、九九一、二五七	一七五、九六〇	八八、二五三、七	一、一三、九九	二三、〇五八、一八〇	二、三〇五、七〇
普通三等品	三七、一〇五、二七一	四、一〇一、九	五四、三〇五、四四	一〇、三五〇、〇六	六、六四〇、九九五	七九七、八五五	一一、三五九、八一	一四〇、九四〇	六四、四〇九、八	七九七、八五五	一一、七一七、五〇六	一、四一〇、九四〇
半煮米及糯米	七〇、八一八、五五	七、九〇七、八五五	九〇、七〇七、八五五	一一、七一七、五〇六	一一、三四〇、九九五	一、四一〇、九四〇	一二、八五三、九五	一、四一〇、九四〇	一二、〇五四、三〇七	一、四一〇、九四〇	一四、〇九〇、三四〇	一、七六三、一七五
地方輸出白米	五五、一〇一、一一三	六、一一三、八一一	七一、二四〇、三一一	八、一四〇、三一一	三一、一一三、八一一	三、一四〇、三一一	三、一一三、八一一	三一四、〇三一	三一、一一三、八一一	三、一四〇、三一一	三一、一一三、八一一	三、一四〇、三一一

（同上三〇%）にて仲継されるる。

五、六年前迄は香港往向輸出額の七〇%は新嘉坡（同上四〇%）及香港迄

往向地別輸出狀況―運羅米總輸出額

總計	粗玄玄白白	粉粉米米米	碎碎米米米	地方輸出白碎米	半搗米及糯碎米	CCCCA 4 3 1 1	白米計
鐵 搶	鐵 搶	鐵 搶	鐵 搶	鐵 搶	鐵 搶	鐵 搶 鐵 搶	鐵 搶
三五九、一一四	一一、五九六	一、三四五、九六四	一、三五、六四四	一、一二六	一、三四、九四五	一、三四、九四五	一、三四、九四五
一〇〇·〇	〇·一	一·六	一·三	〇·〇	一·三	一·三	一·三
三五九、一一四	一一、五九六	一、三四五、九六四	一、三五、六四四	一、一二六	一、三四、九四五	一、三四、九四五	一、三四、九四五
一〇〇·〇	〇·一	一·六	一·三	〇·〇	一·三	一·三	一·三
三五九、一一四	一一、五九六	一、三四五、九六四	一、三五、六四四	一、一二六	一、三四、九四五	一、三四、九四五	一、三四、九四五
一〇〇·〇	〇·一	一·六	一·三	〇·〇	一·三	一·三	一·三
三五九、一一四	一一、五九六	一、三四五、九六四	一、三五、六四四	一、一二六	一、三四、九四五	一、三四、九四五	一、三四、九四五
一〇〇·〇	〇·一	一·六	一·三	〇·〇	一·三	一·三	一·三
三五九、一一四	一一、五九六	一、三四五、九六四	一、三五、六四四	一、一二六	一、三四、九四五	一、三四、九四五	一、三四、九四五
一〇〇·〇	〇·一	一·六	一·三	〇·〇	一·三	一·三	一·三

第七二表　仕向地別總谷及地方港總米輸出量額及總谷輸出額歩合連年比較表

仕向地別	一九二一		一九二二		一九二三		一九二四		一九二五		五箇年平均	
	量	額	量	額	量	額	量	額	量	額	量	額
	%		%		%		%		%		%	
新嘉坡（1）	四·九	三五、八一五、八四四	四·四	三四、一五、八四四	四·九	三五、八一五、八四四	四·一	三一、八一五、八四四	四·九	三五、八一五、八四四	四·五	三四、一五、八四四
香港（1）	二·五	一八、〇九五、九五八	二·五	一八、〇九五、九五八	二·五	一八、〇九五、九五八	二·五	一八、〇九五、九五八	二·五	一八、〇九五、九五八	二·五	一八、〇九五、九五八
印度	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
東印	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
那度	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
支那（2）	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
英領馬來諸州	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
逸領	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
獨領	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
蘭領	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
佛領印度支那	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
暹羅	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
緬甸	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
其他	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一	一·一	一、一三四、一九一
合計	一〇〇·〇	三五九、一一四	一〇〇·〇	三四、一五、八四四	一〇〇·〇	三五、八一五、八四四	一〇〇·〇	三一、八一五、八四四	一〇〇·〇	三五、八一五、八四四	一〇〇·〇	三四、一五、八四四

英本國	擔	九二,八二三	〇・四四	一一六,六二四	〇・六一	五五四,六二三	一・〇三	一八二,一三九	〇・四一	一四,二五三	〇・〇五	一九二,〇九二	〇・五四
	銖	七一〇,五二七		九七八,七七五		二,〇三七,二八九		七一六,〇四二		七一,九七四		九〇二,九二二	
伊太利	擔	五七,一二〇	〇・三四	九二,四〇〇	〇・四八	—	—	三三,六〇〇	〇・一六	二五,二〇〇	〇・一五	四一,六六四	〇・二二
	銖	五四七,一三四		七八二,五一〇		—		二八〇,七四九		二〇二,八六〇		三六二,六五一	
南阿聯邦	擔	二六,二四九	〇・一五	三四,二九二	〇・一九	五五,九二三	〇・二四	六三,九四三	〇・三一	四五,七三一	〇・二八	四五,二二八	〇・二四
	銖	二四三,五〇九		三一六,〇一三		四八三,二二一		五三四,二六三		三八九,〇七五		三九三,二一六	
(2)英領印度	擔	一二,六〇四	〇・〇五	四,二四七	〇・〇二	二六一,三七二	〇・八三	四五七,二一八	一・六二	一,七七〇	〇・〇一	一四七,四四二	〇・五五
	銖	八七,一三三		三二,〇六三		一,六三六,八一五		二,八〇七,三八三		一〇,九一三		九一四,八六一	
丁抹	擔	一七,三九六	〇・一〇	一,八〇七	〇・〇一	四六,六三九	〇・〇六	二〇,〇九五	〇・〇五	二五,一二五	〇・一二	二二,二一二	〇・〇七
	銖	一六七,二七七		一〇,一五四		一二八,四三二		八三,九九八		一六〇,九一一		一一〇,一五四	
葡萄牙	擔	—	—	七,二二四	〇・〇四	三〇,四六二	〇・一五	一二,六〇〇	〇・〇五	二五,三八一	〇・一六	一五,一三三	〇・〇八
	銖	—		六〇,一九四		二九三,一九三		九四,二九〇		二一八,五八五		一三三,二五二	
佛蘭西	擔	—	—	—	—	一,二六〇	〇・〇一	八四二	〇・〇〇	二,五三四	〇・〇二	九二七	〇・〇〇
	銖	—		—		一一,四七四		七,三六八		二〇,一四二		七,七九七	
其他	擔	四三九,二四二	二・九四	二〇四,七二四 (二三,九九五)	一・四五	五四四,五六〇 (二一,四四三)	二・二四	五六四,二三四 (一三,四五五)	二・三五	一六八,五〇八 (一一,九一九)	〇・九一	三八四,二五四 (一七,七〇三)	一・四九
	銖	三,九三〇,九六一		一,八一五,六六五 (一八七,五六七)		三,三六二,三四七 (八四,二〇六)		三,一〇〇,五五七 (四六,七二一)		一,二四四,八三〇 (五〇,六六三)		二,六九〇,八七二 (九二,二八九)	
總計	擔	二二,三一四,七〇四 (六一四,四一〇)	100	二,四九七,〇五六 (三〇二,四八五)	100	二八,二六四,二三七 (四〇六,四一七)	100	二四,四四〇,四八三 (二二六,八二六)	100	一八,六二九,四七二 (二三〇,六一五)	100	二三,〇二九,一九〇 (二九一,五八六)	100
	銖	一六二,六二四,〇五〇 (四,七八五,三〇九)		一六二,七四五,八四八 (二,四八〇,三八六)		一九八,二四六,二〇八 (二,九一〇,一四一)		一七三,五九〇,四四七 (一,五三三,三三四)		一三七,四三七,五六九 (一,六四九,八二一)		一六六,九二八,八二四 (二,一四三,四二一)	

備考　括弧內は地方港輸出數字を示すが、一九二五年度迄の地方港輸出額は不明であるから、※中の同數字は四箇年平均を示す。(1)には臺灣及朝鮮を(2)には錫倫を含む

第七三表　品別仕向地別全國米輸出量額表（一九二九年度）

出所＝一九二九年度暹羅貿易年報及暹羅統計年鑑

仕向地別		白米(1)：最上米及特等米	普通一等米	普通二等米	半煮米及糯米	地方輸出白米	小計
新嘉坡	擔	一六一,八五八	四,二二四,八八四	一五,六三三	六二一,四七六	一〇,九五二	五,〇三四,八〇三
	銖	一,八〇七,一三八	四一,九五三,九七七	一一八,二四八	五,五七一,八一四	八二,三六四	四九,五三三,五四一
香港	擔	四一,八三六	七五一,七六五	四五,三五三	二六〇,二九五	—	一,〇九九,二四九
	銖	四五九,〇〇〇	七,三八九,一七六	三三〇,七三七	二,三一〇,七三二	—	一〇,四八九,六四五
(2)日本	擔	一三,五一七	四〇九,一二四 (一一,七六三)	八四一	一〇五,九六八	—	五二九,四五〇 (一一,七六三)
	銖	一一五,八二三	三,一四三,一八九 (八四,八六二)	六,〇〇四	七九九,四三四	—	四,〇六四,四五〇 (八四,八六二)
西印度	擔	九五八,二四三	二六九,三三一	—	—	—	一,二二七,五七四
	銖	八,五八〇,四三五	二,三〇七,五九九	—	—	—	一〇,八八八,〇三四
支那	擔	一五一	二一,五六四	四,〇六三	三二,二〇二	一,三六六	五九,三四六
	銖	一,二三七	二〇五,二五七	二九,一〇九	二八八,七七六	八,八〇〇	五三三,一七九
蘭領東印度	擔	七六四	三六,四三四	—	三七七,〇九八	—	四一四,二九六
	銖	七,六四九	二八六,一八四	—	二,九〇八,七一六	—	三,二〇二,五四九
獨逸	擔	一四四,三七四	三二,一三三	—	—	—	一七六,五〇七
	銖	一,二二〇,六〇一	二四六,七九九	—	—	—	一,四六七,四〇〇
英領馬來諸州	擔	二	二六八,〇一六	—	一八,一二八	一九七,五二三	四八三,六六九
	銖	二九	二,六七五,九三四	—	一七三,五〇八	一,四八一,五一三	四,三三〇,九八四
和蘭	擔	一〇六,四九六	三一,二六三	—	—	—	一三七,七五九
	銖	八五六,六〇二	二六〇,二一一	—	—	—	一,一一六,八一三
伊太利	擔	二五,二〇〇	—	—	—	—	二五,二〇〇
	銖	二〇二,八六〇	—	—	—	—	二〇二,八六〇
南阿聯邦	擔	二八,九一九	一六,四七四	—	—	—	四五,三九三
	銖	二五〇,六四八	一三六,一四三	—	—	—	三八六,七九一
白耳義	擔	—	—	—	—	—	—
	銖	—	—	—	—	—	—
丁抹	擔	五,二一〇	—	—	—	—	五,二一〇
	銖	四〇,二五四	—	—	—	—	四〇,二五四
葡萄牙	擔	二一,〇〇〇	四,二二三	—	一六四	—	二五,三八一
	銖	一八二,七〇〇	三四,六〇八	—	一,二七七	—	二一八,五八五
歐洲(仕向地不明)	擔	二一,六三八	七二〇	—	—	—	二二,三五八
	銖	一八〇,二二六	五,七二九	—	—	—	一八五,九五五
其他	擔	三九,一九四	三八,三六二	—	四,八九三	二,六二六	八五,〇七五
	銖	三五二,六三六	三二三,一四七	—	四四,〇八五	二〇,六九七	七四〇,五六五

仕向地別＼品別	單位	白碎米 A1	白碎米 C1	白碎米 C3	半煮碎米及糯碎米	地方輸出白碎米	小計	白粉米	玄米	玄碎米	玄粉米	籾	總米輸出高
總計	擔		一,五六八,三〇二	六,一〇四,二八三			六五,八九〇		一,四二〇,二二八		二二,四六七		九,三七一,一七〇
	銖		一四,二五七,八三八	五八,九六七,九五三			四八四,〇九八		一二,〇九八,三四二		一,五九三,三七四		八七,四〇一,六〇五
新嘉坡	擔	一,二三四,五一四	七二,四七四	三八	二三,三〇〇	一〇一	一,三二九,四二七	一,五三五,〇七一	一一二,〇七九	—	九二四	一〇,八二九	八,〇二三,一三三
	銖	七,六四二,九九四	三七五,三九二	一六一	一三七,二九〇	三九七	八,一四六,三三四	四,七九四,三八六	七七三,四二四	—	一,九七七	五三,四一三	六三,三〇二,九七五
香港	擔	一,七八九,二二〇	五九三,八八五	三五,四三四	二四五,〇九四	—	二,六六三,六三三	一九八,六九五	一六二,七五八	六六,六一三	三一七,五七〇	二	四,五〇八,五二〇
	銖	一一,二八二,三〇〇	三,二三九,三四〇	一六二,九〇四	一,四八一,五〇九	—	一六,一六六,〇五三	六二一,八三八	一,一三九,九二三	三〇〇,八九六	六六五,五八九	一一	二九,三七三,九五五
日本(2)	擔	二二二,七六三	一,一八三,六六三 ※(一四,二八七)	一三五,三六六	一六三,四三三	—	一,七〇五,二二五 ※(一四,二八七)	—	—	—	—	—	二,二三四,六七五 (二六,〇五〇)
	銖	一,三八九,二二四	七,二二六,六五七 ※(八一,三三二)	七六〇,〇〇八	一,一二三,〇二三	—	一〇,四八八,九一一 ※(八一,三三二)	—	—	—	—	—	一四,五五三,三六一 (一六六,一九四)
西印度	擔	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一八	一,二二七,五九二
	銖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七〇	一〇,八八八,二〇四
支那	擔	一一二,八六二	一四,五八八	六四四	四二,一一三	—	一七〇,二一六	一二七	一二,五四五	四一	—	一七	二四二,二九二
	銖	七〇一,〇三四	七八,〇六一	三,二二〇	二五八,〇六八	—	一,〇四〇,三八三	三八一	七八,六一九	二〇四	—	六五	一,六五二,八三一
蘭領東印度	擔	九八八,〇二〇	一八,七一〇	—	—	—	一,〇〇六,七三〇	—	二,一七一	—	—	—	一,四二三,一九七
	銖	六,三三二,九〇四	一〇三,三九三	—	—	—	六,四三六,二九七	—	一三,〇三一	—	—	—	九,六五一,八七七
獨逸	擔	—	二八,一四九	—	—	—	二八,一四九	—	一七	—	—	—	二〇四,六七三
	銖	—	一五一,一六九	—	—	—	一五一,一六九	—	一六七	—	—	—	一,六一八,七三六
英領馬來諸州	擔	二一,二七四	一八一	—	二〇六	二三六	二一,八九七	二九,五四七	二七八	—	一,八三一	六〇三	五三七,八二五
	銖	一三八,九八二	九六二	—	一,二四二	一,一七五	一三二,三六一	八七,三五二	一,六四一	—	四,〇二九	二,三一八	二,五五八,六八五
和蘭	擔	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三七,七五九
	銖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一,一一六,八一三
伊太利	擔	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五,二〇〇
	銖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇二,八六〇

仕向地別＼品別	單位	白碎米 A1	白碎米 C1	白碎米 C3	半煮碎米及糯碎米	地方輸出白碎米	小計	白粉米	玄米	玄碎米	玄粉米	籾	總米輸出高
南阿聯邦	擔	三三八	—	—	—	—	三三八	—	—	—	—	—	四五,七三一
	銖	二,二八四	—	—	—	—	二,二八四	—	—	—	—	—	三八九,〇七五
白耳義	擔	—	一〇,九三三	三七,八七四	—	—	四八,八〇七	—	—	—	—	—	四八,八〇七
	銖	—	五八,一四一	一九四,三一六	—	—	二五二,四五七	—	—	—	—	—	二五二,四五七
丁抹	擔	六,一四〇	一二,一九四	—	—	—	一八,三三四	一,六八一	—	—	—	—	二五,一二五
	銖	三八,一八八	七七,四二六	—	—	—	一一五,六一四	五,〇四三	—	—	—	—	一六〇,九一一
葡萄牙	擔	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五,三八一
	銖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二一八,五八五
歐洲（仕向地不明）	擔	—	—	四,二三五	—	—	四,二三五	—	—	—	—	—	二六,五九三
	銖	—	—	二五,二二五	—	—	二五,二二五	—	—	—	—	—	二一一,一七〇
其他	擔	六,四〇六	四,二〇一	一,六八一	—	八二一	一三,一〇〇	一一,九六九	一二,七一四	二	—	七二五	一二三,五八四
	銖	三八,九五四	二一,〇〇六	九,一二〇	—	四,五五八	七三,六三八	三一,九五六	八五,一九一	八	—	三,五三七	九三四,八九五
總計	擔	四,三八一,五三七	一,九三八,九七八	二一五,二七二	四七三,一五五	一,一四八	七,〇一〇,〇九〇	一,七七七,〇九〇	三〇二,五六二	六六,六五六	三二〇,三三五	一二,一九四	一八,八六〇,〇八七
	銖	二七,五五六,八六四	一一,三二一,五四七	一,一五四,九四四	二,九九一,一三一	六,一三〇	四三,〇三〇,六一六	五,五三〇,九五六	二,〇九一,九九六	三〇一,一〇八	六七一,五九五	五九,五一四	一三七,〇八七,三九〇

備考 (1)當年は普通三等米の輸出皆無 (2)括弧内は數字中に含まれる臺灣及朝鮮仕向量額（※には朝鮮仕向の一三、四四六擔卽ち七七、一五二銖を含む）

第七四表　仕向地別盤谷糯（碎）米及半煮（碎）米輸出量額

年度＝一九二九年度
出所＝The Record

仕向地＼項目	單位	糯米及糯碎米	半煮米及半煮碎米
新嘉坡	擔	五三七,九一一	一〇五,八六五
	銖	四,八五二,七〇二	八四六,四〇二
香港	擔	四八四,八一四	二〇,五七五
	銖	三,六二三,八七五	一六八,三六六
日本	擔	二六九,四〇一	—
	銖	一,九二二,四五六	—
支那	擔	七四,三二四	—
	銖	五四六,八四四	—
蘭領印度（蘭領ボルネオを含む）	擔	三七八,九一一	八一
	銖	二,九二二,七六五	四〇三
英領馬來諸州	擔	一五,九五二	二,三八二
	銖	一五五,五三二	一九,二一八
印度支那及歐州	擔	一七七	—
	銖	一,三六七	—
合計	擔	一,七六一,四九〇	一二八,九〇三
	銖	一四,〇二五,五四一	一,〇三四,三八九

輸出出廻期―輸出米の大部分を産出する中部にては九―一月に收穫され、十一月及十二月が最盛である。從つて輸出期は新米の市場に出廻る十二月に

第七五表　月別品別全國米輸出量表

單位＝噸
出所＝一九二七年度及一九二九年度通商彙纂計年鑑

月別＼品別	白米	白碎米	白粉米	玄米	玄碎米	玄粉米	粗米	合計
四月	八八五三二	九九四三三二	一四八〇四	二六八一八七	四一五五四	五九五四一	二一〇	二一〇四四六一
五月	六二七〇四	五一〇一二四	八六四四七	二七五五八	一四三二五	一三二八八	三一一	一三一九二八一
六月	五六四六六	四二一二九	一四三九四〇	一二三八七九	二九五五〇	一三五六七	三一	一二七五七五八
七月	六八三〇五六	五七四四七六	一二八三七	一九二三五	九九四四	二六二二七	三一	一三一〇四四四
八月	九九五三三五	五七五一一四	一五〇七三一	二四一四二	六二七四	二八八五四八	二一〇	一三一九二八一
九月	八二二〇九	五四四〇〇〇	一四〇九三五	一三七七五	三一三四	三四〇一九	二一〇	一三一九二八一
十月	九二二五七	五二五六二	一四〇九三五	一九八八四	三一三四	三四九三二	二一〇	一三一九二八一
十一月	八八〇六六	五二六六一	一四〇九三五	一八七〇四	三一三四	三四七四六	二一〇	一三一九二八一
十二月	九一〇二〇一	五二六六一	一四〇九三五	一八七〇四	三一三四	三四七四六	二一〇	一三一九二八一
一月	一〇四一九八一	五二六六一	一四〇九三五	一八七〇四	三一三四	三四七四六	二一〇	一三一九二八一
二月	九一〇二〇一	五二六六一	一四〇九三五	一八七〇四	三一三四	三四七四六	二一〇	一三一九二八一
三月	一〇四一九八一	五二六六一	一四〇九三五	一八七〇四	三一三四	三四七四六	二一〇	一三一九二八一
一九二六年度	一〇〇八三五六	八三四五七六八	一、九八一四八七	六三二八三八	一四二九九二	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
四月	八八四一三八	六五七四三六	二〇九	五四二三〇	一八八五五二	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
五月	八四〇八九五四	六三三四一五	一八八二〇〇	一七八六一五	一四三九二八	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
六月	七四五五四	五〇一六二二	一五〇六〇一	一七九五九五	一四二五二八	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
七月	六二一三二三	四三八三三〇	一四七三三五	一三七九五五	一三二七二六	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
八月	六九四四八八	四九五七五一	一二五〇六〇	一三七九五一	一三二七二六	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
九月	六七五六八七	五二五一〇一	一一六七六三	一三七九五一	一三二七二六	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
十月	五九五一一一	四六四三六四	一〇三七三五	一三七九五一	一三二七二六	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
十一月	九二一三四	七二四九二四	一四四二〇五	一三七九五一	一三二七二六	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
十二月	八二〇二三	六二一三二三	一四七三三五	一三七九五一	一三二七二六	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
一月	一〇四一九八一	八二一三二三	一四七三三五	一三七九五一	一三二七二六	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
二月	九一〇二〇一	八二一三二三	一四七三三五	一三七九五一	一三二七二六	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一
三月	一〇四一九八一	八二一三二三	一四七三三五	一三七九五一	一三二七二六	一三一九二八一	二一〇	一三一九二八一

始まり、爾後四箇月は新米、殘餘八箇月は古米の出廻期となす。故に最も輸出量多きは一―四月の間で、以前は右期間に年輸出高の半を輸出したが、一九二七年頃より右期間の輸出量は著減し、一年を通じて不規則なる變動を見るに至つた。其の原因は恐らく近來地方精米業の發達に伴ふ一現象にて、栽培業者は、之等地方精米所の支援により、從來の如く市況如何に無關心に收穫と同時に粗を賣拂ふことなく、良價好況を望みて粗供給を手控えする爲めであらう。

米質―遲羅米は近隣國産米よりも上値に取引されつゝ、尙需要逐年增大しつゝあるは、一面消費者の傳主氣質にも因るが、又一面品質が眞に優良なる所以であらう。米價は大なる需給の影響を受けぬ限り、通常出廻米の品質に順應して高低を生ず。卽ち最初二箇月の新米は乾燥充分に屆かず價格も從つて低落するが、爾後漸騰し、端境期に近づくに連れて再び下降するを常とする。

第七六表　盤谷精米所棧橋渡品別精米卸價格連年比較表

單位＝磅當り銖　指數＝一九一四年度を一〇〇とす
出所＝一九二九年度通商彙纂計年鑑

年度＼品別	一等白米 Straits Quality (碎米約二五%混ず)	碎米 (同上約五〇%)	1A	1C	1C	粉米
一九二五年 指數	九・〇八	八・六一	六・九四	六・三二	五・八三	三・二二
銖	一八七	一八三	一八〇	一八三	一五三	一五七
一九二六年 指數	九・五一	八・六五	六・六三	六・二六	五・九三	三・〇二
銖	一九七五	一八〇七	一八二	一八六	一五九二	一四七
一九二七年 指數	八・四一	七・七六	六・〇七	五・七九	五・四二	二・九六
銖	一九二五	一四七	一五四	一四三	一四七	一四四
一九二八年 指數	七・九三	七・五七	六・〇九	五・六二	五・三四	二・九四
銖	一九二八	一四四	一五八	一四三	一三六	一四四
全年平均 指數	八・〇二	七・二一	六・四四	六・一七	五・七八	三・一七
銖	一九二八	一四八	一六七	一五七	一四八	一七一

年度＼品別	一等白米 Straits Quality (碎米約二五%混ず)	碎米 (同上約五〇%)	1A	1C	1C	粉米
四月	七・一六	七・一四	六・〇三	五・八三	五・四九	二・九四
五月	七・五九	七・三五	六・一九	五・九九	五・六五	三・三五
六月	八・四七	八・三一	六・四五	六・一一	五・七二	三・三五
七月	八・五六	八・四六	六・四四	五・九一	五・五五	三・七〇
八月	八・八七	八・八六	六・六二	六・二二	五・七六	三・五八
九月	九・三四	九・二三	六・七九	六・三三	五・九六	四・〇八
十月	九・三四	九・二三	六・七九	六・三三	五・九六	四・〇八
十一月	九・三四	九・二三	六・七九	六・三三	五・九六	四・〇八
十二月	九・三四	九・二三	六・七九	六・三三	五・九六	四・〇八
一月	九・三四	九・二三	六・七九	六・三三	五・九六	四・〇八
二月	九・三四	九・二三	六・七九	六・三三	五・九六	四・〇八
三月	九・三四	九・二三	六・七九	六・三三	五・九六	四・〇八

米輸出商社―精米所の精米を輸出する者に二者がある。一は精米所が輸出も兼營し、香港及新嘉坡の代理商に自己の持船にて自ら積出し、同地より更に成行相場にて日本・支那・米國・南洋諸國に再輸出するもので、輸出米の大部分を取扱ふ。他は在盤外人米商にて、支那人買辨を使用して精米所より精米を買出し、其の棧橋より直に日本・歐米・埃及・南阿・爪哇等に直輸出する。之等精米所及商社の名は工業(精米所名)・商業(在留邦商名)及重要都市(輸出入業者表)の章下に表示するが、右外商の中最も著名なるは Anglo-Siam Corpn, Borneo Co., Ellerman's Arracan Rice & Trading Co., Steel Bros. & Co., 及本邦の三井物産會社盤谷出張所にて、五大米輸出商と稱せられる。

外國市場に於ける遲羅米の不評と對策―歐洲及中米向遲羅米輸出高は、大戰前は總米輸出高の二五%に達することもあつたが、戰後は減落して遙に其の半にも達せざるに至つた。右衰落の原因は、一方近隣米産國竝に地中海及墨哥古灣沿岸に輸出餘力米を增産した事、及價格の問題もあるが、重要且根本的な原因は外國市場に於ける遲米品質低下の不評である。

然し事實に於て産米は以前に比して決して品質に低落を認められず、却て多くの地方に於て改良を示してゐるから、右不評は産米の品質下落に非ずして今日所謂遲羅米には早熟劣質の米粒を混有せるに歸因するものと斷定し、其の主なる混米機會として農務大臣は次の諸項を指摘した。(一)從來米作者が種籾の選擇に留意せず、(二)支那人仲買人は相異る産地及米作者より買付たる異品種の籾を無差別に混合搬出して精米所に賣渡し、(三)近時地方精米所の發達に伴ひ原料籾の買付困難となりたる爲めか、精米所も亦産地等には無關心に手當り次第籾を購入するから、其の倉庫にて更に諸品種米が混合されるのみならず、(四)精米は主として新嘉坡及香港にて仲繼されるから、同地

に於て再び比較的劣質の緬甸米及佛領印度支那米と混合されること、戰前には園地米及野地米は倫敦市場にて各別に相場を立てられ、"Siam Garden No. 1"は園地米の代表品位であつた。然るに現今は右(一)(二)の原因に因り、兩品位の相場を各別に建て得ず、園地米と一樣に取扱はれ、舊標準品位に代へて最上品及特等品なる銘柄を用ゐ、時には"Extra Super"の如き品位さへ見るに至り、一方今日所謂"Garden No. 1"は二五—三〇%の碎米を含み、品質も著しく低下してゐる。

故に不評挽回策としては、是非共如上の劣質米混合の機會を排除し、昔日の如く園地米及野地米を劃然と區別する必要がある。尤も(四)に就ては、兩港は仲繼港に過ぎぬから直輸出に依つて容易に排除し得べく、既にチヤンタブリー殿下御外遊中(一九二四—二五年度)此の點を辯明され、爾來玖瑪其の他に直輸出をなしつゝあるが、最も困難とするは(二)(三)の機會である。然し此の點に一大光明を與へる好現象として、最近の地方精米所の簇出と盤谷精米所の減少がある。若し、從來の如く籾の儘盤谷に搬出することなく、内地精米所にて各自地方の産籾を精米し、之を盤谷に移出するに至れば、右の機會は玆に排除せられることゝなる。然し、惜むらくは、今日地方精米所は大部分地方消費米の精米を目的とする小規模のもので、其の多くは財政上直接輸出商との取引を許さぬ點であるが、之は時と共に排除し得る困難でもあり、幸ひ當國官邊も之に將來物質的援助の必要なるを認めて居る模樣である。(一)も混米を助成するものであるが、上記「農業助長手段」に既述の如く、政府は選種に努力しつゝあり、既に漸次成果を收めつゝある。故に海外市場の不評も今後漸次に緩和されることゝ期待される。

米作費　土地の獲得・地價—章頭「土地の獲得及所有」參照

土地改良費—當國降雨狀態の特長より、安定した良作を得るには灌漑・排水・防水・保水の設備を完備する必要がある。政府の治水工事も其の地方一般の設備にて其の治水範圍内の米田も自田自身の同樣なる設備を要す。然るに當國は土地平坦であり、米田の多くは粘土質にて凝結力が強いから、容易に堅固にて半永久的な堤防・治水溝等を築造し得る。其の費用は土地の大小計畫の簡繁及地方によるが、水利ある地方にて防保水堤防・灌漑排水溝及給水調節用水閘を設備するものとすれば、噸當り四—六銖を要すと云ふ。

米作に關する稅金—唯米田稅及人頭稅を負擔するのみで、稅率も至極低廉である(「財政」參照)

小作料—當國には自作農が多いが、近時畿内に於ける大地主の出現に連れ無貯蓄なる農民は米作の不安に備へて漸次小作農に代る傾向があると云ふ。從來地主は、小作人に農具及食料を給與し其の收穫高を等分したが、此の風習は現今邊隅の小部分に殘存するのみにて、他は小作料を徵收する。其の額は土地及地方により相異を免れぬが、普通米田稅地主持にて移植上田又は徵租等級に據る一等地は四—五銖、同上二等地は三—四銖、同上三等地にて二—三銖である。

勞力及勞銀—「勞働」參照

家畜—當國は農耕用家畜の供給豐富にて、農民は鋤耕・打穀・稻及籾の運搬等に水牛又は稀に黄牛を使用するが故に、各農家は二、三頭乃至一〇頭の水牛を飼養する。牛の飼育は凡て自然放牧によるから、別に飼養費の計上を要せず、而も舊式農法にて移植田なれば二〇噸、撒播田なれば三〇噸の米作には水牛一頭にて足ると云ふ。最近の輸出價格より推定するに、水牛の成畜は首都附近にては六〇—一〇〇噸普通八〇噸、邊隅にては之より遙に安價なるべく、又黄牛成畜は首都附近にて平均六〇噸と見られる。

米作經營收支見積—尤も計畫の簡繁により著しき相異は免れぬが、當國にて米田一千噸を購入して米作を經營するものとし、其の收支を大略見積れば次の如くである。

一、支出

資本的支出

イ、土地費(噸當り他價的二五銖・改良費約五銖・買收附隨費計一五〇銖と見て)　三〇一五〇銖
ロ、建物費(宿舍苦力小屋補助・籾及機具倉庫等)　五〇〇〇同
ハ、備品(トラクター臺其他の農機具筒噸・運搬具・水牛等)　二〇〇〇同
小計　四七一五〇同

經常費

イ、人件費(從業員二名月給計二五〇銖常備苦力六名年當り一名一八〇銖・植付時及收穫時臨時雇苦力延人員夫々五百人及千人日給一人當り七五士丹)　五二〇五同
ロ、米田稅(噸當り一銖)　一〇〇〇同
ハ、種籾費(噸當り七升・擔當り六銖と見て)　六五〇同
ニ、土工及機械修理費　五〇〇同
ホ、油費(勘耕・耙耕・唧筒一五〇日、日當一・五銖と見て)
小計　二二二五同　九六〇〇同

二、收入　收穫籾價額(噸當り約五擔、擔當り四・二銖と見て)　二一〇〇〇同
經常費差引　一二四〇〇同
内家畜補充及機具償却積立金　一五〇〇同

米作企業可能性　如上に擧り當國米作企業を可能ならしめる條件を列記すれば次の如くである。(一)氣溫が米作に好適であり、雨量は理想的ならぬも人工補給により緩和し得る事。(二)旱・水兩害の外殆ど被害なき事。(三)人畜の勞力豐富低廉なる事。(四)米作に關する稅金比較的低廉なる事。(五)地力の自然補給比較的十分にて農民中施肥する者なき程なる事。(六)科學的に米作すれば增産の見込大なる事。(七)重粘土の土質多く土地改良及肥料保存に至便なる事。(八)大農制及機械米作に好適なる事。(九)纏りたる地積を入手し得る餘地大なる事。(十)可耕遊地多く、其の獲得容易であり。(十一)既墾田も地價甚だ低廉なる事及邦人企業家に最も利點とするは(十二)邦人の土地所有自由なる事等。

但し、從來邦人調査家は、當國人は邦人の投資企業を歡迎するもの、如く報道されたが、遲民間に「遲民の遲羅」なる自覺の擡頭を見つゝある今日、遲民は邦人の米作投資企業を强ち歡迎するものでなく、近く是松氏の米田買入に對して、遲民に殘されたる唯一の基本産業を脅かすものとして、一部に多大のセンセイションを惹起したるは之を例證してゐる。故に當國にて該企業を企圖するものは此の點を愼重に考慮し眞摯なる態度を以て之を實行する必要がある。尚當國の言語に習熟するは勿論、相當の資本を以て、籾仲買人の暴利を制し、精米加工による收益を占め、土地改良其他の施設により收穫不安等の缺點を排除する必要がある。

二　護謨

概說　當國は英領馬來に隣接して居り乍ら *Hevea brasiliensis* の大規模なる栽培を見るに至つたのは比較的最近の事である。爾前遲民は當國には斯業の適地がないものと思惟してゐたが、英領地方の企業家が既に自領に求め得ざる栽培の餘地を當國に求め、斯業に絶好なる數多の遊地あるを發見し栽培を始めるに及び、初めて斯業に對する當國の眞價を覺つたもの、如く、一九一二年に於ける馬來聯邦に於ける斯業の好況時には殆ど護謨園の影を見なかつた程である。爾後栽培面積は著增し、一九二〇年以後市況不振の爲め一時發展を阻害されたが、一九二五年以後は再び急速なる發展を辿りつゝある。

尤も當國の大部分は乾季長きと其の間の降雨少きとによりヘヴィア栽培には不適であるが、東南部遲羅の沿海地方及半島遲羅は條件好適である。故に斯業は右地方を含む四州に限られて行はれ、就中パタニ州は最も盛である。登記せる栽培會社も少數あるが、大部分は個人所有の小樹である。チヤ

シタブリーにある最大園の一は面積二千噸、其の中五百噸は切付を行つてゐるが、二〇年以上の成樹を有し、一九二九年には一箇月當り六百擔の護謨を産出した。

單位面積當りの産量は甚だ低率であるが、恐らく時節柄切符を控へ目にしてゐると、未成樹に切付けてゐるに因るものと見られる。

第七七表　護謨栽培面積及樹數表

（A）栽培面積連年比較表

（單位＝英反（二五噸）　出所＝Bulletin Agri. 所載）

西暦	項目	未採取面積	採取面積	合計	英反當り産量（封度）
一九二五		三〇、七八六	五四、四七三	八五、二五九	一五〇
一九二六		三六、八五一	六四、九七九	一〇一、八三〇	一七八
一九二七		六四、七四九	八三、二五六	一五三、〇〇五	二四九
一九二八		九八、五四八	九九、九四九	一九八、四九七	二五〇
一九二九		一八一、八一六	一二一、〇一三	三〇一、八三九	二三一

（B）州及護謨樹數表（暹羅一九二九年度）

（出所＝Siam: Nature and Industry）

州別 / 項別		Chanthaburi	N. Sritamarat	Pattani	Phuket	合計
採液樹		二七、八一	八五、四九五	一三九、〇四一	三〇、七五	二五八、〇四二
未採液樹		七五、一四	八〇、八九九	二七、三二九	六〇、一七	四二、八八一
合計		一〇二、九五	一六六、三九四	四一、三三三	九〇、九〇三	六七九、九二三

右パラ護謨の外野生護謨も採取する（「林業」參照）。

輸出高　護謨は當國の最重要輸出品の一にて、最近市價暴落しつゝあるも尚最近五箇年平均（一九二五―二九年度）五八七萬鎊を輸出してゐる。

第七八表　護謨・屑護謨・護謨代用品輸出表

（A）連年比較表

（出所＝一九二九年度暹羅貿易年報）

種別 / 年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
護謨　瓲	五、〇五三、八三	三五、八〇〇、七九	四、六七、六三	四、四八四、一三六	五、〇七二、一五九
（鉢）	一〇、八二四、五九	五、二三、七四二	六三、六五、八〇三	二、九四二、二四八	二、九五六、四八五
屑護謨　瓲	護舎	七四、七四、七五一	七八二、八三三	六二一、八五九	五九〇、三一四
（鉢）	護謨まみれ	五四、七八、六	五八、五三、三	一四、六五〇、三	一四、六五〇、三
護謨代用品　瓲	中に	一三八、〇一、六	八六、九六、〇	五五、四四八	五三、三〇三
（鉢）	（）	一四五、七九八	六四、九八一	三九、七一〇	三七、九九七
合計　瓲		五〇三、五三八三	四四、六五、六三	五五、四七、七六	五六、七〇、七六
（鉢）		一〇、八二四、五九	五、九〇、七四一五	六、九五、九三五	三、一八三、一三

（B）仕出港及仕向地別表（一九二九年度）

（單位＝瓲　出所＝同前表）

仕出（向）地 / 種別	護謨	屑護謨	護謨代用品
仕出港　盤谷	三九、五七一	—	五一、九四五
プーケット	一、七三、四三一	一、七七、五九九	—
ナコンスリータマラート	一、六一、八〇三五	三五、三〇八	九一
パタニ	一、六四九、一三	三、七五、〇七	一、六七
合計	五、〇七一、五九	五、九〇三、一四	五三、三〇三
仕向地　新嘉坡	一、五四一、八三八	二、五二、八六九	五一、九四五
彼南	三、四三四、一八四	三、三五、四〇九	一、一四八
馬來諸州	五一、一三七	一、一〇三	二一〇

三　古々椰子

産地　古々椰子は東南部及半島の全地に栽培されてゐる。首都附近其の他中部にも一時廣面積に亙つて栽培されてゐたが、約五〇年前猛激なる蟲害を受けて殆ど全滅し、其の後政府の保護奬勵により纔に甚だ小規模の栽培を見るに至つた。尚右の猛害は東部暹羅にも蔓延し、僅に一年の間に同地方の全古々椰子園を一掃した。然し半島特に其の近海地方は本樹の生育に最も適し、一般に該樹の原生地と認められてゐる。殊に其の東岸沖合にあるコサムイ島は世界最良の古々椰子を産出するを以て著名である。

暹羅には本樹栽培に甚だ好適なる地方が多いが、之を專業とするものは少い。尤も半島部其の他の好適なる地方には暹民資本家の所有に係る大園を見るが、栽培樹の大部分は專門の栽培園でなく、農家が庭木又は村落附近のジヤングル開墾地に小面積の殆ど放任的栽培をなせるに過ぎぬ。

栽培　古々椰子は餘り砂質に過ぎぬ輕鬆な沖積土を最も好んで生育するが、排水良好なる粘土にも生育する。土壌は排水を良好ならしめるに充分な深さ（少くとも六〇糎）を有する必要がある。種子は一〇―五〇年樹より選擇し、外皮と實とを分離せぬやう注意して外皮を刀にて數條に割り浸水を容易ならしめる。次に灌漑の便を有する場所に苗床を設け、整然と配列して之を植ゑ、乾燥せぬやう時々灌水する。七、八箇月の後本田を整理し苗を移植する。本田は先づ水草を燒却し（南部暹羅にては排水渠を設ける）、八―一〇米毎に一尺五、六寸立方の穴を穿ち、掘上げた土は穴の周圍に積みて雨水の浸入を防ぎ、底に三本の支柱を立て、其の上に發芽後七、八箇月の苗木を固定し、下の空處には堆肥を充した苗の頭部を約三寸許り殘して土を掩ふ。後漸次成長して樹幹地を離れると全部土を掩ふ。害蟲驅除の便宜上疎當り一六株を最適とするが普通は二五株にて、首都附近には五〇株を栽植せるものがある。栽植後通常第四―七年目に結實し始めるが、矮生古々椰子（ドワーフ・コヤット）は三年目には結實する。後者は强健早熟にて豐産なる利點を有すが、果液を飲用するのみにてコプラ製造に適せざると多數の小果を取扱はねばならぬとの不便がある。

害蟲　當樹は數多の害敵を有すが、其の主要なるものは針鼠及野猪（共に夜間幼樹を害す）・鼠（開花期に害を及ぼす）・木鼠（幼果に穿穴し肉汁を貪食する）・蝙蝠（幼芽及幼果に小害を及ぼす）・白蟻（樹幹を害す）・黒色古々椰子甲蟲（Oryctes rhinoceros―濕氣のある糞・鋸屑等の埃屑・腐熟草又は枯死樹等に產卵發育し、成蟲は夜間未開葉に中心に達する大穴を穿つ）及赤色象鼻蟲（前者の穿穴に產卵し、幼蟲は樹心を蝕害して椰子を枯死せしめる）等にて、殊に後二者の害毒は最も著激である。故に樹木の周圍にある甲蟲の產卵し易き物を除去すると共に、罠にて土中の幼蟲を捕へ、又は早朝樹木に登攀して新穴にコルク拔を挿入し、害蟲を刺し取る等諸種の方法で驅蟲に力める。

栽培樹數及產量　古々椰子を栽培せる主な州にて登記された樹數竝に產果數を示すと次表の如くである。

第七九表　州別古々椰子植付面積・樹數・產量連年比較表

州名 / 年度		Phuket	Chanthaburi	N. Sritamarat	Pattani	Prachinburi	Rajburi	合計
植付面積	一九二七	二八、二九一 瓲	一〇、四三七 瓲	二九、四四三 瓲	六四、八〇五 瓲	四、〇四五 瓲	九一、九二四 瓲	三八、九四五 瓲
	一九二八	二八、〇八八	一〇、三八八	三三、四四四	六六、三九三	九、〇七五	九五、〇七五	三三、八三四
	一九二九	二九、三〇四	一〇、三九五	三三、〇六七	六四、二八三	八、〇四八	九五、六五八	三三、九七四

樹數（A は結實するもの・B は結實せぬもの）												總產量		噸當產量	
一九二五			一九二六			一九二七			一九二八			一九二九		一九二九	
B	A	計	B	A	計	B	A	計	B	A	計				
三二七、二一六	一四五、六二八	一、二九一、〇一九	三三三、六七七	一四五、九三七	一、二九四、二四四	三三五、〇九一	一四五、〇五五	一、二九五、一八三	三三七、二一三	一四五、一一四	一、二九六、三二四	三三七、二一六	一四五、一一四	一、二九六、三二四	本
六五〇、九一三	一、九三九、七	八四〇、七八	六五〇、九一三	一、九三九、七	八四〇、七八	六五〇、九一三	一、九三九、七	八四〇、七八	六五〇、九一三	一、九三九、七	八四〇、七八	六五〇、九一三	一、九三九、七	八四〇、七八	本
二九、二一三	一四五、〇一五	一、七五八、二三	二九、二一三	一四五、〇一五	一、七五八、二三	二九、二一三	一四五、〇一五	一、七五八、二三	二九、二一三	一四五、〇一五	一、七五八、二三	二九、二一三	一四五、〇一五	一、七五八、二三	本
三〇一、六七五	一、八二二、一五	一四六、四二〇	三〇一、六七五	一、八二二、一五	一四六、四二〇	三〇一、六七五	一、八二二、一五	一四六、四二〇	三〇一、六七五	一、八二二、一五	一四六、四二〇	三〇一、六七五	一、八二二、一五	一四六、四二〇	本
五五三、八〇八	二八三、〇〇五	八四、〇七八	五五三、八〇八	二八三、〇〇五	八四、〇七八	五五三、八〇八	二八三、〇〇五	八四、〇七八	五五三、八〇八	二八三、〇〇五	八四、〇七八	五五三、八〇八	二八三、〇〇五	八四、〇七八	本
二九三、〇八五	一四二、六二九	四三五、七一四	二九三、〇八五	一四二、六二九	四三五、七一四	二九三、〇八五	一四二、六二九	四三五、七一四	二九三、〇八五	一四二、六二九	四三五、七一四	二九三、〇八五	一四二、六二九	四三五、七一四	本
二八三、〇八四	一四二、六二九	四二五、七一三	二八三、〇八四	一四二、六二九	四二五、七一三	二八三、〇八四	一四二、六二九	四二五、七一三	二八三、〇八四	一四二、六二九	四二五、七一三	二八三、〇八四	一四二、六二九	四二五、七一三	本
一、二九一、〇一九	一四五、六二八	一、二九二、一八七	一、二九一、〇一九	一四五、六二八	一、二九二、一八七	一、二九一、〇一九	一四五、六二八	一、二九二、一八七	一、二九一、〇一九	一四五、六二八	一、二九二、一八七	一、二九一、〇一九	一四五、六二八	一、二九二、一八七	本
四三一、〇八〇	一四五、〇九一	五七六、一七一	四三一、〇八〇	一四五、〇九一	五七六、一七一	四三一、〇八〇	一四五、〇九一	五七六、一七一	四三一、〇八〇	一四五、〇九一	五七六、一七一	四三一、〇八〇	一四五、〇九一	五七六、一七一	本
三、二九五、四二八	一、二九三、九七	四、五八九、四二五	三、二九五、四二八	一、二九三、九七	四、五八九、四二五	三、二九五、四二八	一、二九三、九七	四、五八九、四二五	三、二九五、四二八	一、二九三、九七	四、五八九、四二五	三、二九五、四二八	一、二九三、九七	四、五八九、四二五	本
二、七九五、一八三	一、二九三、九七	四、〇八八、一八〇	二、七九五、一八三	一、二九三、九七	四、〇八八、一八〇	二、七九五、一八三	一、二九三、九七	四、〇八八、一八〇	二、七九五、一八三	一、二九三、九七	四、〇八八、一八〇	二、七九五、一八三	一、二九三、九七	四、〇八八、一八〇	本
一、二九四、二四四	一、二九三、九七	二、五八八、二一四	一、二九四、二四四	一、二九三、九七	二、五八八、二一四	一、二九四、二四四	一、二九三、九七	二、五八八、二一四	一、二九四、二四四	一、二九三、九七	二、五八八、二一四	一、二九四、二四四	一、二九三、九七	二、五八八、二一四	本
一、二九五、七〇四	一、二九三、九七	二、五八九、〇八一	一、二九五、七〇四	一、二九三、九七	二、五八九、〇八一	一、二九五、七〇四	一、二九三、九七	二、五八九、〇八一	一、二九五、七〇四	一、二九三、九七	二、五八九、〇八一	一、二九五、七〇四	一、二九三、九七	二、五八九、〇八一	本
八四〇、〇七八	一、二九一、〇一九	二、一三一、〇九七	八四〇、〇七八	一、二九一、〇一九	二、一三一、〇九七	八四〇、〇七八	一、二九一、〇一九	二、一三一、〇九七	八四〇、〇七八	一、二九一、〇一九	二、一三一、〇九七	八四〇、〇七八	一、二九一、〇一九	二、一三一、〇九七	本
七九八、八八五	一、二九三、九七	二、〇八七、八七二	七九八、八八五	一、二九三、九七	二、〇八七、八七二	七九八、八八五	一、二九三、九七	二、〇八七、八七二	七九八、八八五	一、二九三、九七	二、〇八七、八七二	七九八、八八五	一、二九三、九七	二、〇八七、八七二	本
八四四、三四〇	一、二九四、二六	二、一三八、三七六	八四四、三四〇	一、二九四、二六	二、一三八、三七六	八四四、三四〇	一、二九四、二六	二、一三八、三七六	八四四、三四〇	一、二九四、二六	二、一三八、三七六	八四四、三四〇	一、二九四、二六	二、一三八、三七六	本
八四〇、三九一	一、二九四、三五四	二、一三四、六七〇	八四〇、三九一	一、二九四、三五四	二、一三四、六七〇	八四〇、三九一	一、二九四、三五四	二、一三四、六七〇	八四〇、三九一	一、二九四、三五四	二、一三四、六七〇	八四〇、三九一	一、二九四、三五四	二、一三四、六七〇	本
八五〇、七二三	一、二九五、一八三	二、一四六、〇五五	八五〇、七二三	一、二九五、一八三	二、一四六、〇五五	八五〇、七二三	一、二九五、一八三	二、一四六、〇五五	八五〇、七二三	一、二九五、一八三	二、一四六、〇五五	八五〇、七二三	一、二九五、一八三	二、一四六、〇五五	本
八五一、〇八八	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇三	八五一、〇八八	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇三	八五一、〇八八	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇三	八五一、〇八八	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇三	八五一、〇八八	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇三	本
八五二、〇九二	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇七	八五二、〇九二	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇七	八五二、〇九二	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇七	八五二、〇九二	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇七	八五二、〇九二	一、二九五、二一五	二、一四六、三〇七	本
八五三、〇九五	一、二九五、二一五	二、一四六、三一〇	八五三、〇九五	一、二九五、二一五	二、一四六、三一〇	八五三、〇九五	一、二九五、二一五	二、一四六、三一〇	八五三、〇九五	一、二九五、二一五	二、一四六、三一〇	八五三、〇九五	一、二九五、二一五	二、一四六、三一〇	本
八五四、〇九八	一、二九五、二一五	二、一四六、三一三	八五四、〇九八	一、二九五、二一五	二、一四六、三一三	八五四、〇九八	一、二九五、二一五	二、一四六、三一三	八五四、〇九八	一、二九五、二一五	二、一四六、三一三	八五四、〇九八	一、二九五、二一五	二、一四六、三一三	本
八五五、一〇一	一、二九五、二一五	二、一四六、三一六	八五五、一〇一	一、二九五、二一五	二、一四六、三一六	八五五、一〇一	一、二九五、二一五	二、一四六、三一六	八五五、一〇一	一、二九五、二一五	二、一四六、三一六	八五五、一〇一	一、二九五、二一五	二、一四六、三一六	本
八五六、一〇四	一、二九五、二一五	二、一四六、三一九	八五六、一〇四	一、二九五、二一五	二、一四六、三一九	八五六、一〇四	一、二九五、二一五	二、一四六、三一九	八五六、一〇四	一、二九五、二一五	二、一四六、三一九	八五六、一〇四	一、二九五、二一五	二、一四六、三一九	本
八五七、一〇七	一、二九五、二一五	二、一四六、三二二	八五七、一〇七	一、二九五、二一五	二、一四六、三二二	八五七、一〇七	一、二九五、二一五	二、一四六、三二二	八五七、一〇七	一、二九五、二一五	二、一四六、三二二	八五七、一〇七	一、二九五、二一五	二、一四六、三二二	本
八五八、一一〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三二五	八五八、一一〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三二五	八五八、一一〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三二五	八五八、一一〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三二五	八五八、一一〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三二五	本
八五九、一一三	一、二九五、二一五	二、一四六、三二八	八五九、一一三	一、二九五、二一五	二、一四六、三二八	八五九、一一三	一、二九五、二一五	二、一四六、三二八	八五九、一一三	一、二九五、二一五	二、一四六、三二八	八五九、一一三	一、二九五、二一五	二、一四六、三二八	本
八六〇、一一六	一、二九五、二一五	二、一四六、三三一	八六〇、一一六	一、二九五、二一五	二、一四六、三三一	八六〇、一一六	一、二九五、二一五	二、一四六、三三一	八六〇、一一六	一、二九五、二一五	二、一四六、三三一	八六〇、一一六	一、二九五、二一五	二、一四六、三三一	本
八六一、一一九	一、二九五、二一五	二、一四六、三三四	八六一、一一九	一、二九五、二一五	二、一四六、三三四	八六一、一一九	一、二九五、二一五	二、一四六、三三四	八六一、一一九	一、二九五、二一五	二、一四六、三三四	八六一、一一九	一、二九五、二一五	二、一四六、三三四	本
八六二、一二二	一、二九五、二一五	二、一四六、三三七	八六二、一二二	一、二九五、二一五	二、一四六、三三七	八六二、一二二	一、二九五、二一五	二、一四六、三三七	八六二、一二二	一、二九五、二一五	二、一四六、三三七	八六二、一二二	一、二九五、二一五	二、一四六、三三七	本
八六三、一二五	一、二九五、二一五	二、一四六、三四〇	八六三、一二五	一、二九五、二一五	二、一四六、三四〇	八六三、一二五	一、二九五、二一五	二、一四六、三四〇	八六三、一二五	一、二九五、二一五	二、一四六、三四〇	八六三、一二五	一、二九五、二一五	二、一四六、三四〇	本
八六四、一二八	一、二九五、二一五	二、一四六、三四三	八六四、一二八	一、二九五、二一五	二、一四六、三四三	八六四、一二八	一、二九五、二一五	二、一四六、三四三	八六四、一二八	一、二九五、二一五	二、一四六、三四三	八六四、一二八	一、二九五、二一五	二、一四六、三四三	本
八六五、一三一	一、二九五、二一五	二、一四六、三四六	八六五、一三一	一、二九五、二一五	二、一四六、三四六	八六五、一三一	一、二九五、二一五	二、一四六、三四六	八六五、一三一	一、二九五、二一五	二、一四六、三四六	八六五、一三一	一、二九五、二一五	二、一四六、三四六	本
八六六、一三四	一、二九五、二一五	二、一四六、三四九	八六六、一三四	一、二九五、二一五	二、一四六、三四九	八六六、一三四	一、二九五、二一五	二、一四六、三四九	八六六、一三四	一、二九五、二一五	二、一四六、三四九	八六六、一三四	一、二九五、二一五	二、一四六、三四九	本
八六七、一三七	一、二九五、二一五	二、一四六、三五二	八六七、一三七	一、二九五、二一五	二、一四六、三五二	八六七、一三七	一、二九五、二一五	二、一四六、三五二	八六七、一三七	一、二九五、二一五	二、一四六、三五二	八六七、一三七	一、二九五、二一五	二、一四六、三五二	本
八六八、一四〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三五五	八六八、一四〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三五五	八六八、一四〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三五五	八六八、一四〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三五五	八六八、一四〇	一、二九五、二一五	二、一四六、三五五	本
八六九、一四三	一、二九五、二一五	二、一四六、三五八	八六九、一四三	一、二九五、二一五	二、一四六、三五八	八六九、一四三	一、二九五、二一五	二、一四六、三五八	八六九、一四三	一、二九五、二一五	二、一四六、三五八	八六九、一四三	一、二九五、二一五	二、一四六、三五八	本
八七〇、一四六	一、二九五、二一五	二、一四六、三六一	八七〇、一四六	一、二九五、二一五	二、一四六、三六一	八七〇、一四六	一、二九五、二一五	二、一四六、三六一	八七〇、一四六	一、二九五、二一五	二、一四六、三六一	八七〇、一四六	一、二九五、二一五	二、一四六、三六一	本

右表は完全なる數字を示すものでなく、右表に除外されたるクルンテープ其の他の諸州にも甚だ散在的に本樹を栽培してゐる。

右表に據れば結實樹一本當り平均產果は甚だ少數となるが、果肉中の乳狀液を飲料に供した多數の青果を算入してゐない爲めで、實際は一樹當り平均約四十五顆を結ぶと云ふ。主要栽培州に於ける一九二九年の產果のみにても二億一千三百萬顆であるから、全國の總生產量は更に著しい數に上ることゝなる。

價格　西曆一九三〇年に於ける果實百箇當りの盤谷の時價は四―八銖であるが、更に遡つて數年間の市價を見るに次の如くである。

第八〇表　盤谷古々椰子實卸賣價格連年比較表

單位＝千箇當り銖
出所＝一九二九年度暹羅貿易年報

年度	選別したるもの		選別せざるもの	
月別	最低	最高	最低	最高
一九一七―十八				
六月	九五・〇	一三五・二	八五・〇	一〇七・〇
九―十二月	八七・五〇	一〇四・二九	八〇・〇〇	九四・〇八
一九一八―十九				
三月	一一五・〇〇	一五六・四〇	一二九・五〇	一二九・五〇
一九一九―二〇				
六月	九二・四〇	八〇―一四〇		
七―九月	六四・五〇			
十―十二月	六二・〇〇			
一九二〇―二一				
三月	六二・〇〇		五七・〇〇	
一九二一―二二				
六月	六二・〇〇		八五・〇〇	
七―九月	六二・〇〇		八二・五〇	
十―十二月	六二・〇〇		八二・五〇	
一九二二―二三				
三月	六二・〇〇		五七・〇〇	
一九二三―二四				
六月	六二・〇〇		五七・〇〇	
七―九月	六二・〇〇		五七・〇〇	
十―十二月	六二・〇〇		五七・〇〇	

古々椰子は果液及コプラを利用するに止らず、ブラブラデーン縣（ペグルンテープ州）サムツトソンクラーム縣（ラーヂブリー州）等にては砂糖も製出する。最近の統計を缺くが、一九二〇年には六七、八九〇擔の砂糖を產し、爾前十數年間に產量は倍加してゐる。砂糖は普通種及矮生種何れよりも產す。先づ毎年十―二月の間に古々椰子の佛燄に切付け、之に竹筒を受けて滲出液を採る。各樹は原則として五個の佛燄を有し、之を順番に切付けるが、各佛燄は二五日間產液し、夜間が最も滲出豐量である。一晝夜を置いて產汁を採集するが、平均產量は一晝夜當り竹筒二本量にて、之を淺き鍋にて煮沸蒸發る時は其の五本量より二斤餘の砂糖を得る。之より推算して一樹一採取季當り約一擔の砂糖を產するものと見られる。產糖は勿論粗製赤糖にて、粒の細い塊をなし、强い甘味を有し、主に糖菓用として內國にて消費される。

當國はコプラを輸出し、果實・古々椰子油・コイルロープ（中果皮の纖維より製したロープ）等を輸入する。コプラは大部分地方諸港より仕出し、殆ど海峽植民地に仕向けられる。

第八一表　コプラ輸出表

（A）連年比較表

出所＝一九二九年度暹羅貿易年報

年度／量額	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
數量（擔）	八五二、八九	八三、八一二	一八二、二〇	四〇九、九九	二七三、八六二
價額（銖）	九九七、四〇八	九六四、九五三	一九一、九三四	五三一、九八三四	三、八七四、三

（B）仕出港及仕向地別表（一九二九年度）

仕出港	盤谷				計
仕向地	ブーケツト	ナゴン・スリータマラート	パタニー		
數量（擔）	一八九、八六〇	二七、三一四	二三、二四八	三、八七八	二七三、二四六

仕向地	新嘉坡	彼南	丁抹		計
數量（擔）	三四、〇七	四九、五六九	一八九、六〇〇		二七三、二四六

第八二表 古々椰子實・古々椰子油・コイルロープ輸入表

出所＝同前表

（A）連年比較表

品別＼年度		一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
古々椰子實	個	三二四三、八	二二四、〇一五	二二〇、三六一四	二四三、五三二	
	錢	二、〇九六	五、〇一一	一九、三五三	九	一九、四二七
古々椰子油	ガロン	四九七、八五八	四九八、四〇五	七六、一五四七	五九三、三七七	四三、一九三
	錢	七三〇、五四一	七九九、一八七	一一、〇九、〇五二	九三〇、三三九	六七、一〇一〇
コイルロープ	玨	不明	不明	不明	不明	七二六、九五〇
	錢					二五二、九五二

（B）仕出地別表

仕出地＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
新嘉坡	三四三、五三二	二二四、〇一五	二二〇、三六一四	二四三、五三二	
彼南	—	五、〇一一	一九、三五三	九	一九、四二七
印度	—	—	七六、一五四七	五九三、三七七	四三、一九三
支那	—	—	一一、〇九、〇五二	九三〇、三三九	六七、一〇一〇
印度支那	—	—	—	—	七二六、九五〇
英國	—	—	—	—	二五二、九五二
米國	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
計	三四三、五三二	二二四、〇二〇	二二〇、四二三、四四〇	二四三、五三二	一九二、九二七

備考　殆ど盤谷より輸入する

四　檳榔（アレカ・ベーム Areca (Catechu)）

本樹は殆ど全國的に栽培され、其の植付面積は甚だ廣面積に亙るが、併し未だ其の統計は公表されてゐない。農民は土壤好適なれば殆ど各自少數の本樹を栽培し自家用に供してゐる。併しチュムポーン・ラーンスアン・スラートパタルン・ナコンスリータマラート（以上半島暹邏）其の他の諸縣にては廣大なる栽培園があり、市場用檳榔子（本樹の實）を採取してゐる。

本樹の栽培は檳榔子を咀嚼用に供する爲めで、青果を採取して二つ割又は四つ割とし、之に貝灰を塗布してベテル葉に包み、二、三の香料を加へて咀嚼する。本樹は種子によつて栽培し、爾後何等の手入を要せずして生長し、普通三年目より結實する。結實は通常年一回にて、一〇〇―一五〇箇を結ぶが、所によりて年二回結實する。因に其の栽培は南部暹邏にては相當有望なる事業と見做されてゐる。

咀嚼用乾燥檳榔子は輸出入共著量に上るが、併し其の量及市價には著しい變動がある。輸入は主として盤谷へ、輸出は主として半島諸港より行はれる

第八三表 乾燥檳榔子輸出入高表

出所＝一九二九年度暹羅貿易年報

（A）連年比較表

出入別＼年度		一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
輸出	玨	五、一四八、九〇〇	三、二六三、四四〇	一、一三三、四一〇	五、四八五、八〇〇	五、七七九、二六〇
	錢	一、六〇〇、〇九六	八七二、三七七	二四九、七八八	八九二、八七八	九五〇、四四八
輸入	玨	一、二八七、七七七	三、〇五三、五一九	三、三七六、八三〇	一、七一四、四五三	一、二八七、一四八
	錢	三〇六、六二八	六八七、二三七	七五八、三七七	四四四、〇三	三〇四、三〇六

（B）仕出地及仕向地別表（一九二九年度）

仕向地＼仕出地	新嘉坡	彼南	香港	印度	緬甸	其他	計
輸入仕出地	二、八〇、八三	三五、六一七	六五、六	—	二、八〇〇	一、二七、二四八	
輸出仕向地	四一四、八〇五三、二一〇	一、一〇〇	—	二八、〇〇〇	七三八〇	五七七九、二六〇	
	盤谷	ブーケツト	ナコンスリータマラート	パタニー	計		
輸出仕出地港別							

五　其他の椰子

右兩種の外主として製糖用の目的にてパルマイラ椰子（Palmyra Palm：Borassus Flabellifer）・砂糖椰子（暹名 Chok：Arenga Saccharifera）・ニツパ椰子等も栽植されてゐる。ニツパ椰子其の他の椰子より製出する粗糖は少量に過ぎぬが、パルマイラ椰子は甘蔗に亞ぐ主要糖源を提供してゐる。

パルマイラ椰子　全國にて本樹の切付を行つてゐるが、パタニー州及ペチヤブリー縣（ラーブブリー州）が最も盛んである。最近の數字を缺ぐが、一九二〇年迄は年々二〇萬擔内外の產糖があり、同年には二二三、六五〇擔を產出してゐる。產糖（ガリ）は糖菓用又は輸入糖の代用とされてゐる。切付採液法は古々椰子の場合と大同小異で、唯異る所は凡ての佛歴に同時に切付け、液の滲出は數日で停止する點のみである。切付季は中部にては十二―五月、パタニーにては六―九月で、一樹一季當り產量は一擔以下である。

砂糖椰子　一〇―三〇日間は毎日二回（毎日約半時間）花梗を前後に風折して置き、基部を一米殘して花梗を切離し、切斷部に石油空罐又は大なる竹筒を吊して滲出液を受取る。朝（六時）夕（四時）切斷面を更新して容器を取更へるが、朝は一罐（四ガロン）夕は其の半量の液を採取し得る。斯て同一花梗より四―五箇月間採液し得る。產液は大鐵鍋にて煮沸し、濃化すれば木葉で作つた直徑一〇糎深さ一糎の圓形の型に流込んで固化さす。斯して得たケーク二五枚を一束として檳榔葉に包み、之を現場渡し四〇士丹（一九二九年）にて賣る。製糖季は半島にては十一―四月にて、日當り一樹約二〇ケークの砂糖を產出する。

ニツパ椰子　莖を形成せる靑果を選び、六日間毎夜花梗を數回扁折して果實の頭部を切斷し、莖を曲げて下向とし、切口に竹筒を結付けて滲出液を受ける。竹筒は毎朝採集し、夕方切口を更新して更に竹筒を吊し置く。豐產なれば一切口より一夜一竹筒量（四・七―六・三合）を產し、一果より採取季間中（四箇月）採液し得る。產液は同樣にして煮沸し、濃化すれば竹筒又は土器に移して固化させる。

後二者は半島にては重要なる地方的產業をなしてゐる所がある。

六　甘蔗

概說　當國は古くより蔗作が行はれ、既に一八世紀の後半には其の植付面積は農作物中最も廣況に亙つた。爾後輸出糖の增加に連れて蔗作面積も漸增したが、一九世紀の中葉より輸出糖減少し、一方米作の發展に壓倒されて

第八四表 盤谷乾檳榔子卸賣價格連年比較表

單位＝擔當ノ銖
出所＝The Record

季別＼年度	一九二七		一九二八		一九二九	
	良質品	劣質品	良質品	劣質品	良質品	劣質品
四―六月	一六、八―一七、六二		九、〇〇―一四、五〇		一〇、〇〇	
七―九月	一七、〇〇		九、〇〇		一〇、六七	
十―十二月	一七、〇〇		九、〇〇		一〇、六六	
一―三月	一五、〇〇―一五、五〇		一二、六六		一〇、三三	

自然蔗作も衰退するに至つた。

蔗作は全國に行はれ、一九二〇年度の蔗作面積は五七、二一四噸、現今は稍減少して五萬噸内外を見積られてゐる。然し其の九三%はプラチンブリー・ナコンチヤイスリー・ピサヌローク・ナコンラーヂヤシマー諸州にて栽培されてゐる。就中プラチンブリー州のチョンブリー（プラーソイ）縣が蔗作最も盛であるが、殆ど全部が支那人經營の小園に過ぎない。甘蔗の種類は主として暹羅黍（長さ六呎の莖一本の重量平均三―四封度）にて、其の他新嘉坡黍（同上四―五封度）及赤黍（同上一・五―二封度）も栽培されるが、暹羅黍以外は赤黍の少量を除き凡て糖果として生食され、其の量一億一千萬本（總產蔗量の二七%、一九二二年一月發行「レコード」誌に據る）と見積られてゐる。

栽培法　栽培法には直植・移植の兩法を見るが、共に畦條栽培である。チョンブリー縣にては蔗作園は二回鋤耕及肥耕を行ひ、畦條（間隔三呎半）には三呎毎に穴を穿つて一穴三、四本宛甘蔗の稍を植ゑる。二、三呎に伸長すれば株の周圍は除草し、畝間を動耕する。本地方は全然降雨によつて栽培され十―四月の間に植付け、十二箇月にて成熟する。一般に第二年目時には三年目にも株出をなし、多くは無施肥にて栽培すると云ふ。尚首都附近にては地下水高き爲め二―三間毎に排水溝を設ける。

生産高　チョンブリー縣の產蔗量は平均噸當り二五〇擔（英反當り三七・二噸）にて、この甘蔗より產する糖量は氣候及土地の良否により年々相異があるが、一四―二一擔、普通一七・五擔（英反當り二・六噸、原料の七%）である。其の他の地方は栽培製糖共に粗笨にて、平均噸當り一五〇擔（英反當り二二・三二噸）の產蔗及七・五擔（英反當り一・一二噸、原料の五%）の產糖を普通とする。

蔗作適應性　世界糖產地と比較するに、當國の平均氣溫は爪哇と畧々等しく、玖瑪・布哇・臺灣等よりは遙かに高い。唯最高最低の溫差は玖瑪を除く右諸地よりも大であるが、最涼季の朝夕すら臺北の四月初の平均氣溫に等しく且涼期に收穫するやう栽培するが故に、氣溫上蔗作には大なる支障を見ない。但し爪哇其の他に比し發育期に於ける濕度が低いから灌漑設備の必要がある。土質も低地は粘土質にて耕作上不便であるが、各河川の中流以上は砂質の壤質埴土又は埴質壤土にて栽培に好適である。又風害たきことも「米作」に說述した通りである。

大規模の蔗作をなすには（一）簡易なる工事にて防水し得ざる洪水氾濫區域を避け（二）灌漑施設容易なる地方を（三）大陸性氣溫微弱にて海洋的氣候を有する南方近海地方を（四）道路設備一般に完備せぬが故に鐵道及舟運に便利なる地方を夫々選定するを要し、又（五）當國苦力の食料は普通屋主持であるから、甘蔗・米兩作に適する水利設備を有する必要がある。（「工業」及「稅制」參照）

七　棉花

沿革　當國民は太古より棉作を行ひ、既に三千年以前より自作棉を自紡自織した棉服を用ゐたものゝ如くである。然し外國貿易が開始され優良製品の輸入せられるに及び、棉作は自然漸衰するに至つた。然るに當國は棉作に絕好なる氣候を有するから、農務省は棉作の復興を企圖して柬埔寨・印度・埃及より種子を輸入し其の栽培を奬勵した爲め、柬埔寨種の如きは西曆一九一四年には二萬五千噸の栽培を見たが、耕作者は大戰以來引續く損害に大打擊を受けて棉作面積は次第に縮少し、最近五箇年平均は總棉作面積二萬三千噸に過ぎざるに至つた。

棉作適應性　當國は氣溫好適なると共に、劃然たる乾雨兩季があり、雨季中には成育に所要の雨水及灌漑水を得られ、乾季には棉花の成熟に充分な日光があり、雨による品質損傷其の他の被害は極めて少い。大面積の棉作適地がある。大棉產地たる米國及埃及の斯業勞働者よりも農業に習熟し、敎養があり、勞賃低廉なる（米國では日給收穫期一・二五―一・七五弗・栽培期一・七五―三弗）農民が棉作に充分な勞力を提供し、而も不足なれば支那・印度等より勞力の輸入も容易である。產物の搬出には特有の水路網と鐵道とがある。周圍には近く馬來聯邦及スンダ群島の如き人口稠密なる棉作不適の國々がある、支那・日本・滿蒙の如き棉類の大販路がある。のみならず國內は現に年額三千五百萬鎊に上る輸入棉花及綿絲布の市場である。如上當國は栽培・生產費・市場共に棉作竝に棉工業發達の顯著なる可能性を有してゐる。然るに今日迄斯業の充分なる發達を見ない所以は、蓋し（一）土人は施肥の觀念なき爲め比較的肥沃なる土地を選ぶこと（二）栽培法米作に比し面倒なること（三）產量少量にて運賃其の他の關係上當國產棉花の取引を喜ばれぬこと（四）棉花の市價米に比し不安なること等に歸す。米國にては生產費高く、印度にては既に棉作適地なく且農民は著增する人口に對する食糧生產に忙殺されてゐる爲め、棉作能力は著しく制限されてゐるから、將來の原棉は亞細亞及阿弗利加にて供給さるべく、如上の可能性より見て、當國にても政府の適當なる奬勵手段・農民の農業智識の進步・交通の發達等と相俟つて將來廣面積の棉作を見ることゝ思はれる。

棉花の種類　當國にて栽培される棉種には Gossypium arboreum Var. neeglectum (Tai Noi: チエンマイ其の他の地方に栽培) G. Nanking Var. siamense (後記) G. obtusifolium Var. Wightianum (Tai Samut: 北部殊にプレー地方に普植され、東部にも栽培) G. hirsitum (スコータイ縣及ウボンの南方に可成り廣面積に栽培) G. mexicanum (ウボン縣にて Tai Chan チエンマイ縣にて Tai Samut: 後者地方には稀に前者地方には多少廣面積に栽培) G. Punctatum (盤谷にて Tai Tet: 主としてスリン縣南部に栽培) 其の他數多の變種を見るが、其の中土產種も多い。右の中 G. Nanking Var. Siamense は Sir G. Watt が當國原產種であると指摘せるもので、棉毛が白色 (Tai Kão or Tai Lang) 又は錆色 (Tai Daeng) を呈する二種があり、北部暹羅より カーンブリー縣に亙つて栽培されてゐるが、殊に北部に普通である。併し當國には「商業的に棉作にせんとすれば何が純種の外國種（米國高地種）を專門家は推薦してゐる、本種は現今盤谷 (c.i.f.) 噸當り約二五弗）を輸入栽培する必要があると云ふ。

栽培法　棉花は北部東部兩暹羅及中部暹羅の北部に栽培されてゐる。右の中高地にては雨季の初に土地を整理して點播し、約二尺に達すれば摘心する。播種後三ヶ月內外にて乾季に入れば最も成績良好である。二、三年株出を試みるものがあるが、病蟲害（一種の蚜蟲又は Red Rock 等）が甚だしい。低地にては普通雨季の終り河水氾濫中に壠及雜草を刈つて水中に沒入せしめ、力めて濁水を引き、減水するも勦耕することなく其の上に播種する。密生すれば漸次に間引く。收穫は三―四月中に終るが、出荷は六月以降河川の增水を待つて水運によつてなす。

生產費　生產費の最高項目たる勞銀（日當り一・二五―三弗）甚だ高き米國に於て、生棉の平均生產費は封度當り九―一四仙（米貨）であるから、農作勞銀甚だ低き（日當り食費込にて〇・七五―一銖）當國に於て科學的に棉作すれば、生產費は著しく低廉なるべきは勿論である。尚地稅は噸當り〇・三七銖である。

第八五表　州別棉作面積連年比較表

單位＝噸
出所＝一九二九年度農務統計年鑑

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Pisanulok	二、八七〇	二、七〇七	一、三〇四	二、一二五	一、八九二
Nokon Sawan	七五	一四〇	—	—	—
Bayrap	九九六	四、〇五二	四、四一五	三、八一七	一、九五六
Udorn	五、一三三	四、〇六四	四、六三二	三、九一五	四、二六一
Nakon Rajasima	一三、九八四	一〇、〇一二	九、四五〇	一二、〇二〇	一〇、〇八〇

第八六表　州別棉花總產量及噸當り產量運年比較表

出所＝同廳報告

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
全國計	噸	噸	噸	噸	噸
總產量	五三五六	三一八五三	三四八〇四	三七五六	三八三五
噸當り	二七三	一七六	一七四	一七五	二一二
Nakon Rajasima 總產量	二四八四四	一四三四五	一七三〇	一七三二	一九八六
噸當り	一七六	一四一	一六三	一七一	一九八
Udorn 總產量	二一七四四	一六六九	一〇一五三	一七九	二一八四
噸當り	二一四七	一六六	一七一	一七一	二一八四
Nakon Sawan 總產量	一九五四	一三五〇	一三五五	一三五	一八〇
噸當り	一九五四	一三五〇	一三五五	一三五	一八〇
Bayap 總產量	二五三六	一九三五	一七四三	一五四	二一八四
噸當り	二一二五	一六六	一七一	一五四	二一八四
Pisanulok 總產量	四六七九	三三五六	一四三五	三八六	三四一一
噸當り	二六三	二三五	二一四	二一四	二一八〇

第八七表　盤谷棉花卸賣價格運年比較表

出所＝The Record

四半期別＼年度	一九二七	一九二八	一九二九
繰綿	四〇—四四	四三—四五	四五—四七
實綿	一四三—一四五	一四五—一四七	一四七—一四九
繰綿	四四—一〇〇	四五—一〇五	四七—一〇〇
實綿	一四五—一五〇	一四七—一五〇	一四九—一五〇
繰綿	四四·〇〇	四五·〇〇	四七·〇〇
實綿	一四五·〇〇	一四七·〇〇	一四九·〇〇

第八八表　州別棉花總產量及噸當り產量運年比較表

出所＝同廳報告

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
全國計	噸	噸	噸	噸	噸
總產量	五三五六	三一八五三	三四八〇四	三七五六	三八三五
噸當り	二七三	一七六	一七四	一七五	二一二
Nakon Rajasima 總產量	二四八四四	一四三四五	一七三〇	一七三二	一九八六
噸當り	一七六	一四一	一六三	一七一	一九八
Udorn 總產量	二一七四四	一六六九	一〇一五三	一七九	二一八四
噸當り	二一四七	一六六	一七一	一七一	二一八四
Nakon Sawan 總產量	一九五四	一三五〇	一三五五	一三五	一八〇
噸當り	一九五四	一三五〇	一三五五	一三五	一八〇
Bayap 總產量	二五三六	一九三五	一七四三	一五四	二一八四
噸當り	二一二五	一六六	一七一	一五四	二一八四
Pisanulok 總產量	四六七九	三三五六	一四三五	三八六	三四一一
噸當り	二六三	二三五	二一四	二一四	二一八〇

產量　棉は河畔の沃地にて噸當り三擔內外にて、其の他の地は甚だ低く、竹籠に入れて棒にて堅く壓搾して荷造りするが、他は實綿の儘販賣に奉であろ。產棉は一部を種子を取る爲め繰綿にするが、

第八六表　州別棉花總產量及噸當り產量運年比較表

出所＝同廳報告

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
全國計	噸	噸	噸	噸	噸
總產量	五三五六	三一八五三	三四八〇四	三七五六	三八三五
噸當り	二七三	一七六	一七四	一七五	二一二
Nakon Rajasima 總產量	二四八四四	一四三四五	一七三〇	一七三二	一九八六
噸當り	一七六	一四一	一六三	一七一	一九八
Udorn 總產量	二一七四四	一六六九	一〇一五三	一七九	二一八四
噸當り	二一四七	一六六	一七一	一七一	二一八四
Nakon Sawan 總產量	一九五四	一三五〇	一三五五	一三五	一八〇
噸當り	一九五四	一三五〇	一三五五	一三五	一八〇
Bayap 總產量	二五三六	一九三五	一七四三	一五四	二一八四
噸當り	二一二五	一六六	一七一	一五四	二一八四
Pisanulok 總產量	四六七九	三三五六	一四三五	三八六	三四一一
噸當り	二六三	二三五	二一四	二一四	二一八〇

輸出入高　生綿は殆ど國內消費に供せられ、唯ビサヌローク州に少量の輸出用生綿を生產するに過ぎざる。當國產棉は繰綿實綿共に產棉を異にする長短强弱區々の纖維を混合し居り、輸出甚だ困難なる現狀にある。輸出綿は凡て盤谷より輸出されろ。

第八八表　生綿及綿製品輸出高運年比較表

出所＝一九二九年度商務省報告

品名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
生綿	噸	噸	噸	噸	噸
再輸出	四八三10	三七六0	三四三0	三三五10	三三一10
綿絲	六六九八	九0·八八	六三九七	六0·三三	五0·三三
綿織物	四三五一	三三九七	二三八六	二一四10	二一四10

第八九表　生綿及綿製品輸入高運年比較表

出所＝同廳報告

品名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
綿絲	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩
(1) 生綿	六七1三0	10三三九	1三三九二	1七六0	六1三五六
綿絲	三0七三九	九四八	10·六六六	1三三五六	九四五六
綿屑	1三三六九四	六0·七五	六三·八三	九四八0四	三六·三三
綿織物	六三四六三	四0·四四	三八五六四	四三·六四	三八·六四
綿絲	三七三六四	三七·六四	四三·六四	三七·六四	三四·六四
綿絲	六0·0三三	六三·六四	六六·三三	六三·六四	六六·三三
綿絲	六六·三三	六六·三三	六六·三三	六六·三三	六六·三三

消費に供す。

產綿は大部分栽培業者にてこれを自紡手織して耐久力ある粗布さなし、地方

栽培面積

(A) 州別棉花作況運年比較表

出所＝一九二七年度農務局報告

單位＝畝

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Ayuthya	三七0	六		四0六	四0三
Prachinburi	五三0	三五0	五0三	三五六	1七0
Nakon Chaisri	二七九	七四四	六七	1三七	四八0六
Rajburi	八七六	1三三五0	1三七三五	九五三三	八六四四
Nakon Sawan	二三四八	一二五三	七1三	1三五三五	1三0五
Pisanulok	11三四0	八三七	10三三八	11三五五六	九七三三
Bayap	11六七	九八二九	二五六三	1三0三五	二0七0四
Udorn	三五六	三10七	三五七八	五三二八	四三三八
Nakon Rajasima	11四七	1四六八	11三0九	1六七三	1四三九六
Chanthaburi			10五		六0
Nakon Sritamarat	三二八四	二七00	一二八六	一七三四	二01六
Phuket		一二三	一二10九		
Patani	九00	六三五	三四六六	六五五	一三六
全國計	五四七二	五六六四	五六五三五	六三四六六	六三八二

(B) 總產量及噸當り產量表

單位＝噸

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
總產量	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Ayuthya	1·10	六		四0六	四0三
Prachinburi	五三0	三三六	九六	四七	三三五
Nakon Chaisri	六四六	五六三	六	四六0九	四三·00
Rajburi	三三七六0	一五六四0	一九三九	三三0五0	三三·七三
Nakon Sawan	四三·三	二三四四	七三	一三·00	一·三六
Pisanulok	一五六三一	一一五五五	10·1	一三七1	一·四一
Bayap	二六三九三	一三七三	一三0六	一七六	一·三五
噸當り產量	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Ayuthya	1·00	1·00		1·00	1·00
Prachinburi	1·00	0·九五	一·九	一·三七	一·三六
Nakon Chaisri	一·三三	0·七六	0·九1	一·三0	1·00
Rajburi	一·五六	一·三九	一·五三	一·三三	一·三六
Nakon Sawan	一·00	一·00	一·00	一·00	一·00
Pisanulok	一·四一	一·四六	一·00	一·00	一·三六
Bayap	一·三五	一·四0	一·四三	一·三五	一·三六

備考　(1) 一九二六年度以前はカポックを、一九二七年度以前は綿生糸・カポック以外の繊物原料を含む

第九〇表　州別煙草作況運年比較表

出所＝一九二七年度農務局報告

單位＝噸

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
收穫高	噸	噸	噸	噸	噸
Ayuthya	1·10	六		四0六	四0三
Prachinburi	五三0	三三六	九六	四七	三三五
Nakon Chaisri	六四六	五六三	六	四六0九	四三·00
Rajburi	三三七六0	一五六四0	一九三九	三三0五0	三三·七三
Nakon Sawan	四三·三	二三四四	七三	一三·00	一·三六
Pisanulok	一五六三一	一一五五五	10·1	一三七1	一·四一
Bayap	二六三九三	一三七三	一三0六	一七六	一·三五
作付反別	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Ayuthya	三七0	六		四0六	四0三
Prachinburi	五三0	三五0	五0三	三五六	1七0
Nakon Chaisri	二七九	七四四	六七	1三七	四八0六
Rajburi	八七六	1三三五0	1三七三五	九五三三	八六四四
Nakon Sawan	二三四八	一二五三	七1三	1三五三五	1三0五
Pisanulok	11三四0	八三七	10三三八	11三五五六	九七三三
Bayap	11六七	九八二九	二五六三	1三0三五	二0七0四
Udorn	三五六	三10七	三五七八	五三二八	四三三八
Nakon Rajasima	11四七	1四六八	11三0九	1六七三	1四三九六
Chanthaburi			10五		六0
Nakon Sritamarat	三二八四	二七00	一二八六	一七三四	二01六
Phuket		一二三	一二10九		
Patani	九00	六三五	三四六六	六五五	一三六
全國計	五四七二	五六六四	五六五三五	六三四六六	六三八二

煙草

產地　中部平原及半島にては廣面積の栽培は見ぬが、終し到る處で不定作さして栽培されてゐろ。然し本作の最も盛なのはメナムチャオヒアー及其の支流の上流地方に印ちパーヤップ州並にナコンラーチャシマー州に於けろ河岸及洲の輕鬆肥沃なる沖積土にて、殊にパーヤップ州にては米作刈入後の圭麥作物をなす。亞いでビサヌローク州・ラーブリー州等が重要である。

適應性　當國殊に北部諸州が良質の紙卷煙草を產出し得ろは疑なく、外國の大煙草會社連も當國に於ける試作園及工場開設の可能性を認めてゐる。

農務局は比律賓の風土に類らした米國種三變種並に直接米國及支那より夫々一變種を輸入し、先づチェンマイ地方三ケ所に、次いでチェンライの北方に植付けて外國種の試作を開始してゐる。未だ其の報告を見ぬが唯ドイステープ山側の高部は成績最も良好であつたさ云ふ。

栽培及產量　當國にては苗代に種子を蒔いて苗を仕立て、二尺內外に達すれば移植する。移植後除草鞭蟲等も行ひ、幼葉は喫煙草に、其の他は下葉より缺き、之を竹簀に立べて炙五に天日及濕氣に曝らす。當國の煙草作は多く農民の片手間栽培にて、栽培法及煙草の製法共に粗笨であるから、產品は除り良質でないが、刈取・乾燥・貯藏等に今一層注意すれば、容易に英領印度・爪哇・ボルネオ產に比して遜色なきものを產出し得ると云ふ。

州名	年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Udorn		六七八六	六八四四	一三八四三	四七九七	三二八
Nakon Rajasima		一八二六	一〇七五四	一三九七五	一四五〇五	一・二一
Chanthaburi		—	—	七七	四八	一・二四
Nakon Sritamarat		五三二四	二七四五	一八三七	一三三三	一・六一
Phuket		—	六二〇	—	—	〇・九八
Patani		八四七	九七一	六〇八六	三〇八六	〇・九四
全國計		一二九二三五	七三六四六	三三二一〇	一二九二三七	八九三九九

州名	年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Udorn		一二七三八	七七九八二	八二八九八	八二九五二	一〇六
Nakon Rajasima		二九五九〇一	二三二五三	二三一九四八	二〇五三七〇	一〇二
Chanthaburi		三六一四九一	二三二九〇一	二三一八六二	二〇五三七〇	一〇二
Nakon Sritamarat		三七九一六四四	三三五七四七九	三三一八六二八	三〇九三五九一	一〇二
Phuket		七三三三〇一	四六二二七	三三一八六二八	三〇九三五九一	一〇二
Patani		四六九三	四六九三	三三一八六二八	三〇九三五九一	一〇二
全國計		三三〇八六一	三〇八六一	三三一八六二八	三〇九三五九一	一〇二

州名	年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Udorn		六七八六	六八四四	一三八四三	四七九七	三二八
Nakon Rajasima		一八二六	一〇七五四	一三九七五	一四五〇五	一・二一
Chanthaburi		—	—	七七	四八	一・二四
Nakon Sritamarat		五三二四	二七四五	一八三七	一三三三	一・六一
Phuket		—	六二〇	—	—	〇・九八
Patani		八四七	九七一	六〇八六	三〇九三	〇・九四
全國計		一二九二三五	七三六四六	三三二一〇	一二九二三七	八九三九九

州名	年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Udorn		六七八六	六八四四	一三八四三	四七九七	三二八
Nakon Rajasima		一八二六	一〇七五四	一三九七五	一四五〇五	一・二一
Chanthaburi		—	—	七七	四八	一・二四
Nakon Sritamarat		五三二四	二七四五	一八三七	一三三三	一・六一
Phuket		—	六二〇	—	—	〇・九八
Patani		八四七	九七一	六〇八六	三〇九三	〇・九四
全國計		一二九二三五	七三六四六	三三二一〇	一二九二三七	八九三九九

國內消費及輸出入　暹民は甚だ喫煙を好み、老幼男女の區別なく愛喫する。故に國內消費は莫大にて、國內産の大部分は勿論年々多量の支那及米國産品を輸入して消費する。往昔は上下共に國産品のみを喫用した。國産品は一般に味辛烈であるが(土人は却て辛烈なのを好む)、ペチヤブーン及カーンブリー兩縣(ラーザブリー州)の産品は稍々良質にて、宮廷用に供ぜられつゝある。然るに其の後優秀なる外國産品に壓倒され、自國産品は僻地の村民により纔に需要を見つゝあると云ふ。併し、如何にも奇異とするは、年々少量の煙草を盤谷より輸出しつゝある事である。

第九一表　煙草輸出高連年比較及仕向地別表　出所＝一九二九年度通商彙纂年報

項目＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
連年比較(擔)	一六二一八	一五三二四	一三九九九	一三三一九	一〇二六七
〃(錢)	九九〇〇四	九〇七一五一	八二七四五七	七九八二七五	六二五五二三
仕向地別(一九二九年度)(擔)	新嘉坡 九五九〇	馬來諸州 六〇九	彼南 五四	香港及支那 三四	計 一〇二六七

第九二表　煙草輸入高表　出所＝同前書

品名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
卷煙草(千錢)	一二七三八	七七九八二	八二八九八	八二九五二	一〇六
紙卷煙草(千錢)	二九五九〇一	二三二五三	二三一九四八	二〇五三七〇	一〇二
製造煙草(千錢)	三六一四九一	二三二九〇一	二三一八六二八	二〇五三七〇	一〇二
未製造煙草(千錢)	不明	不明	六五九八四六	三〇〇八六	一〇二

(B)　仕出地別表(一九二九年度)　單位＝磅

品名＼仕出地	葉卷煙草	紙卷煙草	製造煙草	未製造煙草	計
英本國	一六	一〇〇五二四一	九一三	二〇六九二	一七一八六三
香港	四一五九六	二四六八五〇	三四四五三	八九九八	一〇四八九一
彼南國	三〇〇一	二一二九五七	五二七六四	八	五一二六七一
緬甸	一	一〇一九三四	四一八二三	一〇	二七一一六
新嘉坡	三	一七六〇〇	一四〇八四	一一九七	三二九一一
佛蘭西	—	二一八二一〇	二一九七	三五〇	三三一〇
蘭領印度	一八一三六	三四二	一	二五	一八四七九
佛領印度支那	八	九八三〇	六三	一	一〇五三
比律賓	一六五一	四二	—	—	一七六〇
和蘭	一〇九	六	七	—	一〇五
丁抹	七	六	七	—	一〇
其他	九	一八九一	三三	—	一〇二

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Ayuthiya	三五〇	一五九八	一一一一	一四七五	八〇〇
Prachinburi	四〇〇	一二八	一一六六	九九四	一〇六七
Nakon Chaisri	二〇四	五三	七五	九八六	二四四
Rajburi	六三九	三四〇七	九五一	一七七〇	一二六六
Nakon Sawan	二一九	三四七	六六六	二四一	四六九
Pisanulok	七二五	一四三五	一八八九	一八〇七	一八三

九　胡麻

產地及栽培法　本作は近來大いに奬勵された爲め全國に亙つて廣汎に栽培され、其の面積も逐年增大しつゝある。アユテイアー・ピサヌローク州最も盛にて、全産量の過半を産出する。亞いでラーザブリー州も著量の産量を示してゐる。ラーザブリー・其の他の州にては時として年初に米田に栽培され、米作に間に合ふやう收穫する。

第九四表　州別胡麻作面積連年比較表　單位＝畝　出所＝一九二九年度通商統計年鑑

州名＼年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Ayuthiya	一五九八	一一一一	一四七五	八〇〇	
Prachinburi	一二八	一一六六	九九四	一〇六七	
Nakon Chaisri	五三	七五	九八六	二四四	
Rajburi	三四〇七	九五一	一七七〇	一二六六	
Nakon Sawan	三四七	六六六	二四一	四六九	
Pisanulok	一四三五	一八八九	一八〇七	一八三	
計	一八一九五二	三一八五一七五	三三一四八三	三一二〇一五	三二七六三四

產量及繰出　當國産には白胡麻及黑胡麻の二變種があり、木製壓搾器を用ゐ手力又は牛力にて油分を搾取して料理用(殊に椰子油の得難き地方にて)に供し、殘滓は家畜の飼料又は窒素肥料とする。大部分は國內にて消費されるが、少量は支那に輸出され、菓子の原料に供ぜられる。

第九五表　州別胡麻總產量及噸當り產量連年比較表　單位＝擔　出所＝同前表

州名＼項目＼年度	產量 一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	噸當り產量 一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Ayuthiya	九〇〇	二・八二	八三七一	七五四四	四六〇〇	二・五一	一四三	二・六一	五・一	五・七五
Udorn		四一八六	一一五九	一九九九	一九二五	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
Nakon Rajasima		八四一	七五四	八〇三	六六四	九四	八四七	八四七	八四七	八四七
Chanthaburi		三・二八五	一・一〇三	一・一八五	一・一九五	一・一九五	一・一九五	一・一九五	一・一九五	一・一九五
Nakon Sritamarat	一〇七八九	一一八六六	一一八〇三	一〇七〇五九	七九〇九					